

賀  
來  
莊  
史  
料



一 續日本紀

(天平十三年三月)

聖武天皇詔シテ諸国ニ七重塔一区ヲ造リ金光明最勝王經・法華經ヲ写サシム

○乙巳、詔曰、朕以薄德、忝承重任、未弘政化、寤寐多慚、古之明主皆能先業、國泰人樂、災除福至、修何政化、能臻此道、頃者年穀不豐、疫癘頻至、慙懼交集、唯勞罪己、是以廣爲蒼生遍求景福、故前年馳驛、增飾天下神宮、去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊、像高一丈六尺者各一鋪、并寫大般若經各一部、自今春已來、至于秋稼、風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓願、靈呪如答、載惶載懼無以自寧、案經云、若有國土講宣讀誦、恭敬供養、流通此經王者、我等四王、常來擁護、一切災障、皆使消殄、憂愁疾疫、亦令除差、所願遂心、恆生歡喜者、宜令天下諸國各敬造七重塔一區、并寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各一部、朕又別擬寫金字金光明寂勝王經、每塔各令置一部、所冀聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明而恆滿、其造塔之寺、兼爲國華、必擇好處實可長久、近人則不欲薰晷所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾、兼盡潔清、近感諸天、庶幾臨護、布告遐迩、令知朕意、又每國僧寺、施封五十戶、水田・十町、尼寺水田十町、僧寺必令有廿僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼寺一十尼、其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受教戒、若有闕者、卽須補滿、其僧尼、每月八日、必應轉讀寂勝王經、每至月半、誦戒羯磨、每月六齋日、公私不得漁獵殺生、國司等宜恆加檢校、

僧寺ニ封五十戶  
水田十町尼寺ニ  
水田十町ヲ施ス

大分郡ニ僧寺尼  
寺アリ

二 豊後國風土記

○荒木田久老本  
寧楽遺文下

○大分郡全文ヲ「荏隈郷史料」一号ニ收ム。中ニ「寺貳寺、僧寺、尼寺」ト見ユ。本文省略。

三 豊後國分尼寺墨書土器銘

○大分市歴史資料館蔵  
大分市大字国分出土

<sup>(外側底部)</sup>  
〔方〕  
〔破損〕  
〔尼〕

尼 寺

天長九年

○土器底部径七・七種。他ニ「尼寺」、「東」、「淵」等ノ墨書銘アル土器破片アリ（口絵写真参照）。

四 倭名類聚抄

○大分郡諸郷ヲ「荏隈郷史料」三号ニ收ム。本文省略。

阿南郷黒田里九坪一町ヲ由原宮大般若修理料田ニ寄進ス

平丸郡司藤原貞助

五 平丸郡司藤原貞助田地寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

奉寄

八幡由原宮大般若經修理料田壹町事、

在 阿南郷内、

黒田里<sup>(致)</sup>救坪、

右、件奉寄修理料田者、依宮師僧院清申請、平丸郡司藤原貞助所奉寄料田也、仍申請國衙免判、令停止萬雜事、長於社領田、彌致國吏大平祈禱、且藤原貞助爲被致息灾安穩祈誓、所奉寄如件、

保延五年八月 日

平丸郡司藤原朝臣<sup>(貞助)</sup> (花押)

○「由原宮印」三顆アリ。右ノ阿南郷黒田里九坪一町ノ大般若經修理田ハ、ノチノ文書ニヨレバ、「大般若修理田一丁<sup>在賀来</sup>」トアリ(一五号)、又「大般若修理田一丁<sup>賀来</sup>」トモ記サレテオリ(三九号)、ノチ賀来荘(オソラク、賀来川下流右岸ノ条里制遺構残存地域ノ内)ニ入ルモノ、如シ。仍テ本文書以下大般若修理田関係史料ヲ、当荘ニ掲グ。

賀来荘

賀 來 莊

三四八

六 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
一院清解狀 久安元年十二月

(外題)  
「依申請、名桑伍拾本 名臯參丁 免了、(花押)」

八幡由原宮師僧院清解 申請 官長殿裁事、

請被殊任 解狀旨裁定子細狀、

言上 貳箇條、

一 請被任前例裁免桑事、

官長殿

右、件桑爲奉繼毎年御放生會物纒也、大菩薩由原御山依往昔緣、令居住已來、隨院清寶前近仕、經數代次第代輩也、爰案倩事情、非官長殿御命者、天福皆來、地福圓滿、所望可有哉、仍爲蒙裁定、注子細言上如件、以解、

名臯ヲ裁免セラ  
レンコトヲ請フ

一 同可被任前例裁免、院清社内名臯事、

右、件名臯者、毎年三箇度節會御行拂治料、以地子麥、所充下也、大菩薩止言說不知幾千萬云事、

非人閒莊嚴者、所凡夫難知也、仍爲蒙官長殿重裁免、令拂治、注子細言上如件、以解、

久安元年十二月 日

○由原宮印」  
八顆アリ。

僧院清 上

七 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「久安三年二月廿三日院清

〔宋〕「明治十六迄 七百四十一年」

〔端裏〕  
「(花押)」

〔外題〕  
「前司應宣明白也、早可立用之、

目代——〔花押〕

目代奉免ス

前司宣ニ任セ  
大般若修理料  
田一町ヲ奉寄セ  
ラレンコトヲ請  
フ

八幡由原宮師院清解 申請 留守所裁事、

請被殊且任解狀旨、且任前司殿御廳宣奉寄、大般若修理料田壹町子細狀、

在阿南郷内、

黒田里九坪、

右、謹檢案内、所奉被安置當宮之大般若經、云當宮之勤、申國內祈、奉轉讀之間、追日破壊、送月  
損帙、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請 留守所裁、任前司殿御廳宣、令御奉寄、參宮每度  
殊致丁寧、爲奉祈萬歲寶竿、勒在狀、言上如件、以解、

久安三年二月廿三日

僧院清 上

○「由原宮印」六顆アリ。阿南郷黒田里九坪壹町ノ大般若修理料用ハ、ノチ賀来荘ニ入ル（一五・三九号參  
照）。

賀来 莊

八 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

留守所奉免ス

大般若經修理料  
田一町ノ奉寄ヲ  
請フ

〔外題〕  
一任代々免判、早可件坏立用之、〔花押〕

八幡由原宮師院清解 申請 留守所裁事、

請被殊任先々免判旨、奉寄大般若經修理料田壹町子細狀、

在阿南郷内、

黑田里<sup>(改)</sup>坎<sup>(改)</sup>坏、

副進代々免判等、

右、謹檢事情、所奉安置當宮之大般若經、云當宮之勤、申當國祈、奉轉讀之間、追日破懷<sup>(つひ)</sup>送月損失者、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請留守所裁、任先々免判旨、令御奉寄者、參宮每度殊致丁寧、爲奉祈萬歲寶筭<sup>(算)</sup>、勒在狀言上、如件、以解、

仁平元年七月 日

僧院清 上

○「由原宮印」  
六顆アリ。



九 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
一院清解狀  
仁平二年七月  
保元四年五月

国衛奉免ス

由原社頭桑五十  
本ヲ以テ面額料  
宮師法服料トシ  
テ免除サレシ  
トテ請フ  
小原ノ桑

八幡由原宮師僧院清解 申請官長殿裁事、

〔外題〕一件桑、有限神用奉免〔除所力〕也者、任先例免除如件、敢不可違失者、〔子細力〕

請被殊任先例裁定、由原社頭桑内五十本、面額并宮師法服料可被免〔子細力〕狀、

右、謹檢先例、御放生會之帽額并宮師之法服者、當宮御領之内、以少原之桑被宛下事、舊例也、雖然、先年之比、依爲便宜、由原之桑卅本者、面額料、廿本〔小〕宮師之法服料令宛免事、先已竟、誠情竊吾朝日域之内、或樹下占寶龕、或田里構靈社、爲致信敬、盡渴仰之輩、與物結縁之利益、敢不可稱計者乎、然其中當國之内、由原之山脚自被崇御已來、僧院清纔由往昔毫因、親踏御殿、續其氏已後、既經十四代畢、加之、又官長殿、忝酬宿殖厚縁、社務執行之其一人御者歟者、且御祈誓之基也、本自給免之上、彌爲寡向後之驗、仰異裁報而已、仍勒子細言上、如件、以解、

仁平二年七月 日

僧院清 上

○「由原宮印」  
四顆アリ。

賀 來 莊

一〇 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「院清解狀」

目代免除ス

(外題)  
「可依先例之、」

目代——(花押)

八幡由原宮師院清解 申請 留守所裁事、

大般若經修理料  
田一町ノ奉寄ヲ  
請フ

請被殊任先先免判旨、奉寄大般若經修理料田壹町子細狀、

(大分縣)  
在阿南郷内、

黒田里玖坪、

副進代代免判等、

右謹檢事情、所奉安置大般若經、毎年兩季奉轉讀之、當社往古佛事、當國祈誓勤修也、然閒、追日  
破壊、送年損滅者、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請留守所裁、任先 免判旨、令奉寄者、  
參宮每度殊致丁寧、奉祈萬歲寶算矣、仍勒在狀、言上如件、以解、

久壽二年正月 日

僧院清 上

○「由原宮印」  
五顆アリ。

二 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
一院清解狀

(異筆)  
「久壽三年六月十一日」

官長大神朝臣免  
除ス

(外題)  
一如解狀者、社頭桑□拂除料畠、殊者神事□優免之趣、可任先例也、

散位大神朝臣(花押)

(八)  
□幡由原宮宮師僧院清解 申請官長殿御裁事、

請被殊任先例裁定、由原社内桑内五十本、帽額并法服料、畠□<sup>(者力)</sup>每年三介度御行拂除料、可令免除<sup>(幸)</sup>

由原社内桑五十  
本ヲ帽額并法服  
料ニ畠ハ三ケ度  
御行幸払除料ニ  
免除サレシコト  
ヲ請フ

子細狀、

副進代代證文一通、

右、謹檢先例、御放生會之帽額料、并宮師之法服料者、當<sup>(宮御領之)</sup>□内、以小原之桑、被宛下事先例

也、雖然、先年之比、依爲便宜、以由原桑卅本帽額料、并社頭畠者、每年三箇度御行<sup>(幸)</sup>

拂除料、令免除事、其證文顯然也、抑倩竊我朝日域之□中雨降御事、偏爲守護上王位頭下萬民<sup>(力)</sup>

也、其中致信敬、盡渴仰之輩、蒙其利益事、敢不可勝計者也、然當國之内、由原之山麓自<sup>(被崇御已)</sup>

來、僧院清依往昔厚緣、親踏御殿續其氏、既經十四代<sup>(畢、加之)</sup>□又、令成官長之職御事、忝 神慮之校

計也者、且爲御祈禱、任先例、可令免除、而以、仍勒子細言上、如件、以解、

久壽三年六月十一日

僧院清<sup>(上力)</sup>□

賀 來 莊

賀 來 莊

三五四

○「由原宮印」  
二顆アリ。

### 三 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「保元四年五月廿五日」

〔明治十六年迄  
七百卅一年〕

院 清

〔外題〕  
「件桑伍拾本、任先例、以由原桑可免用之狀、如件、

地頭散位紀（花押）」

地頭紀某奉免ス

由原社内桑五十  
本畠三町ヲ免除  
セラレシコトヲ  
請フ

八幡由原宮宮師僧院清解 申請 官長殿御裁事、

請被特任先例裁定、由原社内桑内五十本、帽額并法服料、又畠三町毎年三介度御幸拂除料、可令  
免除事、

副進代代證文一通、

右謹檢舊儀、放生會之帽額料并宮師之法服料者、當宮御領内以小原之桑、被宛下事、往古例也、雖然先年之比、依爲便宜、以由原之内桑、帽額料卅本、法服料廿本、配分畢、又社頭畠地、毎年三介度御行御寶前拂除料令免除事、其證文明（白丸）者、任代代判免之旨、令加證判者、朝帝鎮護之祈誓也、  
□致信心、陳謁仰（憑）之輩、其利益顯然也、何況備地頭預官長職事、忝 神明之計也、仍且爲御祈禱、

任先例、可令免除耳者、勒子細言上、如件、以解、

保元四年五月廿五日

僧院清上

○「由原宮印」  
五顆アリ。

三 地頭散位紀某下文

○粹原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「社領 免除狀」

下久武 (所カ)

可早立用募除、名畠參町事、

右件麥畠、爲由原宮社頭之内御精治、依先例、可募立用狀、所仰如件、

平治元年潤五月十五日

(地頭)  
散位紀 (花押)

地頭官長紀

名畠三町ヲ精治  
料トシテ立用セ  
シム

○「由原宮印」  
四顆アリ。

賀 來 莊

一四 使大江某下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

伴宗門ヲ弁官并  
兼職等ニ補任ス

下 神官等所、

不可致牢籠宗門朝臣所職等事、

補任辨官并兼職等事、

伴朝臣宗門、

右以人、如本爲辨官、可令知行社内神事、於非例者、自今以後、可停止直政之沙汰、今亦不可有違背、神官等宜承知、勿違失、故下、

平治元年九月 日

使大江（花押）

○「由原宮印」  
五顆アリ。

一五 由原宮師僧院清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

（端裏書）  
「讓狀」

嫡子定清ニ宮師

讓與

職給免田等ヲ讓ル

宮師職事、

所分田坪々事、

季供田一丁  
在笠和

祭文田一丁

法花講田一丁

燈油田一丁  
在植田

同  
一丁  
在笠和

讀師田  
五段  
在笠和

安居田  
三段  
在石迫

潤月田  
二段  
在石迫

大般若修理田  
一丁  
在賀來

新立仁王講田  
一丁  
在賀來

在限早田  
三段

又藪々拂除料畠貳町

仁王講  
五段  
在石迫

石本參□加藪 安主藪 眞藏房藪

東深谷 水尾

居藪 清二郎藪 平野 今山 垣弘藪

又二番三昧田同讓了、  
右、僧定清依嫡子、所讓與實、更以後日之相論、可停止之、仍所分如件、

長寛二年九月三日

(院清力) 僧 (花押)

所分定明白也、仍神官等加判、

御馬所伴

權大宮司

賀來莊

○「由原宮印」黒印二顆・朱印七顆アリ。本文書大戦中、神庫ノ雨漏リノタメ、上半部ヲ濕損セリ。今東京大  
学史料編纂所影写本ニ抛リ補フ。

一六 由原宮宮師僧定清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「定清

御前檢校尊印 解狀

(異筆)  
「長寛二年一月 日  
承安二年五月」

(外題)「一件公事、自國衙無宛行之議、全以不知子細、何進公事哉、早可令停止之狀、如件、

目代——(花押)」

由原宮師僧定清解 申請 留守所御裁事、

請被特任解狀旨裁定、有限國司奉免新立大般若仁王講田、權掾大宮司則時張行公事不當子細  
狀、

右謹檢案内、爲蒙 當社大菩薩二世之利益、殊致清淨丹誠、所令奉免新立給田也、雖然、則時配行  
公事條、令忽諸國威、又似打留國史安隱之祈願者歟者、重賜免判、彌欲致天長地久之祈誓而以、望  
請恩裁、且爲大菩薩御法樂、且爲 神慮隨順、令加憲法裁報、彌仰正理之貴矣、仍勒子細言上、如  
件、以解、

目代公事ヲ停止  
セシム

新立大般若仁王  
講田ニ權掾大宮  
司則時ノ公事ヲ  
課スルヲ停メラ  
レンコトヲ請フ



長寛二年十月 日

僧定清 上

〔(異筆)於檢田雜事者、非國衙公事議、各依傍例、可致其沙汰之狀、如件、

〔(花押) 〕

○「由原宮印」六顆アリ。「新立仁王講田」ハ「(一丁)在賀來」トアリ(前号文書)。

### 一七 由原宮宮師僧定清・御前檢校僧尊印連署解狀

○(藤原賴經) 由原八幡宮文書  
大分県史料九

〔(裏打紙端裏書) 承安二年 定清 〕

〔(外題) 如解狀者、尤有其謂、任先例旨、可致沙汰之狀、如件、  
〔(藤原賴經) 花押 〕

八幡由原宮宮師僧定清并御前檢校僧尊印等解 申請 國裁事、

請被且蒙 國恩、且依奉祈寶算、裁免、爲平丸辨濟使、大般若修理料田・仁王講田・最勝講田

等、切宛 建春門院御願寺作料等、令苛責難堪 〔 〕

右、謹檢舊貫、於件修理料田・仁王講及最勝講田等者、停止萬雜公事、奉免事、已以及多年、仍其

後或加修理、或講五忍妙文、奉增 御威光、奉祈國吏寶算事、于今無懈怠、而今爲 建春門院御

〔(造心) 作料、不嫌彼奉免田等切宛之、令苛責之條、訴訟之至、如何事之乎、就中 〔(於力) 仁王講田者、刑部

卿殿御任始、停止萬雜公事、所令奉免也、依之、殊 〔 〕御壽福祈願、且成子孫御繁昌之賀、縱被切宛

自餘之神田等須良 〔 〕誰謂非據乎、何況是件召物等、不被切宛他神免田等云々、只此兩三町 〔 〕、

賀 來 莊

三五九

国司藤原賴經免  
除ス  
平丸辨濟使ノタ  
メ大般若修理料  
田仁王講田最勝  
講田等ニ建春門  
院御願寺作料ヲ  
切宛ツルヲ停メ  
ラレンコトヲ請  
仁王講田ハ藤原  
賴輔任始ニ奉免

賀 來 莊

三六〇

望請、且蒙 國恩、且依奉祈寶算、爲被裁免、言上如件、以解、

承安二年五月 日

檢校僧尊印

宮師僧定清

○「由原宮印」  
六顆アリ。

一八 左中辨藤原某下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
一高倉院

治承元年

左中辨藤原朝臣判

下 賀來社神官住人等、

△ 守高後家並次房  
ヲシテ神田以下  
所帶ヲ執行セシ

可令早以故守高後家次房、執行神田以下所帶事、

右、以件次房、可令執行守高之狀、所仰如件、神官住人等宜承知、不可違失、故下、

治承元年八月十六日

左中辨藤原朝臣 (花押)

○次号  
参照。

一九 大春日立並下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

後家並次房ヲシ  
テ弁官職ヲ勤仕  
セシム

下 賀來御庄神官百姓等所、

右、件辨官職、習先例、後家并次房、神事無懈怠勤仕狀、仰所如件、

治承元年八月十八日

大春日立並(九) (花押)

二〇 由原宮放生會相撲配分注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「御放生會相撲日記」

賀來社放生會相  
撲配分ヲ注ス

賀來社政所八月十一日相撲配分注文

合廿人

左  
一番生石百姓

右  
惣別當

左  
二番辨官

右  
藤末百姓、三番大檢校

(追筆)  
「權」擬大宮司

四番擬大宮司 正御馬所

(阿南莊)  
五番大辰百姓

權御馬所、六番檢非違使

田上百姓

賀來莊

賀來莊小野津留百姓  
賀來百姓

賀來莊

七番小野津留百姓

小原百姓

八番賀來百姓

小宮司

九番古河百姓

惣檢校

十番權大宮司

生石百姓役

行事檢非違使役

治承元年八月 日

任古注文、所注如件、

應永卅二年<sup>丁未</sup>八月日

公文有修(花押)

古注文ニ任セ注ス

先例ニ任セ國行事官相共ニ仮殿ヲ勤造セシム

## 二 豐後國留守所帖案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

留守所帖<sup>(牒)</sup> 八幡宮由原社衝、

欲被任先例國行事官相共、催勤造當宮假殿事、

權介小野朝臣季隆

造食米ハ賀來莊年貢米及ビ平丸所当米ヲ宛ツベシ

帖、當宮假殿者、本自、雖不被下別之官符宣旨、守本宮宇佐宮日時之官符、令造營例也、即至于造食米者、以賀來莊年貢米并平丸所當米等、令勤造例也者、守先例、相共國行事官、欲被催勤造之狀、帖送如件、以帖、

文治四年十一月 日

權介藤原朝臣 在判

目代藤原朝臣

權介美奴宿禰 在判

權介小野朝臣 同

權介平朝臣 同

目代散位藤原朝臣 同

同

### 三 宇佐宮假殿地判指圖寫

○田原武彦文書  
宇佐神宮史料編四

○文治年中。大分郡關係ヲ「荏隈郷史料」一七号ニ抄出。本文省略。

### 三 關東下知狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

可令且相從停止、且言上子細、豐後國賀來社訴申、地頭鬼丸(賀來惟綱)濫行條々事、

中聞略之、

一 押取神人等給田、宛行所從事、

右、如同解者、神人等給田者、往古舊例也、而恣押取彼給田等、宛行郎從之上、押取御馬所神

賀來莊

地頭賀來鬼丸ノ  
濫行ヲ停メ子細  
ヲ言上セシム  
神人等給田ヲ押  
取シ所從ニ宛行  
ヲ停止ス

神馬押取ヲ停ム

最勝講田仁王講  
田ヲ押取シ所從  
ニ宛行フヲ停止  
ス

阿南郷ヲ由原宮  
神事ノ外一向不  
輪別納ノ地トナ  
サシム

馬、五月會時不引之、當社草創以來、已四百餘歲之間、未有事也云々者、押取神人等往古給田之條、子細何樣事哉、早可令言上、縱有罪科者、相觸社家可糺斷之處、無左右點定給田、宛行所從條、頗非沙汰法、早返與本主、有由緒者、可蒙上裁、兼又押取神馬、違例神事之條、事若實者、罪科難遁、早可令辯申子細矣、

一 押取最勝講并仁王講田、宛給郎從事、

右、如同解者、爲 聖朝安穩、天下泰平御祈禱、國司奉寄之後、相計器量之輩、所令補也、而鬼丸押取彼講經田、宛行所從之間、已令斷絕恆例不退之御願云々者、國司奉免講經田、地頭輒不可進退之處、剩宛給郎從之條、甚以自由也、隨可從停止矣、

以前條々、依 鎌倉殿仰、下知如件、

嘉祿二年八月十八日

(北條泰時)  
武藏守平 御判  
(北條時房)  
相模守平 御判

## 二四 豐後國司廳宣案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

在御判

廳宣 豐後國在廳官人等、

可早任廳宣狀、於阿南郷者、停止官符使并國衙催促、由原宮神事外、爲一向不輪別納地事、

右件郷者、有子細、一條太政大臣家爲御沙汰、仍停官符使并國衙使入部、一向可爲彼御沙汰者也  
(西園寺公極)  
者、在廳官人等宜承知、依宣行之、以宣、

寬喜二年八月 日

大介惟宗朝臣

○阿南郷内平丸名ガ賀來莊ノ一部トナルニヨリ、コ、ニ掲グ。

### 三五 豐後國司廳宣案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

在判

廳宣 豐後國在廳官人等、

阿南郷ヲ賀來社  
大神寶用途料ニ  
寄セ一円不輸神  
領トナサシム

可奉寄當國一宮八幡賀來社大神寶用途料、以阿南郷、爲一圓不輸神領事、

右件社者、當國無雙靈神、公家崇祭一宮、而國司每任大神寶并御初拜用途一千餘果、爰國中諸郷所當濟物、併爲面々地頭被押領之間、彼大神寶及闕怠之故、依社家之譴責、目代難令安堵、仍不全國務、難下眼代、然者爲彼大神寶用途、以阿南郷永所奉寄也、適彼郷内平丸名者、本自所奉寄神寶修理用途也、以本郷并平丸名、可爲彼用途者、在廳官人等宜承知、依宣用之、以宣、

寬喜二年八月 日

大介惟宗朝臣

賀來莊

二六 一條前太政大臣西園寺公經 家政所下文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

阿南郷ヲシテ  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト  
向別納不輸地ト

一條前西園寺公經太政大臣家政所下 豊後國阿南郷地頭名主等、

可早任國司廳宣、爲一向別納不輸地、停止官府使入部、致所當公事沙汰事、  
右件郷者、爲國領、然而有子細、可爲當家御領之由、國司被成進廳宣畢者、地頭・名主等、各守彼  
狀、爲一向別納不輸之地、可致所當公事沙汰之狀、所仰如件、郷民等宜承知、不可違失、故下、

寛喜二年九月 日

案主 右史生紀

令前大和守大江朝臣 在 一

知家事左衛門府生紀

別當主稅頭陸院兼奥守三善朝臣 同

大從左衛門志惟宗 在 一

前若狹守橘朝臣 同

前壹岐守藤原朝臣 同

算博士三善朝臣 同

前上野介高階朝臣 同

丹波守橘朝臣 同

右近將監藤原朝臣 同



## 二七 官宣旨案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

一左辨官下大宰府 天福元年癸巳

四條院

左辨官下大宰府、

阿南郷・平丸名  
等ヲ不輸神領ト  
ナシ賀來社六箇  
年一度大神寶・  
同初拜神寶等ヲ  
勤仕セシム

應以管豐後國阿南郷・平丸名等、爲不輸神領、令勤同國一宮賀來社陸箇年壹度大神寶・同初拜神寶等事、

郷々地頭緩急シ  
合期セズ  
阿南郷所当ハ九  
牛一毛ナルモ  
愁ニ請取ル

右、得彼社雜掌等今月十七日解狀稱、件子細、見于先進解狀并國司廳宣、仍不能一二、賀來社者、爲宇佐別宮當國一宮、故如宇佐宮、六箇年一度大神寶、自國衙被調進、國司每任者例也、而其用途既一千果云云、爰近來作法、郷郷地頭未合期故、於大神寶役、每任難調進、然閒以阿南郷、自寬喜二年、被寄補彼神寶用途畢、雖然、當郷所當僅五十餘果、□九牛一毛歟、但不請取此郷者、又依難成大神寶、且存天長地久御祈禱之由、愁以令請取畢者、爲全向後窄籠、被成下官符宣者、於自明年御輿唐鞍已下神寶、無退轉可令勤行者也、及宣下遲遲者、神事又及闕如歟者、望請 天恩、早以阿南郷、爲一箇不輸神領、可令勤行賀來社大神寶之由、欲被宣下者、權中納言藤原朝臣家光宣、奉勅、宜以阿南郷・平丸名等、(爲脱之)不輸神領、令勤六箇年一度大神寶・同初拜神寶等者、府宜承知、依宣行之、

天福元年七月十八日

大史小槻宿禰 在 一

賀來莊

三六七

賀 來 莊

三六八

權右中辨藤原朝臣 在 一

○以上二四・二五・二六号及び本号四通ハ連券ニシテ、裏書ニ正安元年九月晦日ノ繼幸ノ証判申請書ト稅所小野幸通・在国司沙弥行念ノ証判アリ。

二 法橋上人位幸秀寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
〔備後僧都寄進狀御山供田事、天福二年正月三ヶ日御供田〕  
四條院 法橋上人位  
奉寄

一宮由原社正月三箇日御供田事、

合

一日 阿南庄料田伍段

阿南莊  
平丸名

二日 平丸名御米單貳石貳斗

加來莊

三日 加來庄貳町御供米内貳石貳斗

右、件料田御米、雖有幸秀得替、永不可有違亂、若於致其妨之輩者、八幡大菩薩可蒙御罰之狀、如件、

天福二年卯月一日

法橋上人位〔花押〕  
（幸秀）

由原社ニ正月三箇日供田ヲ寄進ス

二九 賀來社大宮司法橋上人位定文寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
「大宮司法橋上人位下文寫」

權宮師ノ社頭得  
分ヲ定ム

豐後國賀來社權宮師得分事、

右、依正宮師社頭御神事、賀來・府中へ出府之時ハ、幣用途可被仰付、無異儀候、正宮師其外當

病、又ハ私指合、自被川外出之時ハ、權宮司清源大德當職而、社頭得分可被取時、不可有異儀候、

仍任先例所置定、如件、

文曆元年卯月十日

御在判  
大宮司法橋上人位  
(幸秀九)

三〇 法橋上人位幸秀下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「四條院」

嘉禎二年 法橋上人位

下 宮師所、

可早引募大神寶〔御祓カ〕副行事給田事、

平丸壹段半重色

賀來莊

大神宝御祓副行  
事給田ヲ引募ラ  
シム

平丸一反半

賀來莊

三七〇

阿南莊一反

阿南御庄壹段皆免

右、件副行事給田者、隨役(所成也)敗、於神寶沙汰、殊爲致丁(弊、為力)永代給田所宛行也、若於致(如力)在沙

汰者、不可有給田儀之狀、如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位(幸秀)(花押)

三 法橋上人位幸秀寄進狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「嘉禎二年十一月」

寄進

一 宮由原社新料田事、

(マ、)  
此所粉失

行之、料田五段也、

阿南莊

同

平丸

阿南莊・賀來莊

阿南莊預所

一 同日、御壇供百五十枚料田一段、平丸立之、

一 同日、御八講御布施料、阿南御庄料田八段、重色可、募之賀來御庄料田四段、

一 同御八講御布施桑代二段、講師問者料壇供裏料紙二帖、阿南預所役也、

一 同日、御供米二石五斗、二町御供田役也、

由原社ニ新料田  
ヲ寄進ス

平丸

一 同三日、御供米二石五斗、平丸役下行之、

一 長日大般若經轉讀、

一 二季彼岸七斗、二町御供田内也、

一 五月會御供料一石二斗五升、加備之、

一 六月御祓御供料一石二斗五升、加副之、

平丸

一 御祓在廳參詣酒肴料田五段、平丸、

平丸・阿南莊

一 大行事田五段内、三段平丸、二段阿南皆免募之、

阿南莊

一 宮行事田五段、三段平丸、二段阿南皆免、辨官・宮師二人可募之、

一 陣面等修理料田一段、辨官可募之、

平丸權二郎

一 鞍以下細工料田二段、平丸權二郎大夫可募之、

平丸・阿南莊

一 大神寶無盡米得田二丁内、平丸一丁、阿南一丁、

右料田立用者、奉爲 天長地久并攝政家・將軍家、又一條大政入道殿御一門繁昌御息災安穩、永代

所寄進也、向後敢不可有牢籠、但一條殿相傳本家仰之外、不可依大官司・地頭之成敗、又不可及阿

南・平丸預所地頭等之進退、速以神事勤行爲先、以將軍家并本家御祈禱、可(天)宗、於致寄進料

田之坊者、八幡大菩薩四所善神王、定有御照覽歟、仍所寄進如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位(幸秀)在判

賀 來 莊

賀來莊

三七二

三 備後法眼幸秀下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
「備後法眼狀、最勝講田事」

最勝講田勘返田  
ヲ奉免ス

下 宮師定院、

可早奉免當宮最勝講田勘返田事、

右、件最勝講田者壹町也、而勘盡田小在之云々、且最小事、且ハ宮師沙汰也、仍所免也、但領家事、

於事、不可被致如在之狀、如件、

寛元四年四月十六日

法眼（花押）  
（幸秀）

○最勝講田一町ハ賀來莊平丸保内ニアリ（四八号参照）。

三 關東下知狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

悪口ハ指シタル  
証拠ナシ

辨之由、妙念雖令申之、不及沙汰敷、次所

無指證

先例敷、早可致沙汰、次悪口事、

地頭預所下人作  
麥ヲ刈取ル

預所地頭給ヲ以  
テ新島ヲ押募ル

地頭給島ハ三町

妙念京方ヲ致ス  
トノ訴ハ疑ナキ  
ニ非ズ

事違期ニ及ビ沙  
汰ニ及バズ

地頭新補ニ準ジ  
給田加徴ヲ宛賜  
ラント要求スル  
事

一 麥檢島等失事

右、如惟綱中者、寄事於新島、抑留有限地頭（賀米）陳者、地頭給參町者勿論也、而苻取

預所下人作麥壹（賀米）令立用島云々者、爲地頭身、令苻取預所下人作麥之（賀米）由所行歟、於

作毛者、可被糺返、雖須有其咎、預所不鬱申之間、不及沙汰歟、次預所以有限地頭給、押募新島

之條、所行之至、頗忌沙汰之法歟、所詮、於新島者、地頭令取有限地子、預所亦可致領家得分沙

汰歟、於地頭給島者、如元可引募參町矣、

一 妙念致京方由事、

右、承久兵亂之時、妙年（念）父章妙法師、參籠當國一宮、奉呪咀關東之上、妙念祇候按察家（賀米社）之聞、

致京方畢云々、如妙念陳者、二云京方、二云奉呪咀關東事、共以無實也、但令祈天長地久云々者、妙

念爲祇候按察家（光親）之身、令祈天長地久之由、自稱之上、奉呪咀關東之條、非無疑殆歟、然而緯

既及違期、今更非沙汰之限矣、

一 被准新補、可宛賜給田加徴由事、

右、惟綱者、則雖爲先祖相傳本領、爲勳功之賞、惟時令拜領畢、然者可被准新補傍例云々、妙念

亦所職墾望之時者、號本領之、望申給田加徴之時者、新補之旨違之事、爭以乎、

左近將監平朝（北條時賴）

相模守平朝（北條重時）

賀來莊

賀 来 莊

○次号文書ニヨリ、宝治二年五月十六日ノモノト推定ス。

三七四

三 六波羅施行狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(畢筆)  
校正了

豐後國賀來莊地頭(賀來)小次郎維綱與、左衛門尉賴妙法師法名相論條々、

地頭賀來維綱ト  
賴妙(妙念)  
ノ相論ニ対スル  
關東下知狀ヲ施  
行ス

一 小野津留郷加徴、并井料事、

一 鬼藤名田畠事、

一 次郎丸名事、

一 庄民等不安堵由事、

一 麥檢畠算失事、

一 妙念致京方由事、

一 被准新補、可宛賜給田加徴由事、

一 公文職事、

右、任去五月十六日關東御下知旨、可致沙汰之狀、如件、

寶治二年七月廿七日

左近將監平(北條長時) 在御判



三 關東御教書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「陸奥左近大夫將監殿 相模守時頼賀來社」

宇佐宮ト賀來社  
ハ同時造營ニ付  
宇佐宮役勤仕ノ  
例無シトノ訴ニ  
對シ勤否ヲ尋ネ  
事實ナラバ催促  
ヲ停メシム

豐後國一宮賀來社神官等申、宇佐宮造營役事、(大友頼泰) 解狀副具遣之、如狀者、彼宮造營之時者、當社同造營之間、先例不致其勤之處、守護人宛催云々、早尋究先例之勤否、所申無相違者、可停止彼催促之由、可令加下知之狀、依仰執達如件、

建長六年十月七日

(北条時頼)

相模守 在御判

(北条重時)

陸奥守 在御判

陸奥左近大夫將監殿

(北条長時カ)

三六 攝政一條實經仰書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「龜山院弘長二年壬戌 造酒正中原朝臣判」

造酒正中原朝臣 (花押)

仰 豐後國賀來社神官供僧名主百性等所、

不可敍用地頭惟綱(實悉)非法張行事、

賀來莊

地頭賀來惟綱ノ  
非法張行ヲ敍用  
セザラシム

賀來莊

三七六

雜掌盛妙ノ訴ニヨリ召文ヲ下ス  
対決ヲ遂ゲズ逃下ル

件子細、地頭惟綱、背關東御下知、致條々非法之間、雜掌盛妙依令訴申、武家度々雖被下召文、更不信用、惡行隨日令倍增之由、有其聞、而惟綱適企參洛之間、不日遂對決、可明申子細之由、自武家雖被仰下、全不敘用、竊逃下云々、凡言語道斷之次第也、<sup>(第)</sup>無理之條顯然者歟、此上猶於致非法者、惣以不可敘用之、背此仰之輩者、定有後悔歟、神官・供僧・名主・百姓等、可存知此旨之狀、所仰如件、

弘長二年□月 日 <sup>(二九)</sup>

三七 豐後國大田文案

○平林本  
鎌倉遺文一五七〇〇号

賀來莊領家一條  
家經室家・地頭  
賀來惟家

○弘安八年九月晦日。前文及び大分郡条ヲ「荏隈郷史料」二三号ニ收ム。中ニ「賀來庄貳百町 領家一條前左大<sup>(家經)</sup>將家室家、地頭 御家人賀來五郎惟家法師法名願蓮」トアリ。本文省略。

三八 豐後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

賀來莊

○弘安八年九月晦日。前文及び大分郡全文ヲ「荏隈郷史料」二四号ニ收ム。当莊關係部分ノミヲ左ニ抄出ス。  
賀來莊貳百三拾町

本莊貳百町 領家一條前左大將家室家、地頭職賀來五郎惟永法名願連<sup>(家經)</sup>

平丸名

平丸名三拾町

領家山法師備後僧都幸秀、地頭同前、

○中略

笠和郷百七十町 領家徳大寺中納言、地頭職兵庫入道殿(公孝九)  
(大友頼泰)

永興國分寺

永興國分寺二十三町八段内

十三町八段 永興寺

拾丁 國分寺、地頭甲斐國住人市川左衛門宗清法名連性五郎

### 三九 賀來社宮師僧圓清讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

嫡子僧源清ニ宮  
師職所職料田等  
ヲ讓ル

豐後國一宮 八幡賀來社宮師職并所職、料田等事、

合

賀來・平丸

季供祭文田貳町在隈 最勝講田一丁賀來 三番仁王講田一丁賀來 大般若修理田一丁賀來 一番三

平丸

味田一丁二段上田 燈油田二丁植田 閏月燈油田二段生石 四番仁王講田五段生石 安居田六段生石

追平 大神寶宮行事給田二段半内一段半平丸浮免 一段阿南庄内六郎丸皆免

黑尾祝職 山神祝職

屋敷等分

賀來莊

次男慶増丸分  
女子糸借・弥増  
分ハ一期分

大宮司平經妙地  
頭賀來願蓮ノ御  
下知違背非法張  
行ヲ停止セラレ  
シコトヲ訴フ

居屋敷 岡屋敷 一井屋敷 權二郎屋敷 中山屋敷 今山 平野園 榎園 おハねの園 石木屋敷 平野鍋倉迫々黒尾之祭田六段大 東園

右、件所職田田島等者、圓清重代相傳之地也、而僧源清依爲嫡子、相副次第證文并代々手次等、所讓與實也、但此内岡屋敷者、次男慶増丸仁讓與畢、平野新開二段并東園者、女子糸借仁讓與畢、四番仁王講田五段内坂本二段者、女子彌増仁讓與畢、小園同讓與畢、是者彼等一期間也、一期之後者、嫡子可進退者也、仍讓狀如件、

正應二年歲次己丑三月三日

宮師圓清（花押）

#### 四〇 賀來社大宮司平經妙申狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

右、謹考舊記、當社者、

八幡三所之靈廟、四海擁護之神祠也、淳和天皇御宇天長四年五月五日、延曆寺聖人金龜和尚、參詣宇佐宮、一千日參籠之間、讀誦一乘妙典、勤行兩部祕法、奉增尊神威光、奉祈天長地久、以同七年三月三日寅時、蒙示現偈、五欲垂跡豐後國、其某所任波亦可有其驗云云、即不違靈夢之告、同年七月七日、大菩薩之御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀來社坐、其形八足白幡也、八幡寶號此時已顯、和尚即、依令經奏聞給、右大臣（清原）夏野卿奉勅宣、仰國司大江字久、承和三年自被造進寶殿以降、爲一國大營、令勤行祭祀、國司每任、所被調進大神寶御初拜也、凡和光同塵之靈應、遍照九

由原宮へ賀來庄ノ微力

地頭願蓮抑留

造替行ハレズ

鳥羽院ノ時大宮司大神広房勅勘

平時信卿拜領

平章妙以來五代相伝

佐伯惟家下司職補任

子惟頼改易

惟綱ノ時地頭職下文ヲ賜ハル祖父・親父跡ヲ追ヒ沙汰スベシ願蓮下知ニ違背ス

野、濟生利物誓、益弘歸八挺、爰一條院御宇長徳四年、始而如宇佐宮、每三十三ヶ年、爲大宮司

之沙汰、所奉造替寶殿以下殿舎也、其躰殆下劣宇佐宮者也、宇佐則九州一同之大營、當社是是賀(不カ)來庄之微力也、田代僅貳百參拾町、其内百餘町者、引募神事立用、除常荒河成、殘以狹少之地、

至莫大之勤、不堪之至、尤可足高察、而自去弘安七年、相當于造替年記之闕、任先規造替之處、當(敢カ)

庄地頭願蓮、抑留年々之乃貢之闕、就令言上關東、去弘安八年預御下知畢、爰願蓮違背御下知、不

致其辨、剩押取宮大工給田、令押領百姓等田畠、亦當庄内平丸保年貢者、願蓮與雜掌同意抑留之

間、造替于今不事行、於前々者、爲社家一向進止之地、大宮司平均庄務之故、雖終其大功、於今

者、被妨地頭之非法、難給社家之造營者也、凡當社者、爲大宮司一圓之地、令管領之處、鳥羽院

御時、大宮司大神廣房蒙勅勘畢、仍贈左大臣家卿時信拜領之、有次第御相傳、勘解由少路殿一條前

大夫殿御女御領也、於大宮司職者、養和元年平章妙令拜任以來、至于頼妙・盛妙・有妙・經妙五代

相傳、更以無相違、爰願蓮之曾祖父佐伯三郎惟一家字有憚流承三年、始而自領家被補任于下司職畢、

同四年上表之、文治三年又不可背領家所命之由、書進起請文令還補、令相傳于子息惟頼之處、依

背領家所命、建保四年被改易惟頼、以文章生清隆被補任、令造進東大門畢、而願蓮之亡父小次郎

惟綱法師法名頼阿童名鬼丸之時、貞應三年始而雖給地頭職御下文、追祖父・親父之跡、可致沙汰之由、被

成下御下知畢、且此等子細、關東代々御下知明白也、而願蓮違背御下知、背先例、超亡父非法張

行之餘、押領神宮・供僧・名至・百姓等田地、押取宮大工給之間、造替之違亂、社壇之荒廢、職

而莫不由斯、仍注進言上、如件、

賀來庄

賀來莊

正應二年三月 日

大宮司平經妙上

三八〇

四 賀來社恆例長日勤行注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

一長日社頭勤行事 至德四年七月廿四日

恆例長日社壇勤行事

恆例長日社壇勤  
行ヲ注ス

大般若經三口 料田三町、每月上旬十五日別二秩轉讀之、

仁王講六口 料田六町、長日勤行三日別六部轉讀之、

最勝王經一口 料田壹丁、每月上旬五ケ日、別二卷轉讀之、

法華講二口 料田貳町、每月中旬十ケ日、別一部轉讀之、

法華長講一口 料田壹町、每月下旬五ケ日、別一部轉讀之、

法華三昧六口 料田七町二段、長日每日法花經半部轉讀之、晝夜六時勤行、初後夜懺法讀誦之、

法華問答講一口 料田壹町貳段、每月一日勤行之、

毘沙門講 每月三日勤之、今者闕如云、

彌勒講 每月五日勤之、同上、

普賢講 每月十四日勤之、同上、

舍利講 每月晦日勤之、料田五段半、

六根懺悔行法　社僧等令參詣社壇、初後夜勤行之、八坊役、

右、任先例注文、如件、

至德四季七月廿四日

右本者、正應二季三月日在之、

### 三 鎮西北條實政御教書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

大宮司信隆ト相論  
頭惟政トノ相論  
ニツキ地頭ノ押  
領物ヲ糺返セシム

豊後國賀來社權太宮司信隆與、同所地頭惟政相論、(鬼石、稱和田上左)鬼藤放和田上名押領物事、重訴狀如此、就去年五月十三日散狀、有其沙汰之處、所詮任先下知旨、至押領物者、不日可糺返之由、可被催促也、仍執達如件、

正安二年四月六日

(北矣實政)  
前上總介(花押)

戸次孫太郎左衛門尉殿

大炊又四郎殿

○〔 〕内ハ『大宰府・太宰府天満宮史料』所引トノ校異。

賀來莊

四 賀來社放生會田樂饗料米支配日記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

一 賀來社御放生會田樂饗料米支配日記事

八幡賀來社御放生會田樂饗料米講經田支配日記事、

合二十町、町別白米二升宛

賀來社放生會田  
樂饗料米講經  
田支配ス

一番 大般若 仁王講 三昧

二番 大般若 仁王講 三昧

三番 大般若 仁王講 三昧

四番 法華講 仁王講 三昧

五番 法華講 仁王講 三昧

六番 法華講 仁王講 三昧

最勝講 三昧勾當

右任先例、日記如件、

正安三年八月 日

○一部湿損。東京大学史料編纂所影写本ニヨル。



四 賀來社年中神事次第案

○作原八幡宮文書  
大分県史料九

當社八幡宮恆例不退之大小御神事次第、

大晦夜清酒一瓶子ヒロカイ敷二  
カハラケクタ物三 千代丸役、

正月一日朝拜 御炊殿饗膳上料二前引分、此外者小饗

ハ飯二舛盛、御菜菓子  
アリ八種コハ物ア

リ、酒二巡、正御供田之餘殘ヲモテ勤  
之、

同日待饗 飯二舛盛、御菜菓子有、上料二前、酒二

巡、千代丸名役、

此前饗膳酒肴筋餅堅物雜用等、

已上分米三石八斗二舛 役所、

一二分 權大宮司勤之候、

同日國廳 在廳饗膳大上料一前、飯五舛盛、食御料二

舛盛、此外小上料九前、引分飯二舛盛、重飯一舛盛、

賀來莊

菜六種、此外小饗ハ飯二舛盛、菜六種、酒二巡、千代丸役、

已上大上料一膳ハ米、米二舛五合、食御料五十五膳、米五斗五舛、小上料米九舛、重飯米四舛五

合、酒米三斗、筋餅米六舛、都合 分米一石七舛、役所、

二分 賀來越中守 勤之候、  
一分 萬壽寺座主

同日朔日三ケ日、於彌勒寺修正僧膳七十五膳、飯二舛盛、菜六種、千代丸役、役所、

已上分米七斗五舛、二分 賀來越中守 勤之候、  
一分 萬壽寺座主

一彌勒寺圓供正月ニ七日・十月十五日・十二月廿日ニ供之、

已上分米六斗二舛、二分 賀來越中守 勤之候、  
一分 萬壽寺座主

一自朔日散供米二斗七舛之事、

此内一斗七舛者、平丸地頭役、賀來長門守納之、

一斗者、二分 賀來越中守 勤之、

一分 萬壽寺座主

一八幡御前御鏡九枚、人不食卜號、

已上白米一斗三舛五合 此内、

三枚 賀來越中守納之、

三枚 造營奉行納之、

三枚 宮師 納之、

一富餅四十四枚、黑尾殿 御鏡十三枚、

(枚)

已上分米一斗七舛、二分 賀來越中守納之、

一分 萬壽寺座主

一普賢堂御鏡三枚、雜用 富餅 三百五十三枚、

已上白米六斗六舛五合、賀來長門守納之、

此内八十枚平丸領家分、造營奉行納之、

同二日、新御供自平丸保備之、法花八講行之、

已上御供米一石四斗四舛、餅菓物米一石一斗定、

都合分米二石五斗四舛、二分 賀來越中守 納之、

一分 萬壽寺座主

同三日、御炊殿福入、以大晦日夜御供勤之、

已上米二斗一舛、一二分役、御炊殿別當權大宮司

勤之、

同日侍饗膳上料二前、三舛盛、此外小饗八飯二舛盛、

御菜八種、堅物、有酒二巡、千代丸役、多年退轉、

同三日、御供參ル、平丸保役、

已上分米二石二斗、正大宮司勤之、

同四日曉、彌勒寺修正檀供、餅三百枚并加藍之行、

酒一桶、小杓一、折敷十八枚、千代丸役、

已上大餅三百枚、分米八斗五舛、

二分 賀來越中守納之、

一分 萬壽寺座主

一加餅三百廿枚、分米六斗五舛

賀來越中守 萬壽寺座主

造營奉行 勤之、 權大宮司

同七日、御炊殿御供參ル、節供有、若菜饗卜號ス、飯

二舛盛、菜六種、但之座上八八種也、酒二巡、白酒也、

御炊殿之役、今八退轉、

同七日、國廳之酒肴上料一前、引分小上料九前、此外  
ハ三種肴也、酒三巡、千代丸名役、(株)稗アリ、

已上上料米一斗一舛五合、酒米三斗、

都合分米四斗一舛五合、二分賀來越中守勤之、  
一分萬壽寺座主

同八日ヨリ御願七ケ日、於彌勒寺行之、此間ニ三ケ日

ハ大僧膳トテ供僧神官等皆行之、今四ケ日ハ所作人十  
人シテ行之、吉祥御願米八石二斗之内ヲ以テ、七ケ日  
僧膳布施物ニ配分之、

已上御願米八石二斗者、二分賀來越中守  
一分萬壽寺座主納之、

同十四日踏花粥、白粥アリ、御炊殿ノ役、但自彌勒寺  
檀供餅十枚下之、(枚)粥柱ニ入也、

同日國廳酒肴上斷(料方)一前、引分小上料九前、堅物有、此  
外ハ三種肴千代丸役、(株)稗アリ、

已上、上料米一斗五合、堅物米六舛、酒米三斗、

都合四斗六舛五合、二分賀來越中守勤之、  
一分萬壽寺座主

二月御祭之次第 今ハ退轉、

午日酒開、三種肴、白酒一流、漣酒一瓶子、千代丸名

賀來莊

役、

同日、御供御酒、御炊殿ヨリ作テ備進之、

寅日夜直ノ夜之饗飯一舛盛、菜五種、御炊殿役、酒一  
巡、千代丸役、

已上分米一石三斗、二分賀來越中守勤之、  
一分大畠平次郎

卯日御祭御供備進、侍饗ハ上料二前有、此外饗ハ飯二  
舛盛、御菜八種、酒二巡、千代丸名役、

已上御供米二石二斗、饗膳米二石、酒米八斗、

都合五石定、二分賀來越中守  
權大宮司

キヒラ村役 酒肴有、同前、一人大畠平次郎勤之、

同日、國廳饗上料一前、小上料九前、此外ノ小饗ハ御  
菜八種、飯二舛盛、重飯有、酒三巡、千代丸名役、(株)稗  
アリ、

已上上料一斗五合、饗米五斗五舛、重飯米四舛五  
合、酒米三斗、

三八五

都合分米九斗七舛、二分賀來越中守勤之、一分大畠平次郎

辰日朝、神樂御供御炊殿ニ參ル、饗膳上料二前、引

分、此外饗ハ飯二升盛、御菜六種、但シ上ハ八種也、

酒二巡、御炊殿役、

已上朝神樂米九舛、御供米二斗一舛、上料米三舛、

饗米五斗、酒米八斗、

都合一石六斗八舛、二分賀來越中守勤之、一分萬壽寺座主

同午日、八子鎮、饗ハ飯一舛盛、御炊殿役、酒一瓶

子、酒殿之役、多年退轉、

黒尾殿御祭御供二前參ル、千代丸名役、饗ハ二百五十

前ヲ二季ニ配分也、

已上御供米一斗二舛、饗米一石二斗五舛、酒米一

石、

都合二石四斗一舛五合、二分賀來越中守勤之、一分萬壽寺座主

此内饗膳十七前ハ、正大宮司勤之、

火王御祭、御供米一斗二舛、餅米八舛、酒三斗、

都合米五斗、大津留大和守勤之、

三月三日櫻會御供、自乙丸名備進之、二日小節供、酒

一巡、三種肴、折敷餅アリ、御炊殿役、

同日節供、三種肴、草飯、引餅有、上ハ十、中ハ五、

下ハ三、僧膳ハ飯二舛盛、御菜八種、上料四前アリ、

酒二巡、乙丸名之役、

已上御供米二石二斗、酒肴米石、

都合三石二斗、二分賀來越中守勤之、一分萬壽寺座主

同四日、朔幣之酒肴、上料一前、引分、小上料九前、

此外三種肴、酒三巡、千代丸名役、

已上上料米一斗五合、酒米三斗、

都合四斗五合、一分大畠平次郎勤之、

四月一日、更衣朔幣、酒肴、同上千代丸名役、

已上米二斗、正大宮司勤之、

同酉日、賀茂御祭、上宮御供三具、小備ソナヘ二前、宮師勤

之、

菓物卅六、香林坊勤之、

餅三十六、大畠七郎三郎勤之、

本賀茂御供、二前ハ御炊殿役、小備若宮田ヨリ四前、同御炊殿ヨリ一前、

已上御供十五具、米二石四斗二舛五合、二分、一分、

賀茂御供二具、小備二前、同供僧神官之酒肴、福樂之役、

此外ハ地頭内者、酒肴之有、

已上酒肴米三石餘、賀來長門守勤之、

高良御供二具、稻荷御供一具、已上三具内、飯ハ久武

順智房下地二段也、唐菓物ハ二段、御炊殿之役、多年退轉

五月五日、御供御炊殿役、上宮直禮酒一巡、三種肴、

粽チマキ、上ハ十把、中ハ五、下ハ三、千代丸名役、

生石濱酒肴二巡、三種肴、粽有、上宮ニ同之、同役、

已上御供米九斗三舛三合三撈、与造營奉行納之、

餅、菓物、米六斗、御供粽米五斗者、權大宮司勤

之、

人役粽米三斗、酒米一石三斗、

二分賀來越中守勤之、  
一分萬壽寺座主

賀來莊

都合米三石六斗三舛三合三撈也、与

同日國廳饗三百三十前之内、二十五前宮ノ侍ニ參ル、

饗ハ御菜八種、飯二舛盛、酒ハ古酒、三種肴ニテ三流

盛、郷丸三重饗之役、

六月一日朔幣、同上、千代丸名役、

已上四斗五合

二分賀來越中守勤之、  
一分萬壽寺座主

同廿七日田人上祭、御供四前、二舛盛、饗膳飯一舛

盛、御菜五種。酒二巡、三種肴、但シ酒ハ麥地子ヲ以テ

勤之、御供饗膳ハ正御供田之餘分ヲ以テ勤之、

已上御供米四舛、饗膳ハ近來ハ無之、權大宮司勤

之、

麥地子居屋敷分懸之、

一石二斗

二分賀來越中守納之、  
一分萬壽寺座主

七斗七舛

秋藤分 造營奉行納之、

八斗八舛

平丸分 賀來長門守納之、

都合三石餘、此外藤末諸給人少々納之、

同日晦日御祓御供御炊殿役、上宮之直禮三種肴、酒一

三八七

巡、千与丸役、濱殿侍之、酒肴、酒二巡、古酒、

已上御供米二石二斗、酒米一石三斗、糯米一斗、

都合三石六斗、

二分賀來越中守  
權太官司 勤之、  
一分萬壽寺座主

同日、國廳酒肴、平丸役、

已上糯米七舂、酒米四斗、

都合四斗七舂

賀來長門守  
造營奉行 勤之、

七月一日、朔幣同上、千代丸名役、

已上米四斗五合、 賀來越中守勤之、

同七日 七夕御供備進、御炊殿役、

同日 舍利佛供二前參ル、

同日 蟲振酒肴、酒一巡、三種肴、千代丸役、

同日 切麥アリ、御炊殿役、但シ麥地子ヲ以テ勤之、

已上御供米二石二斗 權大官司勤之、

舍利供米一斗二舂、酒肴米三斗、

都合二石六斗二舂也、 二分賀來越中守  
一分萬壽寺座主 勤之、

八日一日、注連下、饗ハ百三十六前、平丸保役、

已上白米一石三斗六舂定、隨下地知行支配之、

賀來長門守

造營奉行

正大官司

藤末諸給人各勤之、

酒一流、秋藤名之役、

已上酒米五斗

大津留大和守勤之、

同朔日ヨリ十一日ニ至、試樂アリ、饗膳酒肴有、神官

等役、 隨分限支配之、

已上米一石八斗定、料足一貫百文、

此外小注連下、雜用米二斗五舂、

賀來越中守

萬壽寺 座主

正大官司

造營奉行

賀來長門守

藤末諸給人各勤之、

同十一日、市渡饗菜八種、飯二升盛、酒二流、千代丸名役、

已上善神王御供四膳、米四舛、饗膳米二石三斗五

舛、酒肴米一石、

都合三石三斗九舛 二分賀來越中守勤之、一分萬壽寺座主

同十四日、生石於宮司侍、酒肴アリ、秋藤名役、今無之、

同十四日、上宮直禮、酒肴三種、酒一巡、千代丸名役

二分賀來越中守

同十四日ヨリ十六日ニ至ルマテ、三ケ日、御供備進、

郷々之役、

同十四日・五日、二ケ日夜御大飯、大宮司、侍ニテ神

官供僧行之、藤末名之役、

同十五日、百僧膳、秋藤名之役、

同十五日、國東饗(郷丸)三百三十前之内、三前宮師行之、餘

國廳之分、

同十六日、酒肴、朽網之役、古酒也、一巡、三種肴、

賀來莊

九月分

同四日朔幣同前、

同九日節供

八日ノ小節供、一流之酒ニ折敷餅アリ、宮師九ツミ、餅一牧アリ、善神王殿酒一瓶子、飯八、

是ハ鑑飯給之、黒尾殿酒一舛、引餅四、是進祝給之、節供之酒肴ハ御炊殿役、酒二巡、引餅アリ、僧膳ハ千代丸名之役、同飯二舛盛、菜六種、上料四前アリ、講讀師行之、櫻會ニ同、

十月分

同一日、更衣朔幣同上、衣替四月同之、

同猪子節供

小節供、酒肴、引餅九月九月同、但シ櫻會九月猪子ニハ、御炊殿ニ御供備進、十三前之内、三

前ハ八舛モリ、十前ハ三舛盛、進之、八舛盛一前ハ宮師、一前ハ辨官、一前ハ鑑取給之、餘十前ハ御炊殿檢校給之、上料四前アリ、講讀師給之、

同十五日、彌勒會

僧膳飯二舛モリ、菜八種、酒三巡、引餅アリ、上料四前講讀師給之、千代丸之役

十一月分

御祭者二月祭同之

但致祭ノ日、北辰之祭アリ、御供進天酒肴行之、御供ハ千代丸、酒肴ハ二郎丸之

賀来註

役、辰日同前、  
上料在、

同黒尾御祭二月同 御供者、久武ヨリ備進之、御供ワケ土器  
二月同、古本ニ役所ヨリ買之ト云々、饗

ハ春ノ二百五十  
前ヲ二二分、

同火王御祭 饗ハ三舛盛、菜八種、酒二巡、

秋藤名之役、

十二月分

同一日、朔幣同上、  
但七朔幣之神樂アリ、  
三月ハ第二中、五神樂ハ行延名、  
十二月ハ法光坊

同十四日 御誕生會御祭、  
御供ハ新御供田ヨリ進ル、  
人役饗膳酒者同前、

同廿日佛名、僧膳飯二舛盛、菜六種、千代丸名之役、  
右、注進言上如件、

嘉元三年二月日

○本文書ハ賀来越中守・賀来長門守等ノ人名ヨリスレバ、  
鎌倉時代末期ノモノトスルニ疑問アリ。コノ頃賀来氏中、  
受領名ヲ称スルモノ管見ニ入ラズ。以上ノ諸点、本文書ハ  
検討ヲ要スルモノアルモ、シバラクコ、ニ掲グ。



四 賀來社御供備進次第注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社ノ御供備  
進次第ヲ注ス

八幡宮 賀來社御供備進次第注文

上宮三具、飯各一斗二升盛 餅十 伏兔六 釣六 御瓶三、

次北辰一具 飯一斗盛 餅八 伏兔五 釣五

次賀茂二具 飯一斗盛 餅八 伏兔五 釣五 御瓶一、

福樂名役  
久武名

但四月賀茂御祭時者、御供又二具、飯唐フタ物八、賀茂田別ニ在、福樂名役、并久武名内、深谷御供田卜號、又杵形餅各二十、此者御炊殿役也、

次高良二具 飯一斗盛 餅八 伏兔五 釣五 御瓶一、

次種荷一具 同上 御瓶一、

□宮二具 同上 御瓶一、

次和尙一具 同上、

次山王一具 同上 已上十三具、

但四月賀茂御祭時者、飯、伏兔、釣、餅、皆上宮三具、御供同之、

又小備九前内三ヶ度御幸、上宮神事時、社僧、在廳、神官、神人、相共御供、奉備進之、

□吉神王殿四前、飯二升盛、箸餅在之、

賀來莊

賀來莊

次八子一前 飯二升盛、

次今宮二前 飯二升盛、

次黑尾殿二前、飯二升盛、

正和二年(マ)壬子二月五日記之、

貞和六年卯月二日任古文書記之、

應仁二年戊子及百五十五年歟、

宮師修榮(花押)

興 賀來社神人名帳

○祚原八幡宮文書  
大分県史料九

注進

豊後國一宮八幡賀來社神人名帳事

○神官  
分略

貫首分

貫首分

次郎丸貫首

貞清貫首

小原貫首

近未貫首

宗安貫首

淵野貫首

諸次郎貫首 今子息  
藤五郎

平四郎貫首

四郎大郎貫首 (マ、下同)

源次郎貫首

藤五郎貫首

諸大郎貫首

六郎貫首

清大郎貫首

○檢校分、  
声納分略

御手人十二人

御手人十二人内

一人又三郎

一人小野津留平三郎

一人鬼頭八郎大郎

一次郎丸竊三良

一人平丸彌三郎

一人小野仲太

一人又三良

一人又大郎

一人又次郎

一人場大郎三良

一人小原次良大郎

一人東院諸次郎

長御崎十二人

長御崎十二人内

一人松尾三郎

一人生石權大郎

一人賀來舊河五郎次郎

一人秋藤三郎別當

一人秋藤前三郎

一人秋藤又五郎

賀來莊

賀來莊

一人秋藤安三郎 一人秋藤黑次良

一人大辰又五郎 一人平丸孫太良

一人小野津留房大郎 一人平丸孫四郎

○御馬副十三人内上宮御馬  
副六人・下宮御馬副七人略

馬帳九人

馬帳九人内

一人行事 一人賀來舊河藤七

一人大辰六郎大良 一人田上孫大郎

一人淵野惣三郎 一人久保津留又二郎

一人藤末彌四郎 一人小野津留藤次郎

一人小原彌次良

○僧供分  
以下略

右、注進如件、

元亨四年正月 日

四七 賀來社宮師僧源清讓狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

賀來社宮主職同  
給免田等ヲ弟春

海ニ讓ル

豐後國一宮 八幡賀來社宮主職・同給免田以下事、

右當職者、金龜和尚以來、至源清二十代、任神約所令領掌也、仍相副代々手繼證文并田畠注文等、

讓渡(令カ)

□弟春清實也、此内、地頭押妨以下窄籠之地、經上訴、致興行之沙汰、佛神事等、任先規、不

可有退轉、專演法味、倍增威光、可奉祈 天長地久・御願圓滿者也、仍讓狀如件、

嘉曆二年八月十五日

僧源清判

四八 賀來社宮主職給免田畠屋敷等注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社宮主職給  
免田畠等ヲ注シ

与フ

注與

豐後國一宮 八幡賀來社宮主職給免田并畠地屋敷等事、

合

給免田

貳町季供田

壹町祭文田

二町二段燈油田

二町一段御願田地頭押領之、

賀來莊

四町二段臨時仁王講田地頭、押領之、

五段四番仁王半講田上口

一町二段四番法花講田同屋敷

壹町一番大般若田地頭押領之、

五段四番仁王講田下口

一町二番大般若田甲乙人押領之、

壹丁六番仁王講田

五段講師田地頭、押領之、

五段讀師田

三段安居田

一丁二反一番三昧田

壹丁二段四番三昧田

壹町二段六番三昧田甲乙人押領之、

一町三昧勾當田甲乙人押領之、

一町香田

壹町二段御幣紙田甲乙人押領之、

六段大黑尾祭田

壹段立山

五段新開

二段平野新開

二反半立山新開

二段安得

三段造花田

五段小一番香童子田

五段小三番香童子田

畠地方(分)

一所居屋敷

一所岡屋敷

一所一井屋敷

一所門園

一所深谷

一所權二郎屋敷地頭、押領之、

一所藤檢校屋敷地頭之、押領之、

一所中山

一所安得

一所鏡法屋敷

一所今山

一所榎園

一所石本地頭之、押領之、

平丸保内

平丸保内

一丁大般若修理田

一丁三番仁王講田

二段半宮行事田

第一名内

壹町二段佛性田

三段佛供田

二段黒尾祭田同屋敷

壹町笠和原畠地同前

合

賀来莊

一所水尾

一所伎樂屋敷地頭之、押領之、

一所鏡智屋敷

一所東園

一所平野

一所尾羽禰

一所三郎檢校屋敷同前

一丁最勝講田地頭之、押領之、

三段安居田同屋敷四十九井

二段同承仕田

一丁五番仁王講田

一所鹽濱守護之、押領之、

賀來莊

三九八

右、大略注與之、若雖相漏、任先規、可令知行之狀、如件、

嘉曆二年八月十五日

僧源清判

○濕損アリ。東大史料編纂所影写本ニヨル。次号モ同ジ。別ニ同日付・同内容(但シ「地頭押領之」等ノ割注ナシ)ノ案文アルモ省略ス。

四九 豐後守護大友貞宗施行狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

鎮西御教書ヲ施行シ關東御祈禱ヲ致サシム

依京都騷亂、可致關東御祈禱之由事、今日鎮西御教書如此、早任被仰下之旨、可被相觸社司供僧等也、仍執達如件、

元弘元年九月九日

(大友貞宗) 沙彌(花押)

(僧春徳) 同宮主御房

五〇 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

千与丸役

酒肴千与丸役

午日八子祭 神官供僧饗膳御炊殿檢校酒々□役

中卯日黒尾祭 御供料田四段、神官供僧饗膳酒肴、料田壹町五段、在由原村、

彼岸七ケ日勤行 每日法華經轉讀、初後夜懺法勤之、僧膳神官供僧沙汰、

由原村



三月

三日櫻會

法華講經講讀師請僧社勤之、

賀來莊乙丸名

御供備進 料田貳町壹段内、壹町御供田・壹町神官供僧  
饗膳酒肴・壹段燈油、賀來莊乙丸名在之、

御炊殿節供 御供并神官供僧酒肴、御炊殿檢校役、  
以正御供田餘分勤之、

四日

朔幣國司奉幣也、官師同前也、

十烈東舞、在廳役、

社幣料田壹町在之、

千与丸役

在廳酒肴千与丸役、

四月

一日

朔幣同前、但今月者號更衣六丈一端、自國衛進之、

酉日

賀茂祭

賀來莊  
当莊内平丸保

御供備進 料田六段、在賀來莊、神官供僧酒肴料田壹町  
當莊内平丸保在之、

安居佛性料米壹石、

賀來莊

賀來莊

五月

五日

五月會

御行幸 差葉六本 御鉾六本 御鉾十二本

陣道

鎡取

神馬十疋唐鞍置之、上三疋下七疋  
除御鉾一本在龍頭幡十二流  
長御前十二人金銅鈴十二

在應神官供僧供奉、

笠和郷 阿南莊

国衙沙汰諸郷役

佐賀郷役

賀來莊生石村

三重郷役

三重郷・佐賀郷  
阿南莊・大佐井  
小佐井・直入郷  
国東郷

馬場埦諸郷役、國衙沙汰、

國廳壹字六間佐賀郷役、毎年造替之、

宮廳壹字六間賀來莊生石村役、毎年造替之、同内三間、宮師分、

大宮司屋形壹字三間同生石村役、

御供備進料田壹丁、在賀來莊、

在應神官饗膳當國三重郷役、

神官供僧酒肴千与丸役、

舞樂 競馬十番 十烈 前弓

刑躰 步流鎚馬七番 田殖已上國衙役、

流鎚馬六騎 一番三重郷 二番佐賀郷 三番阿南莊  
四番大佐井 五番直入郷 六番國東郷  
小佐井

六月

一日

朔幣同前、

廿七日

御田殖神事、  
(マ)

御供四前、一舛盛、神官供僧饗膳、  
酒肴御炊殿役、以正御供田餘分勤之、

晦日

御祓

濱殿御行幸 御行次第五月會同之、  
御殿放生會御殿用之、

御供備進料田壹町、同五月會、

在廳酒肴料田五段、當庄平丸保在之、

神官供僧酒肴千与丸役、

平丸保  
千与丸役

七月

一日

朔幣同前、

七日

蟲振神事、

御初衣御襟袴、  
(襪力)  
金龜和尚袈裟・空鉢・鈴・杵已下之神寶等奉出之、

賀来莊

賀來莊

千与丸役

神官饗膳千与丸役、

御供備進 料米貳石五斗、前々雖無之爲御祈禱、自正應元年大宮司經妙下行之

舍利會御佛供料米六斗、宮司沙汰、

八月

放生會

一日

平丸保役

注連下神官供僧饗膳、平丸保役、

十一日

試樂於太宮司宿所行之、〔異筆〕號政所  
神官供饗膳酒肴千与丸役、

馬長八騎名主百姓役村「一八」〔異筆〕聲納神人役、行事名々役、

田樂供僧等役、相撲十番神官名主役、自一日至十一日神事在之、

聲納饗膳神官等役、於政所行之、

十二日

国衙沙汰郷々役

御大路造國衙沙汰、郷々役、

御殿造如五月會、

神宮寺屋形壹字三間料田三段、

御供所壹字五間御炊殿檢校役、

賀来莊百姓役

国東郷役

当莊名々役

生石村百姓役

当莊百姓役

荏隈郷役

国衙役

国東郷役  
佐賀郷役

乙丸保役

国東郷役

国分寺役

御輿宿壹字三間宮師役、

御馬御厩壹字十間當庄百姓等役、

國廳壹字六間國東郷役、

出居廳壹字貳間神官等役、

大宮司屋形壹字六間當庄名々役、前後歟、

同後屋形壹字八間生石村百姓役、本僧宮師八人、

同厩一字三間當庄百姓役、

十四日

御行幸次第同五月會、

御供備進荏隈郷役、馬長村田樂社家役、如試樂、

舞樂蝶鳥馬長村十烈東舞相撲五番國衙役、

旗鉦三本内一本國東郷役、一本佐賀郷役、

在廳神官饗膳乙丸保役、

神官供僧臺飯大宮司沙汰、知行分米出ツ、同乙丸役、

御前并大宮司屋形前松明國東郷役、

十五日

佛供養(寺脱カ)標山國分役、奉安置阿彌陀像、

賀来莊

賀來莊

国分寺役

講讀師(寺脱カ)国分僧役 請僧社僧役、

菩薩舞 駒形 駒犬国分寺役、

舞樂 蝶鳥舞 東舞 十烈、

(マ、) 師子 龍頭國衛役 相撲十番國衛沙汰郷々役、

大行道次第 菩薩 国分僧 蝶鳥 社僧 在廳 樂人  
舞人 師子 駒形 駒犬 村 田樂、

仁王經講讚一百座講讀師 請僧同前、

御供備進神官供(磨消)僧國分僧行之、在廳神官饗膳國東郷役、

百僧供神官供僧國分僧行之、料田七段、生石村在之、

神官供僧臺飯惣而而宮司沙汰 松明十四日同、

十六日

還御神官在廳供奉、於本宮御供備進、

在廳饗膳直入郷役、神官饗膳朽網郷役、

已上三ヶ月御供米九石九斗内貳石貳斗、當庄生石村沙汰、貳石貳斗阿南庄沙汰、貳石貳斗荏隈郷沙汰、參石  
參斗平丸保沙汰、御炊殿檢校納之備進、

彼岸七ケ日勤行如二月、

九月

四日

国東郷役  
国分僧 生石村

直入郷役  
朽網郷役  
生石村 阿南庄  
荏隈郷 平丸保

朔幣同前、

九日

千与丸名

法華講經 講讀師社僧勤之、  
僧膳料田三段在千与丸名、

御供備進 料米貳石五斗前、雖無之、爲御祈禱  
自正應元年太宮司經妙下行之

御炊殿節供 御供并神官供僧等酒肴、御炊殿檢校役、  
以正御供田餘分勤之、

十月

一日

朔幣四月同、

亥子節供 御供并神官供僧酒肴御炊殿檢校役、  
以正御供田餘分勤之、

十五日

〔異筆〕「勒」彌勒會上生經供養、於彌勒寺行之、講讀師請僧  
社僧勤之、供佛料田壹段、僧膳酒肴料田壹町、

十一月

御神樂如二月御祭、

酉日

北震御祭 御供田三段、千与丸名在之、神官供僧酒肴、  
料田五段、平丸保在之、

金龜和尚祭 料田壹町三段内、三段在阿南庄、  
壹町在千与丸名、

十二月

賀来莊

千与丸名  
平丸保  
阿南莊  
千与丸名

賀來莊

四〇六

一日

朔幣同前、十四日右同前、

廿日

千与丸役

佛名經講贊僧膳千与丸役

一恆例長日社壇勤行事、

大般若經三口料田參町、每月上旬十五日、々別二帙轉讀之、

仁王講六口料田六町、長日勤行之、日別六部轉讀之、

最勝王經一口料田壹町、每月上旬五ケ日、々別二卷讀誦之、

法華講二口料田貳町、每月中旬十ケ日、々別一部轉讀之、

法華長講一口料田壹町、每月下旬五ケ日、々別一部轉讀之、

法華三昧六口料田七町貳段、長日每日法華經半部轉讀之、  
晝夜六時之勤行、初後夜懺法讀之、

法華問答講一口料田壹町貳段、每月一日勤之、  
件料田者阿南莊松富名在之、而當名地頭土用鬼丸令押領彼料田之聞、令講經退轉者也矣、

阿南莊松富名

毗沙門講每月三日勤之、僧膳神官供僧沙汰云、

彌勒講每月五日勤之、僧膳同、

普賢講每月十四日勤之、僧膳同、

舍利講料田五段半、每月晦日勤之、

六根懺悔行法社僧等令參詣社壇、初後夜勤行之、



一臨時勤行事、

大般若經四季轉讀一季別一部

仁王講一百座每月讀誦之、

法華經三十部每月轉讀之、

最勝王經三部每月轉讀之、

仁王講一座每月轉讀之、

觀世音經三十三卷每月轉讀之、

尊勝陀羅尼一千反每月誦之、

爲異國降伏、於社壇致丹誠令勤行之上、可致慇懃之御祈禱之由、被度々仰下之閒、抽精誠之處、去文永十一年、鳩二出自寶殿之中、指西而遠飛去畢、是則異國征罰之表示也矣、

一大神寶調進事、

神輿三基在次第飭、

御手人裝束十二具

御机帳六本

龍頭十二付幡十二流  
金銅鈴十二、

隊御鉢一本

長御前裝束十三具

差葉六本

御鉢十二本

御唐鞍十口

上宮三口  
下宮七口

御馬副裝束六具

陣道裝束一具

付鉢鈴  
面形

鎰取裝束一具

八舞女裝束八具

倭琴一帳

賀来莊

賀來莊

御倚子三基在錦蘭、

御疊十六帖上三帖錦緣  
下十三帖紫緣

華瓶三十二

高坏四十本

高机二本

御供鉢十三

同御蓋二百廿一

御盤十三膳

御供机廿六膳

御簾十三枚

御供覆廿六端

御瓶八

御唐櫃三合

一御初拜神寶公家御奉幣調進事、

金銀五色幣十二本

天蓋三棒

多寶塔三基入佛舍利、

御弓三帳入錦袋、

御笑六筋鷲羽比木目

御劔三腰入錦袋、

御鉢三本付鈴幡、

御鏡三面入錦袋、

多々利三本黒染在金物、

苧桶三口採色、

御供備進料米三石三斗

神馬一疋在衣籠、

神官供僧饗膳酒肴料米六石七斗

件大神寶御初拜者、爲國司每任之役、被勤仕之處、去寛喜二年、以阿南庄爲大神寶之料所、可爲一圓不輸之神領之旨、被成國司廳宣畢、就之天福元年同所被宣下也、子細見 官符宣等、然之聞以社僧幸秀僧都爲

松富名

松武名

光一松名

雜掌、令調進大神寶等之處、幸秀他界之刻、令付屬彼雜掌於面々弟子等之條、爲非據、而當庄三名内松富名者、地頭土用鬼丸、稱預所職相傳之由、致神寶不法懈怠之上、令扣留御供米以下之神田等畢、松武名者、社團全堅者令相傳之所役懈怠者也、光一松名者、菊池三郎二郎房高、爲蒙古勳功之賞、令拜領當名地頭職之刻、令押領預所職之閒、令闕如神役等者也、且爲<sup>(地頭)</sup>身知行領家分之條、御制嚴重也、況於押領哉矣、

○此アタリ裏  
花押アリ。

正慶元年正月十一日

(花押)

### 五 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○首・中・尾欠。年次未詳。但シ内容前号文書ト略々一致スル故、正慶元年ノモノナラン。本文ヲ省略シ、異ル部分ノミヲ摘出ス。

賀來莊千与丸役  
地頭勤仕セズ

<sup>(正月分心)</sup>  
在<sup>(心)</sup>願神官饗膳酒肴千与丸役、彼役者年中十二月祭會之時、饗膳料田十三町、分米五十二<sup>(分)</sup>、在賀來庄千与丸名、千与丸役、

件料田内、河成多々之上、地頭令押領彼料田段屋敷貳ヶ所・百姓田地五段三百步并當名之攝屬大辰名、所不勤仕所役也、加之、一庄百姓等平均每神役之時、進以下之雜事等之處、地頭依令扣留之、爲神役違例者也、

御炊殿節供<sup>(官)</sup>御供并神宮供僧饗膳御炊殿檢校役、  
以正御供田會分勤仕之者也矣、

彼御供田貳町内、一町貳段河成之閒、所役難令勤仕者也、加之、願蓮自去弘安八年令押領御炊殿別當同田島等之閒、爲神事違例者也矣、

二一日

賀來莊

四〇九

賀來莊

御供備進 料田一町在賀來庄、號新御供田、  
件御供田所當米地頭抑留之、

三日

賀來莊内平丸保

御供備進料田五段、賀來庄内、平丸保在之、

神官供僧饗膳

御炊殿節供 神官供僧酒肴、御殿檢校役、  
以正御供田餘分勤之、

修正三筒夜勤行之、僧膳干与丸役、

由致懇望之聞、<sup>(丸)</sup>矣、免許之處、願蓮押退大官司屋形在

所構棧敷故、依無居所、難神事執務者也矣、

〔以下五月五日(会分)〕  
御供備進料田一町、在賀來庄、

三重郷役

在廳神官饗膳當國三重郷役

神官供僧酒肴干与名役 <sup>(丸脱力)</sup>

舞樂 競馬十番 十烈 前弓

國衙役

刑躰 步流鎗馬七番 田植已上國衙役

流鎗馬六騎 一番 三重郷 二番 佐賀郷 三番 阿南庄  
四番 大佐井 五番 直入郷 六番 國東郷  
小佐井

三重郷・佐賀郷  
阿南庄・大佐井  
小佐井・直入郷  
國東郷  
佐賀郷相模守御  
領給主安東蓮聖

佐賀郷流鎗馬事、先年佐賀四郎惟憲知行當郷之時、依惟憲之觸穢、一旦令詔當社辨宮守房之處、惟憲空籠之  
後者、依非分之訛條之聞、令神事陵遲者也、彼佐賀郷者、相模守殿御領、給主安東平右衛門入道蓮聖、

国衙郷々役

地頭料田ヲ押領

取  
地頭古御殿ヲ押

○六月・七月・八月  
十一日マデ中略。

(八月)  
十二日

御大路造 国衙沙汰郷々役、  
近年不造彼大路之閒、爲御行成煩者也、

御殿造如五月會、

神宮寺屋形一字三閒料田三段、

件屋形者、以彼料田三段所當米、毎年造營之、令勤行法會之處、地頭押領件料田所當米、造替之閒、於舊屋形令勤行法會者也矣、

○四行  
中略。

出居廳一字貳閒神官等役

件出居廳者、祭使大宮司着座之外、於自餘在廳神官等者、依爲芝展(居カ)爲雨露成煩之閒、大宮司賴妙之時、以濱古御殿八間造之、所勤神事也、而地頭依押形彼御殿、令滅亡之閒、爲神事成煩者也、將又四壁針貫大宮司以古御殿令立之處、地頭押取御殿故、令顛倒畢、

大宮司屋形一字六閒生石村百姓役

同後屋形一字八閒當庄名々役

一件後屋形者、爲當庄名々役造之處、願蓮令相傳、

○中間四十  
六行脱。

賀 来 莊

（十一月）  
廿日

佛名經講讚千与丸役、

地頭順阿・願蓮  
父子ノ濫行非法

上件神事以去建治三年九月十六日、願蓮之亡父順阿差遣數多人勢、依令打擲・又傷當社供僧一和尚宮師定圓以下之供僧等、不動行神事之閒、訴申關東之處、如去弘安八年十一月八日御下知者、惟永亡父賀來小次郎入道順阿存日、令又傷當社供僧一和尚定圓之閒、打止神事畢、任先規被清秋之後、可行神事之由、有妙等雖申之、順阿御沙汰未斷之最中、令死去之上者、今更不及罪科歟、仍於神事者、早可令遂行也云云、但於神事默止時之神用物者、云國衛、云社家役人等、各所拘持也、將又、去弘安十年十一月十五日黑尾祭之時、願蓮於社頭、差遣子息二郎惟經・舍弟六郎惟家以下之數多人勢、令打擲蹂躪相從神事神官惣別當宗近之閒、依爲希代狼藉、不遂行神事、故訴申守護所之處、或召渡下手人等或遂行神事之後、有子細者、殊可申沙汰云云、如此被加下知之閒、所執行神事也、依之自守護所、可召渡下手人等之由、雖被度々催促、願蓮拘惜之不出者也、凡地頭之濫行非法、隨日而倍增之閒、社家大略如無罷成畢、仍云造替之神役、共爲難堪者也矣、

○中間十  
五行脱、

○臨時勤行事ノウチ、仁  
王講一百座以下五行略、

尊勝陀羅尼一千反毎日誦之、

地頭料米ヲ押領  
ス

爲異國降伏、於社壇致丹誠、令勤行之上、可致慰懃之御祈禱之由、被度々仰下之閒、抽精誠之處、去文永十一年鳩二出自寶殿之中、指西而遠飛去畢、是則異國征討之表示也矣、  
件臨時御祈禱供僧等令勤行之閒、爲大官司之計、宛行供料米三石六斗之處、地頭令抑留年貢之故、令闕

如彼供米者也矣、

一大神寶調進事

○十一  
行略。

御供机廿六膳

御簾十三枚

御供覆廿六端

御瓶八

御唐櫃(櫃)三合

送大神寶本形之時、神官供僧饗膳酒肴在之、但阿南庄号之後者、令懈怠者也、

一御初拜神寶(公家)御奉幣調進事、

○下略、但シ  
日付ヲ欠ク。

五三 鎮西(北條)英時御教書

○宮師文書  
大分県史料九

豊後國賀來庄小野津留郷雜掌寬實申、上分米以下事、申狀副具書如此、早可參決也、仍執達如件、

賀來庄小野津留  
郷上分米ニツキ  
參決セシム

正慶元年十月五日

大山大い(八)入道殿

(北条時時)  
修理亮(花押)

○『増補訂正編年大友史料』四ニヨリ、校異ヲ傍注ス。

賀來莊

賀來莊

四一四

三三 宮苑大日種子板碑銘

○大分の石造美術  
大分市大字宮苑字中村小野勝藏

〔墨書〕  
〔金剛界大日〕  
〔梵字バン〕  
元弘第三仲冬（十一月）  
下旬敬白

三六 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分県金石年表八  
大分市大字賀來円成寺

〔地輪〕  
〔建武元年〕（甲）  
三月廿八日  
〔信〕  
〔阿〕

五輪塔ヲ造立ス

○当寺ハ「阿南山園成寺」ト称シ（「雉城雜誌」）、「中尾六地藏幢銘」ニヨレバ「大分郡阿南庄園成寺領」トアリ、阿南莊ニ属ストスル（「阿南莊史料」二〇五号）。但シ当寺ハ賀來莊地頭賀來氏ノ氏寺ニシテ、賀來氏居館ト伝フル所モ付近ニアリ、賀來莊ノ内ト考ヘ得ル。阿南郷ノ別名平丸名ハ「豊後國圖田帳」（三八号）ニハ賀來莊ノ内ト記サレテオリ、阿南莊ト賀來莊トノ阿属關係ヲ見得ル。以上ニヨレバ、円成寺一帯ハ右ノ平丸名ニ属スル地域ニ非ザルカ。



足利將軍家祈禱  
ニ精誠ヲ致サシ  
ム

御教書ニ任セ將  
軍家祈禱ヲ行ハ  
シム

五 九州探題一色道猷範書下

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

將軍家御祈禱事、仰供僧等、可被致精誠之狀、如件、

建武三年七月十七日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

賀來社宮主御房  
(僧春清)

六 豐後守護代藤原宗能施行狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

將軍家御祈禱事、<sup>(一色道猷)</sup>今月十七日御教書如此、早任被仰下之旨、仰供僧等、可被致精誠候、仍執達如件、

建武三年七月廿日

藤原宗能(花押)

賀來社宮主御房  
(春海)

○濕損アリ。欠字ハ東京大学史料編纂所影写本ニヨリ補フ。次号モ同ジ。

賀來莊

五 戸次朝直書下

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
一 家感 〇 〇

〔裏書〕  
一 建武三年七月廿七日

玖球城落人蜂起  
ニ付將軍家祈禱  
ヲ致サシム

〔玖球郡〕  
豐後國玖球城落人等、所々蜂起之聞、將軍家御祈禱事、任先例、仰供僧等、可被致精誠候、仍執達  
如件、

建武三年七月廿七日

〔戸次朝直〕  
源〔花押〕

賀來社宮主御房

六 賀來社神官社司等申狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

豐後國 〇

欲早被成下吹舉 〇

〇神事被調進大神寶御初拜 〔泰祈力〕  
靜謐御願成就聞事、

副進

一通 官府 〔符〕  
天福元年七月十八日

右當社者、一朝之宗廟 八幡之別宮也、

吹拳御教書ヲ成  
下サレ社壇ヲ復  
興シ造宮以下神  
事ヲ遂行センコ  
トヲ請フ

右大臣清原夏野  
奉勅宣国司大江  
宇久神殿ヲ造營

賀來莊ヲ料所ト  
ス

敷戸弥次郎跡地  
頭職遵行ニツキ  
左右ヲ申サシム

淳和天皇御宇天長七年、大菩薩御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀來社、其形八足之白幡也、八幡寶號、此時忽顯一天、崇敬(意)遂季彌新、仍右大臣夏野公奉勅宣、仰國司大江宇久、承和三年造進神殿被寄封戶畢、而

一條院御宇長德四年、以賀來庄爲其料所、模宇佐宮之例、迎三十三年、所奉造替殿舎也、爰料所狹少、役人緩怠之闕、式年正應・元亨兩度、造替令延引畢、棟梁既及朽損、雨露奉侵神躰、再興回期顛倒待時。也、次大神寶御初拜役者、以當國阿南庄、爲一圓神領、每迎六箇年奉調進之條、天福(符)官府炳焉也、雖相當元弘(後表)三式季、依名主等之不法、于今所令延引也、神怒何幾、冥慮難測、加之恆例之祭祀、月並之神事、累年凌怠、追月若亡、神官鬱胸、社司愁訴、何事如之乎、然早被成下吹舉御教書、興覆(復)廟壇、遂行造營以下神事、爲奉祈御願成就、粗言上如件、

建武四年正月 日

### 五 小俣道剩書下案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編九五五号

一建武四年五月廿六日(小俣)輔道剩下知狀寫一通、

豐後國敷戸彌次郎入道跡地頭職事、爲勳功之賞、所宛行深堀孫太郎入道明意也、守護代相共、可沙汰付明意之由、先度被仰之處、不事行云々、太無謂、急度可被申左右也、仍執達如件、

建武四年五月廿六日

(小俣道剩)  
沙彌判

賀來莊

賀來孫五郎入道

賀來 莊

賀來孫五郎入道殿 (成阿)

四一八

軍勢三騎

菊池武光以下南軍退治ノタメ御教書ヲ施行シ肥後國ニ參向セシム

賀來社大宮司

敷戸寿延ヲ退ケ跡地頭職ヲ深堀明意ニ渡付セシム

源 戸次 賴時施行狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

可爲軍勢三騎候、

爲菊池 (武光) 以下凶徒等退治、差置宮内少輔孫太郎入道殿於肥後國之閒、爲警固、豐後地頭御家人三百騎催進之、年内三十ヶ日可勤仕由事、今月四日・同十八日御教書如此、早任被仰下之旨、不廻時日、可被參勤肥後國候也、仍執達如件、

建武四年十一月廿六日

源賴時 (戸次) (花押)

賀來 (社) 太宮司殿

六一 九州探題一色道猷 範 氏書下

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一〇五号

深堀孫太郎入道明意申、(時連) (豊後) 前國敷戸彌次郎入道壽 (延跡) 地頭職事、注進狀披見 (畢) 沙汰付明意之由、

先度被 (仰之方) 處、壽延不去退云々、太無 (謂) 莅彼所、不日可沙汰居、仍執 (達) 如件、

建武四年十二月廿四日

一色道猷 (範氏) 沙彌 (花押)

賀來孫五郎入道

〔植〕植田大輔房

賀來孫五郎入道殿

六二 賀來成阿請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一五八号

敷戸壽延子息又次郎去退カザルニヨリ打渡ニ及バザル由ヲ上申ス

〔深堀孫〕

〔時通〕

〔弥次郎〕

〔色道猷〕

〔深堀孫〕  
〔時通〕  
〔弥次郎〕  
〔色道猷〕  
太郎入道明意申、豊後國敷戸<sup>〔有也〕</sup>入道壽延跡地頭職事、去年十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到來、謹拜見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、植田大輔房<sup>〔相共〕</sup>莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲御方、云京都合戰、<sup>〔云〕</sup>鎮西玖珠城責、抽軍忠、將軍家御教書并大將御一見狀帶之、明意不可依申之子細、先度御使入部之時、令申候訖、全不可去退云々、仍不及打渡候、此條僞申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

建武五年三月廿八日

沙彌成阿<sup>〔賀來〕</sup>請文案  
裏判

六三 僧有快植田大請文案

○肥前深堀文書  
南北朝遺文九州編一一五七号

同ジク打渡ニ及バザル由ヲ上申ス

〔深堀孫太〕

〔時通〕

〔弥次郎〕

〔深堀孫太〕  
〔時通〕  
〔弥次郎〕  
〔御方九〕  
郎人道明意申、豊後國敷戸<sup>〔弥次郎〕</sup>郎入道壽延跡地頭職事、去年<sup>建武</sup>十二月廿四日御教書、今年三月廿二日到來、<sup>〔論拜九〕</sup>見仕候訖、任被仰下之旨、今月廿四日、賀來孫五郎入道相共莅彼所、欲沙汰居明意候之處、如壽延子息又次郎申者、爲<sup>〔御方九〕</sup>云京都合戰、云鎮西玖珠城責、抽<sup>〔成阿〕</sup>將軍家御教

賀來莊

四一九

方トシテ京都・  
致球城實ニ忠ヲ  
致シ御教書一見  
状アリ

志賀頼房ニ勲功  
賞小田道覺女子  
跡地頭職ヲ交付  
セシム  
加來生阿

重ネテ球珠郡小  
田道覺女子跡地  
頭職ヲ志賀頼房  
ニ交付セシム

書并大將軍御一見狀<sup>(帶)</sup>之、明意不可依掠申之聞、全不可去退云々、仍不及打渡候、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罪於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、  
建武五年三月廿八日  
僧有快 請文  
裏判

六四 九州探題一色道猷<sup>(帶)</sup>氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

大友志賀藏人太郎頼房代親尙申、豐後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡内田地拾町地頭職事、爲勲功之賞宛行之聞、可遵行之由、度々被仰守護代之處、無音之上者、早加來彌五郎入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於親尙、至餘殘者、載起請之詞、可注申也、仍執達如件、  
曆應二年七月廿三日  
沙彌<sup>(花押)</sup>

植田大輔房<sup>(有快)</sup>

六五 九州探題一色道猷<sup>(帶)</sup>氏書下寫

○志賀文書  
熊本県史料中世二

<sup>(異筆)</sup>  
「此本書、加來之後裔加來兵右衛門依所望、天明二年九月十四日遣之矣、」  
志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豐後國球珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、植田大輔房<sup>(有快)</sup>相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無音、何様事哉、不日遂其節、載起

賀來彌五郎入道

請之詞、可被注申也、仍執達如件、

(一色道猷・範氏)  
沙彌(在判)

曆應二年十月廿六日

(マ、) (生阿)  
賀來彌五郎入道殿

六 九州探題一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

同ジク植田有快  
ニ命ジ志賀頼房  
ニ交付セシム

志賀藏人太郎頼房申、恩賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、賀來彌五郎(マ、)入道相共、莅彼所、可沙汰付下地於頼房之由、先度被仰之處、于今無首、何様事哉、不日遂其節、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應二年十月廿六日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

(有快)  
植田大輔房

六七 賀來生阿請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)

(爲) (マ、)  
「□來彌五郎入道請文」

大友志賀藏人

賞地豊後國玖珠郡小田次郎入道

(恩)

(覺女子)

跡田地拾町地頭職

賀來註

小田道覺跡ヲ親  
尚ニ交付セシム  
トヲ上申ス

賀來莊

四二二

事、任去年七月廿三日・(同七)月廿六日御教書、植田大輔房相共、莅彼所、(題)尙隨引申致沙汰候之處、古後六郎・魚返又次郎各代出向、女子跡無之由、雖支申、任被仰下之旨、沙汰付下地於親尙候畢、若此條偽申候者、八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十六日

(賀來)沙彌生阿 請文 (裏花押)

六 僧有快植田大輔房 請文

○志賀文書  
熊本県史料中世二

(端裏書)「植田大輔房請文」

賀來生阿共ニ頼  
房ニ交付セシ  
トヲ上申ス

志賀藏人太郎頼房恩賞地豊後國球珠郡小田次郎入道(地頭職事、去カ)覺女子跡田地拾町二年十月廿六日

任御教書、賀(卷マ)彌五郎入道相共、莅彼所、沙汰付下地頼房候之處、古後六郎・魚返又次郎女子跡無

之候之(題)□、不可去退之由雖申候、任被仰下之旨、遂其節候畢、若此條偽申候者、佛神御罰可蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

曆應三年正月十八日

(植田大輔房)僧有快 請文  
(裏花押)

○賀來生阿ヲ「深堀文書」ハ「孫五郎入道」トシ(『南北朝遺文』)、「志賀文書」ハ「彌五郎入道」トス(『熊本県史料』)。検討ヲ要ス。



六 大友貞親讓狀案并裏書

○志賀文書  
熊本県史料中世二

直入郷入田半分  
以下ヲ養子千熊  
丸ニ讓ル

ゆつりわたす、

(千熊丸・出羽秀貞)  
せんくま丸かところ、

ふんこのくになをりかうのうち、(入田半分)にうたはんふん・大くまのむら(球珠郡帆足郷)付くほの事、やうしとして、ゆつ

りあたふるところ也、關東御くうしいけ、(公事以下)いこくけいこの事、嫡家大友まこ大郎(貞宗)きたむねかめいに

したかいて、(勤仕)きんしすへきしやう、如件、

延慶三年六月五日

(大友)  
貞親 在判

(裏書)  
一於此正文者、京都隨身之閒、爲後證遂校正、所加判也、

曆應三年五月十六日

(藤原)  
宗能 (花押)

正文ハ京都隨身  
案文ノ裏ヲ封ズ  
藤原宗能  
賀来生阿

(賀来)  
沙彌生阿 (花押)

植田有快

(植田)  
僧有快 (花押)

(貞親自筆カ)  
「このゆつりしやう、後日にふしんあらしかために、しひつにてうらかきをくわふる所也、

(大友)  
「貞親」

○繼目ニ宗能・生阿・  
有快ノ裏花押アリ。

賀来荘

吉 笠和郷政所周防介頼秀請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○曆応三季八月十三日。「笠和郷史料」三一号ニ收ム。本文省略。

七二 九州探題一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

古後魚返等ノ押  
妨狼籍ヲ退ケ重  
ネテ頼房ニ交付  
セシム  
賀來生阿

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道々覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之  
賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早賀來彌(マ)五郎入道相共、  
苳彼所、退狼籍人等、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

(一色道猷・範氏)  
沙彌(花押)

植田(有快)大輔房

三 九州探題一色道猷範氏書下

○志賀文書  
熊本県史料中世二

重ネテ頼房ニ交  
付セシム

大友志賀藏人太郎頼房申、豊後國球珠郡内小田次郎入道道覺女子跡田地拾町地頭職事、爲勳功之  
賞、被沙汰付頼房之處、古後六郎・魚返又次郎致押妨狼籍云々、太無謂、早植田大輔房相共、苳彼

賀來弥五郎入道

所、退狼籍人等、以誓文可被注申也、仍執達如件、

曆應四年六月十二日

賀來彌五郎入道殿  
(マ)  
(左阿)

沙彌(色道猷・範氏)  
(花押)

三 駿河權守・沙彌某連署造賀來社料物支配狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「康永元年藥師女跡」

支配

地頭賀來順阿女子跡ニ造賀來社料物ヲ支配ス

豐後國賀來庄地頭順阿女子藥師女跡拾町漆段小肆拾步事、  
(賀來)

造當園一宮 八幡賀來社料物

合參拾貳貫貳百三十三文者、

右、來月廿日以前、可被究濟、仍且支配之狀、如件、

康永元年六月二日

(奥端書)  
「やくしとのゝあと」

○濕損アリ。東京大学史料編纂所影写本ニヨリ補フ。

沙彌(花押)

駿河權守(花押)

賀來莊

賀來莊

西 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字賀來円成寺

五輪塔ヲ造立ス

(地輪) (突ノ誤カ)

「康永二辛正廿二日  
末」

沙彌元惟」  
(性)

○「大分県金石年表」八ニヨリ、校異ヲ「」内ニ傍注ス。

三 板川原笠塔婆銘

○白井昭一調査記録  
大分市大字東院字板川原

千□房丸笠塔婆  
ヲ造立ス

「 二月時正

康永第二天  
末

初日敬白

「 字千□房丸

○『大分県金石年表』ハ「字千四房丸」、同三ハ「字千世房丸」ニ作り、『巖北の文化財』ハ「字千代房丸」ニ作ル。

賀來惟光統前國  
針摺原ニ戦死ス

三 賀來圓成寺墓地賀來惟光五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字賀來円成寺

〔地輪〕  
賀來小二郎惟光生年廿二

〔勝〕  
法名光□

〔梵字アン〕

於築前國針磨打死

文〔和〕二年二月二日

七 藤原氏輔吉弘寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
貞治六年正月廿日

賀來社ニ井田郷  
燈油田ヲ寄進ス

井田郷燈油田寄進狀

奉寄進

豊後國賀來庄由原 八幡宮

同圓井田郷〔大野郡〕永峯名内五貫文下地田畠等〔坪付〕在別紙事、

右、爲燈油料所、所奉寄附也、須被專天下泰平・國土安全・家門繁榮・殊心中所願・皆令満足之祈

賀來莊

賀 来 莊

禱、仍寄進之狀、如件、

貞治六年正月廿日

(吉弘一書)  
藤原氏輔 (花押)

六 吉弘氏輔一書狀

○柞原八幡宮文書  
南北朝遺文九州編四六六〇号

坪付ハ是より令進之候、

由原社燈油料所  
トシテ田地ヲ寄  
進ス

一日入見參令申候了、當宮燈油料所事、雖冠弱事候、只志斗にて候間、奉寄狀進之候、坪付者、柴  
山右衛門次郎方へ遣狀候間、定可進候哉、早々可有御訪候、恐々謹言、

貞治六年正月廿日

(吉弘一書)  
氏輔 (花押)

由原宮師御房

七 大友氏繼願文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

敬白

立願事、

右願志者、當家安全事、偏所奉仰豐後國一宮由原八幡大菩薩御加護也、然則今度冥慮別而加擁護、  
不日令歸國者、寄進田地、勵御社檀營作之功、奉遂還宮、神事祭禮任舊規、可致勤行也、仍立願之

当家安全ノ加護  
ヲ願ヒ婦国後ハ  
田地ヲ寄進シ社  
壇ヲ當作復興ス  
ルヲ祈請ス

狀、如件、

建德三年三月八日

源朝臣氏繼(大友) 敬白

ハ 吉弘氏郷・前備前守某連署奉書寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(附箋)  
「大友備前守親治同左近將監義氏」

由原宮社頭前立  
林ノ採用ヲ停メ  
身柄ヲ擲メシム

由原宮山林社頭前立林事、近隣甲乙人等、任雅意令採用之云云、太不可然、於向後者、隨見合擲取  
其身、可被召渡生石方之由候也、仍執達如件、

至德元年壬九月三日

前備前守 (花押影)  
(吉弘氏郷)  
左近將監 (花押影)

宮師御房

○附箋ノ人名比定ハ誤リナリ。

ハ一 吉弘氏郷・前備前守某連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端奉書)  
「神事之事 前備前守至德元年」

賀来 莊

賀來莊

由原社八ヶ度祭  
礼ヲ千与丸名役  
トシテ地頭賀來  
掃部助ヲシテ勤  
仕セシム

由原社八ヶ度祭禮事、爲千与丸名拾三町之役、地頭賀來掃部助令勤仕哉否、被尋下當社宮師房等之處、各捧寶印裏誓文之上者、不及子細、任先規、可令勤仕之旨、所被仰地頭也、得其意、可被致催促之由候也、仍執達如件、

至德元年十一月十六日

前備前守 (花押)

(吉弘氏郷)  
左近將監 (花押)

三 賀來社宮主僧源幸讓狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「讓狀至德三年」

讓與

豊後國賀來社宮主職事

右、宮主職者、源幸重代相傳之所帶也、然閑、子息宰相房幸榮、爲嫡子之閑、相副代々次第證文、讓與彼職上者、至子々孫々、無他妨、可領知者也、但於有限宮役等者、任先例、可勤仕也、仍爲後日讓狀、如件、

至德三年丙六月一日

宮主僧源幸 (花押)

(イ、)

子息幸榮ニ賀來  
社宮主職ヲ讓ル



八三 賀來社神人名帳

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「供僧社家人名稱」

(端裏書)  
「神人名帳」

賀來社神人名帳  
ヲ注進ス

注進 上書

豊後國一宮 八幡賀來社神人名帳事、

神官分

大宮司 權大宮司 惣檢校 辨官 擬大宮司 大檢校 權擬大宮司 御馬所別當 惣別當 權御馬

所 正小宮司(マ) 權小宮司(マ) 擬小宮司(マ) 權擬小宮司(マ) 濱殿檢校 御炊殿別當 權惣檢校 宮掌 鑑取

檢校

貫首分

次郎丸貫首 貞清貫首 小原貫首 近末貫首 淵野貫首 黒牛貫首 新三郎貫首

檢校分

御炊殿檢校 酒殿檢校 彌三郎檢校 大四郎檢校 彦四郎檢校 十郎郎太檢校 孫三郎檢校 藤次

檢校 五郎四郎檢校 平五郎檢校 執當檢校 彦七檢校 黒尾殿祝 山神祝 一命婦 二命婦 三

命婦 火王内侍

賀來莊

賀 來 莊

四三二

聲納分

源内次郎檢校 彌三郎檢校 彌太郎檢校 馬次郎檢校 新三郎檢校 彌次郎檢校 彌八檢校 彌三郎檢校

御手人十二人名ヨリ出之、

○御手人・長御崎等  
ハ四六号文書參照。

長御崎十二人名、

御馬副十三人加上宮下宮定、

馬帳九人名、

供僧分

宮師 權宮師 讀師 講師 大般若修理別當 最勝講 一番大般若 二番大般若 三番大般若 新  
大般若 四番法花講 五番法花講 六番法花長講 一番仁王講 二番仁王半講上口 二番仁王半講  
下口 三番仁王講 四番仁王半講上口 四番仁王半講下口 五番仁王講 六番仁王講 香別當 御  
燈別當 彌勒寺惣堂達 同寺承仕 一番三昧 二番三昧 三番三昧 四番三昧 五番三昧 六番三  
昧 三昧堂勾當 同寺承仕 舍利講口三人 公文 一番香童子 二番香童子 三番香童子 權香童  
子 陣道

至德四季五月二日

八四 賀來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏寺)  
一嘉慶二年

賀來社 御行幸儀式次第要段」

行幸儀式次第ヲ  
注ス

八幡 賀來社御行幸儀式次第要段

五月會 神與三基(マ) 御机帳六本 神馬十疋

○中略

濱御殿一字三間四面七尺間 カヤフキ 阿南  
笠和役

馬場埦諸郷役 國衙沙汰 國廳一字六間佐賀郷役

阿南莊笠和郷役  
國衙沙汰諸郷役  
佐賀郷役  
賀來莊生石村役

宮廳一字六間賀來莊并  
生石村役

舞樂 競馬十番 十烈 前弓 刑躰

國衙沙汰

步流鎗馬七番 田殖(マ)已上國衙沙汰 流鎗馬六基(マ)

六月御被御行幸同之、

八月十四日御幸行儀式(マ)

御供備進祝 馬長 村 田樂 舞樂

國東郷佐賀郷役

蝶鳥 十烈 東舞 相撲 旗鉾三本二本國東  
一本佐賀

賀來莊

賀來莊

御前松明國東郷役 大宮司屋形前松明同之

國分寺役 佛供養 標山國分寺役、奉安置阿彌陀像、

國分寺僧役 講師同國分僧役(寺脱カ) 請僧社僧役 菩薩舞

駒形 駒犬 舞樂 蝶鳥 東舞

十烈 師子國衛役 相撲十番國衛沙汰郷々役

大行道次第 菩薩 國分僧 蝶鳥 社僧

在應 樂人 舞人 師子

駒形 駒犬 村 田樂

社僧役 仁王經講讚一百座講讀師 請僧社僧役

嘉慶貳年 戊辰三月 日

八五 賀來社放生會相撲出足注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(繼目花押ニ同シ)  
(花押)

一 放生會相撲出足合廿人

左 一番生石百姓 右 惣別當

左 二番辨官 右 藤末百姓

三番大檢校 權擬大宮司

放生會ノ相撲出足番組ヲ注ス生石百姓

大辰百姓

四番擬大宮司

正御馬所

小野津留百姓  
小原百姓

五番大辰百姓

權御馬所

賀來百姓

六番檢非違使  
(賀來莊)  
七番小野津留百姓

田上百姓

古河百姓

八番賀來百姓

(マ)  
小宮司

九番古河百姓

惣檢校

十番權大宮司

生石百姓役

行事檢非違使役

一 宮師 驅屋分私(マ) 是住ス、

一所 賀和原ニはりニしゆ、なわ五はう

一所 寒水原ニはりニしゆ、さす一むすひ

一所 栗林さす二むすひ、屋中竹一束

一所 石原つかニ屋中二束、なわ五房

以上

一所 給分壹町ニ足五百文、萱之料

一所 御衣かへ田五反ニたる木竹二束

賀來莊

賀来莊

一所 キク祭文田ニ足二百文、竹之料

明德元年庚午八月六日是記、

源幸(花押)

六 大友親世奉行人等立願文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

敬白

大友親世ノ被官  
人等豊後由原八  
幡宮ニ戰勝ヲ祈

由原八幡大菩薩立願事、

右意趣者、肥後・筑後兩國賊徒等、不應京都御成敗、令違背探題御裁許、任雅意致狼藉之聞、所被  
致合戰也、忝垂神明擁護給、悉退治怨敵、(大志)親世息災延命、所屬人々、上下軍勢、壽命長遠者、奉寄  
進御領、且糺進神領相違所々、可令再興(遠)怠轉之佛神事之旨、可致申沙汰也、仍立願狀如件、

應永四年九月十五日

良氏(花押)

宗源

正隆(花押)

定勝(花押)

(吉弘直輔)  
了曇(花押)

六七 大友親著書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「大友次郎式部大夫親著御書」

(端裏書)

「應永十九年」

社訴ノ如ク成敗  
セシ国中平均段  
銭ハ公領他領ニ  
平均外ヲ課スル  
ヲ停ム

小津留代官職ハ  
屋形御意トシテ  
仰付ク

豊後在府衆中

由原社供僧等申狀、并注進狀披見候了、如申候者、社訴道理候歟、堅可有成敗候、次國中平均段  
銭事、定員數之處、(賀來庄)小津留代官賀來五郎四郎、平均之外ニ切副之由、社家より申候、事實候者、不  
可然候、但其身分領ニいたてハ、よろしく領主計たるへく候歟、或公領、或他人知行分を、任雅意  
沙汰候事、無勿躰候、被尋究候て、可有成敗候、此事ハ任理運、可致沙汰之上者、不可有子細候、  
社頭番役以下事ハ、無怠轉可勤仕之由、可被申付候、小津留代官職事者、屋形御意として被仰付候  
之聞、自是非可相斗事候、此分社僧等ニ、申あたへられ候へく候、其外申事をハ、任理運、嚴密可  
有其沙汰候、小津留事者、任明宗之時沙汰之旨、自寺家も可被斗事候、其分可被心得候、恐々謹  
言、

(異筆)  
「應永十九」十二月十五日

(大友)  
親 著 (花押)

(ふんこ)

在符衆中

(奥切封)  
「(墨引)」

賀 來 庄

賀 来 莊

四三八

六 永弘・善直連署書狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「御神事之次第 應永廿一年閏七月廿五日」

〔端裏書〕（青書）  
「三番十五内」

賀來社八月御神  
事十一日・十三  
日・十五日諸役  
ヲ無沙汰ナカラ  
シム

賀來社八月御神事、十一日市渡御試樂・饗膳酒肴役、并十三日藤末之酒肴役、十五日百僧膳役事、  
一二分地頭、同造營方生石方役として、可有勤仕之處、去々年 御神事（屆）いまつりたるニよて、各役  
等無沙汰候云云、既御輿御造替候て、去年より如前々、御神事とけられ候上者、怠轉候諸役等事、  
其時のことく可有沙汰候、事久成候事ハ、物々ニよてさしおかれ候共、去々年分の事者、其沙汰  
候て可目出候、たいてん候とて、其まゝすてられ候ハ、後々のため不可然候、役所々ニ、可被  
相觸候、恐々謹言、  
應永廿一

潤七月廿五日

永 弘 在判

宮師御房

善 直 同



賀來社八月放生會供僧神官御台飯米二分役ヲ無沙汰ナカラシム秋藤名役二斗

賀來社放生會供僧神官台飯米小野津留分二分役ヲ無沙汰ナカラシム

八九 永弘・善直連署奉書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社八月放生會御神事之時、十四・五兩日供僧神官御臺飯米事、秋藤名役貳斗、有其沙汰之處、二分役無勤仕之上者、秋藤分も無沙汰候云云、於二分役者、領家年貢を、賀來掃部入道御恩ニ拜領候之閒、不預替御沙汰候者、難勤仕之由申、此事者及訴訟之閒、可被經御沙汰候上者、爭可依二分之法候乎、<sup>(選)</sup>怠轉之條無勿昧候、任先規、嚴密可被勤仕之由候、恐々謹言、

應永廿一  
潤七月廿五日

永弘 在判  
善直 同

生石三郎殿

九〇 永弘・善直連署奉書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社八月放生會御神事之時、十四・五兩日供僧神官御臺飯米事、<sup>(賀來社)</sup>小津留分參斗有其沙汰之處、二分役無勤仕之上者、小津留分も無沙汰候云云、於二分役者、領家年貢を賀來掃部入道御恩ニ拜領之閒、不預替御沙汰候者、難勤仕之由申、此事者、及訴訟之閒、可被經御沙汰候上者、爭可依二分之法候哉、<sup>(選)</sup>怠轉之條無勿昧候、任先規、嚴密可被勤仕之由候、恐々謹言、

賀來莊

賀來莊

應永廿一

潤七月廿五日

永弘在判

善直同

小津留御代官殿

九一 永弘・善直連署奉書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社放生會供  
僧神官台飯米平  
丸名役ヲ無沙汰  
ナカラシム

賀來社八月放生會御神事之時、十四・五日供僧神官御臺飯米事、平丸名役壹斗有其沙汰之處、二分  
役無勤仕之上者、平丸名も無沙汰云云、於二分役者、領家年貢を賀來掃部入道御恩ニ拜預候之聞、  
不預替御沙汰候者、難勤仕之由申、此事者及訴訟之聞、可被經御沙汰候上者、爭可依二分之法候  
哉、<sup>(退)</sup>怠轉之條無勿躰候、任先規、嚴蜜可被勤仕之由候、恐々謹言、

應永廿一

潤七月廿五日

永弘在判

善直同

平丸次郎三郎殿

三 賀來社神官等給田知行注進狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料二五

(端裏書)

一〇 年卯月十三日 神官 注進留條

注進

賀來社神官等給  
田知行ヲ注進ス

(賀來社神官等給田知行カ)  
等事、

一宮司

一權大宮(司)

一辨官 但四丁九段三(十九)步内壹町知行、  
其餘ハ造營奉行方一二分地頭知行、  
又千代丸名役田一二分地頭知行、

一擬太宮司 給田壹町内(四) 頭知行、  
其餘ハ一二(二) 頭知行、

一御馬所別當 給田壹町大宮司知行、

一惣別當 給田壹町(五) 頭知行、  
五段 頭知行、

平丸

一正小宮司 給田壹町(五) 段知行、  
二段平丸 頭知行、

一淵野貫首 給田五段一二分地頭知行、

一貞清貫首 給田 分地頭知行、

一小原貫首 給田五段(九) 分地頭知行、  
(二)

賀來莊

賀 來 莊

四四二

供僧給地他人知行地トナル

供僧給他人知行地事、數多候、先日就社家御使、言上仕之聞、令省略候、重而御尋之時、明申候へく候、

懈怠神官

懈怠神官等事、

一 惣檢校 給田壹町一二分地頭知行、

一 大檢校 給田壹町内八段一二分地頭知行、

賀來小次郎知行

二段賀來小次郎知行、

一 權擬大宮司 給田壹町一二分地頭知行、

一 權御馬所別當 給田壹町一二分地頭知行、

二郎丸貫主

一 二郎丸貫首 給田五段大宮司与地頭相論、

一 黒午貫首 給田五段内三段一二分地頭押領、  
二段大宮司知行、

右、注進言上如件、

卯月十三日

應永廿九年卯月十三日

幸 榮  
重 妙

三 平丸惟濟請文

○宮師文書  
大分県史料九

(裏書) 「下宮御鞍請取時のうけ文」

下宮御くらの事、

後々年モ先例ニ  
任セ奔走ス

後々年おいてハ、せんれいニまかせ、奔走可申候、仍狀如件、

應永三十年  
八月十九日

(平丸) 惟濟 (花押)

宮師御坊

四 大友持直寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書) 「大友十二世 今度發向筑後國打開之、  
持直狀」

戦勝祈願ノタメ  
欠所地十町ヲ寄  
進ス

今度發向筑後國、打開國候者、以闕所之内、田地拾町事、可奉寄進 當社候、得其意、且者可承  
候、恐々謹言、

(裏筆) 「應永卅二」  
三月十六日

(大友) 持直 (花押)

宮師御房

賀 来 莊

賀來莊

五 大友持直知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

大友持直知行ヲ  
預ケ

高崎

(大友持直)  
袖判

高崎  
一所三拾七貫分 一所三十貫分石垣  
一所二十五貫白杵

高崎又五太郎跡

一所十貫分

西小路殿跡内

一所十五貫分

本庄新右衛門跡内

以上六拾二貫分之事

齊藤美濃守

齊藤美濃守預置候、可有知行候也、

一所六拾貫分同ひのち屋敷

浦志野か跡

一所二十貫分さか

安藤か跡内

齊藤六郎三郎先  
給代所

齊藤六郎三郎爲先給代所、預置候、可有知行候、恐々謹言、

永享五年九月廿日

六 賀來社社家申次佐保永智書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

一放生會

志賀殿社家申次  
上表

志賀殿社家申次上表之由、被申候間、一人申候、可有御心得候、

放生會浜御幸成  
ズトモ替目ナク  
勤仕セシム

上宮御鞍ハ狭間  
南北・平丸ニテ  
一鞍ツ、作ルベ  
シ

來放生會御神事、近々候、諸郷庄役々事、任恆例、かたく可有催促候、濱御幸成候ハ寸候間、其時のことく、役々ハきんしすましきなと、申所も候へく候、寄事於左右、任雅意候ての申事たるべく候、去卯年大神寶會、國の錯亂ニよて御幸ならず候、此時ハ於 上宮、由原御祭禮を執行候、然者何事も替日あるへからず候、此分を會御存知事候、公方へ御申までもなく候、堅御さいそく候へく候、國方事もかたく申付候、御心へ候へく候、其よりも、可有催促候、恐々謹言、

七月廿六日

(佐候)  
永智(花押)

宮師御房

九七 豐饒直弘・重吉秀直連署奉書

○宮師文書  
大分県史料九

一昨日以面申承候、令悦喜候、就夫 上宮御鞍事、何方役共未究之聞、所詮狭間南北、平丸あい合候て、一くらつ々可任之由、被仰出候、此趣御心得候て、御催促あるへく候、於于今者、不可有餘日候、可得御意候、恐々謹言、

二月十八日

(豊饒)  
直弘(花押)  
(重吉)  
秀直(花押)

宮師御房へ

賀来莊

賀來莊

四四六

六 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分県金石年表八  
大分市大字賀來

温崗大和尚塚ス

(地輪ノミヲ存ス)  
一温崗大和尚

(四年)  
文安丁卯八月廿六日

九 重吉秀直・豊饒直弘連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社神講免田  
ノ徴錢課役等ヲ  
免ズ

(端裏書)  
一神講免田 段錢 課役

(異筆) 「年號不記」  
(青書) 「六番廿三ノ内」

當社神講免田拾壹町七段事、任先例、段錢課役等御免許、不可有相違候之由、去廿二日被仰出候、  
目出候、於向後、可有御存知候、恐々謹言、

(享徳三年)  
三月廿三日

(重吉) 秀直 (花押)  
(豊饒) 直弘 (花押)

賀來社宮師御坊

○本文書案文ニ「元徳元年」ノ付年号アルモ、内容上ヨリ次ノ二文書ト関連スル奉書ニシテ、享徳三年ノモノ  
ナリ。



賀來莊家除分  
十一町余段錢ヲ  
停止スルヲ告グ

由原社神講免田  
十一町七段ノ段  
錢課役等ヲ免ゼ  
ラル

100 惟賀等四名連署施行狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「書簡」十一町七段 享德三甲 三月廿四日  
「書簡」段錢之事

賀來庄社家除分拾壹町七段之段錢事、任御奉書之旨、止催促候、可得御意候、恐々敬白、

享德三甲 三月廿四日  
甲戌

惟賀

利綱(花押)

利忠(花押)

宗綱(花押)

賀來宮師御坊

101 惟賀書狀寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「神講」免田十一町七段 無用扣  
「神講」免田十一町七段 段錢課役ノ事

享德三甲 戌

六月七日

當社神講免田拾壹町七段事、任先例、段錢課役等可被閣之由、御奉書出候、目出候、我等字目へ(大野郡)  
罷越候之閑、各申談、御意之儘、一筆を不進候、但兩三人被指置候、定連々可被申候哉、恐惶謹

言、

賀來莊

賀來莊

四四八

享德三 六月七日

甲戌

惟賀（花押影）

由原宮司御報

1011 豐饒直弘・石合氏傳連署書狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
一 康正二年七月廿三日

爲造 内裏御用脚、重而國中平均段錢壹段別五十文事、來八月廿日以前、可有調進候、既被指約月

内裏御用脚  
均段錢ヲ  
ニ任セ勘定セシム

候上者、少無油斷、田數与云、分錢と云、任圖田帳之旨、則可被遂勘定狀、如件、

丙子 康正二年七月廿三日

〔豐饒〕  
直弘 在判

〔石合〕  
氏傳 同

永富三郎殿

大津 留備後守殿

1012 賀來社格式

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社格式事

香童子當番ノ時  
ノ宝殿參入

宝殿内ノ私物・  
預リ物ヲ禁ズ  
番役勤行次第ハ  
先例ヲ守ルベシ

一香童子當番之時、初後夜日中外不可御寶殿參入、但御用祭禮、又者有參詣之人用段時者、可參入事、

一於御寶殿、不可私物・人之物預置事、

一香童子三人、講衆三昧僧番役勤行次第、任先例可勤仕事、并神官・聲納・下神人等大番事、可。任

往古之例也、

右、於背此旨輩者、其輕者停止出仕、其重者改易當職、可處特罪科也、此等趣、且守舊記、且爲後代、所定置如件、

長祿三年<sub>己</sub>八月 日

宮師修榮(花押)  
地頭綱貞(花押)

### 101 賀來社宮師修榮社內建立末社條書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○寛正元年正月吉日。全文ヲ「笠和郷史料」一〇二号ニ收ム。本文省略。中ニ「古才木之處ハ、末社可為修リ事、守護役同前也、」等ノ記述アリ。

賀來莊

四五〇

105 國分定安寺寶塔銘

○大分県金石年表五  
大分市大字賀來大字国分

妙忍禪尼ノ靈ヲ  
葬ル

〔塔身〕  
「歸眞俊中妙忍禪尼灵位

文明十九年丁未四月念二日」

○塔身ニ金剛界四仏種子アリ。「白井昭一調査記録」ニヨリ寶塔ト改ム。

106 大友親治書狀案

○大友家文書録  
大分県史料三一

賀來社大宮司改  
補ノ御鬮下ルニ  
ヨリ然ルベキ名  
代ヲ以テ沙汰セ  
シム

賀來社<sup>(マ)</sup>太宮司之事、就盜賊成<sup>(敗)</sup>□、前代不聞之儀、非沙汰之限候、然者可改<sup>(彼)</sup>被<sup>(彼)</sup>職<sup>(彼)</sup>否<sup>(彼)</sup>之<sup>(彼)</sup>更、神監不及凡  
慮之條、彼太宮司子孫与、面々以御鬮致祈念之處、其方所勘之通、下御鬮候、早々可然以名代、有  
限社役等、可被致其覺悟候、武家奉公之事者、不可准社職候間、依勤勞追而可加扶持候、恐々謹  
言、

七月廿六日

親<sup>(大友)</sup> 治 在判

賀來五郎左衛門尉殿

心巖壽貞禪尼ヲ  
葬ル

(隱身、他ハ亡失)  
「掩粧心巖壽貞禪定尼

明應六年丁巳六月十四日

○金剛界四仏種子アリ。

104 國分定安寺寶塔銘

○大分県金石年表五  
大分市賀來大字国分

105 大友親治太刀等寄進狀

○宮師文書  
大分県史料九

奉寄進續之事 (大友親治)  
(花押)

祈念ノ為ニ太刀  
一腰馬一疋ヲ賀  
來社ニ寄進ス

右、任先例、至小城并誘(騙カ)□出候之條、不可勝計□、益仰祈念、然者太刀一腰・馬一疋青毛、令敬進

候、依□狀如件、

明應七年戊午八月十五日

備前守親治 (大友)

賀來社 宮師

賀來莊

賀來莊

109 小野鶴羅漢山墓碑碑

○大分県金石年表三  
大分市大字小野鶴

一 溪大和尚

文龜<sup>(元年)</sup>辛酉五月八日

一 溪大和尚ヲ葬ル

110 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文龜元年<sup>辛酉</sup>十二月十三日。全文ヲ「荏隈郷史料」四七号ニ収ム。本文省略。

111 大友親治條々事書

○安部文書  
大分県史料九

<sup>(端裏書)</sup>  
「備前守親治御判物」

<sup>(大友親色)</sup>  
(花押)

<sup>(異筆)</sup>  
「大友備前守親治御判也」

就 賀來社御造替之儀、任舊記、國中平均閏別錢可有催促條々事、

一 閏別錢一閏別<sup>五文定</sup>之事、

一 至寺社者、由原宮中・萬壽寺寺内斗除之支、

賀來社造替ニ就  
キ國中平均閏別  
錢催促ノ事  
閏別五文  
由原宮中万壽寺  
寺内ハ除ク

権門高家ヲ言ハズ催促  
家主聊爾アラバ罪科ニ処スベシ

方分奉行ヲ受ケ案内者ヲ副ヘテ催促ス

馬・武具・衣類等ハ布施タリトモ大宮司沙汰

一不謂権門高家催促之事、

一催促使(在力)往其所□上者、家數之事、雖可爲明鏡、若家主有聊爾之儀者、云神慮之冥鑒、云法度之憲

法、可處罪科之吏、

一所く催促之事、受其方分奉行、可副案内者之條、調催促可渡社家事、

右、守條之旨、不可有聊爾之儀者也、仍下知如件、

永正二年三月廿五日

二二 大友親治書狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原宮敬進、馬・武具・衣類等者、大般若經・仁王經、雖爲布施、任先規之旨、爲大宮司職、可執沙汰吏肝要候、不可有聊爾之儀ニ候、恐々謹言、

永正二年卯月廿一日

賀來五郎左衛門尉殿

(大友)親 治 在御判

御證判賀來藤左衛門所持  
(黒印)○「門所」ノ上ニアリ。

賀 來 莊

賀來莊

四五四

祈念ノタメ平林  
彈正忠ヲ進宮セ  
シム

山祓ノ御幸ニツ  
キ留守番ヲ莊内  
ニ申付ケ要脚ヲ  
進メシム

二三 大友義長書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「義長御書」

前日以賀來五郎左衛門尉、於社頭、方々祈念之通申候、定而其分候哉、御辛勞察存候、彌精誠憑入候由、爲可申、平林彈正忠進之候條、不能詳候、賀事、恐々謹言、

十月廿五日

(大友)  
義長(花押)

由原  
宮師御坊

二四 大友義長書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「義長御書」

御在宮以後可令申候處、旁取亂、乍存候、仍就山祓之御幸、社頭御留守御番之事、任舊記、賀來左京亮可勸段、申与候、(預)同庄内者共申付候、然者要脚等事、巨細寒田掃部助可令申候、尙御辛勞儀、自是可申述候、恐々謹言、

(異筆)  
「永正九年 十一月四日  
壬申」

(大友)  
義長(花押)

實相寺



二五 賀來社大宮司隆重上棟屋形社參等覺書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

社用爲末代之付置也、

大宮司

隆重(花押)

其時大永貳年元 つちのとの十二月三日

其時大雨ふりなり、又其時老者大神遠見守・豊饒常陸介・木上筑前守・津久見左馬助・小原四郎左衛門尉・白杵民部少輔なり、

上棟屋形様社參  
社奉行豊饒常陸  
介

一本社(棟上)むねあけ之事、屋形様御社參御仕立之事、造營奉行役、やかたのハ五はんさい、しやけ(數番)。は

んしやう數ハ三はんさい、其時守護ハ(親數)□あつ(親數)の御代也、社奉行ハ豊饒常陸介方□□權大宮司  
社奉行ニつる一さう(親)。遣候也、□□にハあたる事もなし、就社。出物もなし、□□年あけの

時、神宮之馬之事、屋形様ニハはん□□に給候、其時親治殿ハ御いんきよにて候へ□□

□□ん宮候也、御老中各々より□□以上七疋なり、大宮司方はんしやう□□ろん申候  
處、はんしやうニ三疋給候、大宮司□□疋給候也、

『一屋形様むねあけニ付、御社參之時、役者之事ハ田尻方御へいの役、。かりとの□□之事也、本  
社にてハ竈門新左衛門方御へいの役也、御神宮之御馬ハ、賀來加賀守。渡也、にわにて御馬所へ  
わたすなり、

一むね上之弓之事、はんしやう(種)ハ二張と申なり、宮師は一張と申さるゝ、さうろん返々六借敷候

賀來莊

御進宮ノ馬

上棟之弓

處、一張にすむの閒、むね上、其時大永二年元つちのとの見十二月三日二。めさるゝ也、

一むね上にかけて□事、守護御役なり、廿貫、

『之時われく、かさきにとほし、御とも申なり、

一御馬かわり之時、(權)こん大宮司正ニたち候閒、かわりの御馬こん大宮司給候也、其時御屋形様ハ親

治様御代なり、こん大宮司ハ親盛か代なり、

一御炊殿御竈われ候時ハ、正御供田にてきりせんを仕かい候、其時大永元年八月十日かう也、かま

ぬし惣大工と、賀來左京殿、餘分のかまぬし、かまのさうろん仕候處、賀來方餘分のかまうりの

をかう也、同かましろ之事、こん大宮司より五れん程出候也、賀來殿一分役として□も出さるる

也、けんけう三人してきりせんのき、一貫程出候なり、色々わひこと申閒、此分に候、同かまの

はらいのこと、一分立合候て仕候也、

一□とい丈あけすの戸の下より入候て、□□にて子をうみ候、其『時つちをのけ候

て、一分申合、きよめ仕候なり、かいはらいにて候、一分ハ賀來將監頭役なり、

一於生石へいよう(用途)と之事、生石大宮司方とられす候也、大永二年六月おんはらい之時、守護親あつ

さま、御いもとこさま御參宮之時、宮師とられ候、其時大津留刑部少輔方、生石大宮司役ニ付被

申候へ共、きよく(曲)なく候歟、

一若宮ミヤ作之事、近日宮師方へ尋候へとも、しかく造營奉行役と申されす候閒、一度ハくわん

生石へい用途

若宮造宮

賀來莊五十貫文  
ノ段錢

賀來莊役人

△金ノ御正体ヲ盜

賀來社経免田ニ  
対スル押妨ヲ訴  
フ

に仕候なり、又一度かう(講)をむす(結)ひ候て、かたのことく。大宮司仕候なり、

一本社再興之時、賀來庄五十文通之段錢、寺社者無殘何茂進納仕候、殊外きひ敷催促候キ、同奉行  
之事、賀來左京進方、田尻□方□其時大永元年、

『一守護御社參之時ハ、賀來庄之役人、宮師・造營奉行・權大宮司、合一こん申、こん大宮司ハせ  
うふげんに候間、賀來殿造營奉行などにハ、出物かわるなり、○一こん申事、親治さま御代之時  
より、賀來將監頭仕はしむるなり、  
すこしつせんとする也、  
』

一御ちんに御座候金の御し(正)やうたい(体)、同刀あまた(放)、ほうくわう坊(光)・みさぬきにらく坊(二)・しんさう坊(心)  
三人して盜候しなり、何もからめとり候て、府内へ下、はるくさらし候て、いきなからうみに(梅)  
いれさせ候なり、

二樂坊はうせ候なり、成敗之義、しせん用所も候する間、かき置なり、三人共其時香音寺を仕候  
處、如此之子細候なり、

二六 東光坊榮玄・宮迫房榮紹等連署申狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

〔裏打紙端裏書〕  
「年號不記」

〔端裏書〕

案文

由原

供僧中

賀來莊

賀來紀伊守

賀來五郎左衛門

大宮司以下寄合  
中ノ悪行

一當 [ ] 爲勅願被定置候經田・番田・諸 [ ] 田等之事、號賣得相傳、多分相違候、相殘少分宛拘申候、田地迄も不任社家所存候支、賀來紀伊守方御神領ハ、私之可爲許(計カ)之様ニ存、每々至宮

師・社僧・神官・其以下、非分之儀申かけられ候、賀來紀伊守方不爲私之許證(計カ)文曆前之事ニ候、(歴然)

一賀來五郎左衛門方、香童子給田并三昧田合壹町三段、號賣地、數年來納錢無沙汰候之閒、社家より召放作候、爲其覺悟、二位・岩見と申社僧兩人、彼在所ニ罷越候處、夜中ニ殺害候、其以後賀

來新四郎、親以來之賣得(實)と申候て、頻ニ作仕候、來納錢彌々無沙汰候之閒、去年又從社家取放作

仕候處ニ、彼一町三段之苗代、悉きりかへし候條、此年來無足之御神奉公、中々不及是非候、

一大宮司背先例、當社諸進宮物・大般若仁王經施物等以下迄、爲一人可相許(計カ)之由、掠申請候事、是

又前代未聞事ニ候、彼寄合中、對社家連々悪行、以之外之次第第二候、不被成御政道候者、於自今

以後、社家滅亡此事ニ候之條、歎入存候、以此旨御披露可目出候、恐惶謹言、

潤五月十三日  
(享祿四年乙)

東光坊 榮 文  
宮迫房 榮 紹

田口殿

香林坊 榮 琳

田北殿

耕運房 榮 運

津久見殿 人々御中

西坊 幸 仙

入田殿

宮師 增 榮

二七 大友義鑑知行預ケ狀寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「御判

(異筆)  
「年號不分」

賀來民部丞殿

義鑑

筑後國ニ知行ヲ  
預ク

筑後國竹野郡松門寺之内五町、三井郡吉武之内六町分坪付在別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(天文五年)  
七月二日

(大友)  
義鑑 御判

賀來民部丞殿

二八 大友氏加判衆連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

筑後國竹野郡松門寺之内五町・三井郡吉武之内六町分之事、被宛行賀來民部丞訖、任 御判之旨、  
嚴重可被打渡之由、依仰執達如件、

天文五年七月三日

(入田親應) 丹後守 (花押)  
(山下長統) 和泉守 (花押)  
(田北親言) 大和守 (花押)

賀來莊

賀來莊

三原和泉守殿

豐饒美作入道殿

四六〇

雄城台近辺山野  
雉法度ヲ嚴重ニ  
申付ケシム

二九 大友義鑑書狀(紙切)

○大友松野文書  
大分県史料二五

(種田莊)  
雄城臺近邊、其方領内山野雉法度事、度々申候、倍稠可被申付候、萬一法式之上猥族候者、能々相  
究、以交名可承候、以其上、一途可申出候、恐々謹言、

八月十三日

(大友)  
義鑑(花押)

賀來社

大宮司殿

三〇 由原八幡宮鐘銘

○増補訂正編年大友史料一八  
杵原八幡宮旧藏(現亡佚)

大友義鑑洪鐘一  
口ヲ奉納ス

銘曰、日本國西海路豊後州大分郡賀來庄本邦一之宮、由原八幡大菩薩之保社開基以來、雖有鐘、累  
歲瘠而、不鳴者年久矣、爰賢太守修理大夫源義鑑朝臣、課于梟氏、新鑄洪鐘一口、永以充社頭之法  
器云、仍命于前南禪老景雪叟、

爲銘々曰

(華力)  
萃鯨鑄作高懸神前

殷々 廟響覺長夜眠

以此信力國家安全

至祝至禱億萬々年

于時天文十二癸卯十月廿三日

奉行竹田津佐渡守大藏長重

奉行竹田津長重

宮師坊盛榮卜西坊喧嘩

大友義鑑社參

御幣之役

御太刀之役

御白幣之役

御馬之役

### 三三 賀來社造替御屋形社參日記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

一天文七年戊戌正月九日、宮師坊少納言盛榮、西坊与喧嘩仕出、於拜殿宮師被官一人殺害候、少納言累如内殿逃入候、則兩人共ニ國中を取拂候、雖然宮師者、弟之宮内卿存榮ニ被下候、拜殿廳而被疊

造替候、西御門・東御門者、殺害人死人出候之聞、何茂造替候、然者拜殿上棟、天文拾六年丁未十

一月十四日ニ候、御屋形様御社參候、御供之人數、曰杵四郎左衛門丈(尉)・寒田左衛門大夫・中村三

郎三人也、

一御幣(幣)之役、寒田左衛門大夫ニ香童子是を渡す、

一御太刀之役、賀來左京亮番匠ニ是を渡す、

一御白幣(幣)之役、田尻左近將監ニ番匠是を渡す、被請取御前(本女)義鑑様江被上申候、

一御馬之役、高山次郎左衛門尉、東之庭にて御馬所ニ是を渡す、請取番匠ニ渡候、

賀來社

賀來莊

造營奉行

- 一 御一献之事、爲造營奉行役是を勸す、御仕立□三番菜、御座敷彌勒堂、
- 一 社家衆ニ仕立之事、同造營役、□大官司其外社家人是を行、
- 一 御社參ハ式之御參、
- 一 造營奉行、竹田津佐渡守也、

三三 賀來社遷宮次第注進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

一 天文廿<sup>戌</sup>年大友義鑑公御代造營之扣貳通之内

(異巻) (マ、)

一 明治二年迄三百三拾年ニ成リ

」

賀來社遷宮次第  
ヲ注ス

(端裏書)  
「賀來社御遷宮注文」

注進

御遷宮次第

八幡賀來社御遷宮次第、

先午時借殿仁國司已下在廳參詣仕テヨヒタテ、

次大官司已下神官等參詣仕テヨヒタテ、

次供僧參詣、

次饗膳酒肴、

次御供備進、

次十烈 次カタヌキマイ、



御行幸儀式

次國司奉弊(幣)ヒサツキ上絹(幣)次在廳同前、次大宮司同前、

次神官各奉弊同前、次諸人奉弊(幣)、

戌時各參詣、御遷宮之由申時ノクホテ、

次奉移御神寶、

一 御行幸儀式、

奉寄御輿、役人神官等、

奉移御神躰、次[ ]大宮[ ]奉入御輿、

先三殿、次二殿、次一殿、[ ]ケ御箱三、

次善神王殿奉移、役人小宮[ ]貞同宗次檢[ ]同末房

二三 大友義鎮知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

肥後國飽田郡之内梶尾八町分五町分・三町分・同郡河尻庄之内澁江壹町八段分事、預置候、可有知行候、恐

恐謹言、

天文廿年辛亥

八月廿六日

(大友)義鑑 在判

賀 来 莊

賀來民部少輔

賀來 莊

賀來民部少輔殿

四六四

肥後國飽田郡内  
梶尾八町分等ヲ  
賀來民部少輔ニ  
打渡ス

二四 大友氏肥後國檢使等打渡狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

肥後國飽田郡之内梶尾八町<sup>五町分</sup>・同郡河尻庄之内澁江壹町八段分之事、任 御判・御遵行之旨、  
嚴重打渡申所、如件、

天文廿一年三月廿日

清田遠江入連	宗 通	在判
夏足民部少輔	鑑 秀	在判
清田越後守	鑑 祐	在判
田吹上總介	鑑 富	在判
志賀左馬介	守 直	在判
吉岡中務少輔	鑑 香	在判
大津留常陸介	長 清	在判

賀來民部少輔殿

三五 大友義鎮書狀

○粹原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「義鎮公御書」

(端裏書)  
「義鎮公御書 宮師跡之事」

由原宮師一跡ハ  
後室ノ存分トシ  
紀伊守ト談合セ  
シム

就由原宮師一跡之儀、被申旨、得其意候、當時後室可爲存分儘候、每事其方以入魂、可然様可被申  
談候、猶志賀伊賀入道・石墻大藏少輔可申候、恐々謹言、

(天文廿一年)  
三月廿三日

(大友)  
義鎮(花押)

賀來紀伊守殿

三六 大友義鎮名字狀

○大友家文書録  
大分県史料三二

名字之事、以別紙認進候、恐々謹言、

(天文二十一年)  
八月廿二日

(大友)  
義鎮 在判

(鎮秀丸)  
賀來新九郎殿

○新九郎ハ民部少輔ノ子カ。

賀來新九郎ニ名  
字ヲ与フ

賀來 莊

三七 大友義鎮加冠狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

大神鎮秀ト名乗  
ラシム

加冠 名字之事

大神鎮秀

天文廿一年八月廿二日

三六 竹田津長重・鑑久・八房連署條々事書案

○宮師文書  
大分県史料九

宮師代替ニ就キ  
領内成敗ノ事ヲ

(裏書)  
「賀來殿進申一通安文」

賀來某ニ申入ル

就宮師代替、雖事新申事候、領内御成敗之續、以一書申入候、

陣夫馳走

一宮師・宮迫・松木坊、彼三坊以番手、陳夫一人馳走之事、  
(座) 平抱ニも諸

賀來庄点役

一賀來庄点役之時、隨地頭可勸事、

礼儀錢

一禮儀錢之事、

領内追討ノ時妻  
子・奴婢・牛馬  
及ビ雜物等ヲ存  
知スベシ

一領内御追討之時、妻子・奴婢・牛馬・雜物等之事者、任前々之旨、可被成御存知候、家之事者、  
我々可存知仕候、  
右之條々、爲後向、(座)後室同然申入候、  
同兩人加判被仕候、以御分別、可預御報候、恐々謹言、

天文廿一年

(賀來丸)  
八房

八月二日

鑑久 在判  
(竹田津丸)  
長重 在判

賀來殿 參 御宿所

三九 大友義鎮書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三四

寒田右京亮娘ヲ  
賀來八房ニ嫁シ  
宮師一跡ヲ嗣ガ  
シム

宮師一跡之事、可爲祖母存分儘之由申之處、寒田右亮娘鹽德女与、賀來民部少輔次男八房、以妻愛連續之通承候、得其意候、然者燈油、同武射之御祭禮等、堅可被申付候、猶志賀伊賀入道・石垣大藏少輔可申候、恐々謹言、

五月八日

(大友)  
義鎮 在判

賀來社地頭殿

三〇 大友氏加判衆連署奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

賀來社遷宮社用  
ハ兩奉行旧記ニ

就賀來社御遷宮社用之儀、奉行兩人、以相談被糺舊記、諸郷庄不謂寺社給人免許、以催促、可被遂

賀來 莊

任セ寺社給人免  
許ヲ謂ハズ催促  
シ節ヲ遂ゲシム

賀來社

其節之段、被仰出候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

十一月五日

賀來社

宮師御坊

造營奉行

(志賀) 守 (花押)

(田北) 鑑生 (花押)

(臼杵) 鑑續 (花押)

(吉岡) 長増 (花押)

(雄城) 治景 (花押)

三一 大友義鎮安堵狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

親父掃部頭鑑綱(賀來)一跡之事、賀來社大宮司職、同本下用并進宮物以下、親治(大友)・義鑑以御判之辻、任相

續之旨、領掌不可有相違候、恐々謹言、

(永祿四年九)  
潤三月廿八日

(大友) 義鎮 在御判

賀來社

大宮司宮千代殿

御證判所持賀來藤左衛門 (黒印)

由原宮造營ヲ先  
例ニ任セ堅固ニ  
申付ケシム  
地頭ニ背キ内訴

一三三 大友宗麟義鎮書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原造營之事、無油斷、可被申進事肝要候、神慮第一之儀候條、宮師三香童子、其外至社家中、神事祭禮等、任往古之旨、堅固可被申付候、自然背地頭、内訴之人等雖有之、至鑑林可申談候、所詮社方之儀、對地頭、以入魂承候者、每事可申合候、爲存知候、恐々謹言、

卯月十六日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押)

一 萬田民部少輔殿

一三三 賀來社造營雜物加用等配分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○元龜二年辛酉五月十二日。首欠。阿南莊史料一八七号参照。本文省略。元龜二年(一五七一)ハ辛未ナリ。差出書下欠。(マ)或ハ案文カ。

賀來莊

二四 岐部鑑泰・鑑滿連署書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

領内聊爾人ハ地頭成敗ヲ加ヘ罪科人ノ妻子・奴婢・牛馬及ビ雜物ハ追捕スベシ

地頭成敗之趣、條々以一書蒙仰候、得其意候、御領内ニ聊爾人於有之者、早速蒙仰申談、以閉目明白之時者、御一通之儘、罪科人妻子・奴婢・牛馬・雜物等之事、可追捕仕候、家之事者、從其方可有御存知候、一通之旨、相互不可有相違候、恐々謹言、

(年未詳)  
九月三日

鑑 滿 (花押)  
(岐部)  
鑑 泰 (花押)

由原

宮師 まいる 御同宿御中

○濕損アリ。東京大学史料編纂所影写本ニヨル。

二五 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書録  
大日本史料一〇ノ八

就來年當社大神寶會買物費用等之事、任前々之旨、被遂催促、早々至商賣人、可被申與之由、依仰執達如件、

元龜三年三月廿三日

(志賀親度)  
安房守 在判

來年ノ賀來社大神寶會買物費用ヲ催促シ商賣人ニ申与ヘシム



木屋夫不勤ノ在所ハ一兩日中到  
来ノ様催促セシム

(吉岡宗敏)  
越前入道 在判  
(白井繼遠)  
越中守 在判  
(佐伯惟教)  
紀伊介 在判

大宮司ノ殿  
賀來社  
宮師御坊 上包安房守親度

三三六 大友義統書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「義統御判物」

由原宮造營過半相調、來十三可被取立之由、<sup>(尤丸)</sup>珍重候、就夫木屋夫不調之通、着到之表、銘々遂披見候、度々如申候、既以舊記之上、加下知候之處、于今不勤、寔不及是非候、重々急被申觸、一兩日中到來候様、堅可被申付候、此上未斷之仁於有之者、以交名承、一途可申出候、爲御存知候、恐々謹言、

十一月六日

志賀安房入道殿  
(親度)

(大友)  
義統 (花押)

賀來莊

賀 来 莊

四七二

一三七 志賀親慶奉書

○炸原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「上包ニ  
御作事

奉行中造營被仰渡狀

志賀安房守

親 慶

由原

宮師

△ 賀来社造營木屋  
入ニ付五ヶ莊木  
屋夫ヲ申触レシ

當社御造營木屋入、稠被成御下知候之趣、先日直被 仰出候之條、于今不及口能候、然者五ヶ庄木屋夫之儀、至其役所、以奉書申遣候之閒、從各中茂、早々被申觸肝要之通、自私能々可申旨、被仰出候、被得其意、聊不可有油斷候、恐々謹言、

(天正五年)

十一月廿三日

由原

宮師

御作事

奉行中

(志賀)  
親 慶 (花押)

○濕損アリ。欠部ハ案文ニヨリ注ス。親慶ハ親度ト同一人物ナリ。

三六 中尾六地藏幢銘

○大分県金石年表  
大分市賀來大字中尾字見立

○天正<sup>(八)</sup>年庚辰九月廿<sup>(四)</sup>日。全文ヲ「阿南莊史料」二〇五号ニ掲グ。本文省略。文中ニ「豊後國大分郡阿南莊  
圓成寺領之内、中尾村上屋敷之住侶云々」トアリ、円成寺・中尾村ヲ阿南莊トセリ。阿南郷平丸名ハ「弘安圖  
田帳」ニハ賀來莊内トアリ、コレト關係アルカ。

三九 大友義統願文

○柞原八幡宮文書  
大日本史料一一ノ七

再拜々々敬白

大友義統戰勝ヲ  
祈願シ願文ヲ納ム

八幡大菩薩ハ源  
家氏神

抑今度義統越山之意趣者、兩筑・兩肥・豐之前州、不慮亂邦成行未練<sup>□</sup>隣國之敵案忘代々之首  
尾、對當方、結句挽弓舍矢之條、諸軍差向彼境<sup>□</sup>風發河決、一城雖攻傾、累年誘來城墉者、  
輒不得挫、剩味方之士卒多被疵畢、義統獨扣後陣、長夜無安堵之睡眠、歎弓箭之安危、治則揚名於  
萬天、不治則飯責一仁者歟、夫日域八幡大菩薩者、爲源家曩祖之氏神、異國降伏之妙將、<sup>□</sup>  
云者、本地安養世界之彌陀、東方瑠璃光藥師、南方無垢世界觀音大士之三<sup>□</sup>權名所現、仲哀天  
王・應神天王・神功皇后三輿之神躰是也、然則四十八願十二之大願、念彼觀音力、爭豈虛心中之諸  
<sup>(皇下同)</sup>  
願、因茲世及澆季、雖寺社悉滅亡、右之<sup>□</sup><sup>(願カ)</sup>聊不沒倒、祭例于今無怠慢、所崇敬無止、何況拋無二

賀來莊

塔八十世親世造立

之丹精、本社令造替、□□調畢、殊由原八幡者、從豐前國宇佐郡蓮臺寺、八流之白幡飛來、懸楠木、或時成竹葉之童子、或時者又化金色之鷹、斯因金龜和尚卜□□有權化之一法師、碎感歎、開闢彼地、號三葉山大山寺、伏希者、此節之一戰得大利、彼表於屬案裏者、□□遂建立、莊嚴巍巍、鑿七寶、塔婆令再興、四方垂華鬘瓔珞、九輪可輝日影、所謂彌勒薩埵者、爲五十六億之導師、番々出世之後佛、故任二尊三會之誓約、奉安置社內之砌、彼塔者、先祖十代目之親世、七塔造立之內也、本尊者世尊說法之時、一鉢□□多寶佛也、佛者一切衆生濟渡之父、神者是現世擁護之垂跡、佛神以水波之隔□、神不亨非禮、宿正直之首給者、任先例苟棒願札、佛亦何不憐信心銘肝之悲淚乎、於斯者五ヶ國之兇徒、早降當家幕下、君德靡草木、近年困窮之人民、全得快樂之心、弓矢入袋、銚楯納家內、住武運長久・國家安全、希諫鼓苔□□、雞不驚之時節而已、仍願文如件、

于時天正十二年甲申夷則吉日

大友左兵衛督義統(花押)

由原宮

10 石城川惟福寺六地藏幢銘

○大日本史料一一ノ一一  
大分郡挾間町大字高崎

現在未來天人衆、吾今殷勤付屬汝、以大神通方便力、勿令墮在諸惡趣、□□立六地藏之事、歸眞月窓妙梅禪尼靈位、爲頓證菩提也、

天正十二年甲申十月八日

施主 安部玄著允貞述謹立

妙梅禪尼ノタメ  
六地藏幢ヲ建ツ

高崎ニ登城城普  
請ヲ馳走セルヲ  
賞ス

賀來刑部丞跡植  
田莊七貫文ヲ宛  
行フ

一四一 大友義統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

今度至高崎、令登城、別而辛勞、殊普請等之儀、預馳走之由、祝着深重候、彌無油斷、覺悟肝要  
候、猶田原近江入道可申候、恐々謹言、

(紹忍・親賢)

(天正十四年カ)  
十一月廿一日

(大友)  
義 統 在 判

賀來社太宮司殿

一四二 中尾六地藏幢銘

○大分県金石年表六  
大分市賀來大字中尾字見立

○天正十五年丙戌二月十日。全文ヲ「阿南莊史料」二〇八号ニ掲グ。本文省略。文中ニ「阿南郷松□□□□中尾村」トアリ。一三八号注記ノ理由ニヨリ、当莊ニモ掲グ。  
(マ)

一四三 植田莊内賀來刑部丞跡坪付

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

(大友義統)  
(花押)

坪付

賀來莊

賀來莊

植田庄之内  
一所七貫文

大宮司

賀來刑部丞跡

已上

天正十五年八月十三日

一四 天正十六年參宮帳寫

○後藤作四郎文書  
大分県史料二五

略○上

天正十九年卯月十四日(マ、)  
豊後北浦邊國東郡田村庄ながまつ永松内藏頭殿 四人

同大分郡おいたのかわ賀來之庄かくの賀來形部大輔殿二人

同大野郡 藤北村あなぐ阿南善左衛門殿一人

同天邊郡あまへのかわ佐賀 上野 成新殿 二人

同北浦邊(伊美)いみの庄善三郎殿一人

略○下

賀來莊賀來刑部  
大輔

一四 大友吉統政道條々事書

○大友文書  
大分県史料二六

○天正廿年二月十一日。抄文ヲ「笠和郷史料」一八四号ニ収ム。本文省略。中ニ「一賀來社無怠慢、可被加修理事」ノ一条アリ。

一四 由原山宮主坊掬分供田注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「文祿三年正月九日」

豊後國一宮八幡由原山

宮主坊掬分

久武名

此内御供田・神樂田・安居田・社役給  
一田畠三町、久武名居屋敷、由原ニあり、  
右之内米九石壹舛、銀子五匁八分五厘、社役ニ出申候、榎ハ六入、

生石名

(ほつゝカ)  
〔そ給田也、  
一田大いくし名之内、由原ニ有、

笠和郷

此内とう明田九月九日、同廿日神事田、承仕田有、  
一田貳町五反かさわ之郷ニあり、  
右之内米四石壹斗、銀十文め社役ニ出申候、榎ハ六入、

賀來莊

賀 来 荘

賀来荘  
荏隈郷

是ハ經番田、御こうやしゆり田  
一田壹町五反かく之庄内、荏隈郷ニあり、  
右之内米四石五斗社役ニ出申候、樹六入、

植田荘

是灯明田なり、  
一田壹町わたさの庄ニあり、  
壹石、銀十匁、社役ニ出申候、樹六入、

下郡

一田五反下こほりニあり、  
此内ほそ布六たん、社役ニ出申候、  
衣かへ田也、

賀来荘白紙

是ハ經番田也、  
一田壹町かくの庄しらかミニあり、  
右之内銀子八分五リ、毎月五日、御經はん艱仕申候、

賀来荘餅田

もち田  
一畠貳反かくの庄内ニあり、  
右之内米壹石餅三百六十枚ノ分、樹六入、

高崎之内

霜月初とり一七日御供田  
一田貳反高崎之内、和尙田なり、  
右米貳斗三升、十一月二一七日御供そなへ申候、樹六入、

野津院

是者正月廿八日武府大神事田  
一田畠六町野つのいんニ有、號貳十貫分也、  
右米八石九斗三升、大ツ八斗五升、銀五匁八分出申候、樹六入、

井田郷

是ハ定灯明田也、  
一田畠壹町五反井田之郷ニ有、號五貫分也、  
右米六斗、銀子廿四匁、社役ニ出申候、樹六入、

賀来荘正御供田

此内正御供田、八まん御たん生會神事田也、  
一田畠七町かくの庄内ニあり、

右之内壹町貳反、荏隈郷ニ有、かくの庄内、



文祿三年正月九日

○首・中・尾ノ下段及び各行ノ上部  
ニ「由原宮印」各一アリ。計十五。

一〇七 福原直高内生嶋直房寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原社内坊中居  
屋敷并畠合五十  
四石余ヲ寄進ス

(端裏書)

一福原右馬助殿 社内同坊中、居屋敷高免許書出」

由原八幡宮社内、同坊中居屋敷并抱田畠、高都合五拾四石五斗六升九合之通、御寄進之上者、永不  
有違亂、於 神前、武運長久之可被抽御祈念者也、仍御寄進之所、如件、

慶長三年

七月十五日

宮師 御房

(直裏)  
福原右馬助内

生嶋新介  
直房 (花押)

一〇八 賀來社由原山諸院坊末寺書上

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「永祿十年正月」

豊後國天臺宗之分

由原山等諸院坊  
末寺等ヲ書上グ

賀來社

賀 來 註

大分郡松平將監殿領内

一當國崇廟八幡宮賀來社由原山

法流者穴太流山門於正學院  
受職灌頂等相勤者也

同衆徒

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

右同斷

學頭職

金藏院

法流右同前

最養坊

同斷

常樂坊

同斷

香運坊

同斷

光林坊

同斷

東光坊

同斷

宮迫坊

同斷

西之坊

同斷

長賢坊

同斷

成泉坊

同斷

清教坊

同斷

南之坊

同斷

福万坊

同斷

本城坊

(紙繼目)

医王山国分寺  
飛來山靈山寺

同領内  
一 醫王山本尊藥師如來國分寺

同郡御公領内  
一 飛來山本尊觀世音靈山寺

法流右同前  
玉藏坊  
法流右同前  
本明院

○松平将監ハ、万治元年（一六五八）府内藩二万二千石ニ封ゼラレシ、松平忠昭ナラン。端裏書ハ誤記ナイシ  
ハ、採用資料ノ刊記ナラン。

賀 来 莊

付 録

一 由原宮師次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原宮師次第ヲ  
注ス

由原宮師次第

元祖金龜和尚

二世源 修今宮

三叡 勢

四壽 如

五正 譽

六仙 照

七皇 慶

八如 壽

九仁 圓

十快 圓

十一慶 仁

十二仁 算

十三慶 算

十四慶 尋壽八十五、

十五院 清七十三、

十六定 清九十四、

十七定 院

十八定 全

十九圓 清

二十源 清

廿一春 清

廿二源 幸七十三死去、

廿三幸 榮六十三死去、<sup>(四)</sup>

二十四宏修榮七十九死(始宏修、後改修榮)

廿五圓 榮

廿六増 榮

廿七舜 榮

廿八成 榮

廿九存 榮

三十秀 清

<sup>(三)</sup> 壽三十八、正應二年九月十九日死去了、  
<sup>(四)</sup> 壽八十一、文永二年乙丑七月十一日死了、壽五十八、文永七年甲午九月二日死去、

卅一豪 榮七十五是ヨリ清僧卅六才ニテ阿闍梨ノ法 三十二豪 圓 卅三豪 憲印成也、  
元和二丁七月十三日寂、壽七十一元祿四年未辛 六月二

廿七ニテ入院

卅四豪 政 三拾五歳ニテ阿闍梨法印成、  
寶永二酉年閏四月七日六十逝、

卅五豪 繼(マ)元祿十三巳年十月十七日入院、俗壽四十五歳、元住持于長賢坊、元祿十五年壬午三月上京、於西岡寶  
善提院受職灌頂并山門補任頂戴、又任先例、自妙法院宮色衣蒙御許容畢、寛保元辛酉七月六日化、壽

卅六豪 海 享保三戊戌冬十一月廿一日入院、俗壽三十七、元住持于西養坊、享保四己亥四月上京受職灌頂、且色  
衣、妙法院宮并三緒袈裟、青蓮院宮蒙許容畢、  
享保十四己酉五月廿三日丁卯日也、自妙法院宮賜護國院院室、同六月十四日大僧都拜任、同月十八日

卅七豪 天 寶曆四年壬申年七月補別當學頭、管領社務、握掌神宮、兼住比叡山戒定院・華藏院、  
同四年甲戌三月三日御示現日遷宮、十日湯立、

卅八豪 運 寶曆八戊寅七月二十二日因府城主命入院宮師長現坊、字契眞、三十六歳、同九年四月上京、於于山門  
受職灌頂及大佛、妙法院一品宮院室光明王院稱號御預、同六月朔日也、且一品宮依御執奏、拜任大僧  
都、同月十八日依之則日參内、無事故相勤、於青蓮院宮三ツ緒袈裟蒙許容、住職十四年、明和八辛卯  
年七月隱居、

(以下書繼)  
三十九世豪 淳明和八七月住職、三年住職、安永二癸巳年十二月遷化、

四十世豪 源安永三甲午年住職、九年住職、天明二壬寅年十二月六日死去、

四十一世豪 泰天明二壬寅年住職、九年住職、寛政六甲寅年遷化、

四十二世豪 辨寛政六甲寅年十二月十八日住職、同九年丁巳四月十七日死去、

賀 来 莊

- 四十三世觀 豪寛政十戊午年七月九日任職、九年任職、文化元甲子年遷化、  
四十四世賢 豪文化元甲子年十二月廿九日任職、廿九年任職、天保三壬辰年正月廿九日死去、  
四十五世豪 超天保三壬辰年九月任職、天保十三壬寅年隱居、  
四十六世寛 豪天保十三壬寅年十一月廿日任職、弘化三丙午年潤五月十六日死去、  
四十七世豪 貫嘉永元戊申年任職、安政二乙卯年隱居、  
四十八世豪 諶安政三丙辰年四月任職、當時(マ)腹節、號宮師大衛、

以上

○「宮師金藏院歴代次第」ト校合シ、校異ヲ「」内ニ傍注ス。

## 二 賀來氏由緒覺

○大友家文書錄  
大分県史料三四

覺

私祖父大神兵部少輔・同名三七父子儀ハ、豊後之内

(大分郡尼ヶ城)  
天賀城ヲ持居申候、

大友屋形様御居城上野原(高國府)一里半、御近所ニ而御座

候、惣別兵部儀者、筑紫おだまきの子孫ニ而御座候、

是藤・是角以後、屋形様ニ廿一代相勤申内ニ、御

家崩申上ニ而、牢人仕候、兵部儀、屋形様御代ニハ

七人衆之内ニ而、親子共ニ御名乗ヲ一字ツヽ御免被

下候、高麗國迄も致御供、そこかしこニ而忠ヲ成シ

申候、三七儀も兵部同前ニ御奉公仕候、則中庵屋形

様ノ父子方ニ被遣候御感狀迄ヲ寫シ、懸御目申候、

右之御感狀ハ、家康様未内府様と申たる刻ニ、

會津表被爲向御馬ヲ候時節之御感狀ニ而御座候ヘ

者、御一門様方之御ため、并私式迄も別而之儀ニ奉

賀來莊

存候、加様之御感狀ハ餘人ニハ無御座候哉、何方ニ

而も見不申候、此外ニも屋形様御判數ノ所持仕候、

會津表ニ被爲向御馬候趣、三齋(細山)様ニも御出陳被成候

ニ付而、不斷ニ被遊御咄候を、私儀廿年ニ及御そば

ニ相詰申ニ付、朝暮承申候、三七名ヲ老後ハ兵右衛門

と申候、節々兵右衛門被召出、右之次第被聞召候事、

一同名中書儀ハ、高麗陳之御供ニ罷越、三十六ニ而打

死仕候、中書事ハ御近邊ニ御心易被召仕候由、申傳

候、高麗陳之御供ニ被召連候、諸侍衆之書立寫シ懸

御目申候、

一同名驛(マ)正儀ハ、八郎御さうし様御守ニ被付置候處

ニ、御さうし様長門國毛利家ニ御養子ニ被成御座候

而、彼地ニ而御遠行被遊候刻、切服(マ)仕り相果申候、

則公私之御いはい長門之内八ノ寺と申候ニ、到于

今御座候事、

一同名大隅・周防・源左衛門尉・鑑介・左京儀ハ、

度々之御合戦、立石表などニ而も何れも思ヲ成シ、御

奉公相勤、源左衛門尉儀ハ、豊前之内うろづの城ニ被召置候刻、黒田如水老とも節々せり合、後ハ和談ニ罷成候由、申傳候支、

一 田吹若狹守儀ハ、三七母方之祖父ニ而御座候、肥後(豊ノ縣)

之内、野津原之上田吹と申城ニ被召置候、然所ニ嶋(稲田七)

津驛正大將分ニ而、わしが城と申古城ニ立籠居申處(マ)

ニ、大關様(關)ハ仙石殿・長曾我部殿被成御下シ候處

ニ、右御兩人ハ被成ハイ軍、豊前へ御引取候而、其方

上方へ御登り被成候由、申傳候、若狹儀ハ蒙打死申

候、同名與三左衛門尉ハ、御近邊ニ御心身被召仕候、

高麗陳ニも御供ニ罷越、終ニハ御皆陳之上ニ而、御

用ニ立、相果申候由、申傳候、若狹守儀ハ、下り侍

之由ニ御座候、若狹女房方ハ、吉弘ニ而御座候事、

一 野上孫次郎、同名主膳兩人儀ハ、私母方ニ而御座候、

孫次郎・主膳儀、方々ニ而致御奉公、宗麟屋形様御

遠行之刻、御供衆一人も無御座候由申出シ、七日ニ(マ)

御當り候時節ニ、御寺ニ參、親子さしちかへ切服仕(マ)

り、相果申候、家來之侍壹人供仕候、孫次郎儀ハ(マ)  
 之刻ニも、當座ニ御用ニ罷立、先様ヲ打果シ申候  
 由、申傳候、右兩人之元來ハ、美濃國ノ野上下の

侍之由申候、私儀先年美濃表罷通り、野上之在所具

ニ一讒仕候、孫次郎女房方ハ、旧杵ツヅキニ而御座候事、

一 兵部・三七父子儀、牢人之内黒田如水老可被召抱

由、色々被仰、牢人之見つぎ迄被成候得共、屋形様

ニ一先ツ被成御適候タカを、主人ニ頼申所、侍之道理り(マ)

違申ニ付、達而御理り申内ニ、兵部少吏病死仕候、

然處ニ、屋形様御身代御かた付被成候内ハ、ともニ

方々と仕候處ニ、屋形様御速行被遊候上ニ而、右京

様初何れも豊前小倉ニ未 三齋様御代ニ而被成御座

候内ニ、御迎參被成御下り候、以後三七儀も 三齋

様ニ身代有付申處ニ、与風ロウゼキ者ニ出合申處ニ、

首尾能仕廻申段、具ニ三齋様被聞召届候上ニ而、少

知を被下、御裏方御門矢倉被成御預候而、重而三七

筋目萬支之儀共、 御一門様方ニ被成御尋、何にて



も書物以下所持仕候者、可懸御目之由御意ニ付而、御感狀萬事の書物差上ケ申所ニ、御一護候而、益々御懇ニ而、肥後八代ニ被成御越、御加増被仰付、又々御裏方御門共ニ被成御預、夜白之御用等相達シ、七拾餘ニ而病死仕候事、

一 賀來と申名字之儀ハ、古へ從

禁中様、チヨク使ヲ被成御下シ、萬御改之上ニ而、八幡宮(マ)江御社領被成御座候ニ付而、賀來之社由原山八幡宮と相極り申候、惣別由原山者兵部少輔領分、賀來之庄三百町之内ニ而御座候、其上金義(コシキ)和尚二代目、大神之比義(ヒキ)ヨリ只今之金藏院座主迄ニ、三十六代ニ而御座候、兵部一門として八幡宮を執行ヒ申候、右之首尾ニ而賀來名を名乗り申候、則御リンシ數々、源家之御判數々、尾形様御判數々、高氏(タカウヂ)西國御下向候而、大神と被成御一味、平家御退治(タケノサツ)之御判、尤 神(カミ)グウコウグウ、異國退治被遊候刻之趣、賀來之社由原山八幡宮之次第、御縁起二卷ニして、

賀來莊

八幡宮別而之御寶物、右之次第ニ而御座候付、古へ上々様之御書出シニ、賀來之社由原山八幡宮とあそはし被置候ニ付而、唯今も右之通ニ而御座候、豊後一國之御衆、御目付衆様之分ハ追々聞召之、及二卷之御縁記御一護之事ニ御座候、右之御書物共、何れも八幡宮へ納り居申候、

一 ひかへを以て、有増懸御目申候、相違之儀も可有御座候、右京様ニハ具被聞召届由、常々被成御意候、勿諭也、大神名・佐伯名ハ、則 屋形様(マ)へり(マ)ニも御座候、國侍之分ハ 屋形様御同前ニ罷成、口ヲ聞申たる侍程、御見届のため、様々の躰ニ罷成候由申傳候、むかしのつなきにて御座候へ共、くちて不朽を傳乃道理ニ仕、罷有御事ニ御座候、只今まで御家御堅固ニ御續被成候者、何をいとなき可申哉、此御事之ミニ奉存候、天道の御めくミ八幡宮御守りつよく、彌御冥賀(マ)ニ御叶被成、御本國ニ御入部遊シ、御數代之諸侍衆ニ、被懸御目を召被仕候様ニ

四八七

と、朝夕念シたてまつり候、古へハ九芴九ヶ國を、  
御敷被成候御筋目ニ而、被成御座候處ニ、是非及不  
申候、必成就せんニより、賀來之社ヨロコヒキタルと御縁記ニ相見  
へ申候、金藏院おこたらす御武運御長久ニ而、御冥  
賀ニ御叶被成候様ニと、朝夕八幡宮於御神前ニ、精  
威(マ)申上候うへハ、追々御吉左右可有御座と、大悅ニ  
奉存候、右之趣ハ、相違之處も可有御座へ共、如此  
有増懸御目置申候上者、幾久子孫共ニ願上申候、以  
上、

三 大分市大字(植田地区賀来・中尾以下)・小字一覽表

大字	小字	大字
(植田地区)		
久保鶴	瀬口、馬場、門田、堀田、中島、妙部、寺前、坂丸、白紙、平田、上河原、川田、桑原、	
井ノ口	九反田、市、車木、京田、下河原、並木、河原、中河原、新川、才賀、川久保、棚田、	
片面	縫戸平、新山、面石、庄ノ原、西ヶ平、松木平、御坊迫、塔ノ平、池ノ原、三ノ谷、重累、	
鳥井平	小平原、耳取、白張、糶ヶ追、原、七歩三、郷平、餅田、	
堤尻	中尾平、見立、小沢水、平、白紙、谷口、溝添、楠畑、門田、脇、ソノダ、森ノ木前、神前、	
二瀬平	二瀬、南津留、新田、原、迫、杉馬場、二瀬ノ浦、二瀬ノ上、峯ノ尾、六重原、池ノ原、	
野田	野田、野田前、道通、田緑、榎山下、榎山、後田、坂本、丑毛場、中塚、堤頭、中ノ原浦、宮浦、	
野田	中ノ原、富永、原、	
平横瀬	戸畔、見取、柏上、田向、中村、平、桑鶴、橋ヶ下、久保田、五反田、前田、水堀、台、砂子、坂水、河原、太郎丸、宮脇、古原、平山、	
国分	金ヶ崎、園田、旗鉾、森ノ木上、三ノ尾、墓ノ原、田向上、田向、彼草原、田向平、平山、六重原、	
賀来	金ヶ崎、園田、旗鉾、森ノ木上、三ノ尾、墓ノ原、田向上、田向、彼草原、田向平、平山、六重原、	

賀来庄

<p>久保、紺屋、      上条、屋敷、井尻、春日田、下条、倉屋、竹ノ下、坂本、上河原、前河原、又井、汲井出、津留、      大石ノ本、カリノ口、芝原、網張場、能給、三反田、龜甲山、立野、下ノツル、下河原、西河原、      久保、紺屋、</p>	<p>小野鶴      下河原、河原、沖新地、河原新地、三反畑、宮ノ本、陣ノ内、横舞、原、牧殿屋敷、原台、平原下、      斗台、瓦ケ田、河付田、上河原、淵野原、山通、野添、生合田、植木、向島、上原、石ケ平、鳥越、      長田ケ追、深追、平原、上台、城ヶ平、下原、大手ケ追、聖泉、赤岩、新田、</p>	<p>東と院      堀田、小畑、九田反、屋敷、森重、高田、六反田、白紙、惣作、畑田、新屋敷、三反田、馳山、      瓦田、深田、平惣、五田、中苑、板川原、都原、小追、久保、倉本、谷、和田、小黒野、堤平、      古我、竹ノ下、古我追、古我上、小原、影木、花立、鷺田、大峯、原、井ノ追、三反田、井出明神、      菅ノ追、天、猪ノ追、奈良原、龜ノ甲、</p>	<p>宮苑      アラマキ、井ノ口、角前、上平、小城台、諏訪平、イワミトウ、中村、天神本、北神田、金追、      アラヒラ、シキノミヤ、千代丸、田ノ口、ハケ、トシノカミ、セメ、コサコ、立平、田ノ口林、      ウソノサコ、シヨウノツル、ヒロセ、ハル、マエタ、ミヤノシタ、テラヤマ、ハル、</p>	<p>(大分地区)      松志久保、下馬ノ下、大久保南平、大久保、七分三、台ラ、南門、小追、イセ尻、下ノ久保、      城山脇、小ヤノ久保、外ノ地、土井内、赤イ台、牛玉ノ下、牛玉向、カリホタ、ゲスノ木谷、夏追、      深谷、竜見田、六大山、杉イ本、西ノ裏、外園、ヒヤシキ、向イ坂、丸尾、道ノ上、矢通シ、堀木、      ホキノ下、高尾、野々中、大ソノ口、谷川、国ケ平、山ノ下、イノ平、八久保、山ノ神平、地藏向、</p> <p>金谷追</p>
---	---	---	---	---

フウソ、カヤ場、浦ノ久保、表、出口、平原、唐ノ木、久保、久保ノ下、神田、向ヒ、大平、  
 上ノ頭、大園、ミヨヲト石、鍋倉、尻細、花向、新貝、五反田、五反田平、坂本、堀塚、持田、  
 トヲフシ田、銚田、小町堀、吉田谷、吉田裏、吉田、吉田台、吉田東久保、吉田上、中ヲバネ、  
 大谷、花グリ、中原、中原下、塚田、迫の谷、水喰、中原台、祓谷、迫田平、高ノヲ、種畑、  
 牛塚山、庚申、下庚申、倉谷、平田、於坊迫

八幡

岩井田、善神王田、滝ケ下、安供田、坂本、小僧ケ迫、坂西本、高辺、山渡、石田平、山ノ下、  
 二次、向ノ原、金地、一ノ坪、平野、誕生会、地藏向、地藏脇、ササガトウ、前田、御在所、  
 八子ダ、上滝ケ下、二反田、庚申平、平、安徳、風呂ノ本、綿打、御馬山、牛ケ谷、ホラジヨウ池、  
 平原、東光坊山、一ノ瀬、竜宮辻、岩本、迫、小ソノ、清水、若山、靴山、野稲田、木山田、  
 野稲田山、水タリ、山崎、東小ソノ、宮台山、宮ノ後、後口山、笹原、唐隅平、丸山、中山、  
 水ガイ、見徳寺、後ケタ、山ノ口、ニコウ、唐隅、池ノ久保、末ノ迫、登リ尾、馬々の久保、  
 ツカ、二本山、ヨコシ子、寺大山、峯ノ頭、持屋、谷園、神田、居屋敷、スズメ迫、西平、東末ノ迫、  
 描落、黒石、茶屋台、狐穴、影平、下ノ迫、ウト、道祐、尻細、庚申、横枕、大久保、東茶屋台、  
 穴平

○賀来荘ノ莊域ヲ厳密ニ特定スルコトハ困難ナリ。特ニ大字中尾・野田・平横瀬ノ帰属ニ疑義アルモ、以上ノ  
 大字・小字ヲ掲ゲ、今後ノ研究ノ参考ニ供ス。尚大分地区大字生石モ「北側賀来庄、南側笠和郷」トアルモ  
 (「豊府指南」)、ソノ境界未詳ニツキ、笠和郷ニ掲ゲ、此ニハ揚ゲス。



阿  
南  
莊  
史  
料





一 豐後國風土記

○荒木田久老本  
寧樂遺文

○大分郡全文ヲ「荏隈郷史料」一号ニ收ム。本文省略。

二 和名類聚抄

○大分郡ノ郷ヲ「荏隈郷史料」三号ニ收ム。本文省略。

三 平丸郡司藤原貞助田地寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原宮大般若經  
修理田一町ヲ寄  
進ス

奉寄

八幡由原宮大般若經修理料田壹町事、

在 阿南郷内

阿南郷黒田里九  
坪

黒田里<sup>(改)</sup>坎坪、

右、件奉寄修理料田者、依宮師僧院清申請、平丸郡司藤原貞助所奉寄料田也、仍請國衙免判、令停止萬雜事、長於社領田、彌致國吏大平祈禱、且藤原貞助爲被致息灾安穩祈誓、所奉寄如件、

阿南荘

阿南莊

四九四

保延五年八月 日

平丸郡司藤原貞助

平丸郡司藤原朝臣(貞助) (花押)

○「由原宮印」  
三顆アリ。

四 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏)  
「(花押)」

(外題)  
「前司廳宣明白也、早可立用之、」

目代——(花押)——

留守所裁免ス

前司庁宣ニ任セ  
大般若經修理料  
田一町ヲ奉寄セ  
ラレンコトヲ請  
フ

八幡由原宮師院清解申請留守所裁事、

請被殊且任解狀旨、且任前司殿御廳宣奉寄、大般若經修理料田壹町子細狀、

在阿南郷内

阿南郷黒田里九坪

黒田里九坪

右、謹檢案内、所奉被安置當宮之大般若經、云當宮之勤、申國內祈、奉轉讀之聞、追日破壊、送月損帙、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請 留守所裁、任前司殿御廳宣、令御奉寄、(マ)參宮每度殊致丁寧、爲奉祈萬歲寶竿、勒在狀、言上如件、以解、

久安三年二月廿三日

僧院清上

○「由原宮印」  
六顆アリ。

五 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

留守所裁免ス

(外題)  
「任代々免判、早可件坪立用之、  
(花押)」

前々免判ニ任セ  
大般若經修理料  
田一町ヲ奉寄セ  
ラレンコトヲ請  
フ

八幡由原宮師院清解 申請留守所裁事、  
請被殊任先々免判旨、奉寄大般若經修理料田壹町子細狀、

在阿南郷内

黑田里<sup>(致)</sup>抄坪

副進代々免判等、

阿南郷黑田里九  
坪

右、謹檢事情、所奉安置當宮之大般若經、云當宮之勤、申當國祈、奉轉讀之聞、追日破懷<sup>(マ)</sup>送月損失  
者、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請留守所裁、任先々免判旨、令御奉寄者、參宮每度殊致  
丁寧、爲奉祈萬歲寶<sup>(算)</sup>筭、勒在狀言上、如件、以解、

仁平元年七月 日

僧院清上

○「由原宮印」  
六顆アリ。

阿南荘

六 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○仁平二年七月 日。全文ヲ「賀来莊史料」九号ニ収ム。本文省略。「少原之桑」トアル「小原」ハ阿南郷ノ地ナラン。

七 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「院清解狀」

留守所裁免ス

(外題)  
「可依先例之、

目代——(花押)」

八幡由原宮師院清解 申請 留守所裁事、

大般若經修理料  
田一町ノ奉寄ヲ  
請フ

請被殊任先先免判旨、奉寄大般若經修理料田壹町子細狀、

阿南郷黒田里九  
坪

(大分郡)  
在阿南郷内、

黒田里玖坪、

副進代代免判等、

右、謹檢事情、所奉安置大般若經、毎年兩季奉轉讀之、當社往古佛事、當國祈誓勤修也、然聞、追

日破壊、送年損滅者、爲件御經修理料、所令奉寄明白也、望請留守所裁、任先 免判旨、令奉寄者、參宮每度殊致丁寧、奉祈萬歲寶算矣、仍勒在狀、言上如件、以解、

久壽二年正月 日

僧院清上

○「由原宮印」  
五顆アリ。

### 八 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○久壽三年六月十一日。全文ヲ「賀来莊史料」一一号ニ収ム。本文省略。文中ニ「小原之桑」アリ。

### 九 由原宮宮師僧院清解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○保元四年五月廿五日。全文ヲ「賀来莊史料」一二号ニ収ム。本文省略。文中「小原之桑」アリ。

### 一〇 由原宮宮師僧定清・御前檢校僧尊印連署解狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「承安二年 定清」

(外題)  
「如解狀者、尤有其謂、任先例旨、可致沙汰之狀、如件、 (花押)」

阿南莊

平丸弁濟使ノタ  
メ大般若修理料  
田以下ニ建春門  
院御願寺作料ヲ  
切宛ツルヲ止メ  
ラレンコトヲ請

仁王講田ハ藤原  
頼輔任始万難公  
事ヲ奉免サル

八幡由原宮師僧定清并御前檢校僧尊印等解 申請 國裁事、

請被且蒙 國恩、且依奉祈寶算、裁免、爲平丸辨濟使、大般若修理料田・仁王講田・最勝講田

等、切宛 建春門院御願寺作料等、令苛責難堪

右、謹檢舊貫、於件修理料田・仁王講及最勝講田等者、停止萬雜公事、奉免事、已以及多年、仍其

後或加修理、或講五忍妙文、奉增 御威光、奉祈國吏寶算事、于今無懈怠、而今爲 建春門院御

作料、不嫌彼奉免田等切宛之、令苛責之條、訴訟之至、如何事之乎、就中(於之)仁王講田者、刑部卿殿

御任始、停止萬雜公事、所令奉免也、依之殊□御壽福祈願、且成子孫御繁昌之賀、縱被切宛自餘之

神田等須良□誰謂非據乎、何況是件召物等、不被切宛他神免田等云々、只此兩三町□、望請、

且蒙 國恩、且依奉祈寶算、爲被裁免、言上如上件、以解、

承安二年五月 日

檢校僧尊印

宮師僧定清

○「由原宮印」  
六顆アリ。

二 賀來社放生會相撲配分注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端委書)  
「放生會相撲日記」

治承元年古注文  
ニヨリ注進ス

賀來社政所八月十一日相撲配分注文

合廿人

左 一番生石百姓  
右 惣別當  
左 二番辨官

右 藤末百姓、 三番大檢校  
〔權〕<sub>(違奉)</sub> 擬大宮司

大辰百姓  
四番擬大宮司 正御馬所  
五番大辰百姓<sub>(阿南莊)</sub>

權御馬所、 六番檢非違使  
田上百姓

小原百姓  
七番小野津留百姓  
小原百姓<sub>(阿南莊)</sub>

八番賀來百姓  
小宮司<sub>(マ)</sub>  
九番古河百姓

惣檢校 十番權大宮司  
生石百姓役

行事檢非違使役

治承元年八月日

任古注文、所注如件、

應永卅二年<sub>丁未</sub>八月日

公文有修(花押)

阿南莊

二 由原大宮司内舍人平某解狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
〔文治四年十一月 日〕

八幡由原宮解

申注進三十三ヶ年一度御造宮次第日記狀事、

合

三十三年一度造  
宮次第日記ヲ上  
進ス

文治四年<sup>丙午</sup>歲二月中午日、於山稜畢、祭物入物等事、

二丈五尺布十五段已門布

米一石三斗散米饗前等料<sup>(大辰)</sup>、小原所當米也、  
下机各辨濟使役也、

文治六年<sup>戊申</sup>歲二月中午日本山初

米壹石六斗二升小原所當米<sup>(大辰)</sup>且 二月日

大宮司内舍人平 在判

三 豊後國留守所帖案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

留守所帖 八幡宮由原社衛

国行事官相共ニ

大辰・小原所當  
米  
下机弁濟使



△ 假殿ヲ造營セシ

假殿ハ本宮宇佐  
宮日時ノ官符ヲ  
守リ造營スル例  
賀來莊・平丸所  
當米

目代

欲被任先例、國行事官相共催勤造當宮假殿事、

權介小野朝臣季隆

帖、當宮假殿者、本自、雖不被下別之官符・官旨、守本宮宇佐宮日時之官符、令造營例也、即至于  
造食米者、以賀來莊年貢米并平丸所當米等、令勤造例也者、守先例、相共國行事官、欲被催勤造之  
狀、帖送如件、以帖、

文治四年十一月 日

權介藤原朝臣 在判

權介美奴宿禰 在判

權介小野朝臣 同

權介平朝臣 同

目代散位藤原朝臣 同

同

一四 宇佐宮假殿地判指圖寫

○田原武彦文書  
宇佐神宮史史料編四

○文治年中。大分郡關係ヲ「荏隈郷史料」一七号ニ抄出。本文省略。

阿南莊

一五 豊後國司廳宣案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

在判

廳宣 豊後國在廳官人等、

阿南郷ヲ賀來莊  
大神寶用途料ニ  
宛テ一圓不輸神  
領トナス

可奉寄當國一宮八幡賀來社大神寶用途料、以阿南郷爲一圓不輸神領事、

右件社者、當國無雙靈神 公家崇祭一宮、而國司每任大神寶并御初拜用途一千餘果、愛國中諸郷所當濟物、併爲面々地頭被押領之閒、彼大神寶及闕怠之故、依社家之譴責、目代難令安堵、仍不全國務、難下眼代、然者爲彼大神寶用途、以阿南郷永所奉寄也、適彼郷内平丸名者、本自所奉寄神寶修理用途也、以本郷并平丸名、可爲彼用途者、在廳官人等宜承知、依宣用之、以宣、

寬喜二年 八月 日

大介惟宗朝臣

平丸名ハ神寶修  
理用途

一六 豊後國司廳宣案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

在御判

廳宣 豊後國在廳官人等、

阿南郷ニ対スル

官府使國使ノ催  
促ヲ止メ一向不  
輪別納地トナサ  
シム

阿南郷ヲシテ一  
向別納不輸地ト  
ナシ官府使ノ入  
部ヲ止メシム

可早任廳宣狀、於阿南郷者、停止官符使并國衙催促、由原官神事外、爲一向不輸別納地事、  
右件郷者、有子細、(西園寺公經)一條太政大臣家爲御沙汰、仍停官符使并國衙使入部、一向可爲彼御沙汰者也  
者、在廳官人等宜承知、依宣行之、以宣、

寬喜二年八月 日

大介惟宗朝臣

一七 一條前太政大臣(西園寺公經)家政所下文案

○祚原八幡宮文書  
大分県史料九

一條前(西園寺公經)太政大臣家政所下 豐後國阿南郷地頭名主等、

可早任國司廳宣、爲一向別納不輸地、停止官府使入部、致所當公事沙汰事、

右件郷者、爲國領、然而有子細、可爲當家御領之由、國司被成進廳宣畢者、地頭・名主等、各守彼  
狀、爲一向別納不輸之地、可致所當公事沙汰之狀、所仰如件、郷民等宜承知、不可違失、故下、

寬喜二年九月 日

案主右史生紀

令前大和守大江朝臣在

知家事左衛門府生紀

別當主稅頭兼(陸腕)奧守三善朝臣同

大從左衛門志惟宗在

前若狹守橘朝臣同

前壹岐守藤原朝臣同

阿南莊

阿南莊

五〇四

算博士三善朝臣同  
前上野介高階朝臣同  
丹波守橘朝臣同  
右近將監藤原朝臣同

### 一六 官宣司案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
「左辨官下大宰府 天福元年癸巳」

左辨官下大宰府

阿南郷平丸名ヲ  
不輸神領トシテ  
賀來社大神宝同  
初拜神宝等ヲ勤  
仕セシム

應以管豐後國阿南郷・平丸名等、爲不輸神領、令勤同國一宮賀來社陸箇年壹度大神寶・同初拜神寶等事、

用途一千果

阿南郷所當ハ五  
十余果ニシテ九  
牛一毛

官符宣ヲ請フ

右、得彼社雜掌等今月十七日解狀稱、件子細見于先進解狀并國司廳宣、仍不能一二、賀來社者、爲宇佐別宮當國一宮、故如宇佐宮、六箇年一度大神寶、自國衙被調進、國司每任者例也、而其用途既一千果云云、爰近來作法、郷郷地頭未合期故、於大神寶役、每任難調進、然闒以阿南郷、自寬喜二年、被寄補彼神寶用途畢、雖然當郷所當僅五十餘果、□九牛一毛歟、但不請取此郷者、又依難成大神寶、且存天長地久御祈禱之由、懇以令請取畢者、爲全向後牢籠、被成下官符宣者、於自明年御與唐鞍已下神寶、無退轉可令勤行者也、及宣下遲遲者、神事又及闕如歟者、望請 天恩、早以阿南郷、爲

(一) 園不輸神領、可令勤行賀來社大神寶之由、欲被宣下者、權中納言藤原朝臣家光宣、奉勅、宜以阿南郷・平丸名等不輸神領、令勤六箇年一度大神寶・同初拜神寶等者、府宜承知、依宣行之、

天福元年七月十八日

大史小槻宿禰 在

權右中辨藤原朝臣 在

一九 法橋上人位幸秀寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)

「備後僧都寄進狀御山供田事、四條院天福二年正月三ヶ日御供田」

正月三箇日ノ供  
田供米ヲ寄進ス

奉寄

一宮由原社正月三箇日御供田事、

合

阿南莊

一日 阿南庄料田伍段

平丸名

二日 平丸名御米單貳石貳斗

加來莊

三日 加來庄貳町御供米内貳石貳斗

幸秀得替スルモ  
違亂アルベカラ  
ズ

右、件料田御米、雖有幸秀得替、永不可有違亂、若於致其妨之輩者、八幡大菩薩可蒙御罰之狀、如件、

天福二年卯月一日

阿南莊

阿南 莊

法橋上人位(幸秀)  
(花押)

二〇 法橋上人位幸秀寄進狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
一嘉禎二年十一月

寄進

一宮由原社新料田事、

一正月一日、御供米二石五斗以阿南郷

(マ、)  
此所粉失

行之、料田五段也、

御供米  
每月法花問答講

料  
御壇供田

御八講布施料田

同布施桑代布等

御供米

一同日、御壇供百五十枚料田一段、平丸立之、

一同日、御八講御布施料、阿南御庄料田八段重色可、賀來御庄料田四段、  
募之

一御八講御布施桑代布二段、講師問者料壇供裏料紙二帖、阿南預所役也、

一同日、御供米二石五斗、二町御供田役也、

一同日、御供米二石五斗、平丸役下行之、

一長日大般若經轉讀、  
長

一二月彼岸七斗、二町御供田内也、

一五月會御供料一石二斗五升、加備之、

二季彼岸

五月會料

六月御祓供料

御祓<sub>在</sub>在庁參詣酒肴料田

大行事田

宮行事田

陣道面等修理田

鞍以下細工料田

大神寶無尽米田

本家一条殿ノ仰以外ハ大宮司地頭ノ成敗ニ依ルベカラス

一 六月御祓御供料一石二斗五升、加副之、

一 御祓<sub>在</sub>在廳參詣酒肴料田五段、平丸、

一 大行事田五段内三段、平丸二段、阿南皆免募之、

一 宮行事田五段、三段平丸、二段阿南皆免、辨官<sub>官師</sub>二人可募之、

一 陣道面等修理料田一段、辨官可募之、

一 鞍以下細工料田二段、平丸權二郎大夫可募之、

一 大神寶無盡米得田二丁内、平丸一丁、阿南一丁、

右料田立用者、奉爲 天長地久并攝政家・將軍家、又一條大政入道殿御一門繁昌御息災安穩、永代

所寄進也、向後敢不可有窄籠、但一條殿相傳本家仰之外、不可依大宮司・地頭<sub>(成敗)</sub>之成敗、又不可及阿

南・平丸預所地頭等之進退、速以神事勤行爲先、以將軍家并本家御祈禱、可<sub>(粉失也)</sub>宗於致寄進料田

之坊者、八幡大菩薩四所善神王、定有御照覽歟、仍所寄進、如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位<sub>(幸秀)</sub> 在判

阿南莊

三 法橋上人位幸秀下文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
一四條院

嘉禎二年 法橋上人位

下 宮師所

可早引募大神寶(御献力)副行事給田事、

平丸壹段半重色

阿南御庄壹段皆免

右、件副行事給田者、隨役(所成力)敗、於神寶沙汰、殊爲致丁(寧、為力)永代給田所宛行也、若於致(如力)在沙

汰者、不可有給田儀之狀、如件、

嘉禎二年十一月 日

法橋上人位(幸秀)(花押)

三 豊後國圖田帳案

○内閣文庫本  
鎌倉遺文一五七〇一号

○弘安八年九月晦日。前文及び大分郡条ヲ、「在限郷史料」二四号ニ収ム。当莊關係部分ノミヲ左ニ抄出シ、本

大神宝御祓副行  
事給田ヲ引募ラ  
シム

平丸名

阿南莊



文ヲ省略ス。

阿南莊

阿南莊八拾町

領家室大納言、地頭職守護所并挾閉尼公生蓮孫忠國鬼丸傳領、今又四郎直親云々、

松富名

松富名三拾五丁

地頭職挾閉尼公生蓮之跡同前、

光一松名

光一松名拾五丁

肥後國御家人菊地三郎武弘

松武名

松武名三拾六丁二段内他本云三十三丁、

本名

本名八町五段

松尾彌三郎跡、當知行不分明、

吉藤名

吉藤名七段

畠山十郎重末

松永名

松永名一町八段

大友左近藏人殿

六郎丸名

六郎丸名六町六段

小原六郎賴

則末名

則末名一町

大津留次郎能氏法名成佛

安藤名

安藤名六町六段

武宮村

武宮村四町九段

肥前國住人長與右馬次郎家繼

森村

森村壹町六段

原田三郎左衛門良惠跡、當知不分明、

宗門名

宗門名三町三段小

橋爪兵衛允守景法名成佛

石丸名

石丸名一町六段大

大友兵庫入道殿

阿南莊

五〇九

三 賀來社宮師僧圓清讓狀

柞原八幡宮文書  
大分県史料九

讓與

賀來社宮師職所  
職料田ヲ嫡子源  
清ニ讓ル

豐後國一宮 八幡賀來社宮師職并所職・料田等事、

合

供田・講田等

季供祭文田貳町在隈 最勝講田一丁賀來 三番仁王講田一丁賀來 大般若修理田一丁賀來 一番三

昧田一丁二段同之 燈油田二丁植田 閏月燈油田二段生石 四番仁王講田五段生石 安居田六段生石 追

阿南莊六郎丸皆  
免

大神寶宮行事給田二段半一段半平丸浮免 立山田二段半 平野新開二段給田一丁 在隈 黑尾

祝職、山神祝職、

屋敷等分

屋敷等分

居屋敷 岡屋敷 一居屋敷 權二郎屋敷 中山屋敷 今山 平野園 榎園 おハねの園 石木屋

敷 平野鍋倉迫く黒尾之祭田六段大 東園

次男慶増丸・女  
子糸惜・弥増分  
一期分

右件所職田畠等者、圓清重代相傳之地也、而僧源清依爲嫡子、相副次第證文并代く手次等、所讓與實也、但此内岡屋敷者、次男慶増丸仁讓與畢、平野新開二段并東園者、女子糸惜仁讓與畢、四番仁王講田五段内坂本二段者、女子彌増仁讓與畢、小園同讓與畢、是者彼等一期間也、一期之後者、嫡子可進退者也、仍讓狀如件、

正應二年 歲次三月三日  
己丑

宮師圓清 (花押)

二四 權律師圓全御初拜神寶御供饗料米請文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

請申

初拜神寶供饗料  
十石内松武名分  
役兩年分ヲ進濟  
スルヲ請ク

御初拜神寶御供饗料米拾石内松武名分役事、

右料米者、自阿南庄政所松富名、先例雖致其沙汰、隨松武・松富兩名年貢之多少、令配分之、無懈怠、可致其沙汰之由、被成本所下知之間、於松武名分者、云先度正應貳年分、云今度<sup>永仁</sup>六年分、來八月中、無懈怠可令進濟之狀、如件、

永仁六年五月九日

權律師圓全 (花押)

三五 阿南莊預所繼幸申文并在廳等證判

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(押紙)  
「原書裏書」

阿南莊ニ對シ一  
任國司上奏ヲ經

豐後國阿南庄事、爲一任國司、<sup>(無力)</sup>不經上 奏、宛賜甲乙人之由、御沙汰之間、此官符并廳宣等四通正

阿南莊

阿南莊

ズ甲乙人ニ宛賜  
ルニ付官符等四  
通ヲ京上スルニ  
依リ案文ヲ写ス

税所・在国司裏  
ヲ封ズ

文、京都進上之條、遼遠之閒、寫置案文候、自由所望雖其憚候、欲申請御證判候之狀、如件、  
〔<sup>(異筆)</sup>後伏見院〕正安元年九月晦日  
繼 幸〔花押〕

〔<sup>(証判)</sup>行念〕  
〔<sup>(裏花押)</sup>〕  
〔<sup>(幸通)</sup>裏花押〕

此官府廳宣等正文四通事、各所令披見候、如件、次第  
不同

豐後國稅所左衛門尉小野朝臣幸通〔花押〕  
豐後國在國司沙彌行念〔花押〕

○本文書「豊後國阿南庄文書案」(一八号・一七号・一五号・一六号四通ノ一連案文)ノ裏書文書ナリ。

三 阿南庄松富名半分新田畠實檢帳案

○大友文書  
大分県史料二六

注進

豊後國阿南庄松富名號狹開半分新田畠實檢事、

合

一來鉢井窪分

田代

くちら	一所三百歩	一斗五舁代	五郎
同しり	一所六十歩	同	尺迦太郎
おき	一所三百卅歩	同	みやとう二郎
同しり	一所小	同	五郎
くわハラ	一所大卅歩	同	むくら犬二郎
ふちたの なかしま	一所一段	同	尺迦太郎
ふちた	一所大	二斗代	彌五郎
同	一所一段半	同	とくほうし太郎
同	一所二段	同	自分

阿南庄

たのひら	一所小	一斗代	むくら犬二郎
あかふち	一所小	三斗七舁 五合代	五郎
おとし	一所二段	一斗六舁代	彌五郎
同	一所大	一斗五舁代	自分
同	一所三百歩	同	彌五郎
なへ	一所一段卅歩	同	むくら二郎
同しり	一所百歩	同	自分
きたかわ	一所大	一斗代	みや藤二郎
くちら	一所小	同	五郎
みや わら	一所大	同	自分
同	一所廿歩	同	尺迦太郎
くゑふち	一所六十歩	同	同人
うりう畠	一所一段	同	とくほうし太郎
	已上一町六段半卅歩		
(濟物) せいもつ	あい六わ	あかね一こん	お四そく
西	二郎太郎分		
田代			

ふちた	一所廿歩	一斗五舁代	四郎二郎
くわはら	一、六十歩	同人	同人
同	一、大	同	自分
いしかくさ	一、六十歩	一斗代	四郎次郎
さこたつけ	一、一段	同	自分
同	一、八十歩	同	同人
きたかわ	一、卅歩	同	同人
なかはた	一、卅歩	一斗五舁代	彌三郎
おき	一、半	同	自分
已上二段三百四十歩			
くわしやう	一、大	こんきくわしやうの免	(金亀和尚)
のにし	一、大	同	同
いのしり	一、小	としのかミのめん	同
はたけ	同	同	同
にしのその	一、三段	請號麥二段 <small>これハかいめん</small>	自分
一、一段	同	としのかミの免	同
せいもつ	くわしろ一疋	あい三疋	お二そく
あかね一こん	同	同	同

一おなご二郎のあと、いまハ五郎三郎分	田代	同	同
くちら	一所半	二斗代	自分
おき	一、一段	同	同人
ふちた	一、小	同	同人
しんさうか	一、小卅歩	一斗五舁代	六郎
たと	同	同	自分
をとし	一、六十歩	同	自分
うそのを	一、六十歩	一斗代	六郎
くちら	一、半	同	自分
きたハさま	一、卅歩	同	同人
一、六十歩	同	同	同人
已上三段小			
せいもつ	あい三ハ	あかね一こん	お二そく
一すきのいや五郎のあと、いまハ三郎入道分	田代	同	同
ふちた	一所小	一斗代	同
せいもつ	あい三ハ	お二そく	あかね一こん

一 いたやの平四郎入道あと、いまハ二郎太郎分

田代

おき 一所六十歩 一斗五舁代 自分

かもしゝ 一所半 一斗代 同人

をとし 一所一段半 同 同人

已上二段六十歩

せいもつ

くわ代一ひき あい三八 お二そく

あかね一こん

一 けん二郎あと、いまハかう三郎

せいもつ

くわ代八んひき お二そく あい三八

あかね一こん

一 平六あと、いまハおにくまの分

お二そく あい三八 あかね一こん

一 ゆみさいくの分

田代

阿南莊

むくのき 一所半 一斗五舁代 自分

同しり 一所一段小 (貼紙) 一斗代 同人

かもしゝ 一所半 「けん二郎」 (貼紙) 一斗五舁代 同人

同 一所半 「けん二郎」 (貼紙) 一斗三舁代 同人

くわはら 一所二段半 一斗代 同人

ふちた 一所一段 一斗五舁代 同人

已上六段小

はたけ

その 一所四段 請號麥一段 同人

せいもつ あい一ハ

一 六郎二郎のあと、いまハかみすきの分

田代

なかへた 一所小 一斗五舁代 自分

はたけ

その 一所四段 請號麥三百歩 同人

せいもつ あい二ハ

五二五

五二五

一あかのゝ大四郎入道あと、いまハ小十郎分

田代

かうの  
たのしり 一所一段 一斗代 自分

一おさこのはん太郎のあと、さへもん六郎給分

くわ代二ひき あい三八

一公文あと、いまハあかのゝ大夫分

はたけ

こやその 一所六段 請號麥三反 自分

一ゑひのきの彌五郎入道あと、いまハ二郎大郎分

田代

おゝさこ  
のしり 一所小 一斗代 自分

いへのまえ 一ゝ小 同 同人

わたせ 一ゝ六十歩 同 同人

ゑひのき 一ゝ小 同 同人

已上一段六十歩

せいもつ くわ代二ひき あい二わ

一たうそのゝ大貳房あと、いまハ四郎太郎分

田代

かとた 一所六十歩 一斗五舁代 自分

こもかさこ 一所六十歩 同 同人

とちさこ 一所六十歩 同 同人

あなゆか 一所六十歩 同 けんけう入道あと  
さこ 同 いまハをにくま

やまうら 一所六十歩 同 けんけんの免  
(権理)

一所小 一斗代 いぬ二郎入道  
けん二郎

同 一所六十歩 同 へいたゆふ

已上一段六十歩内六十歩けんけうやしき

はたけ

やま内 一所一段半 請號麥大 自分  
妙思

同 一ゝ三段 むうけん 同人  
の免

同 一ゝ一段 請號麥小 又太郎

同 一ゝ大 請號麥小 けんけう入道あと  
いまハおにくま

同 一ゝ半 こんけんの免

その 一ゝ七段 たう免 自分

せいもつ あい六わ あかね一こん お四そく



一 五郎太郎あとのこふかき藤三郎

田代

よこせの  
ミちのした  
おつほ  
のにし  
一所小  
一斗代  
同  
又五郎  
もろ大郎入道

已上大

一 藤四郎入道あと、いまはまんところやしきの分

田代

めうけん  
の  
たに  
をくわう  
同たに  
一所半  
同  
同人  
自分  
自分

已上一段三百歩

一 彌五郎のあと五郎三郎

田代

その  
一所六十歩  
一斗代  
五郎三郎

一 馬入道

田代

いゑのまへ  
しての  
うゑ  
一所一段  
一斗代  
同  
自分  
つるまき

阿南莊

已上一段八十歩

一 六郎兵衛のあとの分

田代

か  
と  
た  
一所六十歩  
一斗五舛代  
あかのゝ大夫  
はたけ

その  
一所三段  
請號麥一反  
五郎三郎

一 彌二郎ひやうへのあとの分

はたけ

その  
一所二段  
請號麥大  
ほりのいや二郎

一 又二郎ゑもんのあとの分

田代

い  
て  
の  
せ  
一所六十歩  
一斗代  
むけの二郎分

一 よこせの四郎太郎入道分

田代

いゑのまへ  
な  
み  
その  
ひ  
かし  
一所半  
一斗代  
同人  
自分  
同人  
同人

五一七

阿南莊

てんしんの一所二段 一斗三舛代 同人

ひかし 一所二段 (天神) てんしんの免

同みなミ 一所六十歩 一斗代 五郎太郎

もくれんしのミそのう 一所六十歩 同 自分

とこほろの一所六十歩 同 自分

ミその上下 一所大 一斗三舛代 もろ太郎入道

かりやそのハリやう 一所大 二斗代 同人

はう 已上一段小

はたけ

そのめぐり 一所五段 請號麥二段 自分

せいもつ あい三八 あかね一こん お二そく

一つるたの三郎二郎のあと、いまハこかね又二郎分

田代

ふるかハ 一所三段 (貼紙)「今二斗五舛代」 二斗代 自分

せいもつ くわ代四ひき

一鬼三入道あと、いまハ鬼王三郎分

田代

てらた 一所一反大 一斗代 自分

せいもつ あい三八 お二そく

一かしわのゝ分

田代

おゝつほの 一所半 一斗三舛代 六郎入道

よこまくら 一所一段 一斗三舛代 なをり二郎

とをりやまのくち 一所六十歩 一斗代 自分

已上一段大

せいもつ くわ代三ひき あい二わ

一うその入道あとの分

くわ代二ひき

一けなしをのすけ二郎分

田代

けなしを 一所二段 一斗代 自分

はたけ

一所一段 (ん脱カ) てしんの免

せいもつ くわ代三ひき あい三八

一しのわらの二郎大郎分

田代

しもつる 一所二段 一斗代

しやうふか 一所六十歩 同

さこ 同

かちやか 一所大 同

くほ 同

同 一所一段 二斗五舛代

きやう 同

まぢほり 一所三段 同

已上六段三百歩

はたけ

つる 一所一段 請號麥半

その 一所八段小 請號麥四段

けん五郎の 一所三反大 請號麥三反

七段半

せいもつ くわ代二ひきはん あい四わはん

一同まこ四郎分

田代

阿南莊

一所小 二斗五舛代

はたけ

その 一所三反 請號麥二反

せいもつ くわ代一ひき あい一わはん

一同けん五郎入道分

田代

一所二反小 大將くんの免

一所六十歩 大ミやうしんの免

はたけ

一所一反 請號麥小

一所一町 大將くんの免

一所二反 大ミやうしんの免

一同はりまはうの分

田代

しもつる 一所一段 一斗代

同 一、一反三百歩 同

已上二段三百歩

五一九

はたけ

つる 一所一段 請號麥半

なかを 一所三段三百歩 請號麥二反三百歩

こそこの 一所三段半 請號麥一反半

しもつる 一所六反 請號麥三反半

同 一所二反 請號麥一反小

せいもつ くわ代四ひき

一同くないゑもん入道分

田代

をたの びら 一所半 二斗五舛代

はたけ

しもつる 一所七段 請號麥三段

せいもつ くわ代一ひき

一同きやう彌三郎入道分

一所一反小 請號麥一段

一同しんけう入道分

田代

をたのひら 一所小 二斗五舛代

はたけ

やまのくち 一所一反半 請號麥一反

せいもつ くわ代一ひきはん あい三八

一同のとのしの分

田代

はた 一所四反 一斗代

つし 一所小 二斗五舛代

已上四反小

はたけ

しをやその 一所二反 請號麥一反

いその 一所三反 請號麥一反半

せいもつ くわ代二ひきはん

一同すけ二郎分

田代

いつの つふれ 一所一反 一斗代

はたけ

つる 一所二反 請號麥一反

一同三郎大郎分

はたけ

やまくち 一所一反半 請號麥一反

一かちのさいくのはたけ

一所一反小 請號麥一反

一あはちの彌四郎入道分

田代

もちたのくち 一所一反半 一斗六舛代 自分

せいもつ あい五わ あかね一こん お二そく

一同とやの三郎二郎のあと、いまハ又二郎分

田代

いゑのまへ一所一反 一斗八舛代 自分

はたけ

その 一所二反 請號麥一反 同人

一同おにほうし大郎のあと、いまハ五郎大郎分

田代

阿南莊

みつなし 一所六十歩 一斗代 五郎大郎

はたけ

ミちのうゑ 一所四反 請號麥一反 五郎大郎

くわ代三ひき

一同やましたの藤二郎のあと、いまハ又三郎分

田代

やました 一所小 一斗代 又三郎

一所小 やまのかミの免

はたけ

やました 一、五段 請號麥二反 同人

せいもつ くわ代三ひき

一同さなげの分

はたけ

その 一所四反 請號麥二反 自分

せいもつ わく代八ひき内 六ひきこう

一同おちみつのへい三郎のあと、いまハ四郎二郎分

はたけ

五二一

一所二反 請號麥一反半 いまハ四郎二郎

くわ代一ひきはん

一のひらの又二郎分

田代

いのひら 一所半 二斗代 自分

はたけ

その 一所四反 請號麥一反半 同人

せいもつ くわ代二ひき

一中はたのはん太入道分

田代

その 一所大 一斗五舛代 自分

まさ 一所半 一斗八舛代 同人

ふち 已上一反六十歩

はたけ

その 一所六反 請號麥二反 同人

せいもつ くわ代二ひき

一たつはるのとう九郎分  
(竜原)

田代

たつはる 一所大内小としのかみの宛 自分  
一斗代

はたけ

その 一所一町 請號麥七反 同人

せいもつ くわ代三ひきはん内御用一ひきはん  
定二疋

あい三八

一同まろやそのゝむさしハウのあとの分

田代

かわめくりのミ 一所半 一斗五舛代 いまハ  
ちの上下 ふくろの三郎

はたけ

その 一所一丁三反 請號麥六反 同人

せいもつ

くわ代三ひき内御用二ひきあい三八 お四そく  
定一疋

一同新三郎あとの分

田代

かわめくりのミ 一所半 一斗五舛代 いまハ  
ひかし やまのかミ 一所半 同 同人  
のした

ミすミ入道

やまのくち 一所半 同 同人

はたけ 已上一反半

その 一所二丁 請號麥六反 同人

せいもつ くわ代七ひきはん内御用五ひき  
定二ひきはん

あい三八 お四そく

一同たるほうしの分

田代

こへら 一所六十ト 一斗代 又五郎入道

はたけ

つし 一所一反 請號麥半 (マコ)

せいもつ くわ代三ひき内御用二疋  
定一疋

一同馬子二郎あと、いまハ又五郎入道分

田代

ハしか 一所三百歩 一斗五舛代 自分

かわめくり 一所一反 同人

ののなか 同人  
同ミちの 一所一反六十歩 一斗三舛代 同人

已上三反

阿南莊

はたけ

一所五反 請號麥三反 同人

一所二反 やまのかみの免 同人

せいもつ

くわ代二ひきはん内御用一ひき  
定一ひきはん

あい三八 お四そく

一さわたりのたいく入道あと、いまハこけの分

田代

あなゆり 一所小 一斗代 自分

同 一所六十歩 同 同人

ひろと 一所三反半 一斗八舛代 同人

やましかと 一所一反 一斗代 同人

同下 一所半 同 同人

なかれ 一所小卅歩 同 同人

(夜見渡) 一所九十歩 同 同人

以上六反六十歩

はたけ

五二三

その 一所三反小 請號麥一反小 同人

あなゆり 一所一反 請號麥小 同人

その 一所二反大 請號麥二反 同人

その 一所二反 請號麥三百歩 同人

その 一所一反 請號麥半 同人

せいもつ

くわ代七ひきはん内御用三ひき  
定四ひきはん あい三八

お四そく

一 おくたつ(大龍)のこかね又二郎のあと、いまハちをの

三郎分

田代

その 一所上 一斗代 自分

との上 一所六十歩 同 同人

つめ のを 一所半 同 同人

つゞみ 一所一反大 二斗二舛代 同人

しさい申 一所半 一斗代 同人

以上三反六十歩

同 一所一反 かいめんぬの二きれ 同人

せいもつ あい六わ あかね一こん お二そく

一同ちをの三郎あとの分

田代

うた 一 一所小 一斗代 今ハまこ(マ)大郎

同 一 一所六十歩 同 同人

以上半

せいもつ くわ代はんひき あい二わ お一そく

一同たらの六郎二郎あと、いまハ又大郎分

田代

うちか おの 一 一所二反 一斗代 自分

つめ のを 一 一所三百歩 同 同人

ミか ハの 一 一所六十歩 同 同人

以上三反

はた 一 一所一反 かいめんきぬ一丈五尺

せいもつ あい二わ お一そく



一同へんさいし入道あと、いまハへい九郎分

田代

ミヤのまへ 一所一反 一斗代 自分

はた 一所一反 同 同人

うちのさこのミちの 一所六十歩 同 同人

したのミちの 一所六十歩 同 同人

かりたま 一所小 同 同人

はた 一所一反 ミや田

はた 一所三反 かいめんきぬ三丈

はたけ

一所一反 やまのかミのめん

せいもつ くわ代一ひき

一まつのきの又二郎あと、まつハし二郎分

くわ代五ひき内定五百文

一なをのゝ入道あと、いまハむまのこ大郎の分

田代

はた 一所半 かいめんぬの一切

阿南荘

せいもつ くわ代一ひきはん あい二わ お一そく

一はたの二郎入道あと、いまハ馬入道分

田代

はた 一所三反定一反一斗代 自分

はた 一所一反 やまのかミのめん

同 一所二反 かいめんぬの四切 同人

はたけ

その 一所四反 請號麥一反 同人

せいもつ くわ代二ひき あい三八 お二そく

一同まろをのゝ入道あと、いまハこんとうし分

田代

はた 一所一反 一斗代 自分

同 一所一反六十歩 同 同人

同 一所一反小 かいめんぬの三切 同人

はたけ

その 一所二反 請號麥一反 同人

せいもつ くわ代三ひき あい三八 お二そく

五二五

一同さこのくろ二郎のあと

田代

さこ 一所一反十六歩 一斗代 自分

同 一所六十歩 同 同人

いゑの  
まへ 一所六十歩 同 同人

はたけ

その 一所三反 請號麥一反 同人

せいもつ くわ代三ひき あい一わ お一そく

一同いかつちの又太郎あと、いまハき三郎分

田代

かけとの 一所一反 一斗代 自分

うた入 一所大 同 同人

はたけ

その 一所三反 請號麥一反 同人

せいもつ くわ代二ひき あい二わ お一そく

一同中しまのたく三(ミカ)分

田代

つめのを 一所六十歩 一斗代 自分

はたけ

その 一所二反 請號麥一反給分 同人

せいもつ くわ代一ひき

一同てらをのゝ分

田代

一所二反 たう免

はたけ

一所三反 同たう免

せいもつ くわ代三ひき内たうめん一ひき

一用作田代

(横瀬)  
よこせ そのた三反

(松寛)  
一まつとみ用作田代

よこせ 一反 (法橋カ) いれう

一しゝうのほけうのあと、いまハ用作

よこせ 三反 よこせ ミそくち一反 よこせ ミそこへ一反六十歩

一おて中分はたけ

一所一丁 請號麥四反 しゃうはたけ

一所一反半 請號麥三百歩 孫三郎あと  
いまハ山内又太郎

- |        |              |                       |
|--------|--------------|-----------------------|
| 一所二反   | 請號麥一反小       | よ一五郎入道                |
| 一所二反小  | 請號麥一反小       | こほうしへうのあと<br>いまむまの太郎  |
| 一所二反小  | 請號麥一反小       | けてう入道あと<br>いまハときさいく   |
| 一所四反   | 請號麥二反        | 自性へうあと<br>いまハへいたゆふ    |
| 一所半    | 請號麥小         | いわねかあと<br>いまハひこ三郎     |
| 一所一反   | 請號麥半         | ハしかき入道                |
| 一所半    | 請號麥小         | 平六あと<br>用ひこ三郎         |
| 一所半    | 請號麥小         | やなきかあと<br>くわんのう三郎     |
| 一所一反   | 請號麥大         | 彌四郎あと<br>同人           |
| 一所二反半内 | 一一反半小一りやうのめん | とう二郎あと<br>いまハとう六      |
| 一所二反   | 請號麥一反小       | ことう二郎あと<br>いまハすみの入道   |
| 一所大    | 請號麥小         | 三郎二郎のあと<br>いまハこかね又二郎  |
| 一所一反   | 請號麥大         | むろ中四郎あと<br>いまハゑちこ房    |
| 一所一反   | 請號麥大         | まこ二郎あと<br>いまハ山内又大郎    |
| 一所小    | 請號麥六十歩       | まこ六あと<br>いまハ彌七        |
| 一所小    | 請號麥六十歩       | 六郎ひやうへのあと<br>いまハ用ひこ三郎 |

阿南莊

- |      |                           |                       |
|------|---------------------------|-----------------------|
| 一所一反 | 請號麥大                      | こほさ大郎                 |
|      | (池久保)                     |                       |
|      | 一いけのくほのはたふん               | しんしさかへわけ狀<br>ミへたり     |
|      | 又三郎あと、いまハ又二郎はたけ           |                       |
| 一所五反 | 請號麥三反                     |                       |
| 一所三反 | 請號麥二反                     |                       |
|      | 一めうけん田はふん一反半              | しんしさかへ<br>とうせん        |
|      | 同たかはやしはふん                 | 同                     |
|      | 一おゝたつのやまはふん               | にしやまとかうす、<br>しんしさかへ同、 |
|      | 一かしわのやまはふん                | しんしさかへ<br>同           |
|      | 一くわうやはふん                  | しさいわけ狀に<br>ミへたり、      |
|      | 一かわはふん                    | しさい<br>同              |
|      | 右、おはせくたさるゝむねをまほりて、へんはけうそく | (偏頗矯飾)                |
|      | (実檢)                      | (自然) (感度)             |
|      | なくしけんかくのことし、しせぬのおつとにおいて   |                       |
|      | (風應)                      |                       |
|      | ハ、くりよのおよふところにあらず、しんちうさらに  |                       |
|      | (私曲)                      |                       |
|      | しきよくをいたさゝるもの也、もしこのてういつはり  |                       |
|      | 申ハ、                       |                       |
|      | 日ほんちんす八まん大ほさつ、ことにハまつさか、   | (松坂)                  |

三七 阿南莊松富名中分狀案

○大友文書  
大分県史料二六

一石代田地事、

北方三十五歩ふそくのあひた、(鶴田)つるたのようさくをもて、平三郎入道かつくりのうち、その分を北方にさりつくところ也、(用)

大竜

一大たつ(竜)の東山、

にしをかきる、けとのいてのくちのたにのほとたうのたにより、いうしのきのみなみにむけて、つへさかのたに、とろしりなしを、かきのきのたをより、大ちのまゝしきみつの、のにいつ、

柏野

一かしわ(柏野)のゝさかいの事、

きたのさかい山のくちのはいさかより、つゝみかとうのくちにゆくみち、きたにむけてけなしをにゆくみちと、つゝみかとうにゆくみちと、三のみちのつしよりきたにむけて小みちのまゝ、北ハ大かくらのたてゆわのみなみにむけて、かわをかきる、これよりひんかしとおうゆるき一ハう、つゝみかとうのつしまて、たてみちをかきて、つゝみかとうのつしよりみなみにむけて、山のまゝけなしをのしんかいのしりにむけて、

池久保

一いけ(池久保)のくほのはた半分事、

ひんかしのこ二郎かつかの、こはやまよりにしへむけて、さこ大いし、いけしり、ほりのくちを

かきて、ゆかう、くりのきしりなしをの、きたミなミのそいかつらの木、たになかれみつをかきて、にしひやくしやう二人、いぬわう太郎へつたう、

一(荒野)くわうやの分、

りやうハうのひやくしやう、さく人らのかけかくれあるへからさるうへハ、あいたかいに、そのさかいをまほて、さたあるへきなり、

一(川)かわの事、

やな(築)におきてハ、としによてりうすいのへんするあゐた、けんしつにさためかたし、しかれハすなハち、地頭ふん四まいの内、せんあくをりやうハうにはいふんして、さたあるへし、次(巻)うけの

事、りやうハうの屋しきつきをもて、さたをいたすへし、

一(妙)めうけん(見)のしむ(殿)てんの事、

一段半南より同たかはやしはんふん、東よりこんけんのひきちより、いぬゐのすみ、にしへ二本つのゝきつしハ、大きくすのき、北ハ大とちの木をかきて、

右、大畧(マ)分文如斯、

乾元二年五月十八日

二六 けうきん請文案

○大友文書  
大分県史料二六

阿南庄松富名北  
方用作田ヲ請負  
フ

うけ申候、むたの御用作内小田の事、

右の田ハ、北方のちとうとのより、けうきんあて給候て、まいねんにそたう米(所当)いけ(以下)のなしものを、  
濟物

わきまへきたり候うへハ、けうきんかたりやうに候へハとて、いさゝかも、御りやうをたりやうと  
申候ましく候、これすこしもいつはり申候ハ、日本こく中の神佛しんきみやうたうの御はちを、  
けうきんまかりかふるへく候、よてこ日のためにうけ文の状、如件、

正和五年七月十二日

けうきん  
在判

二九 直經書状案

○大友文書  
大分県史料二六

北方畠つか本

遙久御見参入條、ハ、かり存候、(松富色)北方畠つか本申候、かひ候て、預給ハリ候事、かしこまり入候、  
毎事斯御見参時(期)候、

正中  
三 三月十八日

(阿南庄松富名)  
北地頭殿

直經 在判

三〇 賀來社宮師僧源清讓狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉曆二年八月十五日。全文ヲ「荏隈郷史料」二九号ニ収ム。本文省略。

三一 賀來社宮主職給兔田畠地屋敷注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉曆二年八月十五日。全文ヲ「荏隈郷史料」三〇号ニ収ム。本文省略。

三二 戸次頼時書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

阿南莊光一松名  
領家年貢ハ來四  
月中沙汰ス

豊後國阿南庄内、光一松名領家年貢事、來四月中可致沙汰之由、代官方へ令下知了、定可致其沙汰  
候歟、其程可令相待給候、恐々謹言、

(異筆)  
「嘉曆三」三月廿七日

(戸次)  
頼時(花押)

○宛書ヲ欠ク。

阿南莊

三 僧有範 植請文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「嘉曆二年八月廿八日」

地頭雜掌相論ニ  
付武宮村相分地  
遵行不能ナルコ  
トヲ上申ス

地頭申分

雜掌申分

豐後國一宮賀來社神寶料所阿南莊預所繼幸代行兼申、武宮村田畠山野河荒野等事、如去四月十日之御教書者、畑百姓以下悉、可沙汰付參分一於雜掌云云、仍任被仰下之旨、竈門孫次郎入道相共莅彼所、欲沙汰付三分一於雜掌候之處、如地頭申者、雜掌所指申之畑百姓、壹所宇蘇、一所板屋、一所河角各百姓當住三箇所者、爲地頭知行分、及二十箇年之閒、先日申其子細之處、剩今又八箇所分漏之由、掠申之條、前後之詞令相違之由稱之、如雜掌申者、八箇所內三箇所者、百姓當住也、五箇所者出作人也、而地頭分漏之、知行無謂之由申之、爰如地頭申者、預所・地頭寄合相分之畢、不可稱分漏、且件當住三人百姓者、爲地頭分之條、分帳所見分明之由申之、如此依相論不行道候、此條若偏頗申候者、可罷蒙 八幡御罰候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

嘉曆三年八月廿八日

(植田力)  
僧有範 請文



三 篠原慈航寺寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡狭間町大字鬼瀬字篠原

(塔身)  
元徳二年三廿二

阿闍梨定心

○塔身四方ニ梵字(ア)アリ。

三 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○全文「賀來社史料」五〇号ニ收ム。  
当社関係部分ノミヲ抄出ス。

五月

五日

五月会

略 ○中

阿南荘役

濱御殿壹字三間四面 七尺間梁壹丈三尺柱口六寸、白木造、  
葺葺當國笠和郷并阿南庄役、毎年造替之、

略 ○中

阿南荘

阿南莊

流鏑馬三番阿南莊

流鏑馬六騎 一番三重郷 二番佐賀郷 三番阿南庄  
四番大佐井 五番直入郷 六番國東郷  
小佐井

略 ○中

八月

○放生会ニ  
係ル。中略

御供米阿南莊二石二斗

已上三ヶ月御供米九石九斗内貳石貳斗、當庄生石村沙汰、貳石貳斗阿南庄沙汰、貳石貳斗在隈郷沙汰、參石參斗平丸保沙汰、御炊殿檢校納之備進、

略 ○中

十一月

略 ○中

金龜和尚祭料田三段阿南莊

金龜和尚祭料田壹町三段内、三段在阿南庄、壹町在千与丸名、

十二月

略 ○中

料田阿南莊松富名

法華問答講一口 料田壹町貳段、每月一日勤之、  
件料田者阿南庄松富名在之、而當名地頭土用鬼丸  
令押領彼料田之閒、令講經退轉者也矣、

略 ○中

一大神寶調進事、

神輿三基在次第箇、

御手人裝束十二具

御机帳六本

龍頭十二付幡十二流  
金銅鈴十二

隊御鈴一本

長御前裝束十三具

差葉六本

御鈴十二本

御唐鞍十口上宮三口  
下宮七口

御馬副裝束六具

陣道裝束一具付鈴鈴  
面形

鎔取裝束一具

八舞女裝束八具

倭琴一帳

御倚子三基在錦園、

御疊十六帖上三帖錦緣  
下十三帖紫緣

華瓶三十二

高杯四十本

高机二本

御供鉢十三

同御盞二百廿一

御盤十三膳

御供机廿六膳

御簾十三枚

御供覆廿六端

御瓶八

御唐櫃三合

一御初拜神寶公家御奉幣調進事、

金銀五色幣十二本

天蓋三捧

阿南莊

多寶塔三基入佛舍利、御弓三帳入錦袋、

御笑六筋鷺羽比木目、御劔三腰入錦袋、

御鉾三本付鈴幡、御鏡三面入錦袋、

多く利三本黒染在金物、芋桶三口採色

御供備進料米三石三斗 神馬一疋在衣籠

神官供僧饗膳酒肴料米六石七斗

阿南莊ヲ大神宝料所トシ幸秀ヲ雜掌トシテ調進幸秀他界後窄籠

件大神寶御初拜者、爲國司每任之役被勤仕之處、去寛喜二年、以阿南庄爲大神寶之料所、可爲一圓不輸之神領之旨、被成國司廳宣畢、就之天福元年同所被宣下也、子細見 官符宣等、然之閒、以社僧幸秀僧都爲雜掌、令調進大神寶等之處、幸秀他界之刻、令付屬彼雜掌於面々弟子等之條、爲非據、而當庄三名内松富名者、地頭土用鬼丸稱預所職相傳之由、致神寶不法懈怠之上、令抑留御供米以下之神田用等畢、松武名者、社僧圓全堅者、令相傳之所役懈怠者也、光一松名者、菊池三郎二郎房高爲蒙古勳功之賞、令拜領當名地頭職之刻、令押領預所職之閒、令闕如神役等者也、且爲地頭身知行領家分之條、御制嚴重也、況於押領哉矣、

○此アタリ裏花押アリ

正慶元年正月十一日

(花押)

三 賀來社年中行事次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○首尾欠。内容のニ前号文書ト略ク同一ナルモ、内容説明注記ニ若干異同サリ。抄文ヲ「賀來莊史料」五一号ニ収ム。本文省略。

三七 阿南莊松武名取帳案

○大徳寺黄梅院文書  
京都大学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

松武名取帳

一所はねつほ分

- 一 麥一石一斗
- 一 おしろ百文
- 一 わた二兩
- 一 大豆一石五斗と
- 一 米二石
- 一 かよう十五日
- 一 所たふけ分
- 一 麥三斗二升
- 一 かたかい七十文(マ)
- 一 米六斗三升
- 一 くわ代七百分
- 一 かたかい七十文(分違カ)
- 一 あい代四十文
- 一 うゑほしの大豆五升
- 一 入木二駄
- 一 入木二駄(ウカ)
- 一 かけなし(釜カ下向)
- 一 くわ代三百文
- 一 大豆二斗三升
- 一 かよう七日

一 入木二た

以上一貫二百文

一所かけの木(墨)

一 麥九斗

一 於代百五十文

一 かたゝかい七十文

一 大豆一石三斗

一 米一石川ほりニより  
今ハ四斗

一 かよう十日

已上二貫六百八十五文

一所ゑら分(惠長)

一 麥七斗六升

一 おしろ百文

一 かたゝかい七十文

一 米六斗かわほりニより  
いまハ二斗

一 入木二た

一 かけ一あり

一 かけ一あり

一 くわ代七百分

一 あいしろ四十文○本帳ノ丁  
数ヲ示ス。

一 わた二りやう

一 うゑほしての大豆五升

一 入木二駄

一 かけ一あり

一 くわ代七百分

一 あいしろ四十文

一 大豆一斗五升

一 わた二りやう

一 かよう十日

以上一貫七百文

一所(機)いち木

- 一 麥七斗
- 一 おしろ百文
- 一 かたゝかい七十文
- 一 ゑほしての大豆五升
- 一 入木二た
- 一 かけ一あり
- 一 一くわ代七百文
- 一 あい代四十文
- 一 大豆七斗
- 一 米二石川ほりニより今ハ五斗ニ升
- 一 かよう十日

已上二貫百五十文

一所またの分

- 一 麥四斗六升
- 一 於代百文
- 一 かたかい七十文(マ)
- 一 大豆一石二升
- 一 米六斗五升
- 一 かよう十日
- 一 一くわ代七百文
- 一 あい代四十文
- 一 わた二兩
- 一 ゑほしての豆五升
- 一 入木二た
- 一 かけ一あり

以上三貫七百廿五文

阿南莊

一所下のはる(願)ふん

- 一 麥二斗二升
- 一 於代百文
- 一 かたゝかい七十文
- 一 大豆四斗四升
- 一 米九斗五升
- 一 かよう十日
- 一 一くわ代三百文
- 一 あい代四十文
- 一 わた二兩
- 一 うゑほしての豆五升
- 一 入木二駄
- 一 かけなし

已上二貫十五文「三四」

一所大石分

- 一 麥七斗
- 一 於しろ百文
- 一 かたゝかい七十文
- 一 うゑほしての豆五升
- 一 かよう十日
- 一 以上一貫四百卅五文
- 一 一所(畑)はた分
- 一 於しろ二百文
- 一 一くわ代百文
- 一 あいしろ四十文
- 一 大豆九斗
- 一 米三斗
- 一 かけハなし
- 一 あい代八十文

一 かたゝかい百文 一 わた三兩

一 大豆二石 一 彙ほしての豆五升

一 米一石 一 入木二た

一 かよう十五日 一 かけ一あり

已上四貫五百十文

一 所くほ(久保)の分

一 麥四斗 一 くわ代三百文

一 於代百文 一 あい代四十文

一 かたゝかい七十文 一 わた一りやう

一 大豆一斗二升 一 彙ほしての豆五升

一 米六斗 一 入木二た 「四」

一 かよう七日 一 かけなし

已上一貫五百四十五文

一 所下くほ(久保)分

一 麥二斗六升 一 くわ代九百文

一 於代百文 一 あい代四十文

一 かたゝかい百文 一 わた一兩

一 大豆二升 一 彙ほしての豆五升

一 米四斗 一 入木二た

一 かよう七日 一 かけなし

以上一貫九百七十五文

一 所田(二廳)代分

一 麥三斗三升 一 くわ代六百文

一 於しる七十文 一 あい代二十文

一 かたゝかい卅五文 一 わた一兩

一 米五升 一 彙ほして豆五升

一 入木二た 一 大豆四斗

一 かよう七日

以上一貫六百六十文

一 所いけのはた分 「五」

一 麥三斗三升 一 くわ代七百文

一 於しる七十文 一 あい代二十文

一 かたゝかい三十五文 一 わた一りやう

一 大豆四斗 一 彙ほしての豆五升



一米六斗 一入木二た

一よう七日 一かけ一あり

以上一貫七日百六十文

一所みね分

一米六斗 一くわ代八百文

一於しろ文(マ) 一あい代四十文

一かたかい七十文(マ) 一わた一兩

一大豆二斗 一彘ほしての豆五升

一米五斗五升 一入木二た

一かけハなし 一かよう七日

以上一貫九百卅文

一所しやくまその分

一米四斗二升 一くわ代八百文

一於代貳百文 一あい代四十文

一かたゝかい七十文 一わた二た

一大豆六升 一彘ほしての豆五升

一米四斗 一入木二た

阿南莊

一かよう七日 一かけなし

以上一貫八百七十五文

一所こわし

一米二斗 一くわ代八百文

一於しろ二百文 一あい代四十文

一かたゝかい七十文 一わた二兩

一大豆二斗四升 一彘ほしての豆五升

一米六斗五升 一入木二た

一かよう七日 一かけなし

以上一貫五百五十文

一所かきと

一米一石六升 一くわ代二百文

一於しろ二百文 一あい代四十文

一かたゝかい百文 一わた三兩

一大豆一石七斗六升 一彘ほして豆五升

一米二斗二升 一入木二た

一かよう五日 一かけハなし

五四一

以上四貫二百三十文

一所時松分

一麥三石

「七」

一きぬ一ひき代一貫  
四百文

一米二石一斗四升

一大豆二石カ四斗

一わた二兩

一なしとり一

以上六貫六百文

一とけのほん田一ちやうかいたにく

カわいるや代三貫文也、此内三百

妙見免 御靈殿免

一うきめんうゑの田四段代八百文

一二百田代八百文

つゞみとかうすこのふんニかけなし

一七丈一百代三百文

一かけのふんのとかさの  
ためにしるしおき申候ハ  
後日のためなり、

一かち田一段代四百文

一ふさか三反代四百文 圓成寺領也、

一ようさく島三段代一貫

已上麥十三石一斗六升

已上米十四石一斗九升

已上大豆十四石五斗三升

已上新足十七貫八百十文

都合五十一貫三百五十五文

かいた

一所上新開しんかい

一貫四百文 わた十二もんめ  
かよう十日  
いれ木二た

一所下マしんい

一貫五百文 かよう十二日  
いれ木二た  
くさ二た

一所下のはる

三貫文 わた八もんめん  
かよう三日

一所下うなめ

一貫文 入木二た、くさ一た  
わた八もんめ、かよ  
う七日、入木二た、  
くさ二た

一所うなめ

市屋敷分

一所そのや屋しき 二百五十文

一所ミカたい屋しき

二百文、そのた百文

一所くすの木屋しき

二百五十文

一所道場屋しき

マ三百 三百三十文

一市屋敷一町一貫文

此内ゑひす屋敷一百、くたミ屋敷一百、

そう浮免分九段小代三貫三百文也、

(惠良)  
ゑら

一麥四斗 一米八斗 一大豆六斗

一斬足一貫文 一わた一兩 一布一たん

(マ)  
かよう十日 一入木二駄 一筈ハなし、

已上二貫六百文

一東蘭田

一麥二斗 一米一石二斗 一大豆四斗

一斬足一貫 一綿壹兩 一布壹端「九丁」

一入木貳駄 一加用十五日 一筈なし

已上二貫七百五十文

壹貫三百文

一所四郎五郎分

已上十七貫文付惣武分也、

一中尾

一所彦六

一麥七斗 一米六斗五升 一斬足五百文

阿南莊

一入たゝかり二た 一加よう十日  
ヒ

已上一貫五百文

一所大屋しき

一麥三斗六升 一米五升 一斬足四百文

一入たゝかり二駄 一加用十日

已上一貫八十文

一所彦四郎

一麥五斗五升 一米一斗五升 一斬足四百文

一入たゝかり二た 一加用十日

已上八百二十文

一所賀四郎

一麥七斗六升 一米一斗五升 一斬足四百文

一入たゝかり一た 一加用十日

已上九百三十文

一所九郎三郎

一麥六斗六升 一米五斗五升 一斬足五百文

一入たゝかり二た 一かよう十日

五四三

已上一貫三百壹文

一所中の屋しき

一麥五斗 一米三斗五升 一新足百四十文

一入たゝかり二た 一よう十日

已上七百四十六文

一所くほ畠

一麥六斗 一米三斗五升 一新足五百文

一入たゝかり二た 一かよう十日

已上一貫百五十文

さこ 一所四郎太郎

〔十二〕

一所さこ

一麥七斗五升麥へなし 一新足四百文 一かよう十日

一入たゝかり二た 已上一貫百五十文

〔十三〕

一麥六斗 一米三斗六升 一新足四百文

一かよう七日 一入たゝかり二た 已上一貫六十文

一所山賀屋しき

一米三斗五升麥へなし 一新足百五十文

一入たゝかり二た 已上五百文

一所畠中

一麥五斗 一米二斗五升 一新足三百文

一かよう七日 一入たゝかり二た 已上八百文

一所こ賀

一麥六斗六升 一米七斗 一新足五百文

一かよう 一入たゝかり二駄 已上一貫五百

三十

一所ふきあけ

一麥六斗 一米五斗 一新足五百文

一かよう十日 一入たゝかり二た 已上一貫三百文

一浮免分中尾

一壹町三段代六貫文 用作井の口

(と脱カ)

一二段代貫文 大坪屋しきかうす、

一壹町四貫文 圓成寺

一二段代四百文 大明神田

一壹段代四百文 權現田

一二段代四百文 天神田

一壹段代二百文 新麥田

一一一段代貳百文 松城田

一二段田白地廿 一貫六<sup>(九)</sup>百文里專道給

一一一段代三百文 由原之神領大坪次郎給

惣神向畠共ニ田數

參町五段

惣都合二十七貫七百七十文

以上

一所河原田壹町代五貫也、圓城寺領

元弘二年八月一日

永正十七年庚辰二月八日

任本帳書寫畢、

紙數十枚判形十三也、

小原新右衛門尉  
惟貞判

小原新兵衛尉有判之帳、紙數十四枚、次目裏判有、

阿南莊

彼息從又右衛門方、大永八年壬九月十八日到來之帳也、判

○本文書ハ「本帳」ヲ永正十七年小原惟貞ノ書写セルモノ。「本帳」ハ元弘二年八月一日ノモノナラン。シバラク上記ニ從イコ、ニ掲グ。

沙弥尼ノタメ宝  
塔ヲ造立ス

三六 篠原慈航寺寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字鬼ヶ瀬字篠原

<sup>(塔身)</sup>  
「右志者、爲沙彌尼正忍

正慶<sub>元</sub>壬<sub>申</sub>十一廿三<sub>(日)</sub>

(梵字バク)

(梵字ア)

○「大分県金石年表」三八五輪塔トス。〔 〕内ハ同書ニヨル。

三九 後醍醐天皇綸旨<sub>(宿紙)</sub>

○河野幸夫藏狭間文書  
速見郡日出町

阿南莊松富名南  
方地頭職ヲ狭間  
政直ニ安塔ス

豐後國阿南庄松富名<sub>號狭間村</sub>南方地頭職事、<sup>〔友〕</sup>狭間大炊四郎太郎政直、當知行不可有相違者、

天氣如此、悉之、以狀、

建武元年三月十六日

式部大丞 (花押)

○文中「狭間」ノ「間」字ヲ、「友」字ニ改竄セル跡アリ。『増補訂正編年大友史料』五ハ「大友大炊四郎政直」ニ作り、「太郎」ヲ逸ス。今同文書写真ニヨリ改ム。

四〇 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分県金石年表八  
大分市大字賀來円成寺

○建武元年三月廿八日。「賀來莊史料」五四号ニ収ム。本文省略。

四一 雜訴決斷所牒案

○大友文書  
大分県史料二六

雜訴決斷所牒 豊前國衛

狭間大炊四郎入道正供申當國御沓村地頭職泰家法師事、

牒、任去月廿五日綸旨、宜沙汰居正供於下地之狀、牒送如件、以牒、

狭間正供ノ訴ニ  
ヨリ正供ニ豊前  
國御沓村地頭職  
ヲ交付セシム

建武元年十二月廿二日

左少史高橋朝臣判

中納言兼大藏卿侍從藤原朝臣判

筑後守藤原朝臣判

修理大夫藤原朝臣

明法博士兼左衛門少尉中原朝臣判

正三位藤原朝臣

左衛門權佐兼少納言侍從伊賀守藤原朝臣

左少辨藤原朝臣

○以下当莊松富名北方地頭狭間氏關係史料多シ。

阿南莊

深見盛顯ヲシテ  
狹間正供ヲ泰家  
跡ニ沙汰シ居ヘ  
シム

如法寺六郎相共  
ニ狹間正供ヲ下  
地ニ沙汰シ居ヘ  
シヲ上申ス

四三 少貳頼尙施行狀案

○大友文書  
大分県史料二六

狹間大炊四郎入道正供申、豊前國御沓村地頭職泰家法師跡事、去年十一月廿五日 綸旨・同十二月十

二日御牒如此、早如法寺六郎相共、沙汰居正供於彼跡、載起請之詞、可被注申也、仍執達如件、

建武二年二月廿九日

(少貳頼尙)  
太宰少貳 在判

(宇佐盛顯)  
深見新五郎 殿

○同日付ノ如法寺六郎(藤原信勝)宛ノ施行狀案アルモ本文省略。

四三 宇佐深見盛顯請文案

○大友文書  
大分県史料二六

狹間大炊四郎入道正供申、豊前國御沓村地頭職泰家法師跡事、任去年十一月廿五日 綸旨・同十二月

十二日御牒并去二月廿九日御教書、以去月廿七日如法寺六郎相共、沙汰居正供於彼跡候畢、若此條

僞申候者、

八幡大菩薩乃御罰於、可罷蒙候、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

(糖目妻)

「(花押)」

(深見新五郎) 請□

宇佐盛顯 裏判

建武貳年卯月三日



○同年四月五日付ノ藤原信勝（妙法寺六郎）ノ打渡請文案アルモ本文省略。

四 狹間正供著到狀案

○大友文書  
大分県史料二六

狹間正供足利方  
ニ著到ス

著到 伊豆國佐野山御方馳參之時給之、

大友一族大炊四郎入道殿正供

右、著到如件、

建武二年十二月十二日

〔證判〕  
「承候了、三浦因幡守  
在判」

〔継目裏〕  
「(花押)」

五 足利直義軍勢催促狀案

○大友文書  
大分県史料二六

球珠城凶徒等誅伐事、相催一族、屬今川四郎入道手、可致軍忠之狀、如件、

建武三年四月十三日

〔足利直義カ〕  
左馬頭 御判

狹間大炊四郎入道殿

球珠城ノ敵誅伐  
ノタメ今川四郎  
ニ屬シ軍忠ヲ励  
マシム

四六 狹閒政直軍忠狀

○挾間文書  
大分県史料二六

(端下)  
〔黒印〕

大友一族狹閒大炊四郎太郎政直軍忠事、

伊豆ノ佐野山合  
戦以後ノ軍忠ヲ  
注進シ証判ヲ請  
フ

一 去年<sup>建武</sup>十二月十二日、於伊豆國佐野山參御方、致合戰忠訖、

一 同十三日、伊豆國府合戰、追落凶徒等畢、

一 同十五日、一族等可相向數禪寺由、被仰下閒、<sup>(即カ)</sup>時相向靜謐訖、

一 今年正月二日、近江國伊岐代宮仁立籠凶徒等閒、致合戰忠追落<sup>(監カ)</sup>□、

一 同八日、於八幡<sup>(山城國)</sup>并大渡橋上、盡戰功訖、

一 同十一日、太田判官<sup>(船城親光)</sup>合戰時、分捕頸壹、加之親類袋小次郎打死畢、

一 十六日、於法勝寺西門、親類伊方次郎被疵畢、<sup>左手、</sup>射疵、

一 同廿七日、親類伊方彥七被疵訖、<sup>左腰同所、</sup>射疵、

一 同廿八日、分捕頸壹、

一 同晦日、致戰忠舟波地御共仕畢、<sup>(舟、マ、)</sup>

一 二月十日、打出合戰盡忠訖、<sup>(狭津國)</sup>

一 同十一日、豐嶋合戰致忠畢、<sup>(同國)</sup>

一 鎮西御共仕、多々良濱合戰盡忠、御在府閒宿直仕訖、

一 御上洛閒翌日令參向、六月十日可警固山崎關所由、將軍家直被仰下閒、令警固畢、

一 同十五日、可固作道旨、被仰下之閒遂其節、同十八日就望申、可發向山門由、被仰下閒、則罷向畢、

一 同十九日、於西塔南中尾、親類大炊孫四郎直信若黨八郎被疵訖、

一 同廿日、於同所致合戰畢、

一 同晦日、於神樂岡下、懸先致合戰、令追上御敵於山上畢、

一 同八月廿五日、竹田河原并阿彌陀峯合戰致忠、御敵對治訖、

一 同廿八日、於吉田河原懸先畢、

右、數箇所軍忠之次第、御存知之上者、早賜御判、爲備龜鏡、言上如件、

建武三年九月 日

(證判)  
一承候畢、

沙 彌 (花押) 一

四七 りきせう預り狀案

○大友文書  
大分県史料二六

りきせう鶴田若  
宮ノ神島ヲ預カ  
ル

(狭間) (鶴田若宮)  
はさま北方つるたのわかミヤの神島つかもとほんふん、元坪一反にしにより、ちとう殿よりあつけ  
給ハリ候ぬ、御ようの時、めされ候はんニ、一き申へからす候、よてこ日のためニ(預カ)狀、如件、

建武三年十月四日

りきせう 在判

四八 大龍後藤毅裏山墓地寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字大竜

(落身)  
〔建〕  
□武三丙  
子三十八

覺法

○県指定有形文化財

四九 足利尊氏御判御教書案

○大友文書  
大分県史料二六

所々合戦ノ軍忠  
ヲ賞ス  
(山城國)  
所々合戦事、於大渡橋上自身被疵、於(近江國)西坂本西塔南中尾、若黨大夫房幸圓・彌太郎負手、至鎮西・  
京都供奉條、尤以神妙、於恩賞者、追可有其沙汰之狀、如件、

建武四年正月三日  
狹間大炊四郎入道殿

(足利尊氏力)  
御判

五〇 賀來社神官社司等申狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

豊後國

推挙御教書ヲ下  
サレ造宮以下神  
事ヲ遂行シ御願  
成就ヲ奉折セシ  
コトヲ請フ

欲早被成下吹舉

(御教書九)

(遂行造宮以下力)

神事、被調進大神寶、御初拜

(奉折力)

靜謐御願成

副進

一通 官府 (符) 天福元年七月十八日

右當社者、一朝之宗廟八幡之別宮也、

淳和天皇御宇天長七年、大菩薩御初衣翔大虛、自宇佐宮移賀來社、其形八足之白幡也、八幡寶號

此時忽顯一天、崇敬遂季彌新、仍右大臣夏野公奉 (清原) 勅宣、仰國司大江宇久、承和三年造進神殿、被

寄封戶畢、而

一條院御宇長德四年、以賀來庄爲其料所、模 宇佐宮之例、迎三十三年所奉造替殿舍也、爰料所狹

少、役人緩怠之闕、式年正應・元亨兩度造替令延引畢、棟梁既及朽損、雨露奉侵神躰、再興叵期、

顛倒待時也、次大神寶御初拜役者、以當國阿南庄、爲一圓神領、每迎六箇年、奉調進之條、天福

阿南莊

右大臣清原夏野  
勅ヲ奉ジ国司大  
江宇久ヲシテ神  
殿ヲ造當セシム  
長德四年賀來莊  
ヲ料所トス  
阿南莊ヲ大神室  
料所トス

元弘三年以後名  
主等ノ不法ニヨ  
リ凌辱ス

官府炳焉也、雖相當元弘三式季、依名主等之不法、于今所令延引也、神怒何幾、冥慮難測、加之、  
恒例之祭祀、月並之神事、累年凌怠、追月若亡、神官鬱胸、社司愁訴、何事如之乎、然早被成下吹  
舉御教書、興覆廟壇、遂行造營以下神事、爲奉祈御願成就、粗言上如件、

建武四年正月 日

五一 狹閒正供軍忠狀案

○大友文書  
大分県史料二六

大和国ニオケル  
軍忠ヲ上申シ一  
見状ヲ賜ハラシ  
コトヲ請フ

大友一族狹閒大炊四郎入道正供謹言上、

欲早且任南都警固勤營、且依大和國樸下四ヶ度夜討防戰并同國桃尾城合戰忠節、賜御一見狀、備

末代龜鏡閑事、

右、今年正月十八日惣領大友相共、令發向南都以來、付連々御著到、既迄于七ヶ月、所抽警固忠勤

也、隨而去六月廿六日發向樸下之刻、凶徒退散之閒、取陣於天王社布下寺、致警固之處、同廿七日

夜逆徒依寄來彼陣、致防戰追返之訖、同廿八日夜重寄來正供陣之閒、及散々合戰畢、加之今月一日・

二日兩夜々討之時、又以致防戰訖、此等子細、大友孫太郎氏泰代出羽左近大夫將監泰貞以下當手官

軍等、所令見知也、將亦同六日發向桃尾城、攻入城戸内、致軍忠追落凶徒之條、宇都宮常陸介・戸

次豐前二郎入道等令見知訖、然早賜御一見狀、幡武畧之眉目、欲備後代之證驗、仍言上如件、

建武四年七月 日

大友氏泰代出羽  
泰貞

〔証判〕  
「承畢、大友南都大將左衛門佐殿」  
御判

〔継目裏〕  
「(花押)」

三 足利尊氏御判御教書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○建武四年十月七日。「荏隈郷史料」三二号ニ収ム。本文省略。

三 足利尊氏事書案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○建武四年十月七日。「荏隈郷史料」三三号ニ収ム。本文省略。

四 沙彌某施行狀案

○大友文書  
大分県史料二六

南都警固事、昨日六日御教書如此、早任被仰下之旨、不日可被發向候、仍執達如件、

建武五年正月七日

沙彌 在判

狭間大炊四郎入道殿  
(正供)

阿南莊

南都警固ニ発向  
セシム

五 狹間正供軍忠狀案

○大友文書  
大分県史料二六

男山・洞当以下  
ノ軍忠ヲ上申シ  
一見狀ヲ請フ

大友一族狹間大炊四郎入道正供申軍忠事、

今年三月十三日屬于當御手、於男山・洞當下致至極軍忠之刻、若黨兵衛五郎直光左股、同十六日於

天王寺安部野原致合戰軍忠之處、遠江向井介手者生捕、糺藤五入道令切頸訖、於當寺致不退警固、

同五月十六日令發向和泉國堺津、同廿二日堺濱合戰之時、馳向新田綿內致太刀打之條、詫磨大炊助

政秀令見知訖、同廿五日令歸洛、同廿九日經宇治路、六月一日致男山合戰、自同日取陣洞當下致不

退警固、同十八日自葛和路押寄一城戶、正供致軍忠之刻、乍被射左肘、及太刀打御敵於城內追籠

訖、隨而取陣城戶口、致日々夜々合戰、抽拔群軍忠者也、將又自六月一日、迄于七月十二日凶徒沒

落之期、不去陣內致合戰軍忠者也、此等次第、惣領大友式部丞氏泰代出羽三郎藏人師宗、證判狀分

明之上者、預御一見狀、爲備後代龜鏡、仍言上如件、

建武五年八月 日

執事(高師直)  
判

○「不去陣內」  
裏書ノ裏アタリ。

一「在判」  
河津左衛門

裏書云、  
大友藏人一見狀、

校合畢、

在判(二)  
高橋孫□郎

大友氏泰代出羽  
師宗



湯布院町香椎莊寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡湯布院町大字川上香椎正明藏

〔塔身〕  
一曆應三年□□□□

願主□□□□  
〔有〕

〔作者〕  
□□乘覺

○モト大分郡庄内町大字東長宝字蛇口ニアリシモノトイフ。相輪ノ宝珠ヲ欠ク（五輪塔ノ風空輪ヲ載ス）。塔身ニ金剛界四仏ノ種子（梵字ウーン・タラーク・キリーク・アク）アリ。

仁章請取狀案

○大友文書  
大分県史料二六

請取 先朝御佛事用途事、

合貳貫文者、狹間大炊四郎入道沙汰、  
〔敬重、正徳〕

曆應四年八月十一日

仁章在判

狭間正供沙汰先  
朝仏事用途ヲ請  
取ル

五 豐府聞書

○大日本史料  
六ノ六

大友氏時阿南莊  
小原村ニ大應寺  
ヲ建ツ

又稱名寺ヲ建ツ

曆應四年、(天文)氏時使家臣營精舍於阿南庄小原村、請佛印禪師弟子信菴正香禪師、爲初祖、名大應禪寺、

又建立稱名寺、

五 戶次賴時和與狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「大神寶會」

光嚴院  
建武五年十月十日

「賴時判」

和與

阿南莊光一松名  
領家年貢神寶以  
下所務ヲ和与ス

(大分郡)  
豐後國阿南庄内光一松名領家年貢神寶以下所務條々、

請所トシテ十五  
貫文沙汰  
預所幸仙和与ス  
年貢用途二十五  
貫文神寶用途十  
貫文及ビ雜役・  
坊仕役

右、當名領家御年貢以下所務事、依被訴申、彼地者、爲請所、每年令沙汰用途拾五貫之外、不被綺所務之由、及訴陳之處、向後止訴訟、一事已上不可綺庄務之由、預所三位阿闍梨幸仙、被出和與狀之上者、爲當名御年貢、每年十一月中、可沙汰遣用途貳拾五貫文也、但六ヶ年一度卯西神寶用途拾貫文・神輿之轆并百姓役木屋三間・茜六斤・萱薙六枚・薦六枚・白土貳舁五合・丹貳舁五合・炭一駄調進之程、每日坊仕一人在新鹽者、無懈怠可致沙汰也、若無沙汰之時者、任武家御下知狀、可有

其沙汰者也、仍和與之狀如件、

建武<sup>(五)</sup>□年十月十日

<sup>(言次)</sup> 頼 時 (花押)

10 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字賀來円成寺

<sup>(癸ノ誤)</sup>

○康永二年<sup>辛</sup>正廿二日。「賀來莊史料」七四号ニ収ム。本文省略。「沙彌元惟」<sup>(性)</sup>トアリ。恐ラク賀來莊地頭賀來氏ノモノナラン。

11 狹閒家墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

<sup>(地輪)</sup>

「康永二年<sup>关</sup>六月七日<sup>戌時</sup>亡

沙彌西□」

沙弥西□ノタメ  
五輪塔ヲ建ツ

12 豊後守護大友氏泰書下

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

<sup>(裏打紙裏端書)</sup>

「阿南庄預所幸仙申<sup>後村上帝</sup> 康永三年八月四日 式部丞判」

阿南莊

預所幸仙ノ訴ニ  
ヨリ地頭等横領  
ノ中分一方ノ地  
ヲ幸仙ニ渡付セ  
シム

先日引付施行

豊後國阿南庄預所幸仙申、八幡由原社大神寶以下事、重訴狀副具如此、如狀者、當職者、備後僧都幸秀以來、迄于幸仙、代々山門住侶相傳領知之處、或先師正淳本名遺跡之輩、濫妨庄務、或同庄地頭等、依令押領中分一方預所知行之地、不能大神寶調進之之閒、今月放生會擬及退轉云々、恆規不闕祭祀擁怠、神慮巨量歟、早牧三郎左衛門入道相共、莅彼所、守先日引付施行、沙汰付所務於幸仙、全神役、載起請之詞、可注申之狀、如件、

康永三年八月四日

(大友氏卷)  
式部丞(花押)

守護代

六三 狹閒家墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡狹閒町大字向原竜祥寺清白庵墓地

齋海大徳ノタメ  
五輪塔ヲ建ツ

(地輪)

一爲齋海大徳也、

貞和七辛(日)  
卯四十一」

○「大分県金石年表」ニニヨリ「」内ニ校異ヲ注ス。

六 足利義詮袖判下文案

○大友家文書録  
大分県史料三一

袖(足利義詮)

御判

筑後国生葉庄ノ  
替リニ阿南庄光  
一松名以下ヲ宛  
行フ

下

豐前藏人三郎直貞(田原)法師(松尾)

正曇

可令早領知、(豊)後國光一名・同國田原別府内波多方名(國東郡)

戸次丹  
頼時跡

(後守カ)

・同國大神藤原庄(速見郡)  
郎次筑前次・豐(直カ)

前國(田)茹(京郡)庄(生葉郡)饗庭彈正左衛門・同道跡(京郡)鞆跡(生葉郡)・同國吉田村等事、

右、爲勳功之賞、筑後生葉庄替、所宛行也者、早守先例、可致沙汰之狀、如件、

文和元年十一月廿二日

五 賀來圓成寺墓地賀來惟光五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分市大字賀來円成寺

○文(和)□二年二月二日。「賀來庄史料」七六号ニ収ム。本文省略。

六 豐後守護大友氏時遵行狀

○草野文書  
大分県史料一三

豐前藏人三郎入道正曇申、豐後國光(阿南庄)一松名・同國田原別府内波多方名(國東郡)頼時跡戸次丹後守・同國大神庄(速見郡)・藤

阿南庄

五六一

阿南庄光一松名  
以下ヲ田原正曇

阿南莊

五六二

ニ渡付セシム

原庄朝直跡事、任去年文和十一月廿二日御下文并同月廿四日御施行、植田大輔房相共、可沙汰付正曇代之狀、如件、

文和二年四月五日

(大友氏時)  
刑部大輔 (花押)

守護代

六七 豊後守護大友氏時遵行狀

○草野文書  
南北朝遺文九州編三五四三号

同ジク合御使植田有快ヲシテ渡付セシム

豊前藏入三郎入道(正曇申、豊後)國光一松名・同國田原別府内(渡)多方名戸次丹後守・同國頼時(大神庄・藤原)跡事、任去年文和十一月(廿二日御下)文、并同月廿四日御施行、相共、可被沙汰付正曇代(之狀)庄、如件、

文和二年四月五日

(大友氏時)  
刑部大(輪) (花押)

(倉快)  
植田大輔御房

六八 龍原川廻墓地寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字竜原

玄妙禪門ノタメ  
宝塔ヲ建ツ

(基礎部)  
「沙彌玄妙禪門」  
文和二癸巳九廿八

六九 田原正曇直讓狀

○入江文書  
大分県史料一〇

(編裏書)  
「正曇讓狀」

(異筆) 一見了、  
(尾利讓書) (花押)

文和三年九月廿四日」

恩賞地ヲ孫徳増  
丸ニ讓ル

阿南莊光一松名

大神・藤原莊・  
波多方半分ハ本  
主降參ニヨリ去  
渡ス  
子貞広ハ針摺原  
ニ戦死  
眞幸・直尚ハ義  
絶・不義

讓與 所領等事、

一、豐前國刈田庄地頭職  
(京都郡)

一、豐後國光一松名地頭職  
(阿南庄)

一、同國大神・藤原兩庄、并田原別符内波多方名地頭職半分  
(遠見郡) (國東郡)

右所々者、正曇爲恩賞拜領、當知行無相違、而嫡孫豐前徳増丸仁、相副御下文・御施行・守護施行等、所讓與也、此外豐前國吉田村者、爲一紙御下文内雖拜領、被下 將軍家御書之聞、避與松浦十郎左衛門尉持畢、於大神・藤原・波多方半分者、本主降參之聞、任傍例去渡畢、彼替事、可宛給之由、御沙汰最中也、被裁下者、同徳増丸可令知行、凡正曇知行所「領等事、先日悉讓渡徳増丸之聞、自餘子孫等、不可有稀望之上、今年二月、於筑前國針摺原、貞廣以下子息氏貞等、孫子多討死畢、眞幸・直尚等、雖現存、或義絶之子細達上聞、或現不義之聞、不親近、其外孫子等數輩雖在之、不及分讓、其故者、令分配面々者、分限羸弱而不可補御公事之聞、嫡々徳増丸一人仁所讓給

阿南莊

也、然則全領掌、可專御公事、仍讓狀如件、

文和二年十一月六日

(田原直貞) 沙彌正曇 (花押)

(正曇直筆) 「せん」日の狀ハ、しひつニかきあたへ了、

この狀、たひつのうちたかいあるへからず、

同日

正 曇 (花押) 「

大友氏時証判ヲ加フ

(証判) 「彼所々、被讓與嫡孫德増丸之子細、披見畢、爲後日、所望之閒、所加判形也矣、

文和二年十一月八日

(大友氏時) 刑部大輔 (花押) 「

○『大友家文書録』ニモ収録ス。

### 七〇 豊後守護大友氏時舉狀

○草野文書 大分県史料一三

(包紙ウハ書) 「大友刑部大輔吹舉狀 文和三、四、十五」

豊前藏人三郎入道正曇申、豊後國田原別府本方參分壹付次・同國大神藤原庄・波多方名分各半・同

田原正曇ノ安堵申狀ヲ奉申ス  
阿南莊光一松名

國光一松名・豊前國苅田庄・筑前國怡土庄(怡土志摩高郡)内末永名參分壹・筑後國田口村參分壹・肥前國山田庄(高来郡)・

周防國岩田保等地頭職、就讓與孫子德増丸、可被成下安堵御下文由事、申狀具書、謹令進上之候、

可被經御沙汰候哉、以此旨、可有御披露候、恐惶謹言、

文和三年三月廿三日

(大友) 刑部大輔氏時 (裏花押)



進上 御奉行所

七二 木屋行實軍忠狀

○筑後木屋文書  
南北朝遺文九州編三八四七号

(異筆)  
一一見了、

(五条良氏)  
(花押) 一

木屋行實軍忠  
上申シ御判ヲ請  
フ

日田・球珠・由  
布・狭間・國府  
大神

筑後國木屋彈正左衛門尉行實申軍忠事、

右、去八月十八日、爲對治肥前國凶徒、御發向之聞、自最前令御共、同九月一日、小城々攻合戰抽

軍忠訖、爲御對治豐後國凶徒、同十月二日、御發向日田之聞、令御共、球珠・由布・狹間・國府・

大神(遠見郡)以下於所々御陣、致宿直、豐前國宇佐・城井(仲津郡)、至筑前國殖木・博多(那珂郡)、令御共候訖、然早下賜御

判、爲備龜鏡、言上如件、

正平十年十二月 日

七三 菊池武光寄進狀

○清源寺文書  
熊本県史料中世一

豐後國大坪村(阿南莊名)號松武事、舍弟筑前守武尙、爲恩賞配分宛行之候訖、然者當所内、土貢參拾貫分下地、

任武尙素意、清源寺可有御知行候、於寄進狀者、童龍丸成人之時、可令進候、若其内自然不思儀候

阿南莊松武名土  
貢參拾貫文下地  
ヲ清源寺ニ寄進

阿南 莊

五六五

者、以此狀、可用寄進狀給候之由、長老并僧衆御中、可有御披露候、恐々謹言、

八月廿九日

肥後守武光(菊池)  
(花押)

謹上 清源寺熙春禪師

七三 九州探題斯波氏經書下

○入江文書  
大分県史料一〇

(包紙折封ツハ書)  
「豊前三郎殿

左京大夫氏經」

戸次直光降参ニ  
ツキ光一松名ヲ  
避渡スニヨリ替  
地ヲ京都ニ上申  
ス

就戸次右馬助直光降参、豊後國光(阿南莊)一松名被避渡候條、尤以神妙、替地事、嚴密可有其沙汰、且可令  
注進申京都、仍執達如件、

貞治二年五月廿四日

(斯波氏經)  
左京大夫 (花押)

豊前三郎殿  
(氏能)

七四 大友氏時當知行所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○貞治三年二月 日。「荏限郷史料」三八号ニ掲グ。本文省略。同所領中ニ「同國狹間半分」「同國阿南庄甲斐  
田村・同國六郎丸名」アリ。

壹 湯布院町香椎莊笠塔婆銘

○大分の石造美術  
大分郡湯布院町大字川上香椎正明藏

(碑面左下)  
「貞治三甲辰」

○原所在地ハ大分郡庄内町大字洲字尾足トイフ。

貳 篠原慈航寺寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字鬼ヶ瀬字篠原

(基礎部カ)  
「貞治六丁三十七  
未」

「豐念」

参 大友氏時供養無縫塔銘

○清源山大応寺藏  
大分郡庄内町大字庄内原字小原

(背面)

「大應寺殿神州天祐大居士神儀」

(右側面)

「二豐・兩肥・兩筑・壹・對

大守大友八代刑部」

(正面)

「大輔氏時

阿南莊

大友氏時応安元  
年三月廿一日薨  
ズ

阿南莊

五六八

應安元年

(左側面)

「戊申三月廿一日逝」

○後世ノ供養碑ナラン。当寺ハ大友氏時ガ再興シ、仏印禪師ニ請ヒ、弟子信菴正香禪師ヲ初祖ト為スト云フ  
〔『豊後国志』・「雉城雜誌」〕。「二豊・兩肥・兩筑・壹・對大守」トアル六箇国支配ハ、大友義鎮ノ永祿二年  
(一五五九)以後ノ事ニシテ、事実ト齟齬ス。五八号参照。但シ「壹・對大守」ハ誤リ。

### 大 柿原笠塔婆銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字柿原

笠塔婆ヲ建テ供養ス

(梵字カーンマーン)  
(不動)

越中  
應安元年  
大歲  
戊申

□金 慶円 友蘭

妙玉  
一結衆

桂希 西總 西念

正源 淨法 西念(マ) 五郎 彦太

焱主平一

○県指定有形文化財。「大分県金石年表」八二八、「應安元年太歲戊申□中住希西□西念正源淨法西念五郎彦太郎乃□妙慶□慶圓友蘭妙玉結衆」ト記ス。

緇素相寄リテ宝  
塔ヲ供養ス

七 篠原慈航寺寶塔銘

○大分県金石年表三  
大分郡挾間町大字鬼ヶ瀬字篠原

(基礎部)

一□覺大師・□時名・崇慶禪師・崇□大徳・寶珠上座・道心禪門・崇光禪門・寶圓禪門・□□禪  
門・圓□禪門

崇華禪門・□□禪門・□□大徳・□□禪門・□□禪門・□□禪門

□□・□□・□□・妙成禪尼

□□居士・妙□禪尼・□□居士・□□居士・□□禪門・□□禪尼・□□禪門・□□禪門・□□禪門

□□

應安第二天 己酉

卯月九日各々 白敬

八 足利義滿袖判下文

○大友文書  
大分県史料二六

○永和元年九月二日。全文ヲ「笠和郷史料」七九号ニ収ム。本文省略。文中ニ「同國內梨子村同領」アリ。同村ノ帰属ニハ異論アリ。シバラク此ニモ併記ス。

八一 足利義滿袖判下文

○入江文書  
大分県史料一〇

(足利義滿)  
(花押)

下

田原徳(親貞)一丸

田原徳一丸二所  
領ヲ安堵ス

可令早領知、筑後國田口村内西方參分壹(筑前國)・同國怡土庄内末永名參分壹(國東郡)・豊後國田原別符半分内

參分壹・同國田原別符内波多方半分(戸次丹後守)・周防國岩田保(熊毛郡)・岩田左近將監(高梁郡)・肥前國山田庄(阿蘇)・彈正

少弼治時・豊後國安岐郷(國東郡)・日田宮内少(國東郡)・同國光一松名(阿南庄)・同國玖珠郡山田郷(原田次郎)・帆足郷・古後

郷(志津利孫)・飯田郷・并來繩郷内福成吉久名等・同國香地庄(國東郡)・國東郷(信濃入道)・同國武藏郷(行珍跡)・同

國櫛來別符・同國日出庄(速見郡)・戸次筑前次郎(阿南庄)・筑後國竹野庄内東郷(山本郡)・山本郷(守綱跡)・宇都宮常陸前司等

右、任今年七月十八日父下野守氏能讓狀、可令領掌之狀、如件、

康曆元年十二月廿四日

三 大友親世書狀

○狭間文書  
大分県史料二六

(端下)  
〔黒印〕

(球珠) ぐすのひきち事、けいやく仕へきよし申候、もしほんりやうハしく(左)の事ニよて、人とかく申事も

候ハ、引取申候、又たかさき(高崎)の事、かきの事、したゝめ候て、進す(カ)へく候、大方てうしゆをめんし、御(カ)より候て、しるしうけ給候へく候、尙くハしくうけ給候へく候、又くすの御ちきやうふんに、『如法寺(古後)』の物ともあしよわそのほか、此うち物とも、もしハゑんくにより候て、かくれい候事、いかニもあるへく候、さやうの事をハ、よくくおほせつけ候て、一ミち御きたにあつかり候ハ、返く悦入候、恐く謹言、

七月十二日

(大友)  
親 世 (花押)

(奥切封ウハ書)

(墨引)

はさま殿

ちか世

八三 龍原川廻墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字竜原

(地輪)

「永徳(元)辛酉九月五日」

八四 篠原慈航寺寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字鬼ヶ瀬字篠原

(基礎部)

「奉造立沙彌崇光禪門

永徳二季八月十八日」

沙弥崇光禪門ノ  
タメ宝塔ヲ建ツ

阿南莊

五 篠原慈航寺五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡狹間町大字鬼ヶ瀬字篠原

沙弥妙□禪尼ノ  
タメ五輪塔ヲ建  
ツ

〔地輪〕  
一奉造立沙彌如□禪尼

永徳二季八月十八日

○「」内ハ「大分県金石年表」四ニヨリ注ス。

六 大友親世所領所職等注進狀案

○大友文書  
大分県史料二六

○永徳三年七月十八日。「荏隈郷史料」三九号ニ収ム。本文省略。右所領中ニ「同國內梨子畑」「同國狹間村半分北方 同國六郎丸」「同國阿南庄甲斐田村」アリ。

七 後小松天皇口宣案〔紙宿〕

○狹間文書  
大分県史料二六

上卿中院中納言  
永徳三年十月二日

宣旨

兵庫助源英直

宜任筑後守

狹間英直ヲ筑後  
守ニ任ズ



藏人左少辨平知輔奉

八 狹間家墓地狹間英直五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

狹間英直ノタメ  
五輪塔ヲ建ツ

(地輪) (狹間英直)  
筑州仲祥吉公

至徳三年十一月九日

九 賀來社御行幸儀式次第

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○嘉慶貳年戊辰三月 日。「笠和郷史料」八七号ニ収ム。中ニ「濱御殿一字三間 四面 七尺間 カヤフキ 阿南 笠和役」ト見ユ。  
本文省略。

九 篠原慈航寺五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字鬼ヶ瀬字篠原

阿闍梨崇海ノタ  
メ五輪塔ヲ建ツ

(地輪)  
阿闍梨崇海大徳

嘉慶二年十二月二日逝去

阿南莊

九一 賀來社放生會相撲出足注文

○祚原八幡宮文書  
大分県史料九

○明德元年<sup>庚午</sup>八月六日。「笠和郷史料」八九号・「賀來荘史料」八五号ニ収ム。本文省略。「大辰百姓」「小原百姓」ハ阿南荘内ナリ。

九二 五ヶ瀬室小野墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字五ヶ瀬

法妙禪尼ノタメ  
五輪塔ヲ建ツ

(地輪)  
「法妙禪尼

應永五<sup>歲次</sup>戊寅<sup>九日</sup>四月「

九三 野畑板碑銘

○大分県金石年表八  
大分郡庄内町大字野畑字宮ノ前

妙金等板碑ヲ建  
ツ

「妙金・妙圓・了金・妙<sup>(施)</sup>□・道慶<sup>(慶)</sup>・□<sup>(宝)</sup>・法祐<sup>(淨)</sup>・□<sup>(淨)</sup>・□<sup>(淨)</sup>・□<sup>(淨)</sup>・□<sup>(淨)</sup>・道一<sup>(淨)</sup>・□<sup>(淨)</sup>・西<sup>(妙慶)</sup>・□<sup>(妙慶)</sup>・妙

道・一道・□□□玄<sup>(以下欠)</sup>  
應永七季庚辰霜月念<sup>三</sup>□日勸縁□覺記之、

四 龍原川廻墓地寶塔銘

○大分の石造美術  
大分郡庄内町大字竜原

(基礎部)

道鎮禪定門

應永八年 辛巳 八月十五日

五 親在知行預ケ狀

○怒留湯文書  
熊本県史料中世一

(阿南莊)  
狹間北方之内拾六貫分之事、預進了候、

(候了力)  
任先例可有知行候、恐く謹言、

五月廿四日

親在(花押)

怒留湯出雲守殿

六 田原氏所領目錄

○大友家文書錄  
大分県史料三一

(豊後國) (産見郡)  
日出庄

(阿南莊)  
同國光一松名

阿南莊

阿南莊光一松名

阿南莊

筑後國竹野庄内東郷・山本郷

〔周防〕  
國岩田宗

〔熊毛郡〕

。中間破損闕  
行數不詳。

肥前國山田庄

〔高梁郡〕

豐後國武藏郷

〔国東郷〕

〔同〕  
國櫛來別府

九七 某本地坪付

○大久保文書  
大分県史料三五

本地つほ付之事

阿南莊六郎丸

一所阿南庄之内六郎丸十七貫

一所はたけ田名廿五貫

〔大分郡〕

一所わさた庄之内卅五貫

〔同〕

一所戸次之庄之内冬田山口廿貫

〔遠見郡〕

一所山香郷之内小岳五十貫

〔大分郡〕

一所高田之庄之内三川名百貫

一所同庄猪野字(脱アルカ)

一所同庄之内寺字(司)六字

一所同庄之内へ(別係)つほう名

同役敷

一所筑後(三藩)ミつまの郡之内百町

一所筑前志广郡内

金丸之内五町

元岡名之内五町

本地少く、

## 六 賀來社放生會相撲配分注文案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○治承元年八月日。「賀來莊史料」二〇号ニ收ム。本文省略。「任古注文、所注如件、應永卅二年丁未八月日 公  
文有修 (花押)」トアリ。

阿南莊二十町分  
ヲ宛行フ

九 大友持直知行宛行狀

○向文書  
大分県史料九

阿南庄之内貳拾町分、知行可遣之候、不可有相違候、恐々謹言、

三月十二日

(大友) 持直 (黒印)

向將監殿

○本号文言及ビ (黒印) 等ニヨリ、検討ヲ要ス。

100 惟實打渡狀

○向文書  
大分県史料九

阿南莊ノ地ヲ打  
渡ス

阿南庄之内、御知行被成候、任 御判之旨、不殘段歩、打渡候事、

六月 日

惟實 (花押)

向將監殿

○文言ニヤ、不審アリ。

101 五ヶ瀬室小野墓地五輪塔銘

○大分県金石年表八  
大分郡庄内町大字五ヶ瀬

〔塔身墨書〕

「  
妙□□  
禪尾□□  
□□□□

永享□年□月□日  
〔六〕〔甲〕

102 室町幕府奉行人連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三三

〔端裏書〕

「田北一家

豊後之國大分郡瀧河内橋爪村ニ當時居住之<sup>〔阿南庄〕</sup> 田北八郎兵衛所持<sup>〔力〕</sup>

田北親増味方ニ  
参ル

方々被召進御請候、則披露仕候了、仍田北治部少輔事、<sup>〔親増〕</sup> 参御方候、目出候、今度於所々、被致粉骨  
之由、大内修理大夫注進候、<sup>〔孫世〕</sup> 被思食神妙候、以前又伊東・土持方へ被成 御書候、定參着候哉、被  
持向彼在所、嚴密被申含、自國御返事之趣、可有御注進之由、被仰下候、恐々敬白、

〔飯尾〕  
貞連 (花押)  
五月十三日  
〔永享八年〕

〔飯尾〕  
為種 (花押)

景臨首座禪師

阿南庄

五七九

土包ノ紙ニ如此御座候、  
飯尾肥前守

飯尾大和守

1011 狹間家墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡挾間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

(水輪)  
「正林禪尼

(梵字キリーク)

永享<sup>(八年)</sup>丙<sup>(月)</sup>六<sup>(日)</sup>辰

○「金剛界四仏ノ種子アリ」トスルモ、「白井昭一調査記録」ニヨレバ「バイ・サ・キリーク・バク」(薬師四方仏)ナリ。

1012 高崎棟治寄進狀案

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

「寄進狀 嘉吉四年  
甲子卯月五日

尾張守源棟治」

奉寄附

阿南莊高崎村畑  
ニ反ヲ金龜供田  
ニ寄進ス

豊後國一宮八幡賀來社金龜和尙御供田事、



合貳段者 在坪阿南庄之内、高崎村畑分  
由原下馬林道越云々、

右田地者、爲棟治本領之地、毎年令御供備進之處、近年依荒不、御供(遺)怠轉云々、雖然連々開發之、任先例、可被備御供也、於盡未來際、不可有他妨候、爰備後僧都云者、阿南庄之被官也、其時寄進之、其後棟治家仁知行之畢、且爲天下泰平・國土安全、且爲神道敬信・子孫繁榮、所奉寄進、如件、  
嘉吉四年甲子 卯月五日  
高崎尾張守源棟治 在判

105 賀來圓成寺五輪塔銘

○大分県金石年表八  
大分市大字賀來円成寺

○文安(四年)丁卯八月廿六日。「賀來莊史料」九八号ニ収ム。本文省略。

106 疋田秀利八講用途送狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

由原御八講用途之事

由原八講用途五  
百文ヲ納ム

合五百文者、

右、狹間御料所南方役として、任先例、取納申所如件、

享徳元年壬申 十二月廿七日

疋田淡路守  
秀利 (花押)

由原宮師御坊中

阿南莊

107 世利惟重大神寶會御供米送狀

○宮師文書  
大分県史料九

(裏書)  
「大神寶會御米送狀」

送進

由原大神寶會御  
供米ヲ送ル

由原大神寶會式年之時御供米の事、

合貳石五斗者、

北方役

右御供米ハ、爲北方役、(阿南莊)御神寶會之時ハ、宮師御坊まで送進之由、社家より承候間、先所送進之

狀、如件、

世利石見守

享德貳年癸酉八月七日

惟重(花押)

西蓮寺

108 疋田秀利大神寶會御供米送狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

送進

御供米之事、

松武本名供米五  
斗五升ノ半分ヲ  
送ル

合五斗五舛之半分貳斗七舛  
五合者、

右、(阿南庄)松武本名中尾之内井口、此六ヶ年依相論、雖不作、當年大神寶之刻、任理運被仰付之上者、此

田地之爲御神米、當知行分社納所申、如件、

享德貳年癸酉八月十一日

由原 宮師御坊

正田淡路守 秀利(花押)

103 正田秀利御八講用途送狀

○宮師文書  
大分県史料九

(裏書)  
「御八講用途請文」

八講用途三百文ヲ送ル

當社御八講用途事、

合三百文者、

阿南庄松武本名半分

右、(阿南庄)松武本名半分、當知行分役として、社納所申如件、

正田淡路守

享德四年乙亥正月二日

秀利(花押)

由原 宮師御坊

二〇 疋田秀利書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

大神寶會御用物  
松武名卅町段錢  
ヲ催促ス

大神寶會就御用物之事、御連署之狀、隨拜見仕候了、何も可任先例之事に候間、聊不可存私曲候、仍松武名卅町、相懸候一段別三十九文通段錢之事も、去四月吉日に候間、致其催促候、社人の中一人、以更不得心候、子細内儀被申遣候と承候、事實候者、可致注進までにて候、御供米等之事も、先例歴然候するを、いかて可有私候哉、たゞし餘人の事ハ、不及了簡候、愚身更ニ、不可有緩怠之儀候、内々可得御意候、將又朽網彌二郎方へハ、御連署之趣、先代官所へ可申達候、不可有無沙汰候、恐く謹言、

卯月七日

(疋田) 秀利 (花押)

宮師御坊

二一 則尙書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)

年號 □ □

└

松武名供米無沙

(阿南庄)

松武名御供米壹石八斗、年々無沙汰之方、催促仕候といへ共、無其實候條、神慮おそろしく候、無

込人交名ヲ進ジ  
当納分ヲ送ル

沙汰之方、交名注可進之候、當納分之事、先以請取可給候、代々覺申候事、無紛候、以後以證文可申候、恐惶謹言、

八月十三日

則 尙 (花押)

宮師御坊 御同宿御中

二三 豐饒直弘・重吉秀直連署奉書

○宮師文書  
大分県史料九

上宮御鞍ハ狭間  
南北・平丸ニテ  
一鞍ヅ、作ルベ  
シ

一昨日以面申承候、令悦喜候、就夫 上宮御鞍事、何方役共未究之聞、所詮挾(ツ)間南北、平丸あい合候て、一(總)くらつゝ可任之由、被仰出候、此趣御心得候て、御催促あるへく候、於于今者、不可有餘日候、可得御意候、恐々謹言、

二月十八日

(豐饒)  
直 弘 (花押)

(重吉)  
秀 直 (花押)

宮師御坊へ

二三 重吉秀直・豐饒直弘連署奉書

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏書)  
一神講免田段錢課役

(異筆)  
一年號不記

(書)  
一六番廿三ノ内

賀來社神講免田  
ノ段錢課役等ヲ  
免ズ

當社神講免田百壹町七段事、任先例、段錢課役等、御免許不可有相違候之由、去廿二日被仰出候、  
目出候、於向後、可有御存知候、恐々謹言、

三月廿三日

(重吉) 秀直 (花押)  
(豐饒) 直弘 (花押)

賀來社宮師御坊

二四 豐饒直弘・石合氏傳連署書狀案

○杵原八幡宮文書  
大分県史料九

○康正二年七月廿三日。「賀來莊史料」一〇二号ニ收ム。本文省略。

狹間村内土貢六貫參百文ヲ預ク

二五 親治知行預ケ狀

○小野信夫文書  
大分県史料九

狹間村北方内、龍原角屋敷土貢六貫參百分在所事、預置候、任先例、可有知行候、恐々謹言、

康正三年

正月十七日

親治(花押)

小野三郎殿

○大友政親滅亡後ノ親治ノ統一ハ明応五年(一四九六)七月、ソノ卒年ハ大永四年(一五二四)ナリ。大友親治トスレバ、「康正三年」(一四五七)ニ疑義アリ、或ハ「永正」ノ誤読ニ非ザルカ。田北氏ハ親治ヲ高崎氏カト推定セリ。

二六 大友親繁知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三一

今度在京之志、異他候之聞、狹間南方之内、百貫分事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

長祿二

正月十一日

(大友) 親繁 在判

平井駿河守殿

阿南莊

在京ノ忠ニヨリ  
狹間南方百貫分  
ヲ預ク

二七 阿南莊松富名田畠坪付并納錢

諸公事帳案

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

(本紙字形紙ヤ、異ル)

一所城畠田地五反小、麥地六反、六畠一反、

一所平横瀬一町二反、

一所波たむた三反、し里ほけ<sup>(九)</sup>二反、長田二反、あらま

た<sup>(金)</sup>一反、なうてそい一反、麥地二反、六畠赤野ニあ

り、

一所柏野内田地大、麥地小柏野十貫分内、

一所障子畠田地二反半、麥地三反、

一所寒水田地七反小、六畠一反、

一所小田七反小、

一所坂本二反、尾崎廿貫内云々、

大辰分

一所松木田地九段小内<sup>三反大・天神免</sup> 殘<sup>五反大</sup>

麥地二反、六畠二反、納錢三百文、加用五日、入木

一駄、節料木二駄、炭籠一、

一所多々良田地七段小、麥地一反、六畠一反、

(前紙ト接続スルカ未詳)

納錢二百文、加用五日、節季木二駄、炭籠一、

一所上納野<sup>(油)</sup>田地二段、麥地大、六畠一反、加用三日、

節季木一駄、炭籠一、

一所上地尾田地三段大、麥地大、六畠<sup>地</sup>一反、

一所西津留田地五段大、麥地二反、六畠二反、納錢六

百文、加用七日、入木二駄、節季炭籠一駄、木二

駄、薯蕷一束、

一所山口田地五段、麥地四反<sup>此内貳反由原神領</sup>、納錢八

百文、加用七日、節季木二駄、炭籠一、布一、入木

二駄、

一所長御<sup>(崎)</sup>田<sup>(九)</sup>地<sup>(二)</sup>段、麥地四反内<sup>二反由原免</sup>、納錢八

百文、加用七日、節季炭籠一、木二駄、布一、入木



〔二九〕  
□駄、

一所下納野田地二段大、麥地半、納錢二百文、加用□

日、節季□□駄、炭籠一、

一所内迫田地一町三段、麥地六反此内三反、殘三反、由原免

納錢二貫三百文、加用廿五日、入木十五駄、布二、

一所伊賀公田地四段、納錢三百文、加用五日、節季炭

籠一、木二駄、(マ、)

一所迫田地二段、麥地一反、六畠一反半、納錢二百

文、加用五日、節季炭籠一、木二駄、女鳥一、

一所丸小野田地五段、麥地二反、六畠二反、納錢四百

文、加用七日、節季木二駄、炭籠一、雄一、薯積一

束、

一所畑田地七段、麥地二反、六畠三反、納錢七百文、

田面子筵二枚、雄一、加用十日、入木二駄、節季木

二駄、炭籠一駄、

篠原分

一所上之屋敷田地四段小、麥地半、納錢四百文、加用

五日、田西(田螺丸)鮎廿、節季木一駄、

一所山志手田地七段小、六畠一反、加用五日、節季木

二駄、

一所津留口麥地二反、六畠一反、木一駄、炭籠一、加

用三日、

一所峯田地三段小、麥地一反、六畠一反、加用五日、

納錢百文、節季木一駄、炭一、田西十鮎

安鉢分

一所板屋田地九段、

以上入木廿七駄、

以上節季木八十五駄、

以上炭四十七籠、

以上布 五、

以上薯積十二束半、

以上鳥 七、

長祿二年つちのへ十二月廿七日

大津留備後守

惟成

疋田淡路守

利秀

一 佐保永智書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(裏打紙端裏書)  
「御供米之事書簡當時無用物」

当社八月放生會御供米、并正月御供米・同八講之施物事、(阿南庄) 狹間南北役候、當村今者、常州御料所候、御代官方へ、さいそく申さるへく候、定不可有無沙汰候哉、自然御代官、とかく被申候者、承候て直ニ常州へ、可申上候、恐々謹言、

十二月十八日

(佐保)  
永智 (花押)

二 正田利秀御八講用途送狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

送進

由原御八講用途事、

合九百文者、

右壬午・癸未・甲申三ヶ年分、(阿南庄) 松武本名半分當知行分として、社納所申如件、

寛正五年 甲申十二月廿九日

由原八講用途松  
武本名半分當知  
行分三ヶ年分ヲ  
送進ス

放生會供米以下  
ハ狹間南北役ニ  
ツキ當村分ハ常  
州代官ニ催促サ  
ルベシ

由原御宮師

疋田淡路守

利秀 (花押)

○疋田利秀花押ハ一〇六・一〇八号ニ同ジ。秀利ヲ利秀ト改名セルモノナラン。

三〇 大友親繁書狀

○田北一六文書  
大分県史料二五

(端裏書)  
「感狀」

(阿南莊) 又くたミ方へ、狀をつかわし候、ひんきの時、つかわし給へく候、

(鹿) 大つるむきニ、しゝおゝく候よし、うけ給候間、廿日まかりのほり候、御ひま候ハ、わかき人々

朽網方へ狀ヲ遣  
ハス  
阿南莊大津留ノ  
鹿狩ニ同道ヲ促  
ス

(同道) とうたう候て、御入悦喜申候、恐々謹言、

九月十六日

(大友) 親繁 (花押)

(異筆)  
「□□申狀也」

(奥ウハ書)  
「田北六郎殿

親繁」

阿南莊

三三 長野御庵六地藏幢銘

○大分県金石年表四  
大分郡庄内町大字長野

歸真心性神靈位

文明十八年丙午十月十日

三三 國分定安寺寶塔銘

○大分県金石年表五  
大分市大字國分

○文明十九年丁未四月念二日。「賀來莊史料」一〇五号ニ收ム。本文省略。

三三 怒留湯眞茂・本間重家・指原弘實連署施行狀

○小野信夫文書  
大分県史料九

(端裏切封)

「(墨引)」

(阿南庄) (龍丸)  
狹間北方内瀧原之内、奥五貫文分之事、任御判之旨、可有知行候、納所土貢以下之事候間、役人可

被申候、仍執達如件、

(異筆)

「明應四年乙卯」

六月十五日

怒留湯出雲守

眞茂 (花押)

阿南庄狭間村竜  
原内五貫文ヲ知  
行セシム

本間加賀守  
重家（花押）  
指原石見守  
弘實（花押）

小野平三郎殿

二四 國分定安寺寶塔銘

○大分県金石年表五  
大分市大字 國分

○明応六年丁巳六月十四日。「賀來莊史料」一〇七号ニ收ム。本文省略。

二五 賀來社遷宮等次第記

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○文龜元年辛酉十二月十三日。全文ヲ「荏隈郷史料」四七号ニ收ム。「警固流鎬馬之次第」ノ六番ノ中ニ、「三番阿南郷」アリ。本文省略。

二六 賀來社御初拜神寶送狀

○宮師文書  
大分県史料九

（端裏書）  
「御初拜調進狀」

阿南莊

阿南莊

賀來社初拜神宝  
トシテ御幣等ヲ  
調進ス

送渡

豊後國一宮八幡賀來社御初拜神寶事

合

御幣十二本(幣) 金幣三本、  
白幣三本、銀幣三本、  
五色幣三本、  
天蓋三捧

仏舍利

多寶塔三基有佛舍利、

御弓三張入錦袋、

御矢六筋 鶯羽箭矢

御鏡三面箱黒漆入錦袋、

御太刀三腰入錦袋、

御鉾三本有鈴旛、

多々利三本黒漆、

苧桶三口彩色、

長櫃三合

御神馬一疋有絹莊、絹片方、  
返并黒

右、件御初拜神寶、所奉調進如件、

北方代古庄繁弘

永正肆年丁卯八月十三日

(松富名)  
北方代古庄備後守  
繁弘(花押)

竈門繁繼  
高山直貞

大行事

宮師

竈門飛驒守

字佐宿禰繁

繼 (花押)

高山和泉守

平直貞 (花押)

阿南莊六郎丸名  
内ノ地ヲ預ク

三六 大友親治知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

(阿南庄カ)

〔松武名内〕

六郎丸之内、先以少分、以坪付預進候、可有

候、恐々謹言、

(永正九年カ)

□月卅日

(六カ)

原尻藤十郎殿

(大友)

親治在判

三六 大友親治書狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

進退聊爾ニツキ  
所領ヲ欠所スル  
モ先忠ニ任セテ  
間三十八貫分ヲ  
還付ス

就國家之儀、再々進退聊爾之子細候之閒、雖折檻候、以先忠之筋目、加撫育候、仍先給挾(狹)聞殘分之  
内、參拾八貫分事、還附候、准新思、被勵勤勞候者、追而可得其意候、恐々謹言、

(年未詳)

十月四日

(大友)

親治在判

平井治部左衛門尉殿

阿南莊

三九 賀來大膳亮・齊藤土佐守連署打渡狀

○大友家文書錄  
大分県史料三一

阿南莊六郎丸名  
内浮免田畠一町  
ヲ打渡ス

〔六郎〕丸之内 浮免田畠壹町御給候、件御判之〔 〕  
〔阿南庄〕 坏付打渡申候、殊諸。公事少分候間、〔 〕  
爲御存知候、恐々謹言、 御

〔永〕正九年六月卅日

賀來 大膳亮 在判  
齊藤 土佐守 同

原尻藤十郎殿

○賀來・齊藤兩人ハ、阿南莊政所ナルベシ。

三〇 朽網親滿知行預ケ狀寫

○大久保文書  
大分県史料三五

〔マ〕 挾間之内、陳大藏少輔あと原事、あつけをき候、ちきやう有へく候、事々、恐々謹言、

六月廿四日

〔朽網〕 ちか満 (花押影)

大窪掃部助とのへ

○「大久保家賦」ニアリ。享祿三年正月、忠次藏人佐ヲ掃部助ト改名ストアルモ、朽網親滿ノ反ヨリスレバ永  
正十三年前後ノモノナラン。

挾間内陳大藏少  
輔跡ヲ預ク



三三 大友親安鑑知行預ケ狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

阿南莊狹間北方  
等ヲ預ク

拾九貫參百分、并狹間村北方

(松富名)

參拾貫分之事、預置候、可有知行候、

(永正十四年)

十一月七日

(大友義鑑)

親安 在判

平井和泉守殿  
(親宣)

三三 大友氏加判衆連署奉書寫

○狹間七五三男文書  
大分県史料二六

伯父三郎一跡狹  
間村内十八貫ノ  
地ヲ安堵ス

伯父三郎一跡狹間村之内、拾八貫之事、任御判之旨、不可有知行相違之由、依仰執達如件、

大永三年十月十九日

白杵(長景)  
民部少輔(花押影)

津久見(常清)  
左馬助(花押影)

木上(長秀)  
筑前守(花押影)

狹間龜若殿

阿南莊

一三三 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書錄  
大分県史料三二

阿南莊大津留某  
跡小袋七貫分ヲ  
田北親行ニ打渡  
サシム

阿南庄之内、大津留兵部少輔跡小袋七貫

田北越後守畢、任御判之旨

大永四年十二月十三日

(木上長秀)  
筑前守

(津久見常道)  
左馬助

(香藤実治)  
兵部少輔

阿南庄

政所殿

阿南莊政所

一三四 大友義鑾知行預ケ狀寫

○田北次彦文書  
大分県史料一三

阿南庄瀧河内之内、參貫五百分坪付有別紙之事、預置候、恐々謹言、

(大永四年カ)  
十二月十三日

(大友)  
義鑾 (花押影)

田北藤次殿

阿南莊瀧河内内  
三貫五百分ヲ預  
ク

○義鑑(花押4影)〔大分県史料〕一三)ハ、天文元年(一五三四)ノ同十六年(一五四七)頃ノモノナリ。但シ『増補訂正編年大友史料』一五八、「義鑾」ニ作り(大永四年カ)トス。今シバラク後者ニ従フ。

岩屋權現点役ニ  
就キ点札ヲ立ツ

訴ニヨリ方角内  
欠所地ヲ宛行フ  
コトヲ伝フ

二三 堀榮書狀

○宮師文書  
大分県史料九

(大分郡挾間町)  
大將軍岩屋權現就點役之儀、點札之事申付候分、愚宿へ蒙仰之通承候、御辛勞之至候、然者少社領  
之事候間、點札ふり返へき由申付候、殊、御神領之事候條、御神奉公与存候て、應御意候、如何様  
歸府候て、以參万端御禮可令申候、恐惶謹言、

九月廿二日

(堀新左衛門)  
榮(花押)

由原宮師御坊 御報

三六 大友義鑿書狀

○平野賢四郎文書  
大分県史料二六

連々侘言之趣、得其意候、必方角以闕所之内、可申談候、猶老共可申候、恐々謹言、

十二月十三日

(大友)  
義 鑿(花押)

狹間美濃守殿

大乘妙典一千部  
読誦一字一石ノ  
塔婆ヲ造立ス

三三 仁瀬笠塔婆銘

○多田隈豊秋『九州の石塔』下  
大分郡庄内町大字野畑字仁瀬

大日本西海道豊後國阿南庄柿原村

(東方阿闍) 奉讀誦大乘妙典一千部同一字一石

人□各□□願成就□□満足如意

道善

于時大永六年丙戌二月吉日願主永隆

三六 阿南莊松富名北方四百貫分目錄

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

阿南莊北方

北方四百貫

七十壹貫 田吹彈正忠殿

五十八貫貳百 休庵領

廿貫 田吹新左衛門殿

廿八貫五百 (助丸) 田吹左馬ノ殿

四貫

吉弘右衛門殿

壹貫

由原  
後藤

拾貫

慶生庵

拾五貫

瑞光寺領  
大圓寺

十二貫

めうこん寺

八貫

賀來藤十郎殿

十三貫貳百

雄城宮内殿

五貫五百

園之田右馬助殿

六貫

指原殿

八貫八百五十分<sup>(九)</sup>

志賀藏人佐殿

五貫

大津留主税殿

三貫

吉弘彌十郎殿

壹貫五百

小田原入道

十七貫二百

佐藤刑部殿

廿貫

下林殿

十三貫八百

御南以前領

阿南莊

阿南莊

十八貫

美濃守殿

六十三貫

右衛門大夫殿

北方四百貫合也、

享祿三年庚子霜月十日

益家(花押)

一三九 大友義鑒知行預ケ狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

阿南莊瀧河内内  
十貫分ヲ預ケ

阿南庄瀧河内之内、拾貫分坪付有別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

享祿四年卯

十一月廿四日

(大友)  
義鑒(花押)

賀來神九郎殿

一四〇 大友義鑒知行預ケ狀

○大津留運文書  
大分県史料二五

阿南莊瀧河内内  
二貫分ヲ預ケ

阿南庄瀧河内之内、貳貫分坪付有別紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(享祿四年乙)

十一月廿九日

(大友)  
義鑒(花押)

大津留次郎太郎殿

(奥切封)  
「(墨引)」

二四 大友氏加判衆連署奉書

○大津留運文書  
大分県史料二五

阿南莊瀧河内光  
一松上霧畑内二  
貫分ヲ打渡サシ  
△

阿南庄瀧河内光一松上霧畑之内、貳貫分之事、被充行大津留二郎大郎訖、任 御判之旨、嚴重可被  
打渡之由、依仰執達如件、

享祿四年十二月十三日

(入田親藤)  
丹 後 守 (花押)

(吉岡長雄)  
左衛門大夫 (花押)

(山下長就)  
和 泉 守 (花押)

(田口親忠)  
伊 賀 守 (花押)

(田北親直)  
大 和 守 (花押)

(木庄右述)  
前伊賀守 (花押)

橋 爪 丹 後 守 殿

大津留左衛門尉殿

○橋爪・大津留兩氏ハ、当莊政所力。

二三 大友氏加判衆連署奉書

○大友家文書録  
大分県史料三二

阿南莊瀧河内光  
一松名内朽木七

(阿)南莊瀧河内光一松之内、(朽木)朽木七貫分、  
領家三貫分之事、被宛行賀來神九郎、  
旨、

阿 南 莊

阿南莊

實分等ヲ打渡サ  
シム

嚴重可打渡之由、依仰執達如件、

享祿四年十二月十三日

○——大津留左衛門尉殿

○——橋爪丹波守殿

○連署者五人ノ後ニ、一人欠カ。『増補訂正編年大友史料』一五ニヨリ〔 〕内ヲ補フ。

(入田親廉)	丹	(吉岡長盛)	左衛	(田口親忠)	伊	(山下長就)	和	(本庄右丞)	前	(大和守)	(田北親貞)
--------	---	--------	----	--------	---	--------	---	--------	---	-------	--------



一四三 阿南荘松武名收納御帳

○大徳寺黄梅院文書  
京都大学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

(表紙)  
「松武名收納御帳」

松武名御用作收納之事

なわての下  
一所田地壹段一斗蒔ニ 七斗七升  
下なつつへ  
一所田地一段一斗四升蒔ニ 壹石一斗三升二合  
上なつつへ  
一所田地壹段一斗六升蒔ニ 壹石一斗二升三合  
わざ田  
一所田地壹段壹斗六升蒔ニ 八斗壹升  
同所  
一所田地一段壹斗蒔ニ 七斗八升八合  
かと田  
一所田地壹段壹斗六升蒔ニ 九斗二升  
うへ田  
一所田地一段壹斗蒔ニ 六斗五升八合  
つみ田  
一所田地一段二斗二升蒔ニ 壹石五斗三升  
同所  
一所田地壹段二斗三升蒔ニ 壹石六斗二升

阿南荘

同所  
一所田地壹段一斗二升蒔 壹石三斗一升三合  
同所  
一所田地壹段二斗三升蒔 一石七斗  
おうつほ  
一所田地小七升蒔 九斗九升六合

以上此前拾三石三斗六升

浮免畠地

けいこはたけ 此土貢其所のニ加候、  
一所畠地一枚 粟三斗一升

浮免半作分

一ちやう田  
一所田地壹段八升蒔ニ 二斗九升二合  
同所  
一所田地一段七升蒔ニ 三斗壹升  
同所  
一所田地一段八升蒔ニ 三斗六合  
同所  
一所田地壹段壹斗蒔ニ 三斗二升七合  
みつたり  
一所田地大一斗六升蒔 五斗四升  
もち田  
一所田地壹段一斗七升蒔 七斗九升六合  
たまらい  
一所田地一段一斗六升蒔 九斗五升五合

六〇五

はる田  
一所田地壹段一斗二升蒔 六升

たけそへ

一所田地壹段八升蒔 二斗四升

こわう(らカ)

一所田地壹段小二斗八升蒔ニ壹石九升

ほきの上

一所田地小七升蒔ニ 三斗二合

いいの口由原社錢ニ彼在所より、兩度ニ七百五十文社納候、

一所田地壹町二段壹石三斗蒔ニ 四石三斗

いいつみ

一所田地二段壹斗六升蒔ニ 六斗一升

おおつほ

一所田地壹段壹斗二升蒔ニ 七斗一升五合

以上此前拾壹石三斗八升三合

役給分

ひひのの前

一所田地壹段壹斗二升蒔ニ 七斗六合

いちいちみみ木木ののもと

一所田地一段一斗六升蒔ニ 壹石三升五合

以上前壹石七斗四升一合

其所屋敷田地半作分

一 壹石四斗四升壹合

峯分

一 八斗二升

下久保分

一 壹石三斗一升六合

田代分

一 壹石三斗五升一合

下しんかい分

一 八斗

ふきあげ分

以上此前五石七斗二升八合

惣都合員數之事

卅二石二斗一升二合定

天文二年癸巳拾月吉日

橋爪丹波守

治秀(花押)

一四 阿南莊松武名土貢諸濟物納帳

○大徳寺黄梅院文書  
京都在学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

(表紙)  
「松武名御帳」

松武名御土貢諸<sup>(8)</sup>制物納分

一所田地八段

時松

米壹石八斗

此内一斗過上  
今ハ七斗五升  
大豆六斗

納所錢壹貫九百文

此内百文過上

山野錢壹貫文

一所田地五段

はね坪

米壹石一斗

此内一斗過上  
大豆八斗

納所錢九百文

此内百文過上

一所田地七段

するはる

米壹石四斗

此内壹斗過上

納所錢壹貫三百文

此内百文過上  
二百文并手新ニ引候、

一所田地三段大

中尾

米七斗五升

此内一升過上

納所錢七百五十文

此内五十文過上

一所田地四段

ひかしまた

米八斗

大豆三斗六升  
此内六升過上

阿南莊

納所錢七百五十文

此内五十文過上

一所田地二段

るちい木

米三斗五升

此内五升過上  
大豆四斗五升  
此内五升過上

納所錢五百文

此内百文過上

一所田地二段

ゑら

米三斗五升

此内五升過上  
大豆四斗五升  
此内五升過上

納所錢七百文

此内百五十文過上

一所田地壹段

迎閑田

米一斗四升

此内四升過上  
大豆一斗六升

納所錢二百五十文

此内五十文過上

一所田地壹段

仲

米壹斗四升

此内四升過上  
大豆一斗三升

納所錢二百五十文

此内五十文過上

一所田地壹段

かけの木

米二斗二升

此内七升過上  
大豆四斗五升  
此内一斗過上

納所錢五百文

此内百文過上

一所田地壹段

此内五升過上

米二斗五升

大豆一斗五升

納所錢二百五十文

此内五十文過上

下の原

一所田地壹段

米壹斗六升

大豆四斗五升

納所錢六百元

此内百五十文過上

岩下

一所田地二段

米三斗八升

此内三升過上

納所錢三百文

此内五十文過上

水たり

一所田地壹段

米二斗三升

大豆六升

納所錢三百文

三百五十文 此内五十文過上

上久保

一所田地壹段

米二斗五升

此内五升過上

納所錢三百五十文

大豆四升 此内五十文過上

赤間藪

一所田地三段

田ふけ

米三斗五升

此内五升過上

大豆壹斗四升

納所錢三百五十文

此内五十文過上

一所 田地ハなし

くりの木

納所錢貳百文

一所田地貳段

はた

米四斗五升

大豆四斗五升

納所錢五百文

五十此内百文過上

一所田地壹段

上しんかい

米壹斗五升

大豆壹斗五升

納所錢貳百五十文

此内五十文過上

一所田地三段

おく屋敷

米三斗一升

此内一升過上

納所錢三百五十文

此内五十文過上

一所田地壹段大

下の屋敷

米壹斗八升

納所錢二百十文

此内十文過上

一所田地三段

此内一升過上

おくの屋敷

米三斗一升

此内五十文過上

納所錢三百五十文

一所田地壹段

用作畠

米一斗

納所錢百文

一所田地三段

此内一升過上

津もり屋敷

米三斗一升

此内五十文過上

納所錢三百五十文

一所田地壹段大

仲の屋しき

米壹斗八升

此内二十文過上

納所錢二百二十文

一所田地一段大

畠中

米一斗八升

此内二十文過上

納所錢二百二十文

一所田地壹段

おつほ

米壹斗

阿南莊

新足以上十二貫四百五十文 此内壹貫六百元過上

米惣以上十石七斗二升 此内八斗二升過上

大豆以上四石四斗二升 此内三斗六升過上

甲斐田市屋敷錢

一所四百文

此内百五十文過上

田迎

二百文

此内百文過上

向屋しき

二百文

此内五十文過上

くすの木やしき

一所二百文

此内百文過上

北のやしき

一所二百文

此内百文過上

こうや屋しき

一所二百文

此内百文過上

そのやしき

一所二百文

此内五十文過上

ひら

一所百文

此内五十文過上

武宮やしき

同 いま屋しきのふん

一所五十文

なへ太郎

一所五十文

けんひやうへ

一所五十文

清四郎

一所五十文

や太郎

一所五十文

孫二郎

一所百五十文

此内百文過上

はかりや

一所百文

此内五十文過上

孫兵衛

一所二百文

ミたらい

新足以上二貫四百文

黒野屋しき

一所三百文

きたのやしき

一所三百文

南やしき

一所二百文

新屋敷

よこ山

新足以上八百文

惣以上拾五貫六百五十文

一 一貫文

甲斐田市見せ公事錢

一 一貫文

黒野津れう錢

天文二癸巳十二月吉日

橋爪丹波守 治 秀 (花押)

一五

阿南莊松武名納綿・買綿・買苧帳

○大徳寺黄梅院文書  
京都大学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

○首紙脱  
アルカ

納綿

一綿壹た半

摺原

一綿壹た

中尾

一綿壹た

水垂

一綿壹た

上新開

一綿壹た

下新開

一綿壹た

岩下

一綿壹た

赤間園

一綿壹た

峯

一綿壹た

池之端

一綿壹た

田代

一綿壹た

上久保

一綿壹九 畑

一綿壹九 下之原

一綿壹九 向閑田

一綿壹九 惠良

一綿壹九 赤閑田

一綿壹九 櫟木

一綿壹九 中

一綿壹九 景木

一綿壹九 田吹

一綿貳九 時松

一綿壹九半 植坪

以上廿三九

買綿分

一綿八 ミね

一綿十二 赤閑田

一綿十三 岩下

一綿四十 時松

一綿十八 赤閑田

一綿十一 櫟木

一綿八 向閑田

一綿十一 上久保

一綿十三 景之木

一綿十五 畑

一綿八 中

一綿十一 惠良

一綿廿四 植坪

一綿十四 田吹園

一綿十ヲ(マ、) 上新開

一綿六 田代

一綿六 下新開

一綿廿七 摺原

一綿六 池之畑

阿南莊

阿南莊

一綿十八 中尾

一綿十二 水垂

一綿六 下之原

以上貳百九十六

買於

一おう八 ミね

一同十 赤間園

一同卅二 時松

一同十 岩下

一同十二 赤間田

一同八 礫木

一同八 向間田

一同十 上久保

一同十 景之木

一同十二 畑

一同廿 植坪

一同十二 田吹藪

一同十 上新開

一同十 田代

一同 (㊦) 下新開

一同廿 摺原

一同八 池之原

一同十二 中尾

一同十 水垂

一同五 下之原

一同十 中

黒野分皆買綿買苧 納所錢引

一綿十四、苧十 大屋敷

一綿十四、苧十 奥之屋敷

一綿十四、苧十 津森屋敷

一綿十二、苧十 下之屋敷

一綿十二、苧十 用作

一綿十二、苧十 中之屋敷



一綿十三、芋十

畠中

一綿九、芋十

吹上

芋以上三百卅七

綿以上九十九

納綿以上廿三た

買綿三百九十一枚

買芋三百卅七

買綿・買芋壹貫五百十文納所錢之内引之、

畠一所納所錢百文  
代官之中聞給出之、堂名屋敷

○年未詳。シバラクコ、ニ収ム。本文書ノミ原本ヲ檢出シ得ズ。東大史料編纂所影写本ニヨル。

一四六 源鑑綱寄進狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

土佐国逗留中ノ  
立願ニ依リ北方  
中尾下田地一反  
ヲ寄進ス

鑑綱有故土佐國逗留中、豊後歸國之時、(海部郡)臼杵庄名字之地之内、可寄進之立願成就候條、先以田地壹反北方中尾下、八幡大菩薩寄進仕者也、仍爲後日狀萬歲之儀、珍重候也、

于時天文四乙卯月十三日

源鑑綱(花押)

賀來社  
宮師御房

一四七 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

横瀬梁ノ馳走ヲ  
命ズ

(阿南庄)横瀬梁之事、各申合、如前々、急度馳走肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文五年カ)八月廿三日

(大友)義鑑(花押)

狭間諸給人中

一四八 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

(包紙ウハ書)  
「狭間村寺社諸給人中

義鑑」

大竜待屋中宿ヲ  
申合セ馳走セシム

〔阿南莊〕大龍山待屋中宿之事、各申合、急度馳走肝要候、爲奉行次江上總守・賀來兵部丞申付候、聊不可有

緩之儀候、恐々謹言、

〔天文七年九〕  
二月十一日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

狹間村寺社諸給人中

一四九 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙切封ウハ書〕

〔墨引〕

狹間村諸給人中

義鑑

明日十四日、可爲大龍山狩候、各自身勢子召連、別而馳走肝要候、恐々謹言、

〔天文七年頃〕  
二月十三日

〔大友〕  
義鑑〔花押〕

狹間村寺社諸給人中

一五〇 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙ウハ書〕  
「狹間村諸給人中

義鑑

阿南莊

檜山狩ニツキ勢  
子ヲ召連レ罷出  
デシム

明後日檜山狩之儀、申付候、勢子之事、以馳走、自身召連、可被罷出候、聊不可有緩之儀、恐々謹言、  
(天文七八年)  
三月二日  
(大友)  
義鑑(花押)

狹間寺社諸給人中

二五 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

丸小野ニ待屋ヲ  
構フルニツキ奉  
行ト申談シ馳走  
セシム

至丸小野、待屋可付候之由、申付候、爲奉行賀來兵部少輔・須江上總守、差遣候、各被申談、急度  
馳走肝要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、  
(天文七年)  
十月廿四日  
(大友)  
義鑑(花押)

狹間村諸給人中

二五 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

(包紙ウハ書)  
「狹間村諸給人中

義鑑」

年内ニ待屋ヲ調  
フベシ

大竜待屋ヲ申付  
クルニヨリ馳走  
セシム

尙々來正月廿比、可罷越候、年内待屋之儀、悉可被相調候、  
(阿南莊)  
大龍待屋之儀、如前々被申付候、急度馳走專一候、毎々末斷之條、當年之事者、奔走之有無、以到  
(マ、)  
來付、可言上之段、賀來周防守・野上兵部丞江申付候、被得其意、不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文七年頃)  
十一月廿一日

(大友)  
義鑑 (花押)

狹間村諸給人中

一書 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

日ヲ九日ニ改ム

狩獵ニ勢子ヲ召  
連レ馳走セシム

猶(カ)立石畑待猪八日と申て候へ共、八日には内成狩可有之候、立石畑ハ九日たるへく候、勢子ハ明日よりか  
たく被申付、別而馳走專一候、  
來八日爲立石畑待猪、明日七日罷越候、各勢子稠被申付、召烈(マ)、別而馳走肝要候、聊不可有油斷候、  
恐々謹言、

(天文十年頃)  
五月六日

(大友)  
義鑑 (花押)

狹間村給人中

○切封ノ跡ヲ存ス。

一書 大友義鑑知行預ケ狀

○渡辺澄夫蒐集文書  
大分県史料一二

(端裏切封)  
「(墨引)」

高田莊内賀來五  
郎太郎跡十貫分

(大分郡)  
高田庄之内、賀來五郎太郎跡之内、拾貫分坪付有紙之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

阿南莊

阿南 莊

九月廿九日

小原禪正忠殿

(天友)  
義鑑 (花押)

六一八

ヲ預ク

天翁宗高禪定門  
ノタメ五輪塔ヲ  
建ツ

一五 狹閒家墓地五輪塔銘

○白井昭一調査記録  
大分郡狹閒町大字向原竜祥寺清白庵墓地

於茲奉彫刻菩薩石、

以爲彼□之眞像者也、

(梵字アー) 天翁宗高禪定門

比厥壽則不斂不崩者耶、

天文十二年卯二月十五日敬白

一五 狹閒家墓地五輪塔銘

○大分の石造美術  
大分郡狹閒町大字向原竜祥寺清白庵墓地

貞叔宗堅信土逆  
修ノタメ石塔一  
基ヲ建ツ

(地輪) 一奉彫刻□(塔)□(基)

逆修現世安穩・後生

(梵字アー) 貞叔宗堅信土

善處之功德主也、

天文十二年〔美〕卯八月吉日敬白

○尚他ニ「天文念三年」「文龜三年」在銘ノ塔アリト。〔 〕内ハ「白井昭一調査記録」ニヨル。

二七 大友氏加判衆連署奉書〔折紙〕

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

大神宝會京都買  
物料足ヲ府内下  
役人ニ調納セシ  
ム

大神寶會京都御買物之事、府内商人江、被仰付候、然者各被申談、先以出錢三千足、來月上旬中

ニ、至府内下役人、可被調渡之由、被仰出候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

八月廿七日

親 廉〔花押〕

〔山下〕 長 就〔花押〕

〔雄城〕 治 景〔花押〕

〔白杵〕 鑑 續〔花押〕

〔齋藤〕 長 實〔花押〕

〔以下折返奥ウハ書〕 挾間村諸給人中

山下和泉守

齋藤播摩守

白杵安房守

阿南 莊

雄城若狹守

入田丹後守

一五 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

於當村、黑柿有之之條、杣取奉行之儀、至田吹神三郎、申付候、杣取衆之事、各可預馳走候、恐々

謹言、

(天文十三年頃丸)  
十月十七日

(大友)  
義鑑 (花押)

狹間村諸給人中

○切封ノ跡ヲ存ス。

一五 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○三月十日。以下六通金剛宝戒寺材木河下運送ニ係ル。「勝津留史料」一〇四号ニ収ム。本文省略。

田吹神三郎ヲ杣  
取奉行ニ任ゼシ  
ヲ告ゲ馳走セシ  
ム



一六〇 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○五月十六日。「勝津留史料」一〇五号ニ收ム。本文省略。

一六一 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○六月晦日。「勝津留史料」一〇六号ニ收ム。本文省略。

一六二 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○(天文十六年)壬七月一日。「勝津留史料」一〇七号ニ收ム。本文省略。

一六三 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○(天文十六年)閏七月廿四日。「勝津留史料」一〇九号ニ收ム。本文省略。

一六四 大友義鑑書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

○(天文十六年)閏七月廿六日。「勝津留史料」一一〇号ニ収ム。本文省略。

一六五 大友氏加判衆連署書狀(紙折)

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

京都下知ノ段錢  
調納延引ヲ責メ  
緩ナカラシム

京都御下知之段錢調納延引、太曲事之段、以御書被仰出候、當毛加點札、急度相閉目連上、勘定  
肝要候、萬一<sup>(マ)</sup>菟角申族候者、以交名言上專要候、聊不可有緩之儀候、恐々謹言、

(天文十六年)  
壬七月廿六日

(入田) 親 廉(花押)

(齋藤) 長 實(花押)

(雄城) 治 景(花押)

(山下) 長 就(花押)

田吹三河守殿

植田隱岐守殿

(折返與ウハ書)

山下和泉守

雄城若狹守

齋藤幡摩守

入田丹波守

○以下宛書等見エズ。

一六六 狹間家墓地五輪塔銘

○大分県金石年表二  
大分郡狹間町向原竜祥寺清白庵墓地

空眞妙性

天文十六年九月四日

一六七 大友氏加判衆連署奉書

○狹間文書  
大分県史料二六

肥後国飽田郡ノ  
地ヲ狹間六郎ニ  
打渡サシム

肥後國飽田郡之内、岩村孫兵衛尉跡島中五町、同郡内八王子右近允跡宮内方吉園三町、(飽田郡)河尻庄之内  
石貫將監跡浮(免)□貳町分事、被宛行狹間六郎畢、任 御判之旨、不殘段歩、嚴重可被打渡之由、依仰

執達如件、

天文廿一年二月十四日

(志賀親守)  
前安房守 (花押)

吉岡三河守殿  
(鑑香)

阿南 莊

志賀(守直)左馬助殿

清田(鑑祐)越後守殿

清田(宗連)遠江入道殿

夏足(鑑秀)民部少輔殿

岐部(元泰)能登守殿

田吹(鑑高)上總介殿

大津(長清)留常陸介殿

(田北鑑生)大和守(花押)

(吉岡長増)越前守(花押)

(白杵鑑統)安房守(花押)

(雄城治景)若狹守(花押)

一六 大友義鎮知行預ケ狀

○狹間文書  
大分県史料二六

肥後国内十町分  
ヲ預ケ

肥後國飽田郡之内、岩村孫兵衛跡畠中五町、同郡内八(至子右近志)跡宮内方吉園三町、河尻庄内石貫(飽田郡)

將監跡浮免貳町分(事)、預置候、可有知行候、恐々謹言、

(大友)義鎮(花押)

狭間六郎殿

(天文三十二年)  
二月十六日

肥後國守富庄内  
三拾町ヲ狭間右  
衛門大夫ニ打渡  
サシム

一六九 大友氏加判衆連署奉書

○平野賢四郎文書  
大分県史料二六

肥後國守富庄之内三拾町分之事、被宛行狹間右衛門大夫畢、任 御判之旨、不殘段歩、嚴重可被打  
渡之由、依仰執達如件、

天文廿一年三月三日

(志賀親守)  
前安房守 (花押)

(田北鑑生)  
大和守 (花押)

(吉岡長増)  
越前守 (花押)

(小原鑑元)  
遠江入道 (花押)

(白杵鑑統)  
安房守 (花押)

(雄城治景)  
若狹守 (花押)

(鑑富)  
田吹上總介殿  
(守直)  
志賀左馬助殿  
(鑑秀)  
夏足民部少輔殿  
(鑑佑)  
清田遠江入道殿  
(宗連)  
清田遠江入道  
(鑑香)  
吉岡三河守殿  
(元泰)  
岐部能登守殿  
(長清)  
大津留常陸介殿

一七〇 狹間家墓地五輪塔銘

○白井昭一調査記録  
大分郡狹間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

多宝仏ヲ彫刻ス

(地輪)  
一奉彫刻多寶佛

阿南莊

阿南 莊

祥雲淳嘉禪師

〔二十三日〕  
天文念三<sub>三</sub>月十一日

一七一 植田莊・阿南莊年貢錢請取狀

○大友家文書錄  
大分県史料三二

植田莊阿南莊直  
納分錢ヲ請取ル

植田莊之内三貫分之錢之事、

百文 有目足、

〔阿南莊丸〕  
六郎丸之内、田地七段分

七十文

右、爲直納、請取申所、如件、

天文廿三年霜月三日

朽網左衛門尉殿

野上中務少輔

鑑如 在判

田北左近將監

鑑興 在判

臼杵美濃守

鑑増 在判

一七三 白杵鑑速書狀

○宮師文書  
大分県史料九

大応寺ニ対シ由  
原山殿神役ノ節  
ヲ遂ゲシム

就由原御山<sup>(殿)</sup>稜<sup>(阿南庄)</sup>之儀、瀧河内至大應寺、聊御神役之儀被仰付候哉、従前々、其例無之之通、佗言深重候、雖然、定舊記有之、可被仰付之條、證文預御披見、可被遂其節由、可申達候、曾而不可有油斷之儀候、委細桂藏主、可有演說候條、閣筆候、恐々謹言、

九月廿四日

鑑速<sup>(■杵)</sup>  
(花押)

宮司坊

○大応寺ハ大友氏時建立ノ寺ニシテ、今日彼ノ供養無縫塔(七七号参照)アリ。

一七三 一萬田鑑實知行預ケ狀寫

○小野信夫文書  
大分県史料九

阿南之庄狹間村之内、貳貫五百文預進之<sup>(候脱丸)</sup>、可有知行候、恐々謹言、

十一月十九日

鑑實<sup>(一万田)</sup>  
(花押影)

小野新七郎殿

阿南庄狹間村二  
貫五百分ヲ預ケ

阿南庄

一七四 大友義鎮書狀

○瑞峯院文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)

一紫野 瑞峯院

衣鉢侍者禪師

義 鎮

」

阿南庄松武名百貫分ヲ寄付ス

爲當院御領、豐後國阿南庄之内、松武名百貫分之事、寄附仕候、至御代官、堅固被仰付肝要候、恐惶謹言、

(弘治二年九)

五月廿三日

(大友) 義 鎮 (花押)

紫野

瑞峯院

衣鉢侍者禪師

○瑞峯院ノ大友義鎮塔頭トナルコト、(天文廿一年九)三月十六日大友義鎮書狀(『大分県史料』二六所収「瑞峯院文書」)ニ見ユ。

一七五 大友氏加判衆連署書狀

○瑞峯院文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)

志賀安房守  
雄城若狹守  
田北大和守  
吉岡越前守



阿南庄松武名百貫文ヲ寄付スルヲ告ゲ諸点役ヲ停止シ檢斷不入トス

紫野 拜上

瑞峯院 衣鉢侍者禪師

白杵安房守 鑑續

豊後國阿南庄之内松武名百貫、至當院被致寄附候、被差置御代官、諸濟物等之儀、堅固被仰付肝要之段、以直書被申候、珍重候、然者諸點役等之儀、一圓可止綺之段、對檢斷職堅被申付候、此由御心得專要候、恐惶敬白、

五月廿三日

(白杵) 鑑續 (花押)

(吉岡) 長増 (花押)

(田北) 鑑生 (花押)

(雄城) 治景 (花押)

(志賀) 親守 (花押)

紫野

瑞峯院 拜上 衣鉢侍者禪師

阿南莊

一七 阿南莊松武名米錢諸納帳

○大徳寺黄梅院文書  
京都大学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

(表紙)

一弘治  
米錢帳 九枚

弘治二自辰五月廿三日

松武名米錢諸納帳

至同十二月晦日

三冊之内

宗听記之

米納

壹石四斗	摺原	七斗五升	中尾
三斗	水垂	無	上新開
壹斗五升	下新開	壹斗六升	岩下
貳斗三升	赤間	貳斗三升	上久保
壹斗五升	下久保	壹斗七升	池之畑
壹斗七升	田代	壹斗七升	峰
四斗五升	畑	貳斗五升	下之原

壹斗四升	迎間田	三斗	惠良
七斗五升	東間田	三斗	櫟木
壹斗一升	仲	壹斗六升	景木
三斗四升	田深	九斗	植坪 <small>(堀之)</small>
壹石五斗	時松	三斗	大屋敷
三斗	奥屋敷	三斗	津守屋敷
壹斗八升	下屋敷	壹斗	用作
壹斗八升	中屋敷	壹斗八升	畠中
壹斗	吹上	壹斗	大坪
三斗四升	卅二門分 初穗		
以上拾壹石壹斗六升			
二合			
延貳石貳斗三升二合			
并拾三石三斗九升二合			

無	大豆		
無	上新開	無	下新開
三斗	岩下	四升	赤間

六升 上久保 壹升 下久保

壹斗三升 池之畑 四斗 畑

壹斗三升 峯 壹斗三升 田代

壹斗三升 下之原 壹斗四升 迎閒田

參斗 惠良 貳斗 東閒田

三斗 櫟木 壹斗三升 仲

四斗 景木 壹斗四升 田深

七斗五升 植坪(植方) 七斗五升 時松

以上四石四斗四斗

延八斗八升八合

并五石三斗二升八合

麥

無 上新開 無 下新開

貳斗五升 二斗指置 岩下 壹斗二升 八升指置 赤閒

壹斗 五升同 池之畑 壹斗 六升同 田代

壹斗四升 六升同 峯 壹斗 五升同 下之原

阿南莊

八升 五升同 下久保 壹斗三升 一斗同 上久保

三斗三升 一斗二升同 畑 壹斗 迎閒田

五升 二斗五升へ先地頭へ納之、 惠良 貳斗二升 一斗八升指置 櫟木

貳斗 一斗同 仲 三斗二升 一斗三升同 景木

壹斗四升 八升同 田深 貳斗 一斗同 栗木

貳斗 六斗先地頭へ納之、 植坪 黑野 壹斗八升 九升同指置 大屋敷

黑野 一斗三升同 奧屋敷 無 先地頭へ納之、 津守屋敷

壹斗八升 七升指置 下屋敷 壹斗八升 七升同 用作

壹斗八升 七升同 中屋敷 壹斗八升 七升同 島中

壹斗 皆濟 大坪 三斗二升 井門分 初穗

以上四石三斗二升

延八斗六升四合

并五石壹斗八升四合

納所錢字綿

壹貫百文 摺原

六百五十文 中尾

六三一

三百文	水垂	四百文	下宇浪
無	上新開	貳百五十文	下新開
五百文	岩下	三百文	赤閑園
貳百五十文	峰	貳百文	池之畑
貳百文	田代	貳百文	上久保
百五十文	下久保	五百五十文	畑
貳百文	下之原	貳百五十文	迎閑田
四百五十文	惠良	六百五十文	東閑田
四百文	櫟木	貳百五十文	仲
四百五十文	景木	三百文	田深
七百五十文	植坪	三百文	栗木
壹貫六百文	時松	三百文	黒野
三百文	奥屋敷	三百文	大屋敷
貳百文	下屋敷	百文	津守屋敷
貳百文	畠中	百五十文	用作
三百文	北屋敷	貳百文	吹上
百文	大坪屋敷	無	此外公事ハアレフ指置、 南屋敷
			永藏主方へ納之、 道名屋敷

壹貫文	時松山野錢
以上拾三貫八百六文	
甲斐田市屋敷錢	
百五十文	蘭屋々敷
貳百文	北屋敷
三百五十文	田向屋敷
貳百文	迎之屋敷
百文	兵部大夫屋敷
百文	計屋々敷
以上貳貫百五十一文	小納
三百六十八文	七月納木
壹貫百八十文	八朔小筵萱筵差繩
六十文	黒野亡人
以上壹貫六百十四文	
歲暮小納炭・薪・薯蕷・芋・雉	
	紺屋々敷
	平屋敷
	楠屋敷
	首藤屋敷
	武宮屋敷
	今市六人分
	卅二門分
	卅二門分

百五十四文	摺原	八十二文	中尾
八十二文	水垂	無	上新開
七十二文	下新開	七十二文	岩下
八十二文	東間田	七十二文	峯
七十二文	池之畑	七十二文	田代
八十二文	上久保	無	下久保
七十二文	下之原	八十二文	畑
七十二文	迎間田	八十二文	惠良
八十二文	赤間	七十二文	櫟木
八十二文	仲	八十二文	田深
七十二文	景木	百廿四文	植坪 <small>(墳之)</small>
百七十二文	時松	八十二文	大屋敷
八十二文	津守屋敷	八十二文	奥屋敷
七十二文	下屋敷	七十二文	用作
七十二文	中屋敷	七十二文	畠中
七十二文	吹上	壹貫百九十三文	疊 <small>廿九門分</small>
九百文	悪錢也、 黒野津料	七十三文	悪錢也、 甲斐田市公賣

阿南莊

以上四貫六百七十七文

井口用作

五斗五升 中屋敷 六斗九升 畠中

五斗七升 津守屋敷 五斗八升 下屋敷

壹石一斗 大屋敷 五斗七升 用作

六斗一升 奥屋敷 三斗二升 吹上

五斗 田深 二斗二升 南屋敷

壹石 植坪

無延

以上六石七斗壹升

同堤分

九斗六升七合 時松(立達) 壹石六升 摺原同

七斗七升 東間田同 壹石五斗 岩下同

以上四石貳斗九升七合

七斗四升五合 大坪半作

并拾壹石七斗五升二合 小日記在之、

弘治二丙辰年九月十五日 成永記之、

同下行

壹石三斗 井口種ニ下之、 八斗 堤種ニ下之、

六斗 森用作下之、 五斗 宗塚ヨリ借用、返弁、

五石四斗 賣 三石一斗五升二合 生而依損常用、又此内舛使奉行出之、

以上拾壹石七斗五升二合

同米下行

五斗五升 納舛也、八門ヨリ 納舛也、 由原出之、五斗 永藏主出之、 延六斗六升 延六斗

三斗 倉付酒 三斗 同飯

三斗 節會酒 壹石 下用

以上三石壹斗六升

苧綿下行

一把百目 昌首座 五十文目 心源寺

五十文目 永藏主 十六文目 與太郎

十六文目 紹光 苧卅 宗光

以上

現錢

廿三貫七百七十六文 夫錢 自辰五月廿三日至同十二月晦日六人分内二日定不足、又二日分上新開不足、

拾三貫八百十二文 納所錢

貳貫百五十三文 木屋敷錢

三百六十八文 七月薪卅三門分

壹貫二百十三文 八朔納物卅二門

貳貫五百文 歲暮小納卅二門

九百七十三文 津料錢市公度

拾壹貫五百文 米九石二斗代百文ニ八升充、

貳貫八百五十文 大豆五石一斗二升八合代百文ニ一斗八升充、

貳貫二百五十四文 麥五石一斗八升四合代百文ニ二斗三升充、

三貫文 粳五石四斗代百文ニ一斗八升充、

壹貫百九十三文 疊廿九門分

捲以上六拾五貫六百六文

一勘了也、<sup>(九)</sup>

弘治二年丙辰十二月晦日 宗听記之(花押)  
紙數九枚

一七 阿南莊松武名百貫分納分帳

○大徳寺黄梅院文書  
京都大学文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

<sup>(端裏張紙)</sup>  
一弘治二年丙辰六月廿一日

十八枚ツギ 松武名  
字十七 田地

松武名百貫分

米納分

一所七斗五升

時松

以上四石八斗九升

阿南莊

麥納分

一所貳斗

上新開

一所貳斗

下新開

一所四斗五升

岩下

一所貳斗

赤間藪

一所壹斗五升

池之畑

一所壹石四斗

摺原

一所七斗五升

中尾

一所三斗

水垂

一所壹斗五升

上新開

一所壹斗五升

下新開

一所壹斗六升

岩下

一所貳斗三升

赤間藪

一所貳斗三升

上久保

一所壹斗五升

下久保

一所壹斗七升

池之畑

一所壹斗七升

田代

阿南莊

- 一所壹斗七升 峯
- 一所四斗五升 畑
- 一所貳斗五升 下之原
- 一所壹斗四升 向園田
- 一所三斗 惠良
- 一所七斗五升 東園田
- 一所三斗 櫟木
- 一所壹斗壹升 中
- 一所壹斗六升 景之木
- 一所三斗四升 田深
- 一所九斗 植坪
- 一所壹石五斗黒野米納之分 時松
- 一所三斗 大屋敷
- 一所三斗 奥屋敷
- 一所三斗 つもり屋しき
- 一所壹斗八升 下之屋敷
- 一所壹斗 門之名  
用作

- 
- 一所壹斗八升 中之屋敷
  - 一所壹斗八升 畠中
  - 一所壹斗 吹上
  - 以上拾石八斗七升
  - 大豆納分
  - 一所壹斗五升 上新開
  - 一所壹斗五升 下新開
  - 一所四斗五升 岩下
  - 一所四升 赤園藪
  - 一所六升 上久保
  - 一所壹升 下久保
  - 一所壹斗三升 池之畑
  - 一所壹斗三升 田代
  - 一所四斗 畑
  - 一所壹斗三升 峯
  - 一所壹斗三升 下之原



一所壹斗四升	向闌田
一所三斗	惠良
一所貳斗	東闌田
一所三斗	櫟木
一所壹斗三升	中
一所四斗	景木
一所壹斗四升	田深
一所七斗五升	植坪
一所壹斗六升	田代
一所貳斗	峯
一所壹斗五升	下之原
一所壹斗三升	下久保
一所貳斗三升	上久保
一所四斗五升	畑
一所壹斗五升	向闌田
一所三斗	惠良
一所四斗	櫟木

阿南莊

一所三斗	中
一所四斗五升	景木
一所貳斗貳升	田深
一所三斗	栗木
一所八斗	植坪
一所壹石九斗	時松
黑野之分麥納	大屋敷
一所貳斗七升	奥屋敷
一所三斗五升	つもり屋敷
一所三斗五升	下之屋敷
一所貳斗五升	<small>(門之名)</small>
一所貳斗五升	<small>用作</small>
一所貳斗五升	中之屋敷
一所貳斗五升	畠中
以上九石三斗一升	
納所錢納分	
一所壹貫百文	摺原

阿南莊

一所六百五十文 中尾  
 一所三百文 水垂  
 一所四百文 うなめ  
 一所貳百五十文 上新開  
 一所貳百五十文 下新開  
 一所五百文 岩下  
 一所三百文 赤間園  
 一所貳百五十文 峯  
 一所貳百文 池之畑  
 一所貳百文 田代  
 一所貳百文 上久保  
 一所百五十文 下久保  
 一所五百五十文 畑  
 一所貳百文 下之原  
 一所貳百五十文 向間田  
 一所四百五十文 惠良  
 一所六百五十文 東間田

---

一所四貫文 榎木  
 一所貳百五十文 中  
 一所四百五十文 景木  
 一所三百文 田深  
 一所七百五十文 植坪  
 一所三百文 栗木  
 一所壹貫六百文 時松  
墨野納所錢分  
 一所三百文 大屋敷  
 一所三百文 奥之屋敷  
 一所三百文 津森屋敷  
 一所貳百文 下之屋敷  
門之名  
用作  
 一所百文  
 一所貳百文 中之屋敷  
 一所貳百文 島中  
 一所百五十文 吹上  
 一所三百文 北之屋敷  
 一所三百文 南屋敷

一所百文 大つほ屋しき

以上拾三貫三百五拾文

市屋敷錢

一所百五十文 菌屋<sup>(マ)</sup>屋しき

一所百五十文 こうや屋敷

一所貳百文 北之屋敷

一所百五十文 楠之木屋敷

一所貳百文 むかへの屋しき

一所三百五十文 田向屋敷

一所百文 首藤屋敷

一所百文 はかりや屋敷

一所三百文 今市屋敷

一所貳百文 兵部大夫屋しき

一所百文 竹宮屋敷

一所百五十文 平屋敷

以上貳貫百五拾文

阿南 莊

并拾五貫五百文定

米大豆麥  
摠都合貳拾五石七升定

弘治二年 丙辰 六月廿一日

瑞峯院

宗 听 (花押)

成 永 (花押)

岡部中務少輔  
長 育 (花押)

鑑 經 (花押)

紫野瑞峰院

一七六 阿南莊松武名百貫分田畠坪付帳

○大徳寺黄梅院文書  
京大文学部蔵(東大史料編纂所影写本)

松武名百貫文

田地之分

一所五段 摺原

阿南莊

一所三段 中尾  
 一所二段 水垂  
 一所壹段 上新開  
 一所壹段 下新開  
 一所壹段 岩下  
 一所壹段 峯  
 一所貳段 赤闌藪  
此内壹段神領  
 一所壹段 池之畑  
 一所壹段 田代  
此内壹段神領  
 一所貳段 上久保  
 一所小 下久保  
 一所小 うなめ  
 一所三段 畑  
 一所壹段 下之原  
 一所壹段 向闌田  
 一所壹段半 惠良  
 一所貳段半 東闌田

---

一所壹段小 櫟木  
 一所壹段 中  
 一所大 景木  
 一所貳段小 田深  
此内貳段神領  
 一所五段 はね坪  
 一所七段 時松  
神領  
 一所壹段小 ミヤ宮之大夫  
神領  
 一所貳段 與七郎  
寺領  
 一所小 寶珠院  
黒野田數分  
 一所三段 大屋敷  
 一所三段 奥之屋敷  
 一所三段 つもり屋しき  
 一所壹段小 下之屋敷  
門之名  
 一所壹段 用作  
 一所貳段 中之屋敷  
 一所壹段小 畠中  
 一所壹段小 吹上

- 一所壹段 大明神田
- 一所壹段 權現田
- 一所壹段 天神メン
- 一所壹段 丹せ專道きう
- 一所壹段 にせ專道きう
- 一所壹段 地口專道きう
- 一所壹段 地口
- 一所畠貳枚 同

以上七町壹段大

此内米地五町八段、同寺社領壹町大、此内三段專道給、

浮免

- 一所五段 つゞみ
- 一所四段 荒不 かみの田
- 一所貳段 こわら
- 一所貳段 わさ田
- 一所壹段 かと田
- 一所壹段 櫟木もと
- 一所壹段 もち田
- 一所壹段

御用作

阿南莊

- 一所壹段 たまらい
- 一所壹段 ほきのうえ
- 一所壹段 なつへ
- 一所壹段 一町田
- 一所六段 どのゝした
- 一所大
- 一所壹町三段 井之口 此内ヨリ九百五十文三度ニ由原へ出之、同米五斗五升八月ニ出之、升ハ五ツナカライリ
- 一所壹段 大つほ屋しき
- 一所貳段小 大つほ屋しき

以上四町貳段定

畠地之事

- 一所四枚 時松
- 一所貳枚 はね坪
- 一所壹枚 田深
- 一所壹枚 景木
- 一所壹枚 中
- 一所壹枚 櫟木

阿南 莊

- 一所壹枚 惠良
- 一所壹枚 向闌田
- 一所壹枚 下之原
- 一所壹枚 畑
- 一所壹枚 上久保
- 一所壹枚 田代
- 一所壹枚 池之畑
- 一所壹枚 峯
- 一所壹枚 赤間藺
- 一所壹枚 岩下
- 一所壹枚 下新開
- 一所壹枚 上新開
- 一所壹枚 栗木
- 一所壹枚 北屋しき
- 一所壹枚 南屋敷
- 一所壹枚 けいこ島

以上貳拾七枚大

摎都合田數拾壹町三段大

此内壹町大寺社領、同三段專道給、

畠地廿七枚大

此内二枚專道給、

弘治二年丙辰六月廿一日

瑞峯院

宗 听 (花押)

成 永 (花押)

長 育 (花押)

岡部中務少輔 鑑 經 (花押)

紫野瑞峰院

○以上二通、共ニ統紙ナリ。

一七 大友義鎮書狀

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔包紙ウハ書〕  
一 狹間美濃守殿

其他狹間村衆中

義鎮

種田莊ニ石細工ヲ申付ルニツキ狹間村ニ石切ヲ徵ス

於種田庄、石細工之儀申付候、其方領内江、石切多々有之之由候、被申付、預馳走候者、可爲祝着候、委細田吹次郎左衛門尉可申候、恐々謹言、

八月五日

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

狹間美濃守殿

其外狹間村衆中

一八 大友義鎮寄進狀

○瑞峯院文書  
大分県史料二六

〔包紙ウハ書〕  
一 瑞峯院納所听首座

義鎮

阿南庄松武名ノ内森左京跡三貫文ヲ寄付ス

〔武〕  
松竹名之内、森左京跡三貫分之事、同前令寄附候、可有知行事肝要候、恐々謹言、

〔大友〕  
義鎮〔花押〕

八月十一日

瑞峯院納所  
听首座

阿南庄

一八一 角秀清・竈門鑑述連署調進神寶物目錄

○梓原八幡宮文書  
大分県史料九

〔端裏書〕  
「大神寶調進狀」

〔貼紙〕  
「屋形代調進狀」

此類數通御座候へとも、  
何も相替事無之故、  
一二通掛御目申候、

奉調進

豊後國一宮賀來社大神寶物夏、

阿南莊松富名ヨ  
リ一宮賀來社ニ  
大神宝ヲ調進ス

合

御輿三基

一御輿三基彩色

鳳凰一翼 金色付  
鈴玉、

惹玉二具

鶯十二羽

玉幡十二流

羅網十二枚

華幔十二枚

御繩六筋 長一丈二尺  
赤色絹

鈴三十六果金銅

御鏡三十六面 六寸  
各面

引物十二帖錦

天井御鏡三面 五分糸  
各面七寸  
綱付之、

御半疊三帖錦

御茵三枚錦

安床三脚 裏生絹  
面錦

御障子三枚 錦縁  
以生絹張之、

水引二帖紺絹



御手人装束

御机帳六本帷錦、足黒漆、金物金銅、

雨皮三帖裏絹付  
油罩、

一御手人装束(装)

赤烏帽子十二頭

狩衣十二具赤色布

袴十二具白布

綱纏十二具

帶十二筋錦五尺裏布

一御鞍十四

上宮三口唐鞍面錦裏敷切付

御鞍覆三口赤色絹

御鐙三懸銀白押

荊葉三十牧(枚)

雲珠三

御轡三口銀白押

銀面三牧(枚)彩色付鈴

御手繩腹帶二具赤色絹

涎懸三彩色

御鞍覆三帖赤色絹

油淡三帖(單)裏布

御面頰三頭鼻色皮繩白布

差繩六筋白布長一丈五尺

下宮七口移鞍切付彩色

御鐙七懸

御手繩腹帶七具赤色布

御鞍七具

御轡七口黒淺口

阿南莊

阿南莊

御鞍覆七帖黄色絹 面頬七頭

差繩七筋荒字 絹締

一御馬副裝束六具水旱帶六筋(千刃)

冠衣頭 纓六具

袴六具白布 葉脛巾六足(マ)

亂緒六足白布

一長御崎

龍頭十二各鈴付之、 幡十二流

狩衣十二具黄色布 袴十二具白布

帶十二筋

一御鉾十二本有鈴幡、

差葉六本

一盞御鉾一本付、鈴旗、鏡(マ)

狩衣黄色布 袴白布 帶

一陣道

鈴一本 付大鈴旗、 面形一面 帽子錦 裏絹

狩衣赤色絹 袴赤色絹、裏布

御馬副裝束  
水干帶

長御崎

御鉾

陳道

柄縹錦

帶

鞭

鍔取裝束

一 鍔取裝束<sup>(裝)</sup>

冠袴白布

狩衣赤色布 帶生絹

八立女裝束

一 八立女裝束<sup>(裝)</sup>

唐絹八兩黃色絹

裳八腰白生絹

扇拍子一駄

御供所分

一 御供所分

御鉢十三内<sup>黑漆上三次十</sup>

御皿二百廿一<sup>黑漆上五十一</sup>

御机二十六前彩色

御瓶八黑漆

御簀十三枚<sup>(枚)</sup>

御盤十三枚<sup>(枚)</sup>

覆二十六帖内<sup>上六帖、赤色絹次二十帖、黄色絹</sup>

御唐櫃三合有荷物、

浜殿分

一 濱殿分

御椅子三脚

御茵三枚<sup>(枚)</sup>錦裏赤色布

打覆三帖<sup>編絹各一丈二尺</sup>

御疊十六帖内<sup>上、三帖</sup>錦縁

花机二前黑漆

次十三帖、荒絹縁

阿南荘

阿南莊

六四八

松富名南北ヨリ  
調進ス

高杯(杯)四十二本黒漆 華瓶三十六彩色

右、大神寶物、松富名自南北、任先例、所奉調進、如件、

永祿四年辛酉八月十三日

南北代角伯耆守  
源 秀 清 (花押)  
竈門右京亮  
宇佐宿禰鑑述 (花押)

大 行 事

一八三 神戸市竹田龍太郎藏六地藏幢銘

○大分県金石年表六  
神戸市暮合区熊内町竹田竜太郎藏

阿南莊東院村平  
盛幸六地藏幢ヲ  
建ツ

(覺因) □□妙秀禪尼、天文拾七年戊申七月十一日、(膝部之) □□(覺因) 劬大日本國關西路豊後劬阿南庄東院村住平朝臣盛

幸□受領但馬守出家而後、欲企大善根、就夫述供養、

欽奉造立地藏薩埵之寶塔一字、爲現當示二世不可得道理、右逆脩冥福功德主梅庭道秀庵主壽位、現

世安穩後世善處、以道受樂而□、(巳) □□六地藏者、□□□釋迦如來稱名法華多寶如來大□智□佛十六

王子、西方教主阿彌陀如來當來□□下生彌勒尊佛、大□□觀世音□薩、東方化主□師如來三世□佛

守護□三世覺□□子種開千花□得永□□到頭禪□□六□□天宮□彼□

岩永祿四季辛酉龍集如意珠日釋氏比丘謹書、

一八三 阿南莊賀來社大神寶會

八百貫地分目録案

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

三百文 御神樂

三百文 御かうい

三百五十文 きりかねの代

三百文 宮師案内

三百文 辨官・陳道・鎔取禮

百文 かまのひたい代

百八十文 かわらけの代

以上<sup>(マ)</sup>乙貫<sup>(マ)</sup>八百三十三文

棟三祝分

壹貫文 馬の代

百八十文 かわらけ代

三百五十文 きりかね代

阿南莊

戸立祝之分

百八十文 かわらけ代

三百五十文 きりかね代

以上貳貫六十六文

調進分

三百文 御神樂

三百文 御祓

百文 ほんきやう清め祓

四百四十一文小はらい十三度分

三百文筆一丁 梵字書禮

三百文筆一丁 調進狀書禮

百文 繪師こゝろふと代

百文 すわうたうす代

八十文 いよとまんしんほう代(ぎカ)

三十二文 らうの代

六百文 陳道・鎔取・裝束・小布五端代

七十二文 くきかへし錢

六四九

(前葉末行墨アリ)

八十文 小□ん三□□ (ほカ) □□墨三丁

五十文 水ひき絹おかけ□代 (染カ)

十六文 力らはの代 (今カ)

六十文 小□二□ (籾カ) (板カ)

四貫文 下□つ錢國分寺 (供僧カ)

以上六貫九百四十三文

壹貫八百文 引物之代

(目メズ) (分) さうめん三束、味噌二升、鹽一升添也、  
く□一旬 (カ)

四貫五百文 く□百廿旬 (カ)

貳貫八百文 銅ちかね買

四貫文 漆買代

八百文 木屋入木具

貳貫百文 かま大小四つ・かなわ□

貳貫文 二□□八束 (代カ)

六百文 折敷□□ (代カ)

一貫六百文 糞現水用 (カ) (備)

四貫四百文 大布八十 (八端カ)

貳百束 麥麵けんすい用 (此内八端) (間水)

同百束 大行事振舞

以上貳十四貫九百文

百文 くれなひ染代□□

六百文 かち染代□□

六百文 あかね染代

貳百文 むらさき染代

貳百文 きわた染代

百文 すわう染代

以上壹貫八百文

三百廿四文 小莖廿三 (カ)

百文 し□の□□請申 (カ)

惣以上貳百拾三貫三百八十七文

一十七本 ほこの木

一六本 長□折さす (カ)

宮作食下行分

拾五石八斗七升貳合

一石三升二合宮師・辨官・陳道・鎔取請物

一 糶八斗六升陳道・鎔取酒分(カ)

一 貳石四斗・もちの米 三ヶ度分

一 七石四斗能米さけ米分(大カ)

一 五石五升 御供米 物 は

一 味噌壹石六斗

一 鹽八斗

一 百六十俵 (カ) かちすミ

一 十六俵 おこしすミ

一 たゞミ八條(息) 大行事

一 おしまき 四十まひ

一 にわむしり(むしろカ) 五十まひ

一 小筵 十三まひ

御たゞミ十九條分(マ)

一 こうこも 六十まひ

一 あらこも 八十まひ

阿南莊

一 まこも 十六まひ

一 薪 四百

一 あした 三十た

南北大行事角伯耆守(秀清)

公方大行事田尻三河  (カ)

公方大行事龍門左京亮(マ) (鑑述)

永祿四年辛酉 大神寶會八百貫地

勘定衆平御牛(中カ)

一八四 大友義鎮書狀寫

○田北一六文書  
大分県史料二五

狩獵ノタメ大竜  
待屋ニ罷越スヲ  
告ゲ手垣中宿ヲ  
調ヘシム

至大龍<sup>(阿南莊)</sup>待屋、近々可罷越候、待屋手垣并中宿之儀、役人奉行被申談、如前々稠敷被申觸、急度可被相調候、聊不可有油斷候、恐々謹言、

二月廿日

<sup>(大友)</sup>義鎮(花押影)

橋爪次郎左衛門尉殿

大津留治部少輔殿

橋爪主税助殿

田北隱岐守殿

賀來周防守殿

大津留常陸介殿



一五 阿南莊松富名南北之内由原社

大神寶會百九十五貫分目錄

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

〔端裏書〕  
由原大神寶會南北之内百九十五貫分

永祿十年丁卯八月廿八日

由原大神寶會南北之内百九十五貫

入めちやう

廿一貫四百五十文京都御かい物せん

五貫八百五十文さいもくせん

れうそくうけ取申つかいふん

三百八十七文なへかまの代

百九十二文木くの代

六十文おしき二そくの代

百七十文二こき二そくの代

百五十文きさら五十代

阿南莊

八文かいけ一ヶの代

三文ひしやく一ヶの代

三十三文大行事三こきさらともニかふ代

五文かちめ十はの代

十八文すりはちの代

二百三十文さうめんの代

百十文大行事ふるまいさうめんの代

二百九十文うほの代

以上一貫六百八十一文定

此内八百五十文惣右衛門御あつけの錢

八百三十文殿（九）ヨリ此内二百文山内なし廿□

御神物うけ取ふん

十石角伯耆守殿より

此内五斗たおれ候、

一石三升うすみあり、

二石五斗 與一ひやうゑより

此内二斗五升たおれ候、

六五三

二斗六升うすミあり、  
七こく八斗二升八合惣しもんより、

此内七斗五升うすミあり、

此内かきとりへ二斗二升八合わたし候、

五升しほかい申候、

もみこしらへふん定

十七こく九斗九升定

はくまい 宮へのほせふん

三石七斗五升二合定

六斗もちいのこめニ三ケ度のふん

二升こそくい此内八合宮へのほせ候、

九斗七升五合六ケ度さけのこめ

一こく四升五合日やくさけのこめ

三升三ケ度もちのあり

四升 しふかミしの食

六合 うほかいはんまい

以上合て二こく七斗七合定

御供まいわたしふん

一こく二斗三升三合 本納

二升 大こくの物

三升六合五しやくむしろはらい

一斗二合たおれ候、

以上一こく四斗二升定

惣以上合而八こく六斗七升六合定

みそのふん

〔墨付前紙下接合〕

一斗九升 しほのふん一斗五升

くわ□りかねのふん

以上廿五勺

大ぬのふん

十九たん

二たん ほそぬの

うるし

二はい

五 わた

あかかねちかね、以上六百目

七十七文めくれな井、とのより、

物ない糸百廿、とのより、

ミすのいと百、とのより、

物ぬいと二百、(地下)ち下より、

みすのいと百、ち下ヨリ、

たゝミのいと二百、ち下より、

しふかミ二まい、御こし一けんふん

くらおい一ツ、二百五十貫ふん

さしなわ三すち、とのヨリ御初拜用(分)

(接続カ)

しふかミのを、ち下より、

あかねくふき三ヶ、ち下より、

むらさき犬のくひとり六ヶ、ち下ヨリ、

あふら二ツ、しふかミニひく、

阿南 莊

あつかミ四てう、ミやへのほせ候、

あふら二つゝ、宮へのほせ候、

中し(紙カ)三そく、宮へのほせ候、

あつかミ七てう、しふかミの用

中帟三てう、同前

又中帟三てう、(カ)くらもと日きの用

又中し二てう、ちやうかミ

おこしす(巻)二へう(俵)

むめのす一升、とのヨリ、

にハくうしつかいふん

以上二百十三人

立かへりつかいふん

百四十九人たるの木ほこの木すりうす木ともニ

たかり

一五た

たきゝ百た、宮へのほする、

六五五

阿南莊

〔接続カ〕

百九十五貫ふん

三十へうかちすミ、

しふつゝ三、五升入、宮へのほせ候、

しふ五升、しふかミにひくなり、

あくしは八た

たきゝ四た、くやくへつかハし候、

竹之内惣右衛門尉 (花押)

馬場伊賀守當忠 (花押)

狹間民部大輔ニ  
知行ヲ預ク

一八六 大友宗麟義知行預ケ狀(紙切)

○狹間文書  
大分県史料二六

於豊筑間百町分別(紙)之事、預置候、可(合)知行候、恐々謹言、

(元龜元年)  
三月二日

(大友義鎮)  
宗麟(花押)

狹間民部大輔殿

一八七 賀來社造營雜物加用等配分注文

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

(端裏貼紙)  
一生石聯合

「宮師」

一帖・宮師一帖・權宮師一帖・東光坊供僧一老、其外(口)社家一色宛配分之、

御殿三間大辰・小原名造進之、善神王殿御在所一、小原役、是ハ舞殿也、ヲシ卷四帖、兩小原方、

大辰三帖、舞殿藤薦事、小原四牧、大辰四牧、祝コモ一牧、小原方御供米内、祓三舛三合、土器ニ

一舛、手水桶・手水・手洗(御殿)小原方、手水桶・手水・手洗・御供屋、大辰御祓、折敷五牧、大辰六

牧、小原方御祓コモ、大辰二牧、小原二牧、一夜加用宮師一人・造營奉行一人・正御馬一人、一夜

阿南莊

造營奉行

大辰・小原名

大応寺  
地頭賀來諸給人

加用事、大應寺一人・正御馬右馬亮殿一人・宮師次郎左衛門尉殿一人、造營奉行方供奉人數之事、  
國方・社家方皆同也、地頭賀來諸給人、御留守御番之御幸道之閒七里也、車引程領主<sup>(マ)</sup>被仰候也、

元龜二年<sup>辛酉</sup>五月十二日

宮師  
豪

○元龜二年ハ辛未ナリ。

一六八 賀來社宮師豪榮覺書

○宮師文書  
大分県史料九

元龜二年<sup>辛未</sup>九月 日 註之候也、

就當社御造替、幸野山祓御行幸之事、

一所々催促之事、御奉書ヲ申請候、九月八日相調也、

賀來社造營幸野  
山祓行幸ノ事  
所々催促ノ事

道作り其外ノ神  
役ヲ催促ス

先惣力ヲ以道作、其外神役以下之事、宮師・大宮司・造營奉行・地頭連署ヲ以催促候也、次陳<sup>(申)</sup>  
道・鎔取・宮掌、御奉書ヲ持、小原名・大辰名<sup>(阿南莊)</sup>諸給人中江催促申也、御殿御供屋・舞殿御供米相

小原名・大辰名

調候て、九月廿六日御行幸可有候之處、爲 上意霜月まで延引候、十一月四日御幸なり申候、御

九月廿六日行幸  
アルベキ廻霜月  
マデ延引

とも道行次第、放生會のことく也、此度者御奉行三人也、田吹家智・狹間掃部助・石合宮内允  
也、幸野方ヨリ燈明を不參候まゝ、下神人等皆家ニ火付候也、今以後燈明馳走候者、狼藉不可有

御幸道行次第  
御奉行人

候、くゝ矣、

一八 狹間家墓地五輪塔銘

○白井昭一調査記録  
大分郡狹間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

菩薩石ヲ造立ス

奉造立菩薩石

(梵字ア) 瑤月宗秀庵主

元  
龜三天 壬申 八月九日

○『大分の石造美術』ニハ、前行ヲ欠キ、干支ハ「申」ノミヲ記ス。

一九 狹間家墓地五輪塔銘

○白井昭一調査記録  
大分郡狹間町大字向原竜祥寺清白庵墓地

元龜三天壬申

十月二十八日

○願主名ナク後世ノモノカト思ハル、モ、参考ノタメ掲グ。

一九一 狹間鎮秀・鑑秀連署安堵狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

(包紙ウハ書)  
一甲斐清右衛門尉殿

鎮 秀

狹間北方四百貫  
分竹内專道職ヲ  
申付ク

狹間村北方四百貫分竹内專道職之事、申付候上者、領掌不可有相違候、恐々謹言、  
天正四年<sub>子</sub>丙

十二月廿七日

(狹間) 鎮 秀 (花押)  
鑑 秀 (花押)

甲斐清右衛門尉殿

一九二 狹間鎮秀名字狀寫

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

加冠名字之事、秀道与認遣之候、恐々謹言、

(年未詳)  
二月廿七日

甲斐清右衛門尉との

(狹間) 鎮 秀 (花押影)

加冠シ秀道ノ名  
字ヲ与フ

○別ニ案文二通アリ。一通ノ案文ニ、「是ハ寫也、本書白杵ニ渡ス」ノ與書アリ。



次郎左衛門尉ノ  
官途ヲ与フ

一五三 狭間鎮秀官途狀

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

次郎左衛門尉望之由、承候、可存知候、恐々謹言、

(年未詳)  
二月廿七日

(狭間)  
鎮秀 (花押)

甲斐清右衛門尉との、

○別ニ写一通アリ。

一五四 志賀親慶奉書

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

○(天正五年)十一月廿三日。全文ヲ「賀來莊史料」一三七号ニ收ム。本文省略。

一五五 大友義統書狀

○狹間文書  
大分県史料二六

豊筑出陣ニツキ  
龍翔寺ノ宿誘ヲ  
命ズ

爲豊筑閉目、急度出張候、然<sup>(カ)</sup>龍翔寺可在陳之條、宿誘之儀、別而馳走可爲祝着候、不日可□  
寄候之條、被得其意、聊不可<sup>(有油カ)</sup>斷之儀候、恐々謹言、

三月十一日

(大友)  
義統 (花押)

阿南莊

狹間刑部太輔殿

○龍翔寺ハ阿南莊松富名（現狹間町大字向ノ原）ノ龍祥寺ノコトカ。同寺ニ関シテハ『豊後國志』ニ「在賀來郷向原村、紀聞曰、應安三年、放牛禪師所創、師嘗入元留學、爲肥前州岩屋寺首座、應大友氏時聘、來住焉、一日、狹間地頭職狹間四郎親眞請之、」トアリ。

一六 大友義統知行預ケ狀寫

○田北一六文書  
大分県史料二五

阿南莊長野村ノ地ヲ預ク

連々奉公<sup>(辛勞)</sup>之條、爲其賞、阿南庄長野村之内、和泉參貫分之事、預置候、可有知行候、恐々謹言、

九月廿日

<sup>(大友)</sup>義統（花押影）

田北六郎殿

○『増補訂正編年大友史料』二三所収ト校合シ、異ル所ヲ「」内ニ傍注ス。但シ同書ハ正文トセリ。

一七 大友義統知行預ケ狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

阿南莊狹間村内ノ地ヲ某ニ預ク

□之内拾貫分、狹間村□

□有知行候、恐々謹言、

□

<sup>(大友)</sup>義統 在判

□ 入道殿

一六 大友氏待屋奉行連署事書

○大友家文書錄  
大分県史料三四

爲御老中前御免許、何茂馳走之事、

御主殿作

待屋仰付ラレシ  
四人奉行仕ルベ  
シ

一御主殿作之事、從御前ニ柱閉名々八百貫内勲仕仕候、御先代ハはり柱かく、はりうち三けん五帖敷、をく九しやく一けん、御しん所内つまニえん有、御前ニ御奉行申上候處、當時御待置被仰付候至四人、可奉行仕之由、被成 御下知候之條、御託言申上候へ共、急ニ 被仰出候間、はり柱まろき、はりうち五てう敷、つまえんおりめ形相調候、是ハ御内々 上意之旨候之條、如此也、併御氣色、可有如何候哉之事、

猪飼

一猪飼御前ニ馳走、在所之事、

武宮村

一たけ宮百貫内進納之、  
(武)阿南莊同

大津留村

一大津留之村同之、

橋爪村

一はし爪之村同之、  
(橋)

長野

一長野十七貫内同、

金剛宝戒寺

一こんかう寶戒寺貳百七十貫内同、  
(金剛)

淵河内

一淵河内三百貫内勲之、

阿南莊

待屋奉行四人  
日州出兵

彼在所名々進納之上、御事闕候條、南都圓へ御方、又ハ方々添人衆江被成、御所望候、當時不  
敷之閑、御待屋奉行衆爲四人、相當馳走仕候之處、近々至日州表、諸勢可被差出之由、被  
仰催之通承及候條、御狩之儀可奉伺哉否之事、

天正六年二月廿日

田北内藏助

直判

風見民部丞

實判

板井奎入道

門判

小原加賀入道(丸)

休意判

一九 大友義統感狀(紙切)

○狹間七五三男文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)  
一 狹間勘解由允殿

義統

土持要害攻略ノ  
時ノ粉骨ヲ賞ス

(日向國臼杵郡)  
土持要害落去之刻、自身分捕之由、粉骨之儀候、彌馳走肝要候、必追而一段可賀之候、恐々謹言、  
(天正六年)  
卯月十五日

(大友) 義統(花押)

狹間勘解由允殿

二〇〇 大友義統感狀(紙切)

○狭間七五三男文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)  
一 狭間彌十郎殿

義 統

高城表ニオケル  
忠義ヲ賞ス

於今度高城表(日向國児湯郡)、父勘解由允・同前被官一人戰死、忠儀之次第無比類候、必追而可賀之候、恐々謹言、

(天正六年)  
十二月十三日

(大友)  
義 統 (花押)

狭間彌十郎殿

三〇一 阿南莊松富名南北内由原大神

寶會百九十五貫分目録

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

(端裏書)

「南北之内百九十貫分之村□之内」

(松屋名カ)

天正七年<sup>巳</sup>八月十八日

由原大神寶會百九十五貫分

入用長<sup>(マ、)</sup>

廿一貫四百五十文京都御買物錢

五貫八百五十文材木錢

銀子うけ取申仕分

七文め八分 なへかま之代

三文目九分 木く之代

四文目<sup>ニツ</sup> こきニそく之代

一文め八分 むしきニそく之代

木さらあり

四ふ五り ひさけ・かるけ・ひしやく之代

四分五り かちめすりはちの代

五分 ミつこき一前大<sup>(カ)</sup>行事用

大豆 一斗ミその用

もミうけ取分<sup>(マ、)</sup> 三石七斗五升五合かふ光より、此内二斗八升うすミ、

三斗二升たをれ候、

貳石四斗六升中く<sup>(カ)</sup>はん寺治部少より、此内三斗六升う

すミ、二斗四升たをれ候、五斗九升てまへ之出擧之内

也、此内四升うすミ、三升五合たをれ候、又此内六升<sup>しをかみ申候</sup>

合而六石八斗五合

(接続關係未詳)

白米宮へのほせ候分

六斗三升さくしき

貳斗木や入之もちのこめ

御供米 一石三斗六升五合、此内七升五合たをれ候、

五斗さけのこめ、此内さけ五升、とのへ參候、二升<sup>(カ)</sup>

みくかりこめ

惣以上合而二石七斗一升五合定

たわくし立かへり

六十貫分卅九人、此内十人(カ)くら本より、

五十貫分十一人、

ちけ分 十九人、  
(カ)

卅貫分 十四人、

十八貫分一人、

以上八十四人、

三〇二 阿南莊狹間南方四百貫分覺

○甲斐守文書  
大分郡狹間町大字赤野

狹間(カ)南方四百貫分覺

一下市村

一上市村

一平横瀬村

一向原村

阿南莊

一 竊田村之内(内カ)  
小南門

一 鬼ヶ瀬村

つるた同

一 筒口村

むたのひら同

一 大龍但五ヶ瀬村内

はる同

右南方分

一 池のくほ村

一 田代村  
此内東門くほ同

一 袋村

右以上

天正七年己卯八月吉日

二〇三 大友宗麟義鎮書狀寫

○賀來文書  
大分県史料三五

迫而其方存分之旨、去春内々入魂之儀、令首尾候之條、彌順(マ)不合申候矣、

田北紹鉄ノ謀叛  
ニ応ジ諸塚乱念  
ス

南郡衆挾間村ヲ  
打立ツ

田北鑑生筋目ヲ  
鎮周連続スルモ  
日州表ニ戦死シ  
タルニヨリ家督  
ハ鎮周娘ニ安堵  
ス

田北紹鐵事、連々一雅意深重之條、以時分一途可申附存候之處、今度諸塚目亂念已來、種々狼藉、  
惡逆之企、前代未聞候之條、於于今者不及用捨、成敗之義依申出、南郡衆今日差寄可討果之由而、

挾間村(阿南社)打立候、仍其方事、以順路之覺悟、各別之段聞及候、案中候、如存知、鑑生(田北)一筋目之儀、鎮

周令連續、去々年於日州表戰死、忠儀無比類候、因茲家督之儀既鎮周娘へ申與、妻合之儀統員申合  
候上者、縦紹鐵進退無別儀候共、立歸彼家裁判之事者、難有之候、況不儀顯然之條、云彼云是、爲

親類家中之仁者、統員夫婦一篇之馳走、鎮周可爲申置首尾候歟、然者紹鐵事、早々差生害、於顯心  
底者、對國家可爲忠儀候、適加來宮内少輔同前在宿之由候間、右之趣家中之者へ能々申達、速被相  
調候者、爲統員別而可成其感之由候(マ)之聞、急度才覺肝要候、恐々謹言、

(天正八年)  
壬三月廿九日

(大友義鎮)  
宗麟 (花押影)

賀來右衛門大夫殿



二四 大友圓齋鎮書狀(紙切)

○田原達三郎文書  
大分県史料一〇

田北紹鉄討果サ  
バ南郡衆ヲ安岐  
表ニ差向ク

書狀ニ答ヘ銀子  
ヲ送ル

田北紹鉄熊牟礼  
ニ籠ル

南郡衆狭間村ヲ  
立ツ

猶(田北)紹鉄討果候者、以其競南郡衆之事、自彼表直く安岐表へ、可差寄之由、兼而議定候條、此節者、不可有緩候、此閑諸軍其表へ遅陳之儀も、彼者さハリ故、不成立候、其子細者、(田原)親家としても、存知有ましく候、紹鉄一人討果候者、諸方之覺、悉可相替候閑、爰元才覺聊非油斷候、濃く之儀、治右入まで、追而書ニ申候、可被得其意候矣、

一昨日朔書狀、昨日午剋着府候、則返事雖可申候、用物從曰杵依召越、令遅く候、其元入用之儀候哉、任承銀子參貫目、調進之候、寔輒事ニ候、不限彼儀、何篇用所等、不被心置承、可得其意候、然者田北紹鉄成敗入組之趣、此四五日前、帶刀宮内丞へ申含、差返候之處、此書面ニ無其沙汰候、如何ニ候哉、然者紹鉄事、(直入郡行細郷)熊牟禮と申山ほとりへ、俄取あかり、かゝミ居候て、言語道斷淺間敷躰候、平生之口ニはたと替たる由、只今も到來候、南郡衆之事、一昨日ニ挾閑村ヲ打立、昨日重く差寄候由候閑、今明日中可落去候歟、宇佐郡其外惡心之族、紹鉄誅伐付而、色立候哉、案中候、紹鉄可討果事者、指掌候之條、吉左右不圖可申遣候、其閑之儀事、當城用所第一候之條、夜白不可有油斷之儀候、猶木彈正・立川主水申含候、恐く謹言、

(天正八年)  
卯月三日

(大友義鎮)  
圓齋(朱印)

(親家)  
田原新九郎殿

阿南莊

1105 中尾六地藏幢銘

○大分県金石年表六  
大分市大字中尾字見立

安部某等六地藏  
幢ヲ建ツ  
阿南莊中尾村上  
屋敷

實山妙圓禪尼□大宗雲禪門、夫六地藏謂者、一體分身而、化度地獄餓鬼畜生修羅人天六道之□者也、依之、豐後國大分郡阿南庄圓成寺領之内、中尾村上屋敷之住侶安部治部親夫婦、<sup>(郎親定)</sup>欽奉造立六道能化地藏薩埵之大尊容、以爲現世安穩・後生善所者也、仍賦伽陀一篇、以□其左曰、<sup>(書)</sup>  
于時天正□年庚辰九月廿□日謹誌之、<sup>(四)</sup>

○「疑北の文化財」ト校合シ、校異ヲ「」内ニ傍注ス。

1106 大友義統書狀

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

<sup>(裏打紙端裏書)</sup>  
「義統御書正月朔御供米之事」

<sup>(異筆)</sup>  
「年號不記」

來正月朔日、由原宮御供米不納之由、不及是非候、既從往古、所勤之儀候之處、統堅催促緩故候、<sup>(阿南庄)</sup>扶間村至諸給主、堅可被申觸候、萬一未斷之人候者、以交名承、一稜可加下知候、<sup>(マ)</sup>神慮之儀候條、不可有油斷之儀候、猶志賀安房入道可申候、恐々謹言、

<sup>(天正九年九)</sup>  
十二月十九日

<sup>(大友)</sup>  
義統(花押)

由原宮供米不納  
ニ付扶間村給主  
ニ申触レシム

一 萬田民部少輔殿

107 下市願成寺六地藏幢銘

○大分県金石年表六  
大分郡抜間町大字下市

大日本國豊後州□ □村□□有□□□□

□正十三年乙酉夷則吉□□  
(天) (七月) (筈)

108 中尾六地藏幢銘

○大分県金石年表六  
大分市大字中尾字見立

多嶋田駿河守夫  
婦六地藏幢ヲ建  
ツ  
阿南莊松富名中  
尾村

月賀妙景禪尼・如雲宗清禪門、夫六地藏謂者、一躰分身而、化<sup>(度)</sup>□□□□□□<sup>(地獄餓鬼畜生)</sup>修羅人天□□生者也、依之阿南郷松<sup>(高九)</sup>□□□□中尾村之住侶多<sup>(地)</sup>□田<sup>(敷)</sup>河守夫婦、欽奉造立地藏薩埵之六尊容、以爲現世安穩後生善所之者也、仍賦伽陀一篇、以書其左曰、  
于昫天正十五年丙戌二月十日謹誌之、

○「大分県金石年表」編者日名子太郎ノ注ニ、天正十五年ハ丁亥ナリ。而モ銘文ハ後刻ニ非ズ。丙戌ハ前年ナル故、不用意ノ誤謬ナラント、アリ。

阿南莊

二〇九 大友義統書狀(折紙)

○狹間文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)  
「狹間民部太輔殿

宗麟」

島津軍侵入ノ際  
ノ忠節ヲ賞シム  
走ヲ抽デシム

昨日十三嶋津兵庫頭事、(命南忠)從武宮如府中罷越候之刻、(秩間)鎮秀以手切惡黨討果、死證九到來、被勵貞心候

之事、感悅候、方角之儀候之聞、倍大津留民部少輔被申談、可被抽馳走事、肝要候、猶年寄共可申候、恐々謹言、

(天正十五年カ)  
三月十四日

(大友)  
義統(花押)

(折返奥ウハ書)  
「守殿

○包紙ウハ書ハ別文書ノモノナリ。

二一〇 大友義統寄進狀

○瑞峯院文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)  
「瑞峯院

衣鉢閣下

(大友宗麟)  
義統

薩軍侵入ニヨリ  
相違セシ院領ノ  
代リニ豊後國中  
百貫文ヲ寄付ス

當院領之儀、近年依不慮弓箭、相違之儀不及是非候、雖然、(大友宗麟)休庵爲菩提候之條、於豊後國中百貫分之事、可令寄附候、所柄之儀、從國本可申入候、聊不可存別儀候、可得尊意候、恐惶謹言、

(天正十六年カ)  
卯月廿三日

(大友)  
義統(花押)

瑞峯院

衣鉢閣下

○『大友家文書録』(『大分県史料』三四)ニモ収録サル。

三一 大津留鑑信書狀(紙切)

○朝見八幡宮文書  
大分県史料一一

(包紙ウ、書)  
一 福嶋鹽焼大夫殿  
(御脱カ) まいる

大津留掃部

(端裏切封)  
「(墨引)」

出陣前ニ付不音  
御祓ヲ謝シ礼錢  
ヲ贈ル

猶々爰元出張前之躰候、不申入候、無念之至候、何様從來春者、別而馳走可申候、  
毎年被任御嘉例、御祓被懸御意候、誠忝存候、示給候御祈念之儀、奉憑候、雖左少之至候、貳疋令  
進覽候、御志斗候、猶期來音候、恐々謹言、

(年未詳)  
五月四日

(大津留)  
鑑信(花押)

福嶋鹽焼大夫殿  
(御脱カ) 御報

三二 大友吉統書狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

狭間鎮秀成敗ヲ

急度染筆候、狭間山城守事、成敗之儀申付候、然(者)宗像掃部助・大津留民部少輔申談、早々一途專

阿南莊

阿南 莊

申付ク

□候、少茂口能之儀候者、不可有曲候、猶兩人可申達候、恐く謹言、

(大友)  
吉 統 在判  
(天正十六年)  
壬五月廿六日

奴留湯長門守殿

二三 狹間鎮秀供養墓碑銘

○湯布院町誌資料調査表  
大分郡湯布院町大字川上

〔狹 間 〕  
(正面) □ (鎮 秀カ)  
(裏面) □ (靈)

○碑石真中ヨリ上下ニ折損。裏面ニ修補石(碑文下記)ヲ副へ、セメントニテ固定セリ。

狹間鎮秀六月二  
日戦死ス

(補修石裏面右側)  
「大分郡狹間村狹間家末裔」

(裏面正面)  
「潭月院殿脱心宗關大居士」

(同左側) (六年)  
「天正十□□六月二日戦死」

大正十四年九月修補」

二四 大友吉統感狀

○大友家文書録  
大分県史料三三

狹間山城守誅伐  
ニオケル忠節ヲ  
賞ス

狹間山城守事、薩州衆一味之儀顯然之條、誅伐之段、至院内衆申付候處、其方別而碎手、分捕高名  
(鎮秀) (カ)  
之由感入候、必追而一稜可賀之趣、猶宗像掃部助可申候、恐く謹言、  
(鎮統)

(天正十六年)  
六月十九日

荒木治右衛門尉殿

(大友)  
吉 統 在判

三五 大友吉統書狀

○瑞峯院文書  
大分県史料二六

(包紙ウハ書)  
「(貼紙)」

「天正十七年」

瑞峯院

参 衣鉢閣下

豊後侍従

吉 統

約束ニ任セ興導  
寺・建福寺・延  
命寺・無量光寺  
及ビ浮津寺領ヲ  
寄付ス

去春在京之刻、任約束之旨、當國之内興導寺・建福寺・延命寺・無量光寺・浮津寺領之事、先以令  
寄進候、右之首尾、彌不可有相違候、爲御存知候、恐惶謹言、

(天正十七年)  
七月廿八日

(大友)  
吉 統 (花押)

瑞峯院

参 衣鉢閣下

三六 大友よし統安堵狀

○利光文書  
大分県史料一三

阿南莊滝河内下  
の村廿五貫分ヲ  
一万田まつ寿女  
ニ安堵ス

(一万田)  
一まん田ひたち入道さう傳さうそくのりやう地、(阿南莊滝河内)たきの河内下のむら廿五貫分の事、(来總)くなハ郷つほ  
ねゆつりにまかせ、りやう掌さう違あるへからず候、かしく、

阿南莊

(天正十八年頃)  
如月十五日

(大友)  
よし統 (花押)

一まん田まつ壽女

三七 山口宗永當毛付次第條々

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

當毛之次第

一豊後國あけちり(散、在)在(在)、悉まかりなをるへし、左なきにをひてハ、一類ともに、さき(か)〜おわ(か)せ  
られ、御法度のむねにまかせ、可被成 御成敗事、

一此以前百姓、失人たりという共、此度可還住事、

一有來用水之儀ハ不及申、新井通し候て成共、勝手次第、先田を專(第)一にうへ付可申事、

一水かゝらざる田地、又ハし(旬)ゆんはつれ候ハ、まめ あつき あわ ひへ そは、如此つくり付  
可申事、

一今までつくりつけ之田地者、不及申、たとい人の田地たりといふ共、一往そのぬしへ相届、其手

まへ可荒様ニ候ハ、他所たれ(以下紙継目)〜によらず、作付へき

一ぬしの田地、并奉公人手作あれ候ハ、惣つくり成共、可仕、いつれのミちにても、荒地候

ハ、在所の越度たるべき事、

惣作  
荒地ハ在所ノ越

荒サザルヨウ作  
付ベシ

失人等還住スベ  
シ  
田ヲ植付クベシ  
水カ、ラザル田  
地旬はづれノ地  
ハ豆以下ヲ播ク  
ベシ

惣作  
荒地ハ在所ノ越



來秋立毛ヲ以テ  
見合ノ年貢

來年滿作ノタメ

高麗話人足船頭  
水夫ヲ呼戻ス

六月中ハ耕作ニ  
專念スベシ

論所ハ当年ハく  
じ取

借錢借米ハ來秋  
元利共ニ返弁ス  
ベシ

押売押買ハ一錢  
切

山林竹木伐採ヲ  
禁ズ

作毛終ラバ庄屋  
年寄マテ申スベ  
シ

一 來秋立毛の上を以、見合之御年貢たるへし、但あしき所ハ、其百姓に可被遣事、

一 此心ハ、來年まんさくに、いたさすへきたために、如此ふれ申事、

一 かうらいニつめ候人足、又ハ船頭・水夫、悉六月中ニよひもとすへき事、  
(高懸) (九)

一 六月中ハ、右作毛にちうやかきりなく、とりかゝり、おやこをかきり、まんさく可仕事、  
(昼夜)

一 ろん所之下地候ハ、先當年ハくし取ニ候て、追而きうめいを以、有様に可申付事、  
(糺明) (論)

一 毛付の閒、しやくせん・しやく米、こいさいそく打のべ、結句ハのう食をもかし候ハ、來秋有  
(農)

様の元利共ニ、返辨可申付事、

一 さいせん申ふれ候ことく、おしうり、むしかい、いつれも見たりの族、有之ものハ、其所として  
(押) (志) (押) (買)

一 せんきりたるへき事、  
(錢) (切)

一 山林竹木ぬすみきりも、可在之候、先此刻ハ、たといぬし成共、きるへからさる事、

一 七月に入、作毛しまい候段、申上度と存候ハ、庄屋・年寄、此二人まで可來事、

右條數ハ、大かたニ候、在所之庄屋・年寄分令談合、萬事打置、立毛不可由斷候、申度子細候  
(毛付)

ハ、追而之儀たるへき者也、

文貳

六月七日

山口玄蕃頭(花押)  
(宗永)

豊後國

おいた郡

○高橋文書(『大分県史料』二五)ニ同内容ノ文書アリ。〔 〕内ハ同文書。

阿南莊

二八 肝入二郎左衛門尉舊領覺書

○甲斐守文書  
大分郡挾間町大字赤野

覺

挾間屋敷まハリ

一 挾間屋敷まハリ四百貫

来鉢

一 九はち(来鉢) 百五十貫

池ノ上しのはら

一 池の上しのはら五十貫

あはちつゝ口

一 あはちつゝ口百貫(河鉢)

大竜

一 大竜 百貫

合而八百貫

以上

文祿貳年

六月廿六日

きもいり  
二郎左衛門尉

二九 豊後國大分郡瀧河内上淵村檢地帳寫

○故立川輝信(現編者)藏  
大分県地方史六五

○「文祿貳年八月廿日竿」。佐藤満洋翻刻(『大分県地方史』六五)。紙巾ノ制約上本文ヲ省略ス。

# 付録

## 一 狹間家譜(冊)

○狹間文書  
大分県史料二六

〔題箋〕  
一狹間家譜

全 (朱印) 〔後藤頼田九〕

### 狹間家略譜

大友祖豊前々司・左近將監・左衛門大尉、從五位上藤原朝臣、

能直

實父右大將源頼朝、母大友四郎太夫平經家女、承安二壬辰年正月三日誕生于豆莢蛭小嶋、養父者近藤左近將齊院次官藤親能也、建久七年丙辰三月豊後國下向、貞應二年癸未十一月十七日逝去于豊之大野郡藤北邑、歲五十二、幼名一法師丸、法號勝光寺豊州能蓮、

親秀

大友二世大炊助、從五位下、幼名利根次郎、母島山四郎入道女、建久四年癸巳月生于相州、寶治二年甲申十月廿四日逝、法號出雲路寺寂秀、

阿南莊

頼泰

大友三世兵庫頭・出羽守・丹後守・大炊助・式部大輔、始名泰直、童名藥師丸、利根次郎、

〔朱書〕  
〔大友氏正景〕

母三浦肥前々司平家連女、正安二年庚子九月廿七日逝、七拾九、法名常樂寺道忍、

重秀

戶次二郎左衛門尉、母同前、

能泰

野津次郎、藏人修理充、法名道善、母同前、

直重

狹間大炊四郎、初名有重、法名龍祥寺、自明覺宗、母阿波藤内左工門尉女、領豊後國大分郡狹間村、依稱狹間氏、狹間家祖也、在城于大分郡阿南郷龍原村權現岳、

頼宗

野津五郎・初名親直、法名阿一、母小河左工門尉女、吉岡・波津久・戶上・椎原・荒瀬・久土知・岩屋・御久里・佐土原・笠良木・長小野・小河内等之祖、

親重

木付大炊六郎判官、母同前、鹿子木・木付・眞玉之祖、

親泰

田北判官代、母同前、田北・石合・須郷・鹽手・城後・小津留之祖、

良慶

童名久衛丸、山僧律師、權少僧都、助大阿闍梨、大野郷井田酒井寺院主、

親盛

早世、

六七九

重 泰 狹開大炊四郎、  
法名性隆、

直 親 狹開大炊又四郎、  
法名性珍、

政 直 狹開大炊四郎、建武年中人、建武元年三月繪旨  
及武功御教書所持、當時之武將也、法名祥中、

資 直 狹開新藏人佐、  
法名性松、

英 直 狹開筑後守、兵庫助、  
法名性吉、

親 賢 狹開大炊六郎、  
法名性壽、

英 世 狹開龜之丞、  
法名性俊、早世、

親 宣 狹開式部少輔、  
法名清圓、

鹽 松 狹開新太郎、  
法名祖育、早世、

親 政 狹開藏人頭、  
法名義英、

親 貞 狹開形部少輔、  
法名宗全、

親 益 狹開右衛門大夫、  
法名宗高、

親 幸 狹開孫四郎、  
法名道心、

親 富 狹開七郎次郎、  
法名健隆、

親 年 狹開彌三郎尉、  
法名性桂、

長 秀 狹開右衛門大夫、  
法名宗秀、

鑑 秀 狹開形部大輔、  
法名宗濶、

鎮 秀 狹開山城守、天正年中死、  
法名宗闕、

秀 久 狹開都解由、  
法名成向、

秀 就 狹開式部少輔、  
法名玄心、

鹽松丸 狹開鎮秀長男、母三宮、智女、天正十四年早世、  
于權現岳龍城云々、

秀 長 狹開助左衛門、白杵住云々、

狹間家略履歴

初代狹間大炊四郎藤原直重ハ、大友鼻祖大友能直の嫡子大友二世親秀の四男、大友三世頼泰の弟にして、文永十一年父兄と同く、筑前國博多津蒙古襲來の役に出席して、元賊を討、大に功ある人なり、豊後國大分郡阿南庄狹間村を食邑に賜ひ、其所に世々住居す、其地今の向の原・上市・下市・鶴田・海老家・古原・來鉢・中畑・平床・赤野・北方・東行・柏野・鬼ヶ瀬・池ノ上等十六村の知と云へり、弘安年間豊後國圖田帳に曰、大分郡阿南莊八十町領家室大納言、地頭守護所狹間尼公生蓮孫忠用鬼丸傳領、今又四郎直親、又同郡同莊松富名三拾五町狹間尼公生蓮跡同前とあり、因に(後藤)云、眞守が圖田帳考證に尼公生蓮ハ、狹間直重の母阿波藤内左衛門女とある人歟云々、又四郎直親ハ直重の孫、狹間三世大炊助又四郎直親也、同氏代々の居城ハ、大分郡阿南莊龍原村權現岳なり、香華の院ハ向原村積翠山龍祥禪寺なり、當寺に狹間氏代々の木主及過(木カ)

阿南莊

去帳古墳等疊々とあり、萬屋文章に龍翔寺に作れり、一據とすべし、

二世狹間大炊四郎重泰、傳不祥、(マ、下同)

三世狹間大炊又四郎直親、弘安年間圖田帳に出入なり、傳不祥、

四世狹間大炊四郎太郎政直、建武元年三月 綸旨を

賜、又建武三年九月武功注進狀御判等有る一時銳武の人也、萬屋古文章によりて武功は見るへし、

五世狹間新藏人佐資直、建武二年足利尊氏九州江沒落之節、大友氏隨順ニ付、家族一味着到帳に狹間新藏人入道沙彌覺宗とあり、太平記等ニも見ゆるなり、又同時帳中に狹間又三郎貞直と云人あり、

六世狹間兵庫助英直、永徳三年十一月任筑後守の宣旨あり、建武二年足利尊氏九劔沒落之時、大友家より附屬人數着到第一項ニ曰、狹間兵庫助藤原英直と云々、同書の人數配りの記中狹間筑前守とあり、同記中筑後守とせしもの有、合戰奉行衆中に狹間筑後守なる人あ

り、公然と決しかたし、考へし、

七世狹間大炊二郎親賢、傳不祥、

狹間龜之丞英世早世にて、弟親宣家督をつきたり、傳不祥、

八世狹間式部少輔親宣、傳不祥、

九世狹間藏人頭親政、傳不祥、

十世狹間刑部太輔親貞、傳不祥、

十一世狹間衛門太夫親益、傳不祥、

十二世狹間孫四郎親年、傳不祥、

十三世狹間七郎二郎親富、傳不祥、

十四世狹間彌三郎親年、傳不祥、

十五世狹間衛門太夫長秀、傳不祥、

十六世狹間衛門大夫、刑部太輔鑑秀、傳不祥、

十七世狹間山城守鎮秀天正年中人、其性寛にて武略有り、

天正十四年薩兵襲來の時、郡の權現岳に籠城して

攻守節を全し、武名高し、後天正十六年六月爲讒速見

郡油布院獄本邑に戦死云々、此餘狹間氏の人名員左ニ

擧之、

狹間式部少輔、天正二十年大友氏朝鮮渡海人數着到帳

ニあり、此人秀就と云、傳不祥、

狹間藤太兵衛、同上傳不祥、

狹間勘解由秀久、傳不祥、

狹間内記、慶長五年石垣原役出陣見、傳不祥、

萬屋文章を見るに、狹間民部大輔の當多し、中ニ山

城守當あるを以見るに、鎮秀の二男式部少輔秀就、

民部大輔に轉せしにや、天正年朝鮮役以後に式部少

輔なる人見へて、民部太輔なる人なし、萬屋古文章

多天正年間の迄のものなり、

(後藤碩田異筆)

「此一綴、大友家景簿及古記傳・古文章・龍祥寺過去

帳等に據て、大凡を擧るものなり、

(朱印)

眞守  
之印

二 豊後國大分郡阿南莊四方指寫

○柞原八幡宮文書  
大分県史料九

先、由原山足立寺彌勒菩薩堂坤本柱より指初、東方植田庄

南方阿南庄、北方在限郷、西方笠和郷、夫より中央鳥居西柱に踏下、小野角

石、夫より丸山乾尾御裏大道を限、夫より水尾巽の尾

より御在所中津尾、東の尾限、瀧岩下渡を川上、深谷異下の渡りを

渡より大道分、護法の本に踏登、夫より東窪を下、暗イ(暗)

谷より好子迫鳥居本より南谷に踏下、井水落合より東釜懸 イ(南)好子迫

南 植田庄、西北 當庄、大井水を上、角前下尾限、(ハナホ)

夫より中嶋西小路を踏通、國分幡淵之角より鳥巢鼻、

夫より河上、小原尻乃淵河分、夫より河登、狭間、津

留の尻笠場より鬼崎大西の小路に踏渡、切通谷分道を(ツケビ)

限、夫より白岳下尾北谷より川登、大道川渡より道イ(路)

限、大道を上、三國境、尾を登、畑岳、辻分、袋、窪

尻塚谷限、南 植田庄、北當庄、谷落合より河上大(を脱カ)

阿南 莊

龍、子母山麓(ウチセウゼノトセウゼ)女蛇生瀬男蛇生瀬中間谷落合二部分石、

坤西は、直入郡、乾東ハ大分郡、夫より土橋、鷹伴野イ(龍)

踏登、上埜水走分鷹渡路苑來留石迎場を踏通、高墓尾(ウツトロンノケルス)

辻分、似野田踏下、山號東谷落合より河上、赤土落合イ(龍)

川上、駒淵赤石限、夫より川分、篠箇谷、内山越、松イ(龍)

柴四郡大塚直入、大分、水走を限、夫より釜(柞原本釜以下東迄

衛、殿川、大井瀧、東西院庄境二部分山、王子岳中樋上二字辨)

より來生野踏登、龍王乃岳西八分に下り、岩疊、鉾イ(龍)

峠、二部分山、鉾岱、阿西分岳より北ハ速見郡由布院

内也、南表(は脱カ)大分郡阿南庄内也、同由原山彌勒堂坤本柱

より踏初、坤迫小路より小蘭北尾大道を限、山崎平石

より清水風呂の本踏通、小谷野地尾頭より鳥居越道

限、北東 笠和郷、西南 阿南庄、夫より鳥帽子石、イ(當庄)

七曲、四極山水手一氏大道限、夫より米之山西尾辻よイ(米山)

り山口西谷踏下、高崎西道より來鉢、袋生谷落合よりイ(谷)

川上、荻尾小道尻より平原鎌置石に踏廻、洗谷、小名(を脱カ)

部辻限、夫より平床西大道限、尾辻より堺谷東當庄川

六八三

分、北 笠和郷、夫より樋口、椿、大道、石鍋、大分  
 速見二郡大塚、南ハ當庄、北院内川底、<sup>イ(は)</sup>堺谷、夫より  
 塔尾踏<sup>マ、</sup>上、龍上、龍尾、作女狐男、飛狼、大神峠踏  
 下、<sup>イ(阿向分岳)</sup>自夫より阿西分箇岳踏治也、  
 右、大境踏治所爲後日證跡、依四方指帳如件、

長治貳年<sup>乙</sup>西三月吉祥日 大神惟家

上件四方指帖、昔我家大神郷司阿南<sup>イ(秀)</sup>惟季以前者、順道  
 一篇踏治む、爰に公家御奉行矢野幸仙律師下向已後、  
 依爲御祈願所、制片篇兩道改之者也、任其例至我等迄  
 如右也、抑由原山より境指初事、彼堂者、爲二郷二庄  
 角故也、彌勒菩薩者、八幡大菩薩御師本地、脇立増  
 長・廣目・多聞・持國四天王也、  
 神者正直頭御證覽、不稟神非禮、知見殊兩道、始終心  
 中所願満足、誓願所仰、安全豐饒、長久砌踏治所、再<sup>イ(處)</sup>  
 拜々々敬白、

(大神惟家)  
 松武加賀守 (花押)

(奥書) 「長治貳年<sup>乙(マ)</sup>今ニ至寶永四<sup>丁(マ)</sup>迄五百三十三年ニ而候事  
 紛無之、此一巻秘傳ニ而御座候間、努々他見被成聞敷  
 者也、」<sup>(附箋)</sup>「山ノ口 四郎」

○本文書長治二年(一一〇五)大神惟家ニ懸クルモ、全ク  
 信ズベキモノナシ。江戸時代初期ノモノナラン。参考ノタ  
 メ掲グ。文中「異」「イ」ハ異本トノ校合ヲ示スモ、何本  
 タルカラ記サズ。



三 大分郡狭間町(除内)・庄内町(除阿蘇野地区) 大字・小字一覽表

狭間町

大字	小	字
(石城川地区) 高崎	北苑、タシロウ、フルトン、ヲモテ、平ノ苑、コエトウ、仏ノヲ、内河野、石堂、ユフ子、高平、焼野、中ヤケノ、平山、ナガタ、東ヤケノ、トラノヲ、アリクビ、新貝、平田、	ツマガジヨウ、ウシロサコ、クボノソノ、イチギ、東、コシロウ、ナコサコ、大久保、ドウメン、山口、バシロ、バンテン、ウチカワノ、ユフ子、フシカミ、立石久保、セト、大下、下谷、ヤソヲ、フモト、ウン、カヤワラ、平原、河内、銭亀、ミヨダ、城ノ坪、立出、四郎迫、小畑、向平、ヤナイガタ、タカノス、中原、
七蔵司	フクロオ、サヤ、ム田、ヲギノオ、小川ノ上、クヌギ山、ノダクボ、ワサダ、ヤビツ、アシマト、カゲノキ、辻、ナカゾノ、シバヲ、ハイザコ、タカヒラ、ニシナベ、トビカス、マルタ、ハヤマ、上ノツル、ドラゾノ、下來鉢、マイノハル、キウデ、ナベノハル、フジタ、メノコザコ、フ子、ヲトシ、	田代
來鉢	赤追、大下、大苑、堺ノ谷、フロノサコ、田向、コンソウ、ハル、センホウ、カミタイ、平山ノ下、向山、シモタイ、マツハラ、ナコヤマ、ナカ、ムカイ、コニヨフ、	田代

阿南荘

<p>(由布川区) 三船</p>	<p>古野</p>	<p>赤野</p>	<p>朴木</p>
<p>藤田、ムカイフジタ、竹ノ下、坂本、ツル、川平、上園、梁ケ瀬、裏辻、下中、前、新久下金、柚木平、カリマタ、追、菅ノ追、平、殿ケ原、西ノ苑、船川、生殺、下原、天神平、泉</p>	<p>大間、北屋敷ツル、水毛ツル、中原、下黒野、松原、堀古森、大菅道、大畑、鳥追、カニ田、坂本、神林、中ノ尾、中吉原、古原、鍋ケ原、林ノ尾、市ノ原、石風呂、吹上ツル、妙連ツル、茶屋ツル、塚ノ久保、藤ノ平、藤合水、下黒野南</p>	<p>藤畑、枇杷ノ首、菰ケ追、鍋ケ平、久手平、中尾原、辰ケ鼻、板屋田、景耕、拾石、茶屋、北口原、南口原、上ノ浦、大迫久保、宮ノ脇、大園、中園、東ノ原、中赤野、後谷、向ノ山、立平、芥神、横井、松ケ追、セメ、塔ノ山、姥ケ塚、裏、登立、大久保、山ノ崎、山ノ神、地極ツル、谷、宮ノ元、屋敷、西、丸ノツル、扇ケ元、大野地、広町、下山田、堀田坂、上山田、山田、上台筋、台、今在家、下台、へり山、稗田、庚申、津留、津留平、折戸、マルタ、ハヤマ</p>	<p>猿渡、へり山、境、長久保、中畑、仁田尾、ラサコ、ハマコ、台、ササハ、風呂元、イラ畑、井手上、長迫、板ケ平、古苑、谷、平、上ヤシキ、峯、柳久保、ウト、小屋浦、丸山、三上、梶原、谷前、下ツル、上段、中苑、谷道、小屋園、神田、割見手、山ケ苑、三カ久保、午玉、表、水タリ、キワタ、カジヤシキ、弁財天、辻、南、セトノ口、栗ノ木、ツル、西、窪ツル、中山、ヒウカシ、古屋敷、今在家、船ケ追、長田浦、田久保、下山、岡、中尾原、夜打追、東、ナラフ、コソフ、柿ケ尾、一ツ水、カチキ、瀬戸下、ヒエオリト、カヤハ口、下ノ原、権蔵ツル、ヌメリ追、サ子モリ、大下、カチシ、柳田、狩又、柚木畑、菅ノ追、小猪道、長田、芝川、亀ノ甲、神子園、堤端</p>

東と 院い	茶園畑、大切、要安、カリノ、西脇、國、明神、東平、堂下、幸財、宮ノ脇、堂面、松尾、水渡、南田、赤土ノ元、向、猪ノ元、
下地挟 市区間	古我上、大峯、春、原、菅ノ迫、
北 方	下平、見取、尻細、下大六、上大六、上嶋、下嶋、堤口、上平、
挟 間	下角、東ノ平、和尚、二反田、宮田、 城畑、牛踏、鋤崎、立烏帽子、無田、ツル、前、塚、
向 原	五田ツル、屋敷、田久保、筋甲斐、中津留、日向、恵良、大南、上原、池ヶ谷、老色木、古屋敷、 椋木原、
鬼 瀬	榎田、田中、太田、柳垣、大津留、西大津留、高長谷、津留、植田、陣屋、山田、長田、前田、 若山、北方山、牧ノ内、
時 松	カヤバ、吹迫、牧、綾織、荒井、キワダ、ヨン地、久保津留、猪原、地藏迫、出水、桐木、小中尾、 トリスガリ、西平、鎌木、井久保、
鬼 崎	鶴ノ上、鶴ノ前、柳瀬、池田、片山、鶴、北受、西受、北原、東原、東谷、猿飼、追埒、向原、 嶺尾原、五反田、上田ノ尾、芝尾、貴船、

(谷地区) 小野の	篠原	谷	筒口	(阿南地区) 西長宝
カスカギ、下ノ鶴、塔ノ鶴、板屋、戸屋、嶽ノ平、小倉野、東ノ尾、片山、松ノ尾、西平、北受 西小野、中畑、谷口、小野々台、片野谷、大原、田ノ平、野中、堀ノ内、中ノ迫、大向、宮ノ原 梶屋久保、藤畑、	折久保、大原、鶴、松原、尾田、	底鶴、生田原、南生田原、高森、石場、鷺倉、谷村鶴、芝原、原田、台良、鳥井尾、鍋ノ前、畑中 大道、酒ノ鶴、米田、尾畑、土器田、荒平谷、用石、白岳、宮田、丸山、竜王平、谷、馬籠鶴 寺ノ上、那木ノ鶴、向原、榎ノ尾、尾水、荊原、内山、山田、後山、竜下、尾袋、	鏡谷、平田、新界、長田、下原、上中尾、大迫、桑鶴、嶽ノ平、中畑、青山、西鶴、吉屋敷 中尾谷、尾土、前田、境谷、峠、片ノ谷、長迫、出口、辻尾、大原、池田、鍋田、下鶴、梶屋久保、 東畑、	(小野屋) ウソノヲ、(高津透内) 松ノ下、茶屋場、台、中ノ上、ヲカタ、日向東、戸ノ口、室園、 中園、宮ノ本、鳥越、中ノ屋敷、後ノ原、洞中、瀬戸、上ノ屋敷、大迫、高辻、遠見石、篠原、 子コツル、宮ノ上、周谷、西平、(久保) 岩下前、七反田、垣内、垣内裏、関ノ上、下原、黒土、 横舞、尾迫、辻前、尾迫平、竹山口、岩下、鍛冶屋平、古原、堂面、鈴原、松郡、台ノ下、田尾、 台前、後川内、峯、田代ツル、久保、下久保、城尾、深、臼杵原、

庄内町

東長宝 ひがしちやうほう	櫟木 いちき	東大津留 ひがしおつる	西大津留 にしおつる	南大津留 なみおつる
<p>(五福) 室津、原、坊ヶ瀬、入ノツル、上ノツル、柿内、椀ノ石、茶ノ元、穴田、榎ツル、(小野屋) 新連川、間ヶ田前、(蛇口) 中道、前、向間田、イバノ元、エラ、スタノ元、片山、水ノ元、屋敷、畑、小原、西山、古原、西代、イノ原、河内、恵良山</p>	<p>上田、田吹、馬地、山本、南河原、ウルクシガサコ、辻、中ツル、石田、茅場、カケノ木、櫟木、間田平、白水、打越、間田、折久保、亀ノ甲、仲鷲、城、長瀬</p>	<p>(影戸) 南、中川原、於方、檜ノ木、竹上、鬼神、迫山、春田、影戸、中井、箱場、下津留、垣外、平、宮ノ下、小屋苑、深迫、柳瀬、笹郷、相勘、久保田、堀ノ内、中、垣内田、川ノ上、(瀬口) 鍛冶屋敷、辻、神ノ木、二里山、南圃、薄川、瀬口、津留、戸ノ口、札幌、川原田、山田、其田、前、二ノ坂、西其、奥田、金山、門行、杉尾、十川、堤口、高平、松尾、白峯、乗念山、本城</p>	<p>(宗寿寺) ソノタ、榑本、花川、上長野、ヤシウソノ、水引、箕久保、小川内、板畑、古殿、小林、向ノ原、マカヤ上、高場山、小川内谷左右観音平、(竹の中) 田通寺、ヲサギ、シバヲ、山ノ神、道蓮寺、畑返、竹ノ下、駄入、マカヤタイ、原田、合ヤ、合口、中ノ屋敷、竹の中、ヲサコ、下原、神原、ヤシキ、宮ノ本、石原、辻、古苑原、ヤナカトウ、井出口、合ヶ迫、コシカサコ、ハシリ場、狸、塔野、原山柳原、原山、柳原追下、大石ヶ嶽、(袖ノ木) 中ノ尾</p>	<p>(中尾) 隼、尾、和迫、抜間、小苑、名子迫、石風呂、一反田、笠置、山ノ田、黒土、新兵、田ノ口、石垣、柵、江後、口ノ原、猪内原、大官山、井手上、西屋敷、上ノ原、若苑、今在家、摺原、中苑</p>

打上、津留、東光寺、五反田、原、笹川、金ノ手、道、小屋苑、中尾越、

北大津留

(袖ノ木) 久保鶴、苑田、クホマエ、袖ノ木、道上、中ノ迫、中ノ道、平畑、ユノキダケ、ナラハラ、日平、松ノ木平、久保田、ハリ山、野中、古田、丸尾、椋ノ木、宮ノ前、粳原、弘ノ元、花ノ木、前、川原、北原、外苑、浦田、中津、上原、辻ノ田、祐照庵、平ノ坂、久保ノ尻、田ノ口、風呂ノ本、中原、大町、八久保、夫婦石、越通、大久保、平原、官代、田平、小塚、田代、塔ノ尾、大郷、迫

小狭間

尾迫、宮ノ前、樋ノ口、田ノ先、堺、鬼ノ屋、大久保、立中場、水口山、大石平、買米、柱松辻、桐山、立道、水口、垣内、柳元、東、近道、山ノ脇、道ノ上、津留、下ノ平、堂尻、寺、神ノ下、新連川、宮苑、神田、茅場、井出上、休場、宮苑山、上タラワラ、タラワラ、井ノ頭、三分一、中津留、ガラン、荻野、山塚、サイ子ン、イモシガ久保、大畑、宇土、田中、ツルノ尻、小松原、下津留、平原、下野地、川原田、弥六、塚谷、塚谷上、下ヤシキ、丸尾、草切道、貫口、後合、内若山、寺山、古陣、水足、塚目、陣平、尾八子、タカノス、辰ハナ、古陣口、若山、上り切、桐久保、箕畑、遠見石、藤川、ナララバ子、スサキ、台、酒迎辻、呼子田、

東庄内

東、梶屋、向梶屋、野尻、小松、はし、長尾、岩崎、平原、雷、桑原、中、寺小野、栗ノ木、下ノ園、長泉寺、長瀬、室小野、久保、横内、沢津、黒岩、朝原、下り山、水無、小界小野、中須、丸山、大栗、永慶寺、寺、敷水、高鼻、二本松、胡麻尻、カチギ、エサリ、ジル谷、平谷、松群、石群、大無田、トノスカ屋敷、帆柱、大久、新貝、赤仁田、見菴、狸穴、

五ヶ瀬

竜原	川廻 猿渡 本村 袋 池ノ久保
大竜西部	源徳 烟 尾久保 松山 直野 迫 上迫 山鶴 長小野 丸小野 ウイラ烟 梅ノ木平 中野川内 板井平 ゲズノ木平 黒山野平 轟平 子持石平 大ガン野 柳原 幸鶴 桑鶴 七倉 早田
大竜東部	長添 仁幸原 松ノ本 染原 台 塚ノ原 原口 原浦 黒ケ鶴 大石 横井手下 若林 透崎 草切瀬 中ノ原 ウソノ尾 西鶴浦 松ノ木
西庄内 地 畑田	(畑田) 若宮 才苑 天神山 札場 折立 上ノ山 赤迫 白峯 野地 (猪野竹ノ下) 堀切 本田 入尾 竹ノ下前 御堂原 弓明 宮園 檜垣 猪ノ前 猪ノ上 平田 蟹倉 田ノ平 仲畑 猪ノ平
長野	下ノ鶴 長野 小庵 高畑 岡ノ平 弓明 長畑 折丸 切小野 戸代 小長前 宮ノ前 小切畑 中虎 桜園 桜山 西ノ原 丸山 小谷 中原 岩下 柴ノ尾 松葉原 一ケ迫 野原
高岡	(甲斐田) ガランダ 下ノ原 町 平田 小松原 原 桑原 (橋爪) 森 白鳥 東宮 堂床 高尾 鳥穴 原 (宇南水足) 宇南 上宇南 鳴沢水 西 水足 (佐平治) 大堀 南 南向 濱引 佐平治 山神 弓田 (小松色) 井出上 小松原 東ノ平 三群 (葛原) 貸原 尻無西平 黒岩 中迫 久吹野 摺原 古仲居 島ノ元 尾仲居 札場 中屋敷 代 久原

阿南庄

<p>中<small>なか</small></p> <p>(深谷) 津留、青野、深谷、堤尻、添原、林窪、(雲取) 六郎木、松山、前、笹川、入道、谷、東</p> <p>野中、岩下、神明原、原、藤迫、大窪、明神、竹ノ下、井手上、普ノ迫、中園、竹添、宮ノ前</p> <p>板屋、三群、</p>	<p>庄内原<small>しやうないはら</small></p> <p>(東家) 中段、下ノ原、下津留、中原、上東家、灰迫、寺、(小原) 平林、関ノ久保、上小原、節原、小路、津留、前、長ケ平、</p>	<p>平石<small>ひらいし</small></p> <p>中野、川原田、馬掛、爪ケ平、若園、西園、二ツ田、井手上、園田、深田、竹ノ上、川内、上ケ平、江後、小山、若山、星嶽、中無礼、</p>	<p>西<small>にし</small></p> <p>(下武宮) 柿尾、壺内、辻ノ台、鳥越、原田、通山、広ノ坪、寺ノ下、山中、爪ケ平、(上武宮) 野中、宮田、岩下、上畑、隣、榎田、平沢津、萩ノ迫、(藁草) 西ノ原、上ノ原、西鶴、藁草、山首、木山中、山ノ神、立山、梅ノ木原、</p>	<p>柿原<small>かきはら</small> (南庄内)</p> <p>(柿原一區) 城川原、富ノ前、古屋敷、戸ノ本、前田、平ノ口、辻、平谷、柿原、道斉、(柿原二區) 原中堂下、下原、一本木、原中堂上、原、石田、附木、永ノ原、北園、船ケ尾、木崎、山瀬、竹脇、折戸、棚畑、高樋、笛加倉、井手上、樋ノ口、棚田、上野四郎畑、</p>	<p>野畑<small>のばたけ</small></p> <p>(野畑三區) 下夜見渡、川久保、仁瀬、二ツ田、井ノ尻、大ノ田、穴田、中組、津留、宮ノ前、七里山、向畑、松山、仁瀬田、向畑、上夜見渡、成合、落ル水、(野畑四區) 八久保、下山、内ケ迫、折久保、尾向、小鹿倉、石ケ迫、宮ノ下、ヨコイ場、尾鼻、イチヨノ木、梅ノ木、景ノ木、鈞ノ木、</p>
---	--	---	--	---	--



平石畑 直野平 野台 熊群 一ノ鳥井、カバノ木、スダノ木、(柿原一区) 入小野、

(淵五区) 下津留、小園、山本、上ノ園、宮ノ本、畑、山井、灰塚、山田、中園、角神、迫、倉川内、  
 新甲斐、雀木、長久保、赤片、奈免木原、後野、橋ノ爪、(淵六区) 尾足津留、上尾足、宮ノ本、  
 屋敷、東津留、萩ノ尾、柿木、柿木原、高津原、花津留、湯脇、尾足、小河内、上ノ原、高平、  
 高畑、向ヶ畑、上切畑、時山、小藤、(淵七区) 後ヶ迫、古園、北平、鹿子倉、岩下、水引、小袋、  
 門越、尾多ナシ、原ノ口、

淵

直野内山

大西、古寺、無田、柿木畑、高津原、牧ノ原、前、下ノ原、小路久保、戸宮、底畑、中原、塔本、  
 大直野、風結、挟間谷、寺迫、登立、平台、赤岩、

補遺

勝津留史料

一 毛利元就書狀

○粟屋勘兵衛文書  
萩藩閣閱録一

毛利大友トノ和  
議調フ  
滿壽寺ノ西堂永  
照寺及ビ一万田  
某祝言ノ使者ト  
シテ上ル  
関ヨリ出雲国杵  
築ニ来ル

追而申遣候、下口之事、彌如存分調候條、祝着候、一昨日左右候、從豐州聖護院殿江、重臨と申使(道登)  
僧被差上候、爰元へも追々、從使被上之由候、永照寺と申滿壽寺之西堂、又祝言之使には、一万田(マ)  
兵部大輔罷上之由候、定而從關杵筑江、舟ニ而可上候閉、可爲不日候、矩規郡之事、高橋事、何も(堀尾カ)  
可相達之由候、如此候條、香春岳をも頓可疊候、第一祝言之事、急度可相調由候條、肝心候、此等(豊前國)  
之趣、家親へも可申候、謹言、

(永祿七年カ)  
正月十五日

(毛利)  
元就 御判

粟屋木工允

○「滿壽寺」ハ「萬壽寺」ナラン。当時毛利軍ハ出雲尼子義久ト交戦中ナリ。本文書追而書ニ続キテ本文ヲ写ス。ソノ統目不明瞭ニツキ、モトノマ、トセリ。

# 解 説

## 一 所在と環境

本巻には、豊後国の中心部である大分郡、就中その心臓部にあたる在隈郷・勝津留かちがづる・笠和郷と、西部山中の賀来荘・阿南荘の五荘郷を収めた。大分川中流以下の流域一帯を中心とし、東及び東南は大分川を境とし、北は別府湾にのぞみ、西は速見郡、西南は直入郡に接する。

由布院盆地から流下する大分川は流路を東に変へ、阿蘇野川・芹川・由布川・七瀬川等の支流を集め、V字状谷と河岸段丘を形成し、河口近くで北流し大分デルタを形成して海に入る。上野台地の南部低地が古代の「碩田国」と思われ、国府の置かれる在隈郷となり、北の沖積平野は笠和郷となる。両郷の接する上野台地は平安時代天喜元年（一〇五三）には「高国府」の称があり（勝津留三号）、国府（全部又は一部）が移転し、総社等も勧請されていたらしい（後述）。ここから東部台地下の大分川畔に至る地域に在隈郷の別名勝津留みづりが開発される（後述）。大友氏の守護所も高国府の地を継承し、南北朝期に「府中高国府」が政治・軍事の中枢となり、九州南軍の猛攻をうけることになる。

笠和郷海岸には、府中（戦国期は府内ふちない）の外港沖の浜があり、大友宗麟時代には明人やポルトガル人が来航し、南蛮貿易が行われ西洋文化輸入の窓口として繁栄した。

別府湾頭の高崎山（四極山<sup>しはつぎやま</sup>）は要害の地として古代は烽<sup>とよび</sup>、南北朝期以後は大友氏の詰城が構築され、南軍優勢期に懷良親王・菊池武光らの猛攻を受けた。高崎山東南の柞原には宇佐八幡宮別宮の豊後一宮柞原八幡宮（古くは八幡由原宮、八幡賀来社とも）が鎮座し、豊後国分寺・同尼寺も南方大分川近くの賀来に創始された。由原宮と国分寺を含む一帯が賀来荘、その西部山中の阿南郷が阿南荘となり、ともに由原宮の神領となることは後述する。

## 二 国領・荘園の成立と展開

### (一) 国領往限郷

倭名抄郷の往限郷は国府の所在地だけあって、中世を一貫して国領であった。「柞原八幡宮文書」によると、康保二年（九六五）由原宮宮師僧仙照は、国衙に対し同郷南七條墓田里卅三坪一町を季供田として免除されんこと請い、許されている<sup>(五)</sup>。この国判は国司交替毎に出され、永承六年（一〇五二）の仁円解まで続いている<sup>(三)</sup>。なお同郷内の法華講田に対する免判は、久寿二年（一一五五）まで見られる<sup>(一五)</sup>。

弘安八年（一二八五）の「豊後国岡田帳」にも、明瞭に、

国領往限郷百拾丁 地頭職大友兵庫入道殿<sup>(頼卷)</sup>

と記され、国領たることは疑いない<sup>(二四)</sup>。当郷が一宮由原宮の祭礼に、諸他の国領と共に「國衙郷々役」を勤仕するのはそのためであり<sup>(賀来五)</sup>、その伝統は戦国期文龜元年（一五〇一）まで継続している<sup>(往限四)</sup>。

右の「凶田帳」以来、当郷の地頭職が守護大友氏の直轄領として相伝されるのは(三九号)、国衙支配の当然の帰結であるが、在国司職以下国衙諸職の掌握は、同時に当国内の<sup>三九号</sup>国衙領の支配へと拡大されることも、注目されるべきであろう。

(二) 勝津留島

上野台地から東の大分川に至る低地を主とする在隈・笠和両郷に挟まれた狭少の地である。「判太・笠和・在隈三箇郷境空閑字勝津留」とあるのを見ると(三九号)、大分川下流左岸の空閑地であるが、「在隈郷字勝津留河尻野」とも記されているのは(上同)、開発者が在隈郷司であったからであろう(述次)。四至は「東限北廻二方市河也、南石屋崎際、限西高国府岸上額島際」とあり、また「東限市河、南限石屋寺前、限高坂横道、北限河等田中寺」と記されている(上同)。両者の西限が異なるのは、もともと大分川畔の荒野の開発を中心とし、上野<sup>三</sup>地の東端崖上(限西高国府岸上額島際)が西境であったが、のち台地上の高国府(西限高坂横道)まで拡大されたものであるとする解釈は、説得力がある。

この地の開発は、寛徳二年(一〇四五)の頃、在隈郷司で権介を兼ねる膳伴元(光)恒が、国判を申請して着手し領掌したにはじまる別名である(上同)。その後その領有権は、多米倉満・内蔵<sup>述</sup>次を経て宇佐宮に寄進され、大宮司と思われる津守常見が支配し、承暦五年(一〇八一)の序宣では宇佐宮毎年万燈会御燈油料所となり、承徳三年(一〇九九)弁濟使宮地末松の中文により検田使の入勤が停止された。

荘官職(名主職)の伝領関係は未詳であるが、鎌倉時代初期には当国内に隠然たる勢力を扶植していた比叡山の僧侶幸秀(備後僧都)が地頭職を帯しており、豊後守護に補任された大友能直が八子仁王丸(志賀能卿)を養子にす

るとの条件で譲得し、能直は貞応二年（一二三三）これを仁王丸に譲与している<sup>(四)</sup>。これから志賀氏が地頭職を相伝するが、能郷は母深妙から弁済使職をも譲与されている<sup>(一)</sup>。

国府が移転していたと思われる高国府は、形勝の地であり、要害の地でもある。建長六年（一二五四）大友三代頼泰が勝津留の本主幸秀（当時地頭代として下地支配をしていたものか）に強請して当所の一職割譲を強行したのは<sup>(八)</sup>、豊後下向土着と守護所設置を前提としての準備行動ではなからうか。高国府以外の勝津留は、農業生産地として南北朝期まで志賀氏の領有をたどることができる。

さて大友氏の守護所は今後「府中高国符」と呼ばれ<sup>(三六)</sup>、豊後の政治・文化の中枢となる。大友貞宗は徳治二年（一二〇七）荏隈郷五町津留にあった金剛宝戒寺を台地上に移し、また徳治年中に崖下の岩屋寺を移して円寿寺と改めた<sup>(二七号)</sup>。円寿寺は惣社山円寿寺と称し、もともとここには豊後惣社が鎮座していたらしい<sup>(一)</sup>。大友貞親が創始した臨濟宗の巨刹蔭山萬寿寺は崖下の東部低地に位置したが<sup>(二四・二五号)</sup>、これも勝津留の内であったかも知れない。「府中高国府」は北軍の拠点として、南北朝期南軍優勢期に、猛攻を受けしほば激戦が続行された。貞治三年（一二三四）の大友氏時、及び永徳三年（一二三三）の大友親世の「所領所職等注進状案」ともに、「同国高国府村」が大友氏の所領として記されている<sup>(三九号)</sup>。

注

(一) 渡辺「豊後における国衙関係の神社——宮・総社・印鑰社について——」〔『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店〕、昭和三十三年三月。

(三) 笠和郷

嘉応三年（一一七一）由原宮々師僧定清は、御供塩浜三段の奉免を国衙に申請し、その外題判は知行国主藤原頼輔の子頼経が与えている<sup>(一)</sup>（七号）。頼経の国守補任は同年であるから、おそらく国守としての免判であろう<sup>(2)</sup>。嘉祿二年（一二二六）の塩浜三段奉免の袖判下文も「任先例奉免」とあり、又その文書形式の同一性からみて、国守ないし目代の発給であろう<sup>(号一)</sup>。当郷が十三世紀初頭まで国領であったことは疑いない。

しかし「弘安図田帳」になると、大分郡条末尾に、国領在隈・同判大郷の次に、

笠和郷百七拾町 領家徳大寺中納言、地頭職兵庫入道殿

（大友頼泰）

の通り笠和郷を列記するが、「国領」の語を冠せず、しかも領家として徳大寺中納言（公孝か）が記されている。当郷の荘園化を示すもので、おそらくそれは嘉祿二年（一二二六）から、弘安八年（一二八五）までの間であろう。

しかし問題はそれだけでは片付かない。国領を各郡末尾に一括登載する「図田帳」の記載形式からすれば、笠和郷は国領と何等かの関係がありそうに思われる。「柞原八幡宮文書」正慶元年（一三三二）の「年中行事次第」によると、同宮五月会の浜御殿禿宇の造宮は笠和郷が阿南荘と共に分担しており<sup>(賀来四)</sup>、文亀元年（一五〇一）の「遷宮等次第記」では、「一荒薦百五拾枚 笠和郷役」として、笠和郷が他の国衙諸郷と共に課役を勤仕している<sup>(七号)</sup>。笠和郷の課役は他の国衙諸郷に比較すると極く軽微であるが、しかし当郷が一宮祭礼に「国衙沙汰郷々役」を勤仕していることは疑いない。以上を総合すると、笠和郷は荘園化しても一円不輪領ではなく、国衙半不輪領であったと解したい。

当郷の地頭職が守護領となっていることも、これと関係があるかも知れない。

## 注

(1) 『花押かゞみ』二、鎌倉時代、一四三頁。

(2) 『中世史ハンドブック』三六四頁。

## 四 賀来荘

保延五年(一一三九)の平丸郡司藤原貞助寄進状に、「阿南郷内黒田里玖坪一丁」が由原宮大般若修理田として寄進されている(号<sup>五</sup>)。これはその後国司交替毎に免判を受けている。こうした免田は完全な無税地ではないが、宮師の所領として相伝される慣例で、長寛二年(一一六四)の院請讓状に「大般若修理田<sup>一丁</sup>在賀来」とあるのは(号<sup>一五</sup>)、その用途といい、面積といい、藤原貞助寄進状と一致する。これによると、阿南郷黒田里という地域が賀来にあり、しかも同地域が条里制施行地で、ここに右の免田一町の在ったことがわかる。同讓状に見える「新立仁王講<sup>一丁</sup>在賀来」も、おそらく同所にあたものと思われる。

承安二年(一一七二)の宮師僧定清・御前檢校僧尊印連署解状によると、大般若修理田・仁王講田・最勝講田等に對して、平丸弁濟使から建春門院御願寺作料を切り宛て苛責された事を訴え国裁を請うている(号<sup>一七</sup>)。平丸弁濟使というのは、「平丸所當米」(号<sup>二二</sup>)とか、「阿南郷・平丸名」(号<sup>二七</sup>)とある国領平丸名(保とも)の平丸で、その弁濟使のことである。大般若修理田一丁の寄進者藤原貞助が、自ら「平丸郡司」と称している点から察すれば、平丸名(保)は大分郡司職田に発する郡司名か、ないし郡司開発の別名であろう。その名内の地を寄進して免判を得た所に、他の平丸名田と同様建春門院御願寺作料を弁濟使から賦課し苛責されたものであろう。右寄進田が条理坪付標示になつている事実から推測すれば、今日の由布川下流賀来川が大分川本流に合流する右岸一帯の条里遺構の地が、平丸



名の故地ではなからうか。

当荘の初見は治承元年（一一七七）であるが、その立荘は長徳四年（九九八）とあり（五八号）、「宇佐則九州一同之大營、当社是賀来庄之微力」とある所からすれば（四〇号）、造営料所としてであることが判明する。この賀来荘と平丸名は、一応別所とされながら、「弘安■田帳」では（三八号）別々の領家を頂きながら、しかも本荘と別名の関係で賀来荘内に記されている。両者の近接した立地関係、平丸名も「本自所奉寄神宝修理用途」とある如く（二五号）由原宮領となっていた事、特に両者とも地頭職は賀来氏が兼帯していた事等によるものである。鎌倉時代末期には「當庄内平丸保」と記され、別保として定着するようである（五〇号）。「八幡由原宮」と呼ばれた当宮が、十三世紀はじめ頃から「八幡賀来社」と記されるのは、根本所領賀来荘の成立と関係があるのではなからうか。

当荘の荘官職は、豊後大神氏の庶流である佐伯三郎惟家が、治承三年（一一七九）に領家から下司職に補任されたのがはじめである（四〇号）。彼は同四年上表、文治三年（一一八七）還補され、子惟頼に相伝し建保四年（一二二六）また改易された。その後惟綱（法名頼阿、惟頼の子か）が貞応三年（一二二四）はじめて地頭職の下文を賜わったとある（上同）。これが当荘地頭賀来氏で、由原宮と相論を繰り返し、在地領主的発展をとげるのである。

#### (五) 阿南荘

「倭名抄」の阿南郷から東部の平丸名・賀来荘を除いた地域が阿南荘となる。もともと十二世紀以来、当郷内の「少原之桑」を放生会帽額及び宮師法服料に宛てられた事実はあるが（九賀来号）、十三世紀前半中葉まで一貫して国領であった。寛喜二年（一二三〇）の庁宣案によると（一五号）、従来一宮由原宮の国司毎任大神宝及び御初拜用途一千余果は、■衛諸郷の所当済物で支弁したが、地頭の押領により欠怠した。社家の謹責により国務を全うし得ない状態

に陥ったので、阿南郷を寄進する。平丸名は神宝修理用途に寄進してあったので、本郷と併せて神宝用途に宛てる、というのである。案文であるが発給者は大介惟宗朝臣で、袖の「在判」は知行国主のものであろう。政府は天福元年（一一三三）に阿南郷と平丸名を一向不輪の神領とする官宣旨を大宰府に下している（号一八）。

ところが阿南郷寄進の同年同月に、豊後国司惟宗某は「有子細」として当郷を一条前太政大臣家に寄進し、一向不輪別納の地とした（号一六）。この被寄進者は京都朝廷の権臣西園寺公經に外ならない。故吉村茂樹は、公經が当時豊後知行国主であったからと述べている（一）。

同郷を寄進された由原宮側は、用途一千余果の代りに、九牛の一毛にも過ぎない僅か五十余果の地を宛てられたと不満を述べながら、しぶしぶ受け取っている（号一八）。国衙領を割きながら、自己の被る経済的犠牲を最少限に止めようとする、国司と知行国主の貪慾な策謀を背後に看取しうる様に思われる。

阿南荘は松富名・松武名・光一松名の三名から成り（号二二）、松富名（狭間村と号す）は大友庶子家の狭間氏が地頭職、松武名は豊後大神系の阿南一族が中心、光一松名は肥後菊池武弘が蒙古合戦の恩賞として地頭職を与えられていたが（号二二・三五）、南北朝期以後は戸次氏や田原氏と領主が転々とする（五九・六四・六六・七一・七二・七三・七四・七五）。

松武名は戦国期弘治二年（一五五六）頃、大友宗麟が京都大徳寺塔頭瑞峯院に同名百貫分を寄進した（号二五）。ところが今日京都大学文学部蔵の大徳寺黄梅院文書に、永正十七年（一五二〇）の「松武名取帳案」・天文二年（一五三三）の橋爪治秀署判の収納帳二冊以下の貴重な簿冊がある（号三七・一四）。天文二年は大友義鑑の代であり、初寄進は彼かと考えたが、裏付け史料がなく、可能性は小さい。おそらく所務の先例を示すため、古帳を宗麟が寄進したのではなからうか。ただしこれらが黄梅院に伝わった経緯は未詳である。

注

(1) 吉村茂樹『国司制度崩壊に関する研究』(東京大学出版会、一九五七年九月) 五九四頁。氏は右庁宣と政所下文の袖判が公経のものである故、彼を豊後知行国主と断じているが、両文書ともに案文である。氏は何処で正文を見られたか、その所在を記してほしかった。

### 三 莊郷境域の問題点

本史料集には、各莊郷の末尾に付録としてその地域を示す大字・小字表を付し研究に便した。ところがその境域の判明する場合は、それが可能であり有益であるが、不確かな場合は多大の困難が伴うだけでなく、時には読者を誤り却って有害でさえありうる。本巻の場合がまさに後者の場合にあたる。しかも編者が本巻に敢えて付加したのは、あくまでも参考のための史料としたいがためであって、この点誤解なきようお願いしたい。従って以下、重大な疑問点のある莊郷について、その要点を記して置くことにする。

#### (一) 勝津留について

大字上野と大字大分の十一小字を表示したが、次の諸点に疑問が残る。

(1) 勝津留の西境「高坂横道」を、大友屋敷西側の南北道とすれば、以西の字律院は笠和郷となり、金剛宝戒寺も同郷となる。後掲江戸時代諸書は笠和郷説をとるが、今後の検討が必要である。

(2) 萬寿津留に在った旧萬寿寺跡の帰属が問題となるが、一応当所の内として今後の問題点とした。

(イ)守護所のある「府中高国府」から、上野台地下の大夫役所への移転は、天文十九年（一五五〇）の二階崩れから、「大分郡府中今小路惣道場」(笠和<sup>一</sup>)の旧府内の町名の出現する元亀二年（一五七二）までの間と推定した。従ってこの頃から以後の府内は笠和郷とした。なお移転後の府中高国府（大夫屋敷）については、府内との併存説をとりたい。

(二)笠和郷の範囲について

最も問題が多く、中世文書の典拠を欠くため、特に高崎山の帰属について判断に窮した。疑問点を列挙する。

(イ)勝津留との境界問題については既述。

(ロ)大分川右岸の今津留・中津留・花津留三村を笠和郷内とする説もあるが、取らない。

(ハ)西の境が問題である。郷本来の範囲は、ほぼ現行の大分・勢家・駄原・生石・三芳の区域かと推定するが、荘園時代の明証がなく未詳という外はない。江戸時代諸書を参考のため左に表示する。

若干の差異があるが、生石・白木・田浦・大山は共通し、内成・七曾子もほぼ一致する。田浦・七曾子・内成が当郷内とすれば、当然高崎山もこれに含まれることになる。（ただし七曾（蔵）子は疑問あり、阿南荘に揚げた）。

『倭名抄』の大分郡の郷中にみえる神崎郷は現大分市大字神崎に比定され、四極山（高崎山）もこの大字に入る（付録<sup>三</sup>）。しかしこの郷がその後史料面から全く姿を没するのは、何としても不可解である。おそらく隣接する笠和郷・賀来荘・阿南郷（荘）等に分割、ないし併合されたと解する以外はない。

ここで想起されるのが、荏限郷・高国府（勝津留）・笠和郷ともに守護大夫氏が地頭職を帯し、高国府に守護所が置かれた事実である。南北朝期高国府が攻撃占領される危機に、高崎城が最後の拠点となると、ここが守護所の延

江戸時代諸書の示す笠和郷諸村

○比較のため、村の順序は「郷帳」の記述に準じた。

書名	笠和郷村名	計
正保四年(二六七) 豊後国御帳	府内、松末、千手堂、笠和村、同慈寺、勢家村、駄原村、生石村、椎迫村、志手村、律院村、六坊村、泰平寺村、白木村、田浦村、大山村、高崎村、新村、山口村、内成村、七曾子村	二十一町村
雉城雜誌	府内、松末、千手堂、笠和、同慈寺、勢家、駄原、生石 <small>賀来庄入会</small> 、椎迫、志手、律院、六坊、太平寺、白木、田浦、大山 <small>賀来庄入会</small> 、内成、七曾子	十八村
享保三年(七二) 豊後国志	府内町、松末町、千手堂町、笠和町、同慈寺町、勢家、駄原、生石、椎迫、志手、律院、六坊、太平寺、白木、田浦、大山、内成	十七村
天保九年(二八三) 豊府指南	府内町、松末町、千手堂町、笠和町、同慈寺町、勢家町、駄原村、生石村 <small>北側賀来庄、南側笠和郷</small> 、椎迫村、志手村、律院村、六坊村、太平寺村、白木村、田浦村、大山村、内成村、七曾子村、来鉢村	十九村

長となり、その中間地域も連絡路としてその支配下に入ったはずである。とくに今川義範が田原氏能に先導され、尾道から海路高崎城に入った事実<sup>九</sup>に徹すれば、海上交通路を確保する笠和郷は、大友氏にとって生命線ともなったであろう。上記江戸時代諸書が、高崎山を越えて内成まで当郷を拡大しているのは、こうした大友時代の支配関係の伝統を反映したものと解したい。内成はもと得宗領で、これもうち大友親世領となっていた(荏隈三九号)。

貴族的大土地所有体系である荘園制は、守護大名や戦国大名等の封権権力によって、荘園本来の田地領有から、

こうした山嶽地帯の領有にまで境域を拡大することになる。これは荘園制そのもの変質あり、同時に崩壊に至る終末期的形態であると見ることができよう。

(三) 賀来荘について

種々注意すべき諸点があるが、紙幅の関係上割愛せざるをえない。

## 四 参考文献

○考古、キリシリ  
タン関係ヲ除ク。

(一) 市町村史誌

- (1) 大分市編『大分小史』大分市役所、昭和六年。
- (2) 伊藤正男編著『大分市誌』全国市町村誌刊行会、昭和十二年。
- (3) 大分市史編集委員会『大分市史』上・下、大分市役所、昭和三十年。
- (4) 大分市史編集委員会『大分市史』上・中・下、大分市役所、昭和六十二～三年。
- (5) 挾間町誌編集委員会『挾間町誌』同町誌刊行会、昭和五十九年。
- (6) 庄内町誌編集委員会編『庄内郷土史』同会発行、昭和三十年。

(二) 荘園関係

- (1) 西岡虎之助「豊後国諸村の基本的経済構造」(『荘園史の研究』下、二所収、岩波書店)、昭和三十一年。
- (2) 渡辺澄夫「豊後国大分郡勝津留・津守荘・勾別符・植田荘―二豊荘園の研究(六)―」(『大分県地方史』二三)、昭和三十五年。
- (3) 同「豊後国柞原八幡宮領荘園の研究―二豊荘園の研究(五)―」(『大分大学教育学部紀要』)、昭和三十五年。
- (4) 同『豊後国阿南荘史料』(『九州荘園史料叢書』一二)、昭和四十一年。

- (5) 同「豊後国賀来荘・植田荘史料」(同右一六)、昭和四十二年。  
 (6) 同「豊後国衙領と大友氏」(『増訂豊後大友氏の研究』所収、第一法規)、昭和五十七年。

(三) 社寺

- (1) 安部甚三郎「柞原八幡宮志」同社務所発行、大正十三年。  
 (2) 大分高等商業学校商事調査部編「大分市生石濱之市に関する調査」(『商業論集』四ノ二)、昭和五年。  
 (3) 松本浩通編「柞原八幡宮誌略」同宮発行、昭和十年。  
 (4) 外山幹夫「豊後一宮柞原八幡宮に関する二、三の考察」(『大分県地方史』二三)、昭和三十五年。  
 (5) 渡辺澄夫「豊後における国衙関係の神社」(『地域社会と宗教の史的研究』柳原書店)昭和三十八年。  
 (6) 高原三郎「賀来善神王祭りについて」(『大分公民館高齢者学級資料』)、昭和五十年。  
 (7) 加藤泰信「賀来神社の卯酉神事について」(『大分県地方史』一〇七)、昭和五十七年。  
 (8) 甲斐素純「中世における大社寺造営の材木について―豊後一の宮柞原八幡宮を中心として―」(『大分県地方史』一三二)昭和六十三年。  
 (9) 富来隆「柞原八幡宮と倉木山」(『同右』一三三)平成元年。

(四) 史跡・文化財

- (1) 郷土史蹟伝説研究会編『豊府古蹟研究』一〜八、昭和五〜八年。  
 (2) 立川輝信「版経大般若経の書誌学的研究―大分市圓寿寺藏大友吉統奉納大般若経に就て―」(『大分県地方史』二七)、昭和三十一年。  
 (3) 大分市教育委員会編『大分市の文化財』一・二・三、昭和四十六・七、五十五年。  
 (4) 岩尾順「大山寺普賢延命菩薩像について」(『大分県地方史』七三)、昭和四十九年。  
 (5) 大分市教育委員会編『豊後国分寺跡』四冊、同会発行、昭和五十〜五十二・五十四年。  
 (6) 富来隆「豊後「国府」の位置について」(『大分県地方史』八四)、昭和五十一年。

- (7) 木原武雄「豊後国府についての一考察」(同右)、昭和五十一年。
- (8) 富来隆「豊後の「国府」再考―方位論―」(同右、一一二)、昭和五十八年。
- (9) 植田地区文化財研究会『巖北の文化財』大分市植田公民館発行、昭和六十三年。

(五) 其他

- (1) 瓜生島研究会『瓜生島研究』(『豊府古蹟研究』五)、昭和六年。
- (2) 岡本良知「戦国時代の豊後府内港」(『大分県地方史』一〇)、昭和三十二年。
- (3) 渡辺克己『大分今昔』大分合同新聞社、昭和三十九年。
- (4) 瓜生島調査会『沈んだ島―別府湾瓜生島の謎―』同会刊、昭和五十二年。



## あとがき

この巻の完成の目度がついて、正直なところやれやれという感じで一ぱいである。というのは、本巻所収の荘郷ほど編者を悩ましたものはなかったし、今後もありそうに思われないほどであったからである。それは荘郷の境域の不明な点が多いだけでなく、南北朝期にあればほど激戦の続いた高崎山の帰属が、皆目つかめなかったからである。位置関係からは賀来荘が最も自然と考えられたが、裏付け史料が皆無で、また取り出す等の試行錯誤の徒労は並大抵ではなかった。

迷走の揚句、江戸時代史書の助けを借り、ついに笠和郷に入れて糊塗せざるをえなかった。その可否については識者の批判を待つとしても、なお鎌倉期及びそれ以前の問題は依然として残る。神崎郷の所在確認とその変遷追跡と関連するが、史料皆無の現状では見透しは暗い。

荘郷域の曖昧性は、「大字・小字表」の作成にも大きな障碍となった。何れかの荘郷に所属しない土地は存在しない筈だ、とする前提に立った本表には無理があり、一応の参考資料と断らざるをえなかった。

本巻に「京都大徳寺黄梅院文書」、現地の「甲斐守文書」等の可成りの新史料を収録しえたことは大きな収穫であるが、そのため二段組みを倍加し、文禄二年（一五九三）の「大分郡上淵村検地帳」（筆者蔵）を割愛せざるをえなかったことは遺憾である。諸種の事情から紙数の制約を受けている現況下では、已むをえない措置であり、割愛分は補遺編に収録することとしたい。

五巻下もすでに印刷所に入稿済みである。徐々ながら遅延を取り戻す気運に向いつつあることは間違いない。引き続き購読者の御支援をお願いしたい。

平成元年九月十五日

編者

編者略歴

明治四十五年大分県に生まれる。昭和十四年広島文理科大学史学科卒業。大分大学助教授、教授を経て、現在別府大学教授、文学博士。

現住所―870大分市大石町四―三

主要編著書―大分県史料(共編)、

大分県の歴史、増訂畿内庄園の基礎

構造、大和国若槻庄史料一(四)(共

編)、豊後国大野荘史料、増訂豊後

大友氏の研究、豊後国田染荘史料、

豊後国米羅郡・小野荘・草地荘・都甲史料、

豊後国真玉荘・白野荘・香々地史料、

豊後国国東郷・竹田津荘・伊美史料、

豊後国武蔵郷史料、

豊後国安岐郷・八坂(上)・史料、

豊後国日出荘・大神・藤原荘・朝見郷史料、

豊後国石垣荘(同別符)・龍門荘・由布院史料、

豊後国

莊園公領史料集成五(上)

豊後国在隈郷・勝津留・笠和郷・賀来荘・阿南荘史料

平成元年十二月一日発行

編者 渡 辺 澄 夫

発行所 別府大学附属図書館

別府市北石垣八二番地

郵便番号 八七四一〇一

電話〇九七七(六七)一〇〇一(代表)

発行者 附属図書館長

岸 野 晋 一

印刷 佐伯印刷株式会社

大分市古国府十一組

電話〇九七五(四三)一二二一

『別府大学史料叢書第一期』